

令和 6 年 6 月 20 日 開会
令和 6 年 7 月 5 日 閉会

第 434 回

長野県議会（定例会）

会 議 録

第434回長野県議会（定例会）会議録目次

6月20日（木曜日）

応招議員の席次及び氏名	1
開 会 午後1時	
会議録署名議員決定の件	5
新任理事者の紹介	
総務部長 渡 辺 高 秀 君	6
県民文化部長 直 江 崇 君	6
健康福祉部長 笹 渕 美 香 君	6
産業政策監 山 田 明 子 君	6
観光スポーツ部長 加 藤 浩 君	6
建設部リニア整備推進局長 室 賀 荘一郎 君	6
会計管理者兼会計局長 尾 島 信 久 君	6
教 育 長 武 田 育 夫 君	7
警察本部長 鈴 木 達 也 君	7
諸般の報告	7
説明のため議会へ出席を要求した者の氏名	
長野県地域公共交通計画の策定について	
第3期信州保健医療総合計画の策定について	
第9期長野県高齢者プランの策定について	
長野県障がい者プラン2024（長野県障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画）の策定について	
令和5年度における長野県の歯科口腔保健に関する施策の実施状況について	
持続可能な脱炭素社会づくりに関する施策の実施状況について	
長野県伝統的工芸品産業振興施策の実施状況について	
令和5年度行政監査の結果に関する報告について	
現金出納検査結果	
会期決定の件	7
知事提出議案の報告	7
第1号より第25号まで及び報第1号より報第21号まで	

提出議案の説明

知事阿部守一君	9
延会 午後1時34分	

6月25日（火曜日）

開議 午前10時

知事提出議案の報告	19

第26号及び第27号

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

西沢正隆君	20
小林東一郎君	31
奥村健仁君	42
休憩 午前11時50分	
再開 午後1時	
寺沢功希君	49
竹村直子君	63
山口典久君	70
休憩 午後2時45分	
再開 午後3時1分	
川上信彦君	78
中川博司君	88
延会 午後4時9分	

6月26日（水曜日）

開議 午前10時

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

小林陽子君	101
佐藤千枝君	110
丸山寿子君	116
竹内正美君	121
休憩 午後0時3分	
再開 午後1時10分	

向山賢悟君	133
勝野智行君	144
休憩 午後2時25分	
再開 午後2時41分	
両角友成君	154
毛利栄子君	162
延会 午後3時48分	

6月27日（木曜日）

開議 午前10時

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

グレート無茶 君	175
早川大地君	184
小林君男君	195
休憩 午前11時39分	
再開 午後1時	
垣内将邦君	203
小山仁志君	214
勝山秀夫君	219
休憩 午後2時18分	
再開 午後2時34分	
大井岳夫君	224
延会 午後3時21分	

6月28日（金曜日）

開議 午前10時

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

青木 崇 君	241
林 和 明 君	254
加藤康治君	261
休憩 午前11時33分	
再開 午後1時	

望 月 義 寿 君	267
百 瀬 智 之 君	271
埋 橋 茂 人 君	278
小 林 あ や 君	287
休 憩 午後2時44分	
再 開 午後3時	
清 水 正 康 君	296
知事提出議案委員会付託	303
第1号より第25号まで、報第1号及び報第2号	
決算特別委員会の設置並びに同委員会に調査事件付託	304
決算特別委員会委員、同委員長及び同副委員長の選任	304
請願・陳情提出報告、委員会付託	305
請願（請第8号より請第10号まで）	
陳情（陳第230号より陳第260号まで）	
請願取下げの件	305
議員提出議案及び委員会提出議案の報告	305
議第1号より議第12号まで及び委第1号	
提出議案（議第11号）の説明	
和 田 明 子 君	317
散 会 午後3時43分	

7月5日（金曜日）

開 議 午後1時	
新任理事者の紹介	
教育委員会委員 島 宏 幸 君	323
委員会審査報告書提出報告	323
県民文化健康福祉委員長報告	
委 員 長 小 山 仁 志 君	323
産業観光企業委員長報告	
委 員 長 宮 下 克 彦 君	325
農政林務委員長報告	
委 員 長 中 川 博 司 君	326

危機管理建設委員長報告

委員長 大畑 俊隆 君…………… 327

環境文教委員長報告

委員長 花岡 賢一 君…………… 329

総務企画警察委員長報告

委員長 寺沢 功希 君…………… 330

閉会中継続審査及び調査の申し出…………… 332

受付締切り後提出された陳情…………… 332

陳第264号

閉 会 午後1時27分

令和 6 年 6 月 20 日

長野県議会（定例会）会議録

第 1 号

令和 6 年 6 月

第434回長野県議会(定例会)会議録(第1号)

令和 6 年 6 月 20 日(木曜日)

応招議員の席次及び氏名

1 番	飯	田	市	竹	村	直	子
2 番	安	曇	野	小	林	陽	子
3 番	上	田	市	林		和	明
4 番	長	野	市	勝	山	秀	夫
5 番	長	野	市	グ	レ	ー	ト 無 茶
6 番	大	町	市	奥	村	健	仁
7 番	松	本	市	青	木		崇
8 番	上	伊 那 郡	辰 野 町	垣	内	将	邦
9 番	飯	田	市	早	川	大	地
10 番	東	御	市	佐	藤	千	枝
11 番	塩	尻	市	丸	山	寿	子
12 番	須	坂	市	小	林	君	男
13 番	松	本	市	勝	野	智	行
14 番	長	野	市	加	藤	康	治
15 番	松	本	市	小	林	あ	や
16 番	上	伊 那 郡	宮 田 村	清	水	正	康
17 番	伊	那	市	向	山	賢	悟
18 番	上	田	市	山	田	英	喜
19 番	佐	久	市	大	井	岳	夫
20 番	茅	野	市	丸	茂	岳	人
21 番	佐	久	市	花	岡	賢	一
22 番	長	野	市	望	月	義	寿
23 番	長	野	市	山	口	典	久
24 番	佐	久	市	藤	岡	義	英
25 番	下	伊 那 郡	平 谷 村	川	上	信	彦
26 番	東	筑 摩 郡	山 形 村	百	瀬	智	之

27	番	佐		久		市		小	山	仁	志
28	番	千		曲		市		竹	内	正	美
29	番	諏		訪		市		宮	下	克	彦
30	番	木	曾	郡	木	曾	町	大	畑	俊	隆
31	番	安		曇	野		市	寺	沢	功	希
32	番	岡		谷		市		共	田	武	史
33	番	長		野		市		高	島	陽	子
34	番	千		曲		市		荒	井	武	志
35	番	長		野		市		埋	橋	茂	人
36	番	塩		尻		市		続	木	幹	夫
37	番	松		本		市		中	川	博	司
38	番	松		本		市		両	角	友	成
39	番	上		田		市		清	水	純	子
40	番	諏	訪	郡	富	士	見	小	池	久	長
41	番	伊		那		市		酒	井		茂
42	番	須		坂		市		堀	内	孝	人
43	番	南	佐	久	郡	小	海	依	田	明	善
44	番	小		諸		市		山	岸	喜	昭
45	番	中		野		市		小	林	東	一
47	番	岡		谷		市		毛	利	栄	子
48	番	長		野		市		和	田	明	子
49	番	北	安	曇	郡	池	田	宮	澤	敏	文
50	番	中		野		市		丸	山	栄	一
51	番	飯		田		市		小	池		清
52	番	飯		山		市		宮	本	衡	司
53	番	長		野		市		西	沢	正	隆
54	番	長		野		市		風	間	辰	一
55	番	駒		ケ	根	市		佐	々	祥	二
56	番	松		本		市		萩	原		清
57	番	上	水	内	郡	信	濃	服	部	宏	昭

欠員（1名）

出席議員（56名）

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	30 番	大 畑 俊 隆
5 番	グ レ ー ト 無 茶	31 番	寺 沢 功 希
6 番	奥 村 健 仁	32 番	共 田 武 史
7 番	青 木 崇	33 番	高 島 陽 子
8 番	垣 内 将 邦	34 番	荒 井 武 志
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 幹 夫
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 川 博 司
12 番	小 林 君 男	38 番	両 角 友 成
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 水 純 子
14 番	加 藤 康 治	40 番	小 池 久 長
15 番	小 林 あ や	41 番	酒 井 茂
16 番	清 水 正 康	42 番	堀 内 孝 人
17 番	向 山 賢 悟	43 番	依 田 明 善
18 番	山 田 英 喜	44 番	山 岸 喜 昭
19 番	大 井 岳 夫	45 番	小 林 東 一 郎
20 番	丸 茂 岳 人	47 番	毛 利 栄 子
21 番	花 岡 賢 一	48 番	和 田 明 子
22 番	望 月 義 寿	49 番	宮 澤 敏 文
23 番	山 口 典 久	50 番	丸 山 栄 一
24 番	藤 岡 義 英	51 番	小 池 清
25 番	川 上 信 彦	52 番	宮 本 衡 司
26 番	百 瀬 智 之	53 番	西 沢 正 隆

54 番	風 間 辰 一	56 番	萩 原 清
55 番	佐々木 祥 二	57 番	服 部 宏 昭

説明のため出席した者

知 事	阿 部 守 一	林 務 部 長	須 藤 俊 一
副 知 事	関 昇 一 郎	建 設 部 長	新 田 恭 士
危機管理監兼危機管理部長	前 沢 直 隆	会計管理者兼会計局長	尾 島 信 久
企画振興部長	清 水 裕 之	公営企業管理者企業局長事務取扱	吉 沢 正
総 務 部 長	渡 辺 高 秀	財 政 課 長	新 納 範 久
県民文化部長	直 江 崇	教 育 長	武 田 育 夫
健康福祉部長	笹 渕 美 香	教 育 次 長	米 沢 一 馬
環 境 部 長	諏 訪 孝 治	教 育 次 長	曾根原 好 彦
産 業 政 策 監	山 田 明 子	警 察 本 部 長	鈴 木 達 也
産業労働部長	田 中 達 也	警 務 部 長	小野田 博 通
観光スポーツ部長	加 藤 浩	監 査 委 員	増 田 隆 志
農 政 部 長	小 林 茂 樹		

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	宮 原 涉	議事課委員会係長	風 間 真 楠
議 事 課 長	矢 島 武	議事課担当係長	萩 原 晴 香
議事課企画幹兼課長補佐	山 本 千 鶴 子	総 務 課 主 任	東 方 啓 太
		総 務 課 主 事	古 林 祐 輝

午後1時開会

○議長（山岸喜昭君）ただいまから第434回県議会を開会いたします。

知事から招集の挨拶があります。

阿部知事。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）本日ここに6月県議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位の御出席を賜り、誠にありがとうございます。

提出議案につきましては後刻御説明を申し上げますので、何とぞ御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げ、挨拶といたします。

令和6年6月20日（木曜日）議事日程

会議録署名議員決定の件

会期決定の件

知事提出議案

本日の会議に付した事件等

会議録署名議員決定の件

新任理事者の紹介

諸般の報告

会期決定の件

知事提出議案

午後1時1分開議

○議長（山岸喜昭君）これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、会議録署名議員決定の件、会期決定の件及び知事提出議案であります。

●会議録署名議員決定の件

○議長（山岸喜昭君）次に、会議録署名議員決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。会議録署名議員は議長指名により決定いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議ありませんので、清水正康議員、向山賢悟議員、山田英喜議員を

指名いたします。

●新任理事者の紹介

○議長（山岸喜昭君）次に、新任の県理事者を紹介いたします。

最初に、渡辺高秀総務部長。

〔総務部長渡辺高秀君登壇〕

○総務部長（渡辺高秀君）去る４月１日付をもちまして総務部長を命ぜられました渡辺高秀です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山岸喜昭君）次に、直江崇県民文化部長。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君）去る４月１日付で県民文化部長を命ぜられました直江崇でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山岸喜昭君）次に、笹渕美香健康福祉部長。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）去る４月１日付をもちまして健康福祉部長を命ぜられました笹渕美香でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山岸喜昭君）次に、山田明子産業政策監。

〔産業政策監山田明子君登壇〕

○産業政策監（山田明子君）去る４月１日付をもちまして産業政策監を命ぜられました山田明子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山岸喜昭君）次に、加藤浩観光スポーツ部長。

〔観光スポーツ部長加藤浩君登壇〕

○観光スポーツ部長（加藤浩君）去る４月１日付をもちまして観光スポーツ部長を命ぜられました加藤浩でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山岸喜昭君）次に、室賀荘一郎建設部リニア整備推進局長。

〔建設部リニア整備推進局長室賀荘一郎君登壇〕

○建設部リニア整備推進局長（室賀荘一郎君）去る４月１日付をもちまして建設部リニア整備推進局長を命ぜられました室賀荘一郎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山岸喜昭君）次に、尾島信久会計管理者兼会計局長。

〔会計管理者兼会計局長尾島信久君登壇〕

○会計管理者兼会計局長（尾島信久君）去る４月１日付をもちまして会計管理者兼会計局長を命ぜられました尾島信久でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山岸喜昭君）次に、武田育夫教育長。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）去る４月１日付をもちまして教育長を命ぜられました武田育夫でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山岸喜昭君）次に、鈴木達也警察本部長。

〔警察本部長鈴木達也君登壇〕

○警察本部長（鈴木達也君）去る４月５日付をもちまして警察本部長を命ぜられました鈴木達也でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

●諸般の報告

○議長（山岸喜昭君）次に、諸般の報告は、お手元に配付したとおりであります。朗読は省略いたします。

〔議案等の部「２ 諸般の報告」参照〕

●会期決定の件

○議長（山岸喜昭君）次に、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の意見を徴した結果、本日から７月５日までの１６日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、会期は１６日間と決定いたしました。

●知事提出議案の報告

○議長（山岸喜昭君）次に、知事から議案の提出がありましたので、報告いたします。

〔職員朗読〕

令和６年６月２０日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

長野県知事 阿 部 守 一

令和６年６月長野県議会定例会議案提出書

議案を別紙のとおり提出します。

第 １ 号 令和６年度長野県一般会計補正予算（第１号）案

第 ２ 号 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案

第 ３ 号 長野県県税条例の一部を改正する条例案

- 第 4 号 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 5 号 幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 6 号 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 7 号 国民健康保険事業費納付金の算定の基準等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 8 号 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例案
- 第 9 号 県庁災害対策用発電設備工事請負契約の締結について
- 第 10 号 県民文化会館舞台機構改修工事請負契約の締結について
- 第 11 号 児童保護措置事務に係る損害賠償について
- 第 12 号 水道管の漏水事故に係る損害賠償について
- 第 13 号 県営かんがい排水事業菅平地区菅平小水力発電施設建設工事変更委託契約の締結について
- 第 14 号 一般国道141号道路改築工事（海尻）委託契約の締結について
- 第 15 号 一般国道418号道路改築工事（天竜川橋 2 工区）請負契約の締結について
- 第 16 号 一般国道141号道路改築工事（平原大橋）変更請負契約の締結について
- 第 17 号 一般県道市ノ沢山吹停車場線道路改築工事（新万年橋 2 工区）変更請負契約の締結について
- 第 18 号 一般県道上飯田線道路改築工事（共和）変更委託契約の締結について
- 第 19 号 一般県道上松南木曽線道路改築工事（読書ダムから戸場 1 号トンネル）変更請負契約の締結について
- 第 20 号 一級河川諏訪湖河川改修工事（釜口水門）請負契約の締結について
- 第 21 号 一級河川求女川河川改修工事（鉄道交差部整備）変更委託契約の締結について
- 第 22 号 一級河川千曲川災害復旧助成工事（百合居橋）変更請負契約の締結について
- 第 23 号 一級河川千曲川災害復旧助成工事（箕作から月岡 1 工区）変更請負契約の締結について
- 第 24 号 一級河川千曲川災害復旧助成工事（箕作から月岡 2 工区）変更請負契約の締結について
- 第 25 号 令和 2 年公共土木施設災害復旧工事（足瀬 3 工区）変更請負契約の締結について
- 報第 1 号 令和 5 年度長野県一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分報告
- 報第 2 号 長野県県税条例の一部を改正する条例の専決処分報告

報第3号 県有地隣接地の事故に係る損害賠償の専決処分報告
報第4号 交通事故に係る損害賠償の専決処分報告
報第5号 交通事故に係る損害賠償の専決処分報告
報第6号 交通事故に係る損害賠償の専決処分報告
報第7号 交通事故に係る損害賠償の専決処分報告
報第8号 交通事故に係る損害賠償の専決処分報告
報第9号 道路上の事故に係る損害賠償の専決処分報告
報第10号 県有地の事故に係る損害賠償の専決処分報告
報第11号 道路上の事故に係る損害賠償の専決処分報告
報第12号 訴えの提起の専決処分報告
報第13号 訴えの提起の専決処分報告
報第14号 交通事故に係る損害賠償の専決処分報告
報第15号 交通事故に係る損害賠償の専決処分報告
報第16号 交通事故に係る損害賠償の専決処分報告
報第17号 特別支援学校敷地内の事故に係る損害賠償の専決処分報告
報第18号 令和5年度長野県一般会計予算の繰越しについて報告
報第19号 令和5年度長野県流域下水道事業会計予算の繰越しについて報告
報第20号 令和5年度長野県電気事業会計予算の繰越しについて報告
報第21号 令和5年度長野県水道事業会計予算の繰越しについて報告

〔議案等の部「1 議案 (1)知事提出議案」参照〕

○議長（山岸喜昭君）以上であります。

次に、お手元に配付いたしましたとおり、地方自治法第122条の規定に基づき知事から予算説明書の提出がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

●知事提出議案

○議長（山岸喜昭君）ただいま報告いたしました知事提出議案を一括して議題といたします。

提出議案の説明を求めます。

阿部守一知事。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）ただいま提出いたしました議案の説明に先立ち、当面の県政課題について御説明を申し上げます。

本県の人口は、本年2月に約50年ぶりに200万人を下回り、2001年のピークから20年余りで

約1割減少しました。日本全体でも2008年以降人口減少が続いており、国立社会保障・人口問題研究所によれば2050年には人口1億400万人余りとなり、東京を除く全ての道府県で2020年より減少する見通しです。

こうした中で発表された2023年の全国の合計特殊出生率は、過去最低の1.20であり、全ての都道府県で前年を下回るという深刻な事態となっています。本県としても、出生数の急激な減少を抑えるために、保育料や子ども医療費等の負担軽減を図るための「子育て家庭応援プラン」の具体化をはじめ、若者の就職支援や交流の促進、結婚や不妊治療等への支援、「パパ育児応援奨励金」の創設による男性の育児休業取得支援などに一層力を入れて取り組んでまいります。今回の補正予算案では、こうした支援策や子育ての魅力を広く知っていただくための広報に要する経費を計上したところです。

人口問題への対応には、県民の皆様と危機感や方向性を共有することが重要です。まずは、長野県立大学と信州大学で、未来を担う若者との県民対話「H O P E 2050」を開催しました。大学生や若い社会人の皆様と2050年のありたい未来像についてディスカッションを行い、完全週休三日制の導入、年代別議会の導入、信州バーチャル大学の開校など、多彩なアイデアをいただくことができました。引き続き、市町村、産業界等を含めた幅広い県民の皆様との対話を進めてまいります。今後、出された御意見等を踏まえて検討を行い、年内にはオール信州で人口問題に対処するための県民会議の立ち上げと戦略の取りまとめを行いたいと考えています。我が国の人口は当面減り続けることが確実であることから、明日開催予定の県民会議準備会合においても、人口減少社会への適応策に重点をおいて議論を深めてまいります。

東京大学名誉教授で県政参与の神野直彦氏は、全国知事会国民運動本部のセッションで、「人口問題は経済活動だけでなく、人々の生活活動や生活様式などが複雑に絡み合っており、人々の「幸福（well-being）」に深く関わっている」と指摘されました。歴史の峠を越えようとしている現在、将来世代のためにも、今を生きる私たちが明るい将来ビジョンを取りまとめ、実行していかなければなりません。外国人を含む県民や本県に関わりのある皆様のしあわせ（well-being）の実現を図ることを愚直に追求し、これまでの常識にとらわれることなく、長期的な視点に立って社会の大胆な変革に挑戦してまいります。

令和6年能登半島地震発生から半年近くが経過する中、これまで延べ5,100名を超える県と市町村の職員が本県から被災地に入り、避難所運営や住宅被害認定調査などの支援を行ってきました。現在も県から長期派遣している4名の技術職員が道路や建築物の復旧に取り組んでいます。被災地の本格的な復興に向け、能登半島地震復興支援県民本部の参加団体と協力し、「チームながの」として息の長い支援を行ってまいります。

今回の地震で生じた住宅の倒壊や孤立集落の発生、避難所の諸課題などは、本県でも十分に

起こり得る問題であるため、県としても重点的に対策を進めているところです。今年度当初予算で補助制度を充実した住宅耐震改修補助の申請件数は、先月末時点で前年比約1.6倍の109件と増加しており、県民の関心も高まっています。今後、食料品等の備蓄や家具の転倒防止、地震保険加入促進などの呼びかけと合わせ、住宅の耐震化を一層推進してまいります。また、木曽地域では災害時の孤立集落への物資配送にドローンを活用するための実証実験を行っており、町村・事業者間の協力体制構築などを進めています。この取組を県内全域に展開するため、現在、市町村の意識調査と配送業者の掘り起こしを進めています。さらに、避難者の健康維持のためには避難所トイレの環境改善が重要であることから、組立式トイレの広域的な備蓄に必要な経費を補正予算案に計上しました。

現在策定中の「地震防災対策強化アクションプラン（仮称）」では、「地震災害死ゼロ」を目指し、耐震化の促進、孤立地域の発生抑制と早期解消、避難生活の質の改善、女性や外国人等多様な方々に対する配慮などを重点項目として位置付け、施策の具体化を図ってまいります。

誰もが安心して暮らせる持続可能な地域社会を実現するためには、行政と交通事業者の役割分担も含めて公共交通をリ・デザイン（再構築）することが必要です。そのため、今月12日、長野県全域を計画区域とする地域公共交通計画を長野県公共交通活性化協議会において決定しました。

モータリゼーションの進展や少子高齢化・人口減少の急速な進行を背景として、民間事業者の自助努力のみで地域公共交通を維持することは困難な状況です。このため、行政の主体的な関与により社会的共通資本である地域公共交通の維持・発展、利便性の向上を図ることとし、持続可能な地域公共交通ネットワークの構築や担い手の確保、キャッシュレス決済の導入や脱炭素化の推進などに取り組んでまいります。特に、高齢者・高校生・観光客といった自家用車に頼ることができない方の移動の保証を図るため、確保すべきサービスの品質を定めたところであり、今後10広域圏ごとに関係者との議論を深め、取組の具体化を進めてまいります。

また、地域の移動の足を確保するためには、自家用有償旅客運送やスクールバス、病院・商業施設・宿泊施設等の送迎サービスなど、多様な輸送資源を最大限活用することが必要です。自家用有償旅客運送については、交通空白地の解消に向けて市町村と連携した取組を進めるとともに、NPO法人等に対する補助事業により普及を促してまいります。軽井沢で開始された、いわゆる「日本版ライドシェア」については、引き続き、市町村や長野県タクシー協会、タクシー事業者等と取組状況や課題等を共有し、タクシー供給力が不足している地域への導入を促進してまいります。

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」により導入された時間外労働の上限規制が、本年4月1日から自動車運転業務にも適用され、いわゆる「物流2024年問題」

への対応が急務となっています。

県ではこれまで、問題の克服に向けて、関係する13組織の皆様と共同宣言を行うとともに、「物流2024年問題」への対応を含む総合経済対策の策定・実施などに努めてきました。しかし、先月開催した、必要な対策を検討するための関係者との意見交換会では、商慣行の見直しや価格転嫁の促進が未だ不十分であることが明らかになりました。

今後は、その要因等を調査するとともに、業務の自動化・省力化の推進、地域のラストワンマイルなどに対応した新たな配送システムの構築、再配達を削減するための消費者の行動変容の促進などについて、実務者連絡会を開催して具体化を検討してまいります。

現在工事が進められているリニア中央新幹線の品川・名古屋間について、ＪＲ東海は３月29日に、「2027年の開業は実現できる状況になく、新たな開業時期も見通すことができない」と表明しました。このことは、建設工事に御理解、御協力をいただいている皆様や2027年の開業を期待されていた方々に大きな影響を与えるものであり、誠に残念です。

４月22日にはＪＲ東海の丹羽俊介社長と直接会談し、リニア中央新幹線の早期開業や、地域の皆様の御理解と御協力を得ながら工事を進めること、開業時期の延期について地域に丁寧に説明することなどを要請しました。また、長野県駅（仮称）を中心としたまちづくりや観光振興についても、ＪＲ東海が積極的に関与し、県や地元住民と一体となって取り組むよう求めました。さらに今月７日には、リニア中央新幹線建設促進期成同盟会に参加する沿線各知事とともに、岸田文雄内閣総理大臣や斉藤鉄夫国土交通大臣を訪問し、地域の悲願であるリニア中央新幹線の日も早い全線開業と中間駅周辺のまちづくりへの支援を要望しました。

リニア中央新幹線は、東京一極集中から多極分散型国土への転換を促す大きな契機となります。県としては、伊那谷や木曽谷が新しい暮らし方や働き方を実現できる地域となるよう、「リニア開業に伴う新たな圏域形成に関する関係府省等会議」の力もお借りしながら、市町村や関係者とともにまちづくり・地域づくりを進めてまいります。

北陸新幹線が敦賀まで延伸され、大阪から長野までの所要時間が約30分短縮されました。来年開催予定の「大阪・関西万博」には、海外からの約350万人を含む約2,820万人の来場者が見込まれています。

この機会を「交流人口の拡大」と「長野ファンの獲得」につなげるため、関西圏で人気があるアウトドアカルチャーの発信や、学習旅行の誘致などによる観光誘客の促進に努めるとともに、信州フェアの開催などを通じた県産品の販売促進に取り組めます。

「大阪・関西万博」への対応としては、来年８月下旬にＥＸＰＯメッセにおいて、長野県の豊かな自然環境や自然の癒し、食文化と健康長寿といった魅力を発信するイベントを行うとともに、万博の開催期間中に大阪市内において、観光・物産プロモーションを行う予定です。

関西方面からの観光客をＪＲ大糸線沿線へと呼び込むため、今月からＪＲ西日本、新潟県、沿線自治体と連携し、糸魚川・白馬間に臨時バスを運行しています。この実証事業は当初予算に計上した旅行商品の造成事業と一体的に実施し、夏休み期間における集中的な誘客などにより、大糸線利用者の増加につなげてまいります。

観光振興財源を確保するためには、まずは「宿泊」行為への課税を検討することが望ましいとの観光振興審議会の答申を踏まえ、「観光振興税（仮称）」の具体的な制度設計を進めています。

本県観光が目指す「世界水準の山岳高原観光地」を形成するためには、自然公園やマウンテンリゾートの整備など「長野県らしい観光コンテンツの充実」、観光ＭａａＳの実装や交通手段の確保・利便性の向上、宿泊施設の滞在環境向上など「観光客の受入環境整備」、広域ＤＭＯの機能強化など「観光振興体制の充実」が必要です。「観光振興税（仮称）」の税収は、こうした施策・事業を重点的に推進するための財源としたいと考えています。

納税義務者と徴収方法等については、答申のとおり、納税義務者は、旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所と、住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設に宿泊する者とし、徴収方法は特別徴収、特別徴収義務者は宿泊施設の経営者その他徴収の便宜を有する者とする方向で検討しています。また、税収の一定割合を市町村に対して交付金として交付し、この税の趣旨に沿った活用を行っていただく考えです。税率や免税点については、使途等と併せて慎重に検討しています。

今後も県議会の皆様や宿泊事業者、市町村など関係者の御意見をお伺いしながら、令和８年４月の導入を目指して丁寧に制度の構築を進めてまいります。とりわけ、同様の課税を検討している市町村とは十分に意思疎通を図り、全体として納税者等の御理解を得られる制度となるよう調整してまいります。

県内各地でクマの目撃が続いています。先月には里地での目撃件数が全県で１０６件、前年度の１．６倍となり、今月上旬には４件の人身被害が発生しました。こうした状況を受け、今月５日に初めて「ツキノワグマ出没注意報」を全県に発出し、県民の皆様に注意を呼びかけているところです。

今月１１日には「野生鳥獣被害対策本部会議」を緊急に開催し、人身被害を防ぐための集中点検を行うことを決定しました。来月１２日までの約１か月間、市町村や専門家と連携して、クマの出没が予想される場所を集中的に点検し、クマが食べる木の実の処理や藪の刈り払いなどの対応策について、地域住民の皆様に必要な助言を行ってまいります。また、クマの出没情報を分かりやすくお伝えする仕組みについて現在検討中です。

今後もクマによる人身被害を防ぐため、市町村や関係団体と連携し、必要な対策を進めてま

います。

本県の不登校児童生徒は増加し続けており、子どもの居場所や学びの場として重要な役割を果たしているフリースクールの利用者が増えています。しかし、これらの施設は小規模で運営体制が脆弱なことが多く、支援者同士のつながりや情報発信の不足などの課題があります。こうした状況を踏まえ、「信州型フリースクール認証制度検討会議」において、認証基準や支援のあり方などについて議論を重ねた結果、本年4月、全国初となる「信州型フリースクール認証制度」を創設いたしました。

第1期の認証には、20件以上の申請があり、現在、外部有識者の御協力を得て審査を進めています。書類審査だけでなく、現地確認も行い、子どもへの支援内容や子どもの様子をしっかりと把握した上で、来月中には認証を行う予定です。認証された施設が持続的に運営できるよう、運営経費の補助に加え、職員研修や交流・連携の機会の提供など、継続的な支援を行ってまいります。認証された施設が、子どもたちの多様な学びの選択肢となることを期待しております。

今年度、「かえるプロジェクト」として、各所属のミッションの言語化や課内対話の促進、仕事の減量化に向けた提案を職員から広く募集する「サマーレビュー」の実施や予算編成作業の効率化、事務用品の調達・管理の一元化などに取り組んでいます。また、職員間のコミュニケーションの活性化や業務の効率化を図るための「オフィス改革」も県庁の一部で先行実施する予定です。

こうした取組に加え、全職員が組織風土改革の効果をいち早く実感できるよう、「部局長への時間外レクの禁止」と「レクのペーパーレス化の徹底」に4月から取り組んでいます。来月からは、「時間内レクの徹底」を課室長へのレクにも拡大するとともに、「会議の見直し」による業務の効率化にも取り組んでまいります。

職員一人ひとりが明るく楽しく前向きに働くことができる環境を整え、県民の皆様のために真に役立つ県組織となることを目指し、取組を進めてまいります。

令和5年度の決算見込みについて申し上げます。

昨年度は、「しあわせ信州創造プラン3.0」の初年度であり、計画に掲げた5つの政策の柱に基づいた施策を展開するとともに、総合経済対策や災害への緊急対応などに取り組んでまいりました。県財政につきましては、県税や地方交付税の収入が当初の見込みを上回ったこと、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金が所要額を超えて交付されたことなどにより、一般会計の歳出総額は1兆1,106億円余、実質収支は83億円余の黒字となる見込みです。ただし、この交付金の不要額約26億円は返還が必要となることから、これを除いた本来の実質収支は57億円余の黒字となる見込みです。

さて、今定例会に提出いたしました一般会計補正予算案その他の案件につきまして、その概

要を御説明申し上げます。

一般会計補正予算案は30億4,702万7千円であります。これまで述べたことのほか、県民生活の安全・安心の確保、エネルギーコストの削減と脱炭素化の推進、教育環境の整備などに要する経費を計上しました。

県民生活の安全・安心の確保としては、新興感染症への対応を担っていただく医療機関が行う施設整備等への支援や、県道園原インター線で本年3月に発生した法面崩落の緊急対策工事に取り組みます。エネルギーコストの削減と脱炭素化の推進としては、省エネ性能の高い家電製品の購入を支援する「信州省エネ家電購入応援キャンペーン第2弾」を実施します。「生活就労支援センター（まいさぼ）」における生活にお困りの方への支援や省エネ・再エネ設備を導入する中小企業への支援なども含め、物価上昇局面における県民の皆様の暮らしや経営をしっかりと支えてまいります。教育環境の整備としては、県立高校再編のため、赤穂総合学科新校及び須坂新校の設計を行うとともに、小諸新校の改築工事を実施します。

この補正予算案の財源として、国庫支出金12億335万5千円、県債10億7,100万円、その他繰越金など7億7,267万2千円を見込み、計上しました。

今年度の一般会計予算は、今回の補正を加えますと1兆21億5,957万4千円となります。

次に、条例案は、一部改正条例案7件であります。

このうち「長野県県税条例の一部を改正する条例案」は、県が作成する地域再生計画に基づいて本社機能の移転や拡充を行った事業者に対する課税の特例措置を2年間延長するものであります。

事件案は、県庁災害対策用発電設備工事請負契約の締結についてなど17件であります。

専決処分等報告は、令和5年度長野県一般会計補正予算の専決処分報告など21件であります。

以上、今回提出いたしました議案につきまして、その概要を申し上げます。何とぞよろしく御審議の程お願い申し上げます。

○議長（山岸喜昭君）以上であります。

これらの議案は、来る6月25日から行う質疑の対象に供します。

○議長（山岸喜昭君）お諮りいたします。本日はこの程度で延会にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

次会は、来る6月25日午前10時に再開して、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に

対する質疑を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後 1 時34分延会

令和 6 年 6 月 25 日

長野県議会（定例会）会議録

第 2 号

令和 6 年 6 月

第434回長野県議会(定例会)会議録 (第 2 号)

令和 6 年 6 月 25 日 (火曜日)

出席議員 (56名)

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	30 番	大 畑 俊 隆
5 番	グ レ ー ト 無 茶	31 番	寺 沢 功 希
6 番	奥 村 健 仁	32 番	共 田 武 史
7 番	青 木 崇	33 番	高 島 陽 子
8 番	垣 内 将 邦	34 番	荒 井 武 志
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 幹 夫
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 川 博 司
12 番	小 林 君 男	38 番	両 角 友 成
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 水 純 子
14 番	加 藤 康 治	40 番	小 池 久 長
15 番	小 林 あ や	41 番	酒 井 茂
16 番	清 水 正 康	42 番	堀 内 孝 人
17 番	向 山 賢 悟	43 番	依 田 明 善
18 番	山 田 英 喜	44 番	山 岸 喜 昭
19 番	大 井 岳 夫	45 番	小 林 東 一 郎
20 番	丸 茂 岳 人	47 番	毛 利 栄 子
21 番	花 岡 賢 一	48 番	和 田 明 子
22 番	望 月 義 寿	49 番	宮 澤 敏 文
23 番	山 口 典 久	50 番	丸 山 栄 一
24 番	藤 岡 義 英	51 番	小 池 清
25 番	川 上 信 彦	52 番	宮 本 衡 司
26 番	百 瀬 智 之	53 番	西 沢 正 隆

54 番 風 間 辰 一
55 番 佐々木 祥 二

56 番 萩 原 清
57 番 服 部 宏 昭

説明のため出席した者

知 事 阿 部 守 一
副 知 事 関 昇一郎
危機管理監兼危機管理部長 前 沢 直 隆
企画振興部長 清 水 裕 之
企画振興部交通政策局長 小 林 真 人
総 務 部 長 渡 辺 高 秀
県民文化部長 直 江 崇
県民文化部こども若者局長 高 橋 寿 明
健康福祉部長 笹 渕 美 香
環 境 部 長 諏 訪 孝 治
産 業 政 策 監 山 田 明 子
産 業 労 働 部 長 田 中 達 也
産 業 労 働 部 営 業 局 長 合 津 俊 雄
観光スポーツ部長 加 藤 浩

農 政 部 長 小 林 茂 樹
林 務 部 長 須 藤 俊 一
建 設 部 長 新 田 恭 士
建設部リニア整備推進局長 室 賀 荘一郎
会計管理者兼会計局長 尾 島 信 久
公営企業管理者企業局長事務取扱 吉 沢 正
財 政 課 長 新 納 範 久
教 育 長 武 田 育 夫
教 育 次 長 米 沢 一 馬
教 育 次 長 曾根原 好 彦
警 察 本 部 長 鈴 木 達 也
警 務 部 長 小野田 博 通
監 査 委 員 増 田 隆 志
選挙管理委員会委員長 北 島 靖 生

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 宮 原 涉
議 事 課 長 矢 島 武
議事課企画幹兼課長補佐 山 本 千鶴子
議事課委員会係長 風 間 真 楠

議事課担当係長 萩 原 晴 香
議 事 課 主 査 山 田 淳 貴
総務課庶務係長 矢 島 修 治
総 務 課 主 任 東 方 啓 太
総 務 課 主 事 古 林 祐 輝

令和 6 年 6 月 25 日（火曜日）議事日程

午前10時開議

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

知事提出議案（日程追加）

本日の会議に付した事件等

知事提出議案

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

午前10時開議

○議長（山岸喜昭君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑であります。

●知事提出議案の報告

○議長（山岸喜昭君）次に、知事から議案の提出がありましたので、報告いたします。

〔職員朗読〕

令和 6 年 6 月 25 日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

長野県知事 阿 部 守 一

令和 6 年 6 月長野県議会定例会議案提出書

議案を別紙のとおり提出します。

第 26 号 公安委員会委員の選任について

第 27 号 教育委員会委員の選任について

〔議案等の部「1 議案（1）知事提出議案」参照〕

○議長（山岸喜昭君）以上であります。

ただいま報告いたしました知事提出議案を本日の日程に追加し、その順序を変更いたします。

●知事提出議案

○議長（山岸喜昭君）本件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本件については、それぞれ会議規則第44条の規定により提出者の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ提出者の説明を省略することに決定いたしました。

これらの議案は、本日から行う質疑の対象に供します。

●行政事務一般に関する質問及び知事提出議案

○議長（山岸喜昭君）次に、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案を議題といたします。

お手元に配付いたしましたとおりの議員から行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑の通告がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

順次発言を許します。

最初に、西沢正隆議員。

〔53番西沢正隆君登壇〕

○53番（西沢正隆君）おはようございます。自由民主党県議団、長野市・上水内郡区選出の西沢正隆でございます。

最初に、教職員の不祥事問題についてお聞きいたします。

武田教育長が就任され、最初の県議会であります。武田教育長は、信濃教育会会長、長野県中学校校長会会長、全日本中学校校長会理事、教学指導課長等を歴任され、義務教育教員出身者で初めて教育長に就任されました。これらを踏まえて、以下、質問をいたします。

教員の不祥事については、一般質問で4回、文教委員会で17回取り上げ、ただしてきましたが、いまだにゼロにならず、2023年度は14件と増加傾向になり、残念な気持ちを通り越し、憤りを感じています。

教員の不祥事については、長野県の状況を振り返ると、2009年、酒気帯び防止強化月間を設け、「教職員による不祥事の根絶と信頼回復に向けて」というメッセージが教育委員の連名で出されました。それ以降も、非違行為防止委員会の校内への設置や相談窓口の周知などを行ってまいりました。

しかし、3年後の2012年度には、わいせつ事案に加え、麻薬を輸入する事案まで発生するなど、前年度の2倍の47件の不祥事が発生してしまいました。県教育委員会は、これに対応して、教員の資質向上・教育制度あり方検討会議から提言を受け、コンプライアンス体制の構築、新しい研修体系の作成、人事評価制度の見直しなど全部で46項目の行動計画を策定しました。しかし、2013年度30件と、前年度から減少したものの、7人の逮捕者が出てしまったことから、2014年度にコンプライアンスアドバイザーが設置されました。

その後も、教職員学校評価制度改善の実施等、教員の資質向上・教育制度改善事業、新たな

教員研修体系に基づく総合教育センター研修事業が実施されてきました。その効果があり、2014年度、2015年度はわいせつ事案は1件となりました。しかし、2016年度にわいせつ事案が8件と続出し、わいせつ行為根絶のための特別対策が策定されましたが、その後3件のわいせつ事案が発生してしまいました。

2017年度に「非違行為の根絶に向けて 教え子や家族を悲しませないために」が改訂され、これを全教職員に配付し、研修を毎年重ねてきた結果、2020年度6件、2021年度5件と不祥事は減少傾向になり、一定の効果がありました。しかし、2022年度、12件中わいせつ事案3件、2023年度、14件中わいせつ事案5件と、残念ながら増加傾向になりつつあります。今年度は、現段階で4件の不祥事が起きています。また、先日、部活動の地域移行が推進される中、外部コーチのわいせつ行為が発覚いたしました。

これまでに、県教育委員会としても様々な検証を実施してきました。2019年10月にわいせつ行為根絶検討委員会で自校の児童・生徒のわいせつな行為に係る検証報告書を取りまとめた結果、問題行動が起きるプロセスには四つの壁があることが発表されました。特に、わいせつ事案では、性問題行動というのは、たまたま衝動的に行われるものではなく、四つの壁を越えることで起きてしまうとのことでした。

一つ目は動機の壁で、これは性的に行動したいという思いにつながる満たされない気持ちや状態にある者がそれを解消するためということです。二つ目は内的壁で、やってはいけないと判断する人間の心の中にある良心です。三つ目は外的壁で、被害者と2人だけでの接触といった外的環境のことです。最後に、四つ目が被害者の壁で、被害者に接触した場合の被害者の抵抗のことです。この四つの壁を超えてしまうとそういった問題行動が起きてしまうという検証結果が出されました。

また、2023年2月定例会文教委員会で、「今まで数多くの対策をやってきておりますが、本当に有効な対策はどのようなものなのか、分析の結果を踏まえ、再度検討していかなければならないと考えております」と県教育委員会から答弁がありました。

そこで、長い教職員人生に加え、教員を指導する立場を長く務められてきた経験から、長野県の教職員の度重なる不祥事問題についてどう感じてこられ、教育長に就任された現在、どのように対処していくのか。また、なぜ不祥事ゼロを目指しながら、その目標に達せず、不祥事が繰り返されるのか。検証結果を踏まえ、お聞きします。

2021年2月28日に発覚したわいせつ案件の対応について紹介します。

この案件は、2019年に高校教諭によるわいせつ行為が発生し、高校教育課長、教育幹、指導主事の3人が承知していたにもかかわらず、報告をせず、該当教諭は退職。1年半後に教員からの通報により発覚しました。該当教諭には一切の処分が適用されず、一方で、報告しなかつ

た3人にはそれぞれ処分が下されました。報告義務を怠った3名のうち、2名は教育次長、高校教育課長と昇進しましたが、なぜか1年で2人とも異動し、その後この案件が発覚しました。発覚は教員からの通報で、教育委員会の相談窓口ではなく、コンプライアンス・行政経営課の窓口送到られ、その理由は、教育委員会の窓口だと握り潰されるおそれがあったからです。

これらのことから、私は、文教委員会で、教育委員会は認めませんでした、通報した教員が危惧したように隠蔽体質があり、まさにこの案件は隠蔽したことでさらに大きな問題になったことを指摘しました。また、生徒の特定にはつながらないことから、処分された3名については実名を発表すべきであることを主張しましたが、ガイドラインにより実名は発表できないとのことでした。

報告義務を怠った教員は、処分された後も高校校長会会長、2年定年延長して校長を続けられました。このことから、教育委員会の処分の甘さと隠蔽体質が露呈したことを感じました。管理職に対して処分後も厳しい対応をするべきであったと今でも思います。

以上のことから、教育委員会の隠蔽体質、仲間意識が強く、仲間に甘いと思いますが、不祥事後の処分についての教育長の御所見をお聞きします。

教職員の不祥事がなくなる中、教員は、懲戒処分が下され、教員免許が失効されても、3年たてば教員免許の再交付が可能でありました。これにより、再交付された後、他県で講師として採用され、再び性犯罪を行った事例があります。

現在、県教育委員会では、文部科学省の官報情報検索ツールで性犯罪の履歴についてチェックしていると聞いています。わいせつについて、教員による児童生徒性暴力防止法が2022年4月に施行され、再び教壇に立つことを極めて難しくする再授与審査が2025年以降に始まるということです。また、性犯罪がないか確認する制度、日本版DBSを導入するための法律が今国会で成立いたしました。

そこで、子供たちを性犯罪から守るためにも、今後も様々な取組を実践していかなければならないと考えますが、教育長の御所見をお聞きします。

次に、小中学校校長会について、県中学校校長会長等を歴任された教育長にお聞きします。

市町村小中学校校長会は、義務教育を担う学校間の連携を密にし、適切な学校運営を行うため、長野県や全国の校長会とも連携し、調査研究などの事業を行っている任意団体であります。補助金が各市町村から各校長会に出されています。

松本市では、市立の小中学校が47校ありますので、1校当たりの補助単価を2万円として補助しています。使途の内訳は、各種団体への負担金59万円、研修費29万円、消耗品費6万円です。松本市が県校長会への負担金の一部を補助し、小学校では、県小学校校長会負担金29万9,600円、県小・中校長会事務局運営負担金23万8,000円で、中学校では、県中学校校長会

負担金17万4,800円、県小・中校長会事務局運営負担金16万1,500円となっています。長野市からも総額410万円の補助金が各校長会に出ています。

そこで、各市町村から負担金が納入される県小・中学校校長会の予算規模と総会の有無についてお聞きいたします。そして、どのような事業を行い、どのような成果を上げているのか、教育長にお聞きいたします。

2020年11月定例会文教委員会で問題提起をした小中特別支援学校教職員名簿についてお聞きします。

長野県の義務教育の管理職以外の人事を、毎年、県教育委員会、市町村教育委員会、校長会が覚書を交わして行い、各校長が一般教員の人事異動の原案を作成するために名簿が活用されています。名簿の単価は、北信版8,500円、東信版7,200円、南信版7,000円、中信版が6,100円と、各地区学校数、教職員数により価格に相違があります。各市町村で年間合計392冊、総額247万円で名簿が販売されていました。

違和感を感じたのは、各地区の校長会が作成した名簿を市町村教育委員会が一旦購入し、校長会にその名簿を配付して人事を行っていたところでありました。各校長が名簿を作成し、地区ごとにまとめて名簿にしていたのですが、教職員人事のことですから、そもそも市町村教育委員会が名簿の印刷費等を支払っていれば、違和感を持たず、安価に作成できていたものと考えます。なぜ各校長会から市町村教育委員会が名簿を購入してきたのか、疑問があります。いつからやってきたかは文教委員会の質疑では明らかになりませんでした。私が文教委員会で指摘し、名簿のデジタル化を提案した2020年度にこの名簿の販売は取りやめ、現在は、市町村教育委員会から教職員配置表が県に提出され、名簿を電子化し、県教育委員会が管理するようになりました。教育委員会にしてはスピーディーな対応であると感じました。

そこで、各校長会から小中特別支援学校教職員名簿が販売されるようになった経緯と、なぜ急遽取りやめとなったのか、理由をお聞かせ願います。また、校長会の今後の在り方について教育長にお聞きいたします。

次に、県立高校での個人情報紛失についてお聞きいたします。

先週、県立高校で卒業生を含む生徒369人分の個人情報が入ったU S Bメモリーが紛失したことが判明しました。県教育委員会にU S Bメモリーを拾得したとの封書が届きました。

大きな問題は、U S Bメモリーの回収のめどが立っていないことと、紛失した教職員がこの報告義務を怠っていたことでもあります。そこで、教育長に今回の事件について説明をいただき、対象校では把握をしていたのか、お聞きいたします。現在はクラウド等を利用するのが一般的ですが、各県立高校にはクラウドは整備されているのか。また、U S Bメモリーに個人情報を移すことが可能か等の個人情報の管理と運用のルール、さらには再発防止対策について

教育長にお聞きいたします。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）御質問についてお答えいたします。

まず、教職員の不祥事問題に関する私の所感についてでございます。

学校に勤務していた当時は、ほとんどの教職員は子供のために一生懸命働いているにもかかわらず、ごく一部の教職員の非違行為により長野県教育全体の信頼が失墜し、批判されることは誠に残念であり、非違行為を起こした教職員には公教育を担う使命感が欠如しているのではないかと憤りを感じておりました。

教育長に就任し、どのように対処するかについてでございますが、一つには、教育への信頼を失墜させる行為に対しては厳正に対処してまいりたいと考えております。もう一つは、教職員がその使命を完遂できるよう働く環境を整えてまいりたいと思います。この二つを柱にして不祥事問題に対処してまいりたいと考えております。

次に、検証結果を踏まえ、不祥事がゼロにならず繰り返される原因についてでございます。

これまで、研修など様々な取組をしてきたにもかかわらず不祥事が繰り返されることは、誠に遺憾であります。その原因について、心理学の専門家からは、研修が一方的な説明にとどまり、教職員の心に響く研修が不足しているのではないかと。また、教職員間で悩みを共有できたり、心の内面に潜む窮状に気づく職場環境が形成されておらず、悩みを持つ教職員が孤立しているのではないかなどの指摘をいただいているところでございます。こういった点を踏まえ、これまでの取組に加え、新たな対応を行っていく必要があるというふうに考えているところでございます。

次に、2022年に施行された法に基づき子供たちを性犯罪から守る取組ということについてでございます。

私は、教育で最も大切にすることは、子供たちの心と体の安全を確保することであるというふうに考えております。議員御指摘の子供たちを性犯罪から守るための取組の重要性については、私も全く同感でございます。官報情報検索ツールに加え、今後運用が始まる免許状の再授与審査や日本版DBSを含め、様々な制度を活用し、子供たちを性犯罪から守る取組を進めてまいり所存でございます。

続きまして、県小学校長会、中学校長会の予算規模や総会の有無及び実施事業とその成果についての御質問でございます。

県小学校長会及び中学校長会は任意の団体であり、会員である校長の会費で運営していると承知しております。県小学校長会は年間1,700万円ほど、県中学校長会は1,300万円ほどで運用していると聞いており、予算案及び決算案については全校長が出席する総会で審議をし、他団

体からの監査員による監査を行っている」と承知しております。

校長会は、教育課題解決のため、研究調査委員会をつくったり、独自に研修をしたりしている団体でございます。校長間の情報交換や研究協議により、特色ある学校づくりや児童生徒の学力向上などに資しているというふうに考えております。

教職員の名簿の販売についての御質問でございます。

公立小中学校教員の人事については、長野県教育委員会と市町村教育委員会とで交わしている覚書に従い、校長が人事の原案を作成することとしており、人事異動業務の基礎資料として校長会が教職員名簿を作成し、業者に印刷・製本を依頼してきたと承知しております。

校長が使用する名簿であります。市町村教育委員会が必要な場合には原価で提供してきたということでございます。校長購入分の費用については、市町村教育委員会によっては全額またはその一部を補助してきたというふうに聞いております。

印刷・製本を廃止した理由でございますが、1冊の単価が高額になってきたこと、それに加え、個人情報保護の観点からデジタルデータによる管理に移行したというふうに聞いております。

今後の校長会の在り方でございますが、長野県教育委員会と校長会は両輪として長野県の教育を支えてきたと考えております。今後も、長野県教育の発展のために校長会の果たす役割に期待するものでありますが、働き方改革等の観点から、今後の校長会の在り方については課題を共有してまいりたいというふうに考えております。

先週発生した県立高校での個人情報紛失についてでございます。

まずは今回の事案の概要についてでございます。

6月18日、県教育委員会宛てに、拾ったU S Bメモリーの中に学校の情報が入っており、一部に個人情報が含まれていることを知らせる匿名の文書が送られてまいりました。これを受け、県教育委員会として、送られてきた文書からU S Bメモリーを紛失した教職員を特定し、本人に確認を行ったところでございます。

U S Bについては、令和4年度までのデータが含まれていること、また、その一部に生徒等369名分の氏名、住所、生年月日及び生徒130名分の英語の成績等個人情報が含まれていることを確認いたしましたところでございます。なお、今回の指摘を受けるまで、そのU S Bメモリーを紛失していることに当の本人は気づいておりませんでした。対象校では、生徒や保護者の皆様に謝罪及び説明を行うとともに、卒業生に対しては謝罪文を送付する予定でございます。

次に、クラウドの整備の状況及び個人情報の管理運用についてでございます。

クラウドは、全ての県立学校で教職員や生徒に対して容量を決めて利用が可能となっておりますが、個人情報などの重要性の高い情報については、クラウドではなく学校からのみアクセ

スできる県立学校専用のサーバーを利用しております。また、個人のUSBメモリーを公務に使用することは禁じており、今回の事案については、個人のUSBを用い、所定の手続の下、校外に持ち出したものではありませんでした。

今後の個人情報の管理徹底、再発防止についてでございます。

今回の事案において個人情報の管理が徹底されていなかったことを受け、県教育委員会としては、事案の詳細について調査を実施し、本人に対して厳正な処分を行ってまいります。また、今後も、所管する県立学校において、個人用USBの公務への使用禁止の徹底や、個人情報等の重要性の高いものについて県の指定するサーバーへの保存等、情報管理ルールを徹底し、再発防止に努めてまいります所存であります。

このたびの事案に関しまして、皆様方及び県民の皆様にご心配と御迷惑をおかけいたしましたことを、この場をお借りして深くおわび申し上げます。申し訳ありませんでした。

不祥事の処分についての御質問でございます。

2021年に発覚した非違行為事案については、当時の担当課が事案を認識した際に、報告を行った校長と担当課のみで非違行為に至らないと判断したということございまして、県教育委員会として組織的な判断を行うに至らなかった、そのことがその後の対応が適切に行われなかった原因でございます。

一方、適切な対応を怠った関係者に対する懲戒処分等については、県教育委員会が定める懲戒処分等の指針や教職員の非違行為に係る公表ガイドラインに従い、適正に懲戒処分及び公表を行ったというふうに認識しております。また、懲戒処分等を受けた教員をその後校長に任用したことについても、管理職登用の資質の判断に問題はなかったというふうに認識しているところでございます。

県教育委員会といたしましては、本事案を受け、不祥事が生じた場合、担当課のみでなく、局内で情報を共有し、連携して対応してまいるように改めたところでございます。各事案の対応に当たっては、懲戒処分等の指針に基づき適正に行っているものと考えておりますが、県民の皆様のご信頼を損なうことのないよう今後も厳正に対処してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔53番西沢正隆君登壇〕

○53番（西沢正隆君）それぞれ答弁をいただきました。今残念だったのは、謝罪が一番最後になったことです。まずは謝罪をしてから説明に入っていただきたかったというふうに思います。不祥事の問題で、一番の被害者は児童生徒であります。担任が該当者であれば、子供たちのショックは計り知れないと考えています。

今日はなかったのですけれども、私が質問すると、「信州教育の信頼回復に全力を挙げて取

り組んでまいります」と、いつもそういった答弁であります。教育問題が山積している中、様々な取組をさらに実践し、教育長を先頭に信州教育の信頼回復に取り組むことを強く要望いたします。

隠蔽、処分の関係です。

近頃発生した外部コーチのわいせつ事案ですが、1か月報告なし、USBメモリー紛失も報告がないということで、隠蔽体質がまだ抜け切れていないと思います。処分については、ガイドライン等の見直し、処分のルールを強化する必要があります。オープンな教育委員会が不祥事の根絶にもつながると考えます。

そして、性犯罪については、親の気持ちとして、性犯罪者には二度と教壇には立ってもらいたくありません。部活の地域移行が進む中、外部コーチについてもチェックしていく仕組みが必要であります。

先ほど、校長会の話がありました。補助金や負担金で運営される校長会ですが、人事に使う名簿の売買や、市町村校長会は事務局がなく担当校長が事務局運営を担っているなど、慣例で運営されていると感じました。働き方改革、教員不足の時代に、もしかしたら校長が教壇に立つという時代になるかもしれません。時代に合った校長会に見直す時期であると考えますので、先ほど教育長から答弁もあったように、そんなことも御検討をいただければと思います。

USBメモリー紛失については、早期の回収に努め、再発防止対策を徹底してください。

次に、危機管理対策についてお聞きします。

本年1月1日に発生いたしました能登半島地震では、6月4日現在、死者260人、行方不明者3人、負傷者1,316人、全壊8,424棟、半壊2万461棟の被害状況で、今なお2,854人の方々が避難所生活を強いられています。改めて犠牲者の皆様に哀悼の意を表し、被災者の方々にお見舞いを申し上げ、一日も早い復興をお祈りいたします。

災害時には、速やかに初動体制が取れるかが重要であります。長野県は、過去に、地震をはじめ、噴火、水害、雪害、地滑り災害等を経験したことから、災害支援体制のノウハウを蓄積してきました。災害レベルにより招集体制が決まっていて、訓練が何度も繰り返されてきました。災害はいつ起きるか分かりません。そのいつ起こるか分からない災害に速やかに対応することが県民の安全・安心の確保につながります。

危機管理部として、現在でも自衛隊OB、警察などを加え、体制を整えていますが、今後起きるかもしれない様々な災害に備え、災害支援に特化した危機管理の特命チームの設置が重要と考えます。このことについては、2021年9月定例会一般質問で、県民の安全・安心を確保するための危機管理体制を万全にするべく、人事異動のない危機管理のスペシャリストで構成される知事による特命チームを設置することを提案したところ、知事からは、「今後の組織の在

り方、検討の視点としても、やはり専門性が高い人材の育成、人事配置、こうしたものについても引き続き取り組んでいきたいと考えております」との答弁がありました。そこで、3年たった現在、現状について知事にお聞きします。

県は、能登半島地震を教訓に、地震災害死者ゼロを目標に地震防災対策強化アクションプランのたたき台を発表いたしました。大地震発生時に孤立集落が多く発生すると言われる長野県においては、様々な対策が必要であります。

アクションプランのたたき台では、重点項目に避難所の質の改善が掲げられています。そこで、災害時の避難所ではトイレ問題が常に課題になっているところですが、今回のプランにおいて避難所の質の改善を重点としたコンセプトと、プランのたたき台段階にもかかわらず今定例会で組立て式トイレの備蓄のための予算計上をした狙いを危機管理部長にお聞きいたします。

また、災害時のトイレ環境が考慮されつつありますが、災害の規模によってはその数や長期の使用となった場合の対策は十分とは言えません。人の営みがある限りし尿は必ず発生し、その処理が必ず必要となります。大規模災害からの復旧に時間がかかる場合、不衛生な環境によってもたらされる感染症や、水の摂取を減らすことによって血管障害やエコノミークラス症候群などの健康障害を引き起こします。そのためにも、災害時の十分なトイレ対策が必要不可欠となります。

全国浄化槽団体連合会が提案する浄化槽を活用した避難所トイレシステムは、新たに避難所トイレ用浄化槽を設置し、平時は雨水をためる貯留槽として活用し、災害時にはためた水を洗浄水用にプールや組立て式水槽にくみ上げ、空になった避難所トイレ用浄化槽の上に避難所トイレを設置する方法です。

加えて、災害対応型L P ガスバルク供給システムは、L P ガスのバルク貯槽と供給設備と消費設備をセットにしたもので、地震や津波など大規模災害により電気や都市ガス等のライフラインが寸断された状況においても、L P ガスによるエネルギー供給を安全かつ迅速に行うことを目的として開発されたシステムです。この災害対応バルク、L P ガス空調非常用発電機等を災害時の避難所となる学校体育館に導入するよう、長野県L P ガス協会から毎年県へ要望が出されています。

以上のことから、避難所で有効に活用できる浄化槽を活用した避難所トイレシステムと災害対応バルク等のL P ガス関連機器の避難所等への導入について、危機管理部長に御所見をお聞きします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 危機管理対策に関連して、私には人材育成、人事配置について御質問をいただきました。

西沢議員御指摘のとおり、災害に備えた専門性の高い人材をどう育て、配置するかは極めて重要な課題だというふうに思っております。特に、様々な施策、事業を県として行っておりますけれども、この危機管理の分野はまさに県民の皆様方の命に直結する分野でありますので、それだけ人事配置にも意を用いていかなければいけないというふうに考えております。

まず、人材の育成という観点では、前回御質問をいただいて以降、新たに消防庁、内閣官房など国の危機管理所管部局に対して職員派遣を行わせていただいております。このことによって国の対応等についても知ってもらう、また、国の立場から全国の都道府県、市町村の対応状況についても把握をしてもらいたいというふうに思っております。

また、本年1月に発生した能登半島地震に際しては、様々な応援を行っているわけでありまして、特に危機管理業務経験を有する職員を中心にリエゾンとして派遣させていただいています。もとより被災地支援を行うという観点での派遣ではありますが、そのことを通じて実際の被災地における対策、対応についても学んでもらっている状況でございます。

また、人事配置につきましては、御質問にもありましたように、県警や自衛隊における業務経験をお持ちの方を配置してきておりますし、危機管理部においては、危機管理部あるいは危機管理業務の経験を有する職員を優先的に配置してきております。現在の前沢危機管理監兼危機管理部長は危機管理部通算8年目ということで、様々な災害対策・対応を経験している職員でありますし、そのほかの職員も、危機管理部の経験を持つ職員を重点的に配置しているところであります。

こうした取組を行ってきているわけでありましたが、さらに県庁全体で専門性の強化ということが重要だと思っています。かえるプロジェクトは、職員が明るく楽しく前向きに仕事ができる環境づくりとともに、まさに県民の皆様方にとって本当に役に立つ県組織にしていくということを目指しているわけでありましたが、このかえるプロジェクトのタスクフォースの提案の中でも、職員の専門性向上に向けた人事制度の改革ということが大きなテーマとして指摘され、提言を受けているところでございます。専門性の向上、特に、職員一人一人にとっては自分のスキルの向上にもつながるものでありますし、また、県民の皆様方にとっては行政サービスの質を高めていくということにも直結するわけでありまして。

そういう観点で、現在、県庁内で職員の専門性を高めるための人事制度の導入について具体的な制度設計の検討を行っているところでございます。この危機管理部門に限らず、県組織全体の能力向上、そして、一人一人の職員がやりがいを持って取り組むことができるような人事制度になるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

〔危機管理監兼危機管理部長前沢直隆君登壇〕

○危機管理監兼危機管理部長（前沢直隆君）私には2問頂戴いたしました。

まず、アクションプランにおいて避難所の質の改善を重点項目とした考え方と、組立て式トイレ備蓄の予算計上の狙いについてでございます。

能登半島地震の避難所運営支援に入っていた本県職員の声や国の検証によりますと、発災当初の避難所は過密でございまして、段ボールベッドやパーティション等の設置スペースもなく、トイレも必ずしも衛生的とは言えないという状況で、大変厳しい環境であったというふうにお聞きしております。

本県は、避難所の環境改善に向けまして、令和元年の災害以降、避難所T K Bの環境向上を掲げ、様々な取組を進めてきたところではございますけれども、いま一度、大量の避難者が一度に押し寄せる状況への備えは大丈夫か、その際、量はもとより質の面も見直す必要はないかという問題意識の下で、今回、避難所の質の改善をアクションプランの重点項目に掲げまして、一層の取組を検討してまいりたいという趣旨でございます。

とりわけトイレにつきましては、ライフラインの復旧が進まずに使用できない期間が長期化したり、道路状況等により国や他県からの仮設トイレの到着にも相当の日数を要したという課題が明らかになっております。なおかつ、トイレを我慢することで、食事、水分を控えて、健康被害の発生、さらには災害関連死を引き起こしてしまうような悪循環は絶対に避けなければならないというふうに考えておりますので、今回の補正予算では、いつ起こるか分からない大地震に備えまして、速やかに快適なトイレ環境を提供する体制を整えるために、バリアフリーに対応し、プライバシーも守られる水洗式の組立て式トイレを県内広域に備蓄するための経費ということで計上したところでございます。

次に、浄化槽簡易トイレシステム、それからL Pガス関連機器の避難所への導入についてでございます。

堅牢で被災時でも水洗トイレの利用や衛生環境の維持が可能という浄化槽の特徴を生かすということで、非常に優れたシステムだというふうに思っておりますが、一方で、想定収容人数を踏まえた容量確保が大丈夫か、あるいは豪雨のときなどに土砂・雨水の流入、逆流を防ぐような構造ができるかというような課題も指摘されているところでございますので、今後そういった課題をクリアして実用化になったときには積極的に市町村にも働きかけをしていきたいと思っております。

また一方で、L Pガスの関連機器、とりわけ災害対応型L Pガスバルク供給システムにつきましては、電気や都市ガスの供給停止時には大変有効なシステムだと考えておりまして、既に県では平成29年度に消防学校にも導入しておるほか、昨年度は下條村の中学校にも導入されたとお聞きしております。

引き続き、県の総合防災訓練の展示や市町村向けの避難所環境向上研修等を活用しまして、こういった機器のよさについて周知、導入促進を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

〔53番西沢正隆君登壇〕

○53番（西沢正隆君）知事からは様々な3年間の経緯を説明いただきました。

県民の安心のため、やはり職員の異動が非常に弊害になっていると私は思うのです。今、スペシャリストで8年いるという答弁がありました。ぜひそういったスペシャリストの集団をつくって様々な災害が予測される中、県民の安全・安心を守るため、初動体制が速やかに取れるさらなる組織構築を要望し、質問いたします。

○議長（山岸喜昭君）次に、小林東一郎議員。

〔45番小林東一郎君登壇〕

○45番（小林東一郎君）信州教育が抱える様々な課題に対しどのように解決を図っていかれるのか、4月に就任された武田教育長の所信を順次伺ってまいります。

教員不足が全国的な課題となっています。本県においても、5月1日の時点で、公立学校において、義務教育36名、高校6名、特別支援学校8名の欠員が生じています。県立高校で欠員が生じるのは初めての事態であり、県教育委員会が義務教育を含め状況調査を始めた21年度以降最多と、教育現場での人手不足が深刻の度合いを増しています。

管理職や主任クラスの教員に負担がのしかかり、講師に頼らざるを得ないにもかかわらず、講師登録が減り続ける。何よりも、混乱が直接児童生徒に及ぶといった状況があります。この状況は、教育長が目指すところの子供を中心とする教育の場づくりとは真逆の方向です。

欠員対策の教員配置は、本年度は4名から9名に増員され、最大2か月派遣で年間54名分をカバー、産・育休代替教員も今年度は4名から7名に増員になり、最大3か月で28名分の代替を担うものですが、その間に講師が見つかる保証があるわけではありません。欠員対策の教員配置が十分だとお考えですか。

県教育委員会は、これまで、長期的な採用計画に基づいて適切な人数を採用していると繰り返し主張してきました。にもかかわらず、なぜ欠員が生じるのか。早期退職者の増加が勘案されていないとも感じますが、その原因をどのように分析され、講師に頼らざるを得ない状況をいかに打開されようとしておられるのか、伺います。

本年4月、中央教育審議会の特別部会は、残業代を支払わない代わりとして支給される教職調整額を現行の4%から10%以上に引き上げるとする文科省素案を大筋で了承しました。しかし、現場からは、残業を減らすための法改正が先、この方向では10年たっても残業時間は減ら

ないとの声が聞こえてきます。

一方で、財務省は大幅な予算増に難色を示しているとも報道されていますが、教職調整額引上げ案についての評価を伺います。あわせて、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法が、児童生徒と向き合い、教育を進めていく教員本来の働き方を実現するために備えるべき姿についての所見もお聞きます。

現行の教職調整額について、教育長は、今の教員の勤務状態に合っていないとし、議論が必要と言及されています。現場からは、給与額の問題ではない。忙し過ぎる状況の改善にきちんと向き合ってほしいといった声が上がっていますが、教員の働き方改革について、教育長は、量的なものについてはかなりやってきていると定例会見で述べておられます。これは、現場の状況と対策の間にまだ乖離があることの表れであり、改善に向けての今後の対応策をどのようにお考えになっておられますか。

今回の教職調整額引上げ議論の背景に学生の教職離れがあることは、間違いありません。教員採用試験の受験者数は6年連続で低下。昨年度の公立学校教員の選考試験倍率は前年度比0.3ポイント減の3.4倍で、過去最低となっています。その一方で、文科省の22年度調査では、採用後1年未満で退職した公立学校教諭は635人で、データが残る中では過去最多、うち精神疾患が229人にも上っています。

教育長は、新任教員任用式での挨拶で、教育という営みは未来をつくる営みとされました。未来をつくる営みに従事する教職が若い人たちから選ばれなくなっているとしたら、これは大いなる危機というほかはありません。ブラック教職の払拭なくして教職志望の改善は望むべくもないのですが、子供の成長に関わることができるやりがいのある仕事といった教職の魅力を語るだけで若い人が集まる時代ではなく、やりがい搾取と言われるような状況の改善を進めなければなりません、所見を伺います。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）初めに、欠員対策のための教員の配置についての御質問でございます。

小中学校における急な療休等による欠員に対応するため、本年度、欠員対策のためのサポート教員を昨年度の4名から9名に増員いたしたところであります。これによって全ての欠員に対応できるわけではございませんが、1校当たり最大2か月派遣することによって少なくとも延べ54人分をカバーしているというふうに承知しております。

次に、教員の欠員が生じる原因と対策についてでございます。

教員の欠員が生じる原因といたしましては、特別支援学級の増加や、近年育休を取得する男性職員が増えていること、それに加え、教員採用試験受験者の減少から講師希望者が減少しているといったことが原因として考えられます。

教員不足の解消に向けましては、企業等の協力による外部人材の活用や地域の方々に学校運営を支援いただく等の取組を進め、教員の業務負担を軽減するとともに、働き方を変えていくことが必要であるというふうに認識しております。あわせて、適切な処遇改善を行うことにより、教員のモチベーションや定着率の向上を図り、働きやすさと働きがいを高めていくことが重要であると考えているところでございます。

次に、中教審の教職調整額を引き上げる案に対する評価等の質問でございます。

現行の教職調整額支給率は、いわゆる給特法制定時の勤務状況を踏まえ、月8時間の残業時間を基に定められたものであり、職務内容や働き方が当時から大きく変化する中、50年ぶりに引き上げられることとなれば、教員の給与や労働条件の改善につながる措置と、一定の評価をいたしたいと思います。

勤務時間に応じて残業代を支払うべきという声もございますが、教員の仕事は自発性や創造性に委ねる部分が大きく、職務の線引きが難しいものであり、一律で上乘せする枠組みには一定の合理性があるものと認識しております。

そもそも給特法は、教員の職務の特殊性に配慮した法律であり、公正な給与体系や労働条件を保証するものであると考えておりますが、議員御指摘のとおり、近年、教員の勤務実態に合っていないという声が高まっていることも承知しております。給特法を現状に適合させるためには、長時間労働の是正や業務負担の軽減と併せて若手教員や講師の処遇改善も必要と考えており、本県においても、知事部局と連携しながら教員の働き方や処遇の抜本的な見直しに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、教員の働き方改善の策についてでございます。

教職の魅力語るだけでなく、実際に教職を魅力的なものにするためには、教員に時間的なゆとりと精神的なゆとりを生み出すことが不可欠であると考えております。県教育委員会では、本年度、外部専門家の知見を取り入れた教員業務改善事業に取り組んでおり、塩尻市を働き方改革推進エリアとして、教員の負担となっている業務の見直し、改善策の導入、検証等を進めているところでございます。

この取組から得られた実効性のある改革を保護者や地域の方々の理解を得ながら全県に広げていくとともに、学校と地域の連携を強化し、地域の方に学校行事やイベントをサポートしていただくなど、協力して子供たちを支えることで教員の業務負担の軽減につなげてまいりたいと思います。

働きやすく働きがいのある長野県の学校をつくるため、サポートスタッフの配置や業務改善の推進、地域や関係機関との連携強化など様々な施策を総合的に推進し、長野県で教員として働きたいと思っていただけるような方が増えるよう取り組んでまいりたいと考えております。

〔45番小林東一郎君登壇〕

○45番（小林東一郎君）冒頭でお聞きしたのは、欠員対策の教員配置が十分とお考えかということなのです。今お答えいただいたところでは、年間延べ54人分ということであります。既に50人の欠員が生じている。ここの部分の教員配置が十分なのか、再度お聞きいたします。

難関とされる国立大学の旧帝国7大学に合格した東京圏の高校出身者が、08年度から23年度の15年間で1.68倍に増加したと毎日新聞が報じています。人口変動の影響を排除するため、各地域の18歳人口に占める旧帝大合格者数の割合で比較しても、東京圏は2.09倍で、東京圏以外の1.76倍を上回り、少子化の影響で比率が上昇する中であっても、東京圏の伸びが大きくなっています。旧帝大のほうの研究環境も整っており、学生を指導する教員の層も厚く、大学としての魅力が大きいことから、いわゆる受験格差は、地方に身を置くものとして憂慮すべきものです。この現象の背景には、地方の基礎学力、言い換えれば受験対応力が東京圏に比べ劣っていること、経済の低迷で地方の家計に余裕が失われていること等があるとされ、改善が望まれます。

本県における旧帝大及び大学進学状況の推移と、受験格差についての見解を伺います。また、地方が東京圏に劣るとされる基礎学力の向上と個別最適な学びとをどのように関連づけていられるか、お考えをお聞きします。

昨年度、本県で教員懲戒処分は14件あり、過去5年間で最多となりました。これまで、児童生徒へのわいせつ行為などの教員不祥事への対応として研修の充実が掲げられてきましたが、一向に収まりません。

県教育委員会が本年3月に示した「非違行為の根絶に向けて その行動は誰に見られても大丈夫ですか？」と題したパンフレットは、自らの仕事に対する誇りや使命を再確認し、研修への積極的な参加を呼びかけるものですが、こうした呼びかけが届かない教員が不祥事を起こしているように感じます。こうした対応は手詰まり感も漂っていますが、打開策はあるのか、お聞きします。

松本市で、昨年、中学校部活動の外部指導者が生徒と性的関係を持ち、学校や市教育委員会が事態把握後も約1か月にわたり指導を続けさせていた事案を受け、市教育委員会は、研修会への参加の義務づけ、部活動指導員と同様に性暴力をしてはならないなどの誓約書を交わすといった対応を行っています。また、県教育委員会も、外部指導者も教員並みの研修プログラムが必要になるのではとし、責任の明確化も含め、今後の対応を検討するとしています。

責任の明確化については、外部指導者も、有償無償を問わず、非常勤の一般職公務員として任用することで、研修会への参加はもちろん、守秘義務や、信用失墜行為の禁止も課され、違反した場合には懲戒処分も可能とすることが考えられますが、それも含め、県教育委員会がガ

イドラインを作成し、市町村教育委員会に示すべきではありませんか。

昨年度開催された特色ある高校づくり懇談会での議論の取りまとめは、これからの時代の高校の姿とそのための体制づくりなど三つの柱に8項目が位置づけられ、今年度上半期に県立高校の特色化に関する方針を決定する方向が示されています。新学科の設置や中高一貫校など県立高校第2期再編にいかに関係していくお考えなのか、伺います。

県教育委員会は、3月の定例会で、県立高校の再編基準の見直しを決定し、関係者が協議する場を設けることも含め、具体的な検討を進めるとしています。現行の基準を定めた18年当時と比べると、オンライン学習の普及など社会環境が大きく変化し、現行基準の適用が妥当かを再検討する必要がある、早期に新基準を定める方針のようですが、再編基準の見直しに向けた論点として、望ましい学校規模や再編基準に該当した場合の選択肢に加え、現行の再編計画との整合性も掲げられており、どのように第2期再編との一貫性を保っていくのか、その方向性を伺います。

また、第2期の再編によって地域で唯一の高校となる事例が増加する状況にあります。生徒の学びの選択肢を地域に残さないといけないとの指摘もあり、地域における後期中等教育の灯を守るとの観点をどのように捉えておられるのか、お聞きします。

文科省調査によれば、昨年10月の時点で、県立特別支援学校で不足する教室数は前回調査よりも9教室増加し78教室になっています。この背景には、少子化の中にあっても、児童生徒数は、1989年度の1,591人から2023年度には2,588人と、約1.6倍もの増加があります。中長期的な視点での環境整備が松本養護学校等で進められており、児童生徒増への応急的な対応とし5校34教室の増築も行われているところですが、現在特別支援学校各校の不足数はどうなっているのでしょうか。

また、応急的な教室の増築では不足数を補えない状況がありますが、教室不足の解消に向けた見通しはどのようなのでしょうか。

6月4日の稲荷山養護学校での環境文教委員会の現地調査に地元議員として出席し、校長先生から07年度の知肢併置以降、知的障がいの児童生徒の増加で学校が過大化している状況を伺いました。

知的障がいの児童生徒数は、10年度の更級分教室の設置で一旦は平準化したものの、19年度以降再び増加が続き、知肢併置初年度の92人から、本年度は201人と、2倍を超えています。それにより、作業室の教室への転用など教育環境の低下が生じ、クラス数に応じて教員は増えるものの、事務職員配置は変わらず、多忙化している状況等があります。

本年度は、特に高等部生徒の急増があり、このような傾向はしばらく続くと思いますが、高等部に特化した特別支援学校の新設も含め、課題解決をいかに図っていくお考えか、お聞き

します。

OECDが定期的に行っている15歳の生徒の学習到達度調査、PISAの2022年の最新データで、我が国は、科学的応用力では第2位など高いレベルを維持していますが、今や先進国では教育の主要な目的となった批判的思考、クリティカルシンキング、自らの思い込みや偏見による推論、既存のアプローチに対し批判的、内省的に思考することで、他者を批判するといった意味ではありません。こういったことを養うという観点で、批判的に考える必要がある課題を与えることを授業で取り上げていると答えた中学校の教員は、OECD平均で61.0%に対し、日本は12.6%で最下位に沈んでいます。デジタル化が進み、不正確な情報も蔓延する中、データを批判的に分析する能力を養うことは世界標準であり、我が国の教育が立ち遅れている批判的思考を学びの場でどのように養っていくお考えか、お聞きします。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）先ほど申しました欠員対策でございますけれども、現在54人分をカバーしているところでございますが、県教育委員会としては、この状況で十分とは考えておりません。今後も引き続き欠員対策をしてまいります。

大学進学状況の推移と受験格差についての御質問でございます。

公立高校を対象として県教育委員会が調査を開始した平成19年度以降のデータによりますと、旧制帝大への現役合格者数は、平成19年度は141人であり、直近3年間では、令和3年度162人、令和4年度144人、令和5年度129人で推移しています。4年制大学への進学率は、令和5年度は47.4%であり、平成19年度以降最も高い割合でございました。

旧制帝大の合格者の割合を圏域別で見ますと、東京圏では平成20年度の11.7%から令和5年度の20.1%とその伸びが大きいとの報道があり、東京圏では受験に対応した学力が伸びていることがうかがえます。

基礎学力の向上と個別最適な学びの関連についての御質問でございますが、個別最適な学びは、児童生徒一人一人に応じた学びを充実させるものであり、学習進度や理解の状況、興味関心等に応じて学び方を選択しながら学びを深めていくものであります。一人一人の適性に合わせて学ぶことにより、基礎学力の向上に加え、伸びる力を大いに伸ばすということにもつながっております。

このように、伸びる力を十分伸ばすことによって大学等への進学もよくなっていくのではないかというふうに考えているところでございまして、児童生徒が生涯にわたって探究心を持ち、学び続ける力を身につけていくよう、個別最適な学びの充実を図ってまいります。

次に、教員不祥事の対策でございます。

昨年度の懲戒処分件数が過去5年間で最多となったことは、県民の信頼を損なうことで、誠

に遺憾であり、申し訳なく思っているところでございます。

これまで、様々な研修等により非違行為の防止に取り組んできましたが、懲戒処分件数の増加を受け、さらに効果的な対策を講じていくことが必要と認識しております。そのために、教職員一人一人の内面に届くよう、心理学や法律の専門家から非違行為発生の原因分析と対策について助言をいただき、本年３月に教職員の非違行為防止に向けた今後の対策を取りまとめたところでございます。

これを受け、教職員が互いに信頼や親和性を高め、一緒によりよい学校をつくっていかうとする意識を高めるための職場環境づくりや、全ての教職員が非違行為防止のために取り組む意識を持てるよう取組をまとめたリーフレットの作成、配付などに取り組んでいるところでございます。今後も、教職員一人一人が非違行為を自分事として捉え、これまで実施してきた研修も粘り強く行いながら非違行為防止に向けて取り組んでまいり所存でございます。

次に、信州教育が支える課題解決のための方策について、外部指導者の在り方でございます。

学校と地域住民とが力を合わせて学校運営に取り組むことは、特色ある学校づくりを進めていくことや教員の働き方改革においても極めて重要であり、部活動においても、これまで部活指導員の献身的な協力によりその充実が図られてきたものと認識しております。しかし、議員の御指摘のとおり、安全・安心で生徒が精いっぱい取り組める活動を保障していくためには、責任の所在や外部指導者の身分などを含め、部活動や地域クラブ活動の方策を研究することが必要であり、今後、県地域スポーツ・文化芸術活動推進連絡協議会等を通して議論を深めてまいりたいと考えております。

特色ある高校づくり懇談会の議論のまとめについての御質問でございます。

特色ある県立高校づくり懇談会では、構成員の皆様から、地域連携の重要性や連携型中高一貫校の設置など様々な御意見をいただいたところでございます。懇談会での議論については、今後知事部局とも協議を進め、県立高校の特色化に関する方針としてまとめる予定でございます。取りまとめた方針については、再編統合新校ごとに設置されている新校再編実施計画懇話会等で議論し、新校の学校像や学校改革に反映させていく所存でございます。

県立高校の再編基準の見直しと再編計画との一貫性についての御質問でございます。

再編に関する基準等については、コロナ以降のＩＣＴの活用による遠隔授業等学び方の多様化や、通信制高校を選択する生徒の増加など、高校を取り巻く環境が大きく変化している状況を踏まえて再検討することとしたところでございます。現在進めている再編計画については引き続き推進していく所存でございますが、再編基準について見直しを行った中で、議員の御指摘のとおり、これまでの再編計画とそごがないように一貫性を保っていくことが非常に重要であると認識しております。

地域における後期中等教育については、その存在の重要性を認識しており、地域には共学共創コンソーシアムを構築し、学校には地域連携協働室を設置するなどして、高等学校が地域づくりの核となるよう地域の方々との対話を続けてまいりたいと考えております。

特別支援学校の教室不足の現状と解消に向けた見通しについてでございます。

議員御指摘のとおり、昨年10月時点の文部科学省の調査では、13校78教室が不足となっており、今年度当初では、児童生徒数の増減により新たに6教室が不足し、84教室の不足となっております。この不足教室数は、本来の面積より狭隘な教室や、普通教室に転用したため不足した特別教室、会議室等の総数であり、必要な普通教室数は確保できているものの、本来設置すべき特別教室がなくなっていることなどは課題であると認識しております。

県教育委員会としては、まず令和5年、6年にかけて5校で増築を行い、将来必要と見込まれる教室数も含めて34教室を新たに確保する見込みでございます。また、現在、松本養護学校、若槻養護学校における改築や寿台養護学校における増築を進めることにより、急増する生徒数に対応した早急な教室不足の解消を含め、環境整備を図ってまいります。このほか、上田養護学校をはじめ、老朽化、狭隘化した養護学校の改築、増築等に計画的に取り組み、児童生徒の学習環境のさらなる充実に努めてまいります。

高等部の生徒の急増についての御質問でございます。

本県では、高等部に特化した特別支援学校は設置しておりませんが、過大・過密化解消と就労支援の充実のため、高等学校等への高等部分教室の設置を進めてきており、これまでに全県で8か所の分教室を設置してまいりました。

稲荷山養護学校の過大化等への対応については、地域に根差した分教室の拡充や、近隣を含めた用地の活用などを視野に、必要となる教室の確保に向けて検討を進めてまいります。

続きまして、批判的思考、いわゆるクリティカルシンキングの育成についての御質問でございます。

議員の御指摘のとおりでございます。中学校の教員を対象としたOECDの国際調査によりますと、自分の授業で批判的に考える必要のある課題を与えることに肯定的な回答の割合は、参加国の平均61.0%に対し、日本は12.6%であったと承知しております。変化が急激で先を見通すことが難しい、いわゆるVUCAの時代にあって、物事を多角的、多面的に吟味し、見定めていく力と言われるクリティカルシンキングを育てていくことが不可欠であると認識しております。

実際の授業においては、例えば中学校の社会科のレジ袋の有料化など身近な生活の問題や、高等学校の首都機能の東京外移転など社会問題についてディベートで討論する授業などが行われています。また、1人1台端末の活用の広がりについで、大量の情報から必要な内容を取捨選

択したり真偽を見極めたりするなどの情報活用能力の育成は、クリティカルシンキングを養う上で重要であり、取組を進めているところでございます。

正解が一つでない問題に対して互いの意見を聞き合いながら多角的に思考する学びを各学校で展開することにより、クリティカルシンキングの育成に今後も努めてまいりたいと考えております。

〔45番小林東一郎君登壇〕

○45番（小林東一郎君）特別支援学校の教室不足ですが、今進めている34教室でもはっきり足りないということが分かっているわけです。そこへの見通しをお示しいただきたいのです。もう一度お願いいたします。

次に、知事に伺います。

今議会の議案説明で、知事は、不登校児童生徒の居場所や学びの場としてフリースクールの利用者が増加しているが、これらの施設は小規模で運営体制が脆弱なため、4月にフリースクール認証制度を創設。認証された施設が持続的に運営できるよう運営費の補助等支援を行い、多様な学びの選択肢となることを期待すると表明されました。

公立学校の不登校児童生徒への対応は、本来公が担うべきものです。それを民間の力を借りるということならば、県の認証を得たフリースクール利用者が負担する利用料等への市町村による支援がなされてしかるべきです。

認証制度においても、地域において子供の学びを支えるという観点から、利用者への直接の負担軽減については市町村に実施いただくことで、県と市町村が連携した支援体制を実現するという方向が示されていますが、市町村の理解が得られるよう協議が進められているのでしょうか。

5月20日に開催された第3回信州学び円卓会議で、これまでの議論を踏まえた「ありたい姿」として、「子どもたちが学校等でやりたいことを実現できている」「教員が学校等でチャレンジしたいことを実現できている」などの六つのテーマが示され、実行に当たっての主な課題を整理する方向で議論が進められています。

そこでの議論に、県民意見交換会で寄せられた提案を十分に反映させることが重要です。授業の改善や学びの深化、あるいは教員志望の学生が教職に就くことをためらわざるを得ない状況の改善等については、本来教育委員会が主体となって対応すべき課題ですが、今後教育委員会とはどのようにキャッチボールをされるお考えですか。

加えて、六つの姿を実現するのに必要な教育予算確保の方向性についても伺います。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）特別支援学校の普通教室34を現在増築していて、今後の見通しという

こととありますが、現在、特別教室等を普通教室に代用しているところとございまして、今後増築を進めることによって正常な形にしていくということで、引き続き計画的にこれを解消するように取り組んでまいるということとでございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には2点御質問をいただきました。

まず、フリースクール認証制度に関連して、市町村からの支援がしっかりとされるよう協議を進めているのかという御質問でございます。

今回の制度は、広域的な観点から運営費については県が直接支援をさせていただく一方で、保護者の利用料等の負担軽減については、来られるお子さんがほとんど義務教育年齢のお子さんであるということから、市町村に御支援をいただくことで県と市町村で連携した支援をしていきたいと思っています。こうした考え方から、昨年度から、市長会、町村会の総会や教育委員会連絡協議会、都市教育長協議会など様々な場面で県としての考え方をお伝えしているところとあります。また、市町村への個別の働きかけ、訪問、また担当者向けの連絡会、こうした場でも支援の協力依頼を行っているところとあります。

現在のところ、フリースクールを利用される児童生徒がいる市町村のうち半数近くの市町村で支援策を実施、あるいは検討中という状況になっています。ただ、もっともっと増やしていかなければいけないというふうに思っております。

現在、このフリースクールの認証制度は、第1期、最初の認証に向けた審査を行っているところとありますので、これから具体的に認証されるフリースクールが確定してまいります。そうした段階で、市町村に対しては、さらに一層協力をいただけるように要請、呼びかけをしていきたいというふうに思っております。

続いて、信州学び円卓会議に関連して、今後教育委員会とどうキャッチボールをしていくのか、また、教育予算の確保の方向性についてどうかという御質問でございます。

御質問にもありましたように、円卓会議で様々な意見をいただく中で、子供たちがやりたいことを実現できる学校づくりや、小規模校ならではの学びを実現するために必要な環境整備など具体的に検討していく方向性がまとめられているところとあります。まさに、ここから先は、議論ではなくて具体化、実行していくフェーズにしていかなければいけないというふうに思っております。

そうしたことを考えますと、まず、この円卓会議はいろいろな方に参画いただいておりますけれども、教育改革を進めていく上では、やはり責任ある立場の皆さんとしっかり方向感を共有するということが必要だと思っています。もとより市町村教育委員会関係についてはもちろん教育委員会で行っていただきますが、教育予算についてはやはり市町村長が権限を持ってい

るわけであります。そういう意味でも、私としては、市長会や町村会、あるいはこれからはやはり学校の中だけの教育ということではなくなってくるというふうに思いますし、先生だけが担うというものでもないというふうに思っています。

そうしたことを考えれば、やはり経済界の皆さんや、同じ教育に関係していても県の教育委員会が直接所管していない高等教育機関、あるいは幼稚園、保育園、こうしたところの皆さんと方向感を共有していくことは、まさに知事や知事部局の役割だというふうに考えております。私としては、選挙で選ばれている立場でもありますので、どういう社会的要請があるのかということを経験の分野にもしっかりと落とし込む、これは、教育委員会にお願いしていかなければいけないわけでありますが、先ほどの御質問にもありましたように、例えば進学実績についてどう評価するのか、この点をどう考えているのかといったようなことや、まさにクリティカルシンキング、批判的思考をどうやって教育の分野で実践していくのか。これは、まさにこれから未来に向けてほとんど正解がない世の中を子供たちは生きていかなければいけないわけでありまして、そういうことを社会的な要請として教育委員会に伝えていくということも私としての大きな責任だというふうに思っています。こうした観点から、教育委員会とはこれまでも様々議論してきておりますし、今後ともしっかりと議論していきたいというふうに思っております。

また、予算については、先ほどお話があった教員の働き方改革を進めていく上でも、例えば処遇をどうしていくのか、教員の数をどうしていくのか、これは、まさに予算に直接関係がある事案でありますし、また、特色ある県立高校づくり懇談会も具体化していかなければ、せっかくあれだけの皆さんに御議論いただいても意味がないというふうに思っています。これを具体化していく上でも、当然予算が必要になってまいりますし、そうした観点で私もずっと議論に参画しておりますので、多くの皆様方の考え方を十分受け止めているつもりであります。そうしたことを踏まえながら、必要な予算案づくり、それから教育委員会と一緒に取組を県知事としてしっかり進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

〔45番小林東一郎君登壇〕

○45番（小林東一郎君） フリースクールの件につきましても、学び円卓会議の件につきましても、市町村との協議の場、あるいはこれから移動知事室等が行われますので、そういうところで大いに各地域の市町村の皆さんに理解をいただく、これをぜひ進めていただきたい。それを期待いたしまして一切の質問といたします。

○議長（山岸喜昭君） 次は奥村健仁議員ですが、同議員の質問事項中、選挙管理委員会の所管に属する事項が通告されておりますので、これに対する答弁のため北島靖生選挙管理委

員会委員長の出席を求めましたので、報告いたします。

奥村健仁議員。

〔6番奥村健仁君登壇〕

○6番（奥村健仁君）新政策議員団、大町市選挙区選出の奥村健仁です。通告に従い質問をさせていただきます。

まず、政治的教養の教育についてお伺いいたします。

昨今の投票率の低下は、皆さんも御存じのとおりであります。2022年の県知事選挙、23年の県議会議員選挙ともに50%に満たず、埼玉県知事選挙に至っては投票率が20%台という状況であります。政治になかなか期待できないという雰囲気さえ感じてしまい、悲しくなるところでございます。

なぜこのような状況になってしまったのかと考えますと、県民にとって政治というものが身近に感じられず、生活とかけ離れていると感じていることが問題だと思っております。国家・社会の形成者であると感じづらいのではないかと考えるところでございます。

平成27年に公職選挙法が改正され、18歳以上が投票できるようになりました。時を同じくして、文部科学省から「高等学校における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動について」の通知が出ております。また、小学校及び中学校各教科等教育課程研究協議会の社会科部会において、小中学校段階においても、国家・社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養う教育の充実に向けた取組などの必要性に言及しています。

神奈川県教育委員会では、高校生だけでなく、小中学生も含めた12年間を見通し、段階に応じた指導を系統的に行っていくとしています。長野県にとっても、子供たちが政治的教養を身につけることは、今後の状況を大きく変える手段であると同時に、今後の長野県発展のために極めて重要であると考えております。

そこで、政治的教養の教育について、長野県では、どのような取組でどのぐらいの学校で行われているのか、現状についてお伺いいたします。そして、今後継続的に事業を推進していくためにどのようにすればよいのか、問題点は何か、武田教育長にお伺いいたします。

次に、小中学生を対象に、税務署、法人会、行政、税理士会などが中心になり、租税教室が開催されております。また、行政を中心に明るい選挙運動が行われてもおります。税金が国へ集められ、その使い道を決めるのは選挙で選ばれた国会議員であるという流れを考えれば、税金と選挙を一体として子供たちに教えることのほうが今後の投票率の向上につながるのではないかとと思いますが、いかがでしょうか。北島選挙管理委員長にお尋ねいたします。

次に、県政に対しまして、県民の関心度はどうでありましょうか。冒頭で述べましたように、投票率は50%を切っており、今後も、県民の政治参加に対しまして、情報の発信を含め検討し

ていかなければなりません。

長野県では、いろいろなテーマを設けて県政アンケートを年4回実施しており、結果についてそれぞれの施策の方向性などの参考にしていることと思います。昨年9月に行われました第2回県政アンケートにおいて県の広報紙について尋ねており、「見たことがない」が9割弱に上っております。

また、昨年11月に第3回のアンケートが行われ、県の行政サービスに対する満足度について尋ねています。全ての設問の答えが「どちらとも言えない」が多く、50%を超えています。この「どちらとも言えない」、これは、行政サービスが変わっていないと感じて回答しているのか、そもそも行政サービスを自身で判断できず分からないと感じているのか、様々な解釈の可能性が考えられます。県としては、改善ができていると思い、設問を設けていると思います。しかしながら、県民にはその改善が伝わっていないのではないかと考えられます。広報紙について、今年度もメディアミックスなどで情報発信されとのことですが、その取組についてお伺いいたします。

次に、パブリックコメントについてお伺いいたします。

長野県の最上位計画の総合5か年計画でさえ、66件のコメントと決して多くない数だと思います。数を増やしていく必要があるかと思いますが、今後のパブコメの周知の方法や意見を言いやすくするための工夫についてお伺いいたします。以上、清水企画振興部長にお尋ねいたします。

いずれにせよ、県民の県政に対する関心度を高めていくために、共に未来の長野県をつくるためにも、広報の重要性や情報発信の在り方について知事の所見をお伺いいたします。

次に、本年4月24日、人口戦略会議から「令和6年・地方自治体「持続可能性」分析レポート」が発表されました。このレポートでは、全国で2050年までの30年間に若年女性人口が半数以下になる自治体は全体の4割に当たる744自治体であり、10年前、2014年に行われた同様の分析に比べると、消滅可能性自治体は152少なくなっているとのことですが、これらの自治体も、その後、人口が急減し、最終的に消滅する可能性があるとしています。長野県においては、私の地元の大町市や飯山市など26市町村が消滅可能性自治体と発表され、私の地元からも不安を抱く声をいただきました。

また、政府は、6月10日、「地方創生10年の取組と今後の推進方向」と題した総括文書を公表し、人口減少や東京圏への一極集中などの大きな流れを変えるには至っていないと総括し、若者や女性にとって魅力的な地域づくりなど今後推進すべき方向性が示されました。特に、東京圏への年間の転入超過数は、地方創生の取組が始まった2014年の約10.9万人から19年には14.6万人と拡大し、コロナ禍で減少傾向となったものの、23年には約11.5万人となり、東京圏

への人の流れが再び強まりつつあると指摘しております。東京圏への一極集中は、進学や就職をきっかけとして若者を中心に続いており、男性よりも女性に顕著な傾向があると指摘しております。

県では、本年2月に長野県少子化・人口減少対策戦略方針案を策定し、この秋頃に戦略を取りまとめる予定とし、先週21日には、人口減少対策を進めるための県民会議設立に向けた準備会合が開催されました。今後の長野県の将来を左右する重要なことと認識しておりますとともに、戦略方針の2本の柱が実現できればその効果は上がることに期待申し上げるところでございます。

一方で、県内77市町村では、独自の少子化・人口減少対策の事業によって独自性、自主性のある事業を実施しており、その取組に県として最大限の支援をお願いするとともに、今回策定するこの戦略方針が真に成果が上がるように進めるには県と市町村の綿密な連携が重要なポイントだと考えます。

とりわけ、この戦略方針案の基本目標では、人口減少スピードの緩和には、結婚・出産を含む女性・若者の希望実現を最大限支援することにより、急激な少子化に歯止めをかけ、総人口を早期に定常化するとし、特に、合計特殊出生率、2023年の1.43について、早期に1.61を実現し、2040年に2.07を目指すとしております。

そこで、お聞きします。

2040年の合計特殊出生率の目標値を2.07としたのは国の長期ビジョンの目標値と理解はしますが、県内の市町村の人口減少の現状を踏まえますとかなりハードルの高い目標値だと思います。その根拠をお示してください。

また、今後目標値を見直すお考えはございますか。そして、市町村との連携についてどのように考えられているのか、清水企画振興部長にお尋ね申し上げます。

最後に、県の将来人口推計でも、一定の改善が図られても人口減少は避けられないとされており、最も深刻なのは、人口の少ない市町村において、財源をはじめ、職員も減少し、既に市町村の現場においては専門性の高い職員の人材確保に苦慮しており、将来を危惧している自治体もあるとお聞きしております。そのような事態となれば、行政が行わなければならない社会保障など最低限のサービスを続けることすらできなくなる可能性も出てまいります。

知事は、4月26日の定例記者会見で、消滅可能性自治体について、あの分け方で一喜一憂することはないと言っておられ、同感でありますし、この問題は国の責任において解決すべきとの意見もあります。今後人口減少が進んだ場合、県の市町村の支援策として、広域業務の促進や高知県の地域支援企画員制度のような制度を創設し、市町村が必要とする分野に積極的に県職員を派遣させ、市町村事務だけでなく、直接現場で住民と協働し、地域振興を支援すること

が必要と考えますが、知事の所見についてお聞かせください。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）政治的教養の教育についての御質問でございます。

小中高等学校における取組では、議会政治や選挙の意味、主権者として主体的に参加することの自覚を養うための授業を行うとともに、児童生徒が自主的に参画する児童会や生徒会において実際の選挙を実施しているところでございます。

また、小中学校の約5割が模擬投票を体験しており、高校では、「こんにちは県議会です」において県会議員との意見交換も実施しております。このような取組によって選挙に参加することの重要性について理解を深められるよう努めているところでございます。

さらなる推進としましては、中学校や高等学校で生徒会が主体となって校則や制服を変更した例があり、このように自分たちの手でルールを変える自発的な自治活動の経験は、社会を自ら変えていく意識を醸成し、政治的教養を養うことにつながるものと考えております。

こうした取組がある一方で、県内各校への広がりや校内での継続性、校種を超えた系統性については十分ではないと認識しております。このような課題の改善に向けて引き続き関係機関などと連携、協働を積極的に図り、自発的、自治的な活動経験の充実によって政治的教養の教育を一層推進してまいり所存でございます。

〔選挙管理委員会委員長北島靖生君登壇〕

○選挙管理委員会委員長（北島靖生君）税金と選挙を一体として子供たちに教えることで投票率の向上につなげていくことについての御質問をいただきました。

議員御指摘のとおり、特に、若い世代において、地域社会との関わりが薄く、政治を身近に感じられないことが自分たちの意思で社会を変えられるという意識の希薄さにもつながり、投票率が上がらない要因の一つとなっているところと認識いたしております。

県選挙管理委員会では、平成27年度から、県教育委員会と連携し、選挙権を得たばかりの18歳の学生等が最初の選挙で投票し、選挙権の行使や社会参加の意義を実感することで将来的な投票率の向上につなげるため、平成27年度から選挙出前授業を実施し、令和3年度から令和5年度までの3年間で56校、5,000人を超える学生等が参加いたしておるところであります。

一方で、若い世代の投票率の状況は、直近の昨年4月の県議会議員一般選挙を見ても、他の年齢層と比較して低くなっており、国政選挙においても同様の傾向が見られるところでございます。

統一地方選挙後に公益財団法人明るい選挙推進協会が実施した意識調査では、棄権の理由として、一つ、選挙にあまり関心がない、二つ、政党の政策や候補者の人物像など違いがよく分からなかったが7割を占めるという結果となりました。特に、18歳から29歳では「選挙にあま

り関心がなかった」が年齢別で唯一５割以上になっており、将来を担う若者の選挙に対する関心の低さが課題であると受け止めておるところであります。

県議会でも、若者の県政への関心を高めるための初めての取組として、年度内に高校生模擬議会の開催を検討していると伺っておるところであります。市町村議会においても模擬議会が行われており、このような取組がより一層政治を身近に感じてもらえることとなると考えておるところであります。

議員から御提案いただきました税金と選挙を一体として教える取組も、税金が社会との接点の一つであり、社会との関わりを自らが考えることで主権者の意識醸成につながる効果的な取組であることから、税務署や教育委員会等関係機関と連携しながら出前授業の充実を図ってまいりたいと考えておるところであります。

以上であります。

〔企画振興部長清水裕之君登壇〕

○企画振興部長（清水裕之君）私には３点お尋ねがありました。

まず、メディアミックス等での情報発信の取組についてお答えいたします。

県民の皆様に必要な県政情報がしっかり伝わるには、情報の受け手の立場に立った広報を行うことが不可欠であり、目的やターゲットに応じた適切な広報媒体を選定することが重要です。議員から御指摘のありました年２回実施している広報については、その時々々の県政の重要テーマについて幅広い層の県民全体に情報が伝わるよう、高齢の方の目に留まりやすい広報紙だけでなく、多くの方に届きやすいテレビＣＭや、若年層にも訴求しやすいウェブ広告といった各媒体の特性を踏まえ、複数を組み合わせたメディアミックスにより発信をしております。

この結果、例えば、今年２月に行った自転車安全利用促進広報の実施後アンケート調査では３分の１を超える県民の皆様が広報を認知するなど、一定の効果を上げてきているものと考えております。あわせまして、日々のタイムリーな県政情報についてもホームページやＳＮＳなどで発信しており、さらに、９月からは、県民の皆様幅広く普及しているＬＩＮＥを活用した発信も開始する予定です。今後も、様々な媒体をうまく組み合わせながら、県民の皆様に必要な県政情報が伝わるよう取り組んでまいります。

２点目の御質問です。パブリックコメントの周知方法や意見を言いやすくするための工夫についてお答えいたします。

現在のパブリックコメントの状況を見ますと、例えば、地域公共交通計画（案）に対しては３１者から１４３件、観光振興財源検討部会検討結果中間取りまとめ（報告書案）に対しては３７者から１３５件と比較的多くの御意見をいただいているものもございます。このように、案件に関わる関係者が多かったり、報道等で注目を集めたものについては、件数が多い傾向にあるもの

と考えております。

一方、議員御指摘のとおり、パブリックコメントは幅広い県民の皆様の意見を反映させるための制度であることから、より多くの一般の県民の方から御意見をいただけるように工夫をしていく必要があると考えております。そのため、現在の県ホームページへの掲載、市町村への依頼通知、県公式X、旧ツイッターによる周知に加えまして、今後LINEによる配信も活用し、さらなる周知の拡大を図ってまいります。

また、意見提出の利便性を向上させるため、現在のメールや郵便等による提出方法に加えまして、今後、電子申請サービスなどウェブから直接入力画面に案内し、御意見をネットで送信いただけるような仕組みを検討してまいります。

3点目、長野県少子化・人口減少対策戦略方針案についてのお尋ねです。目標値の根拠と目標値を見直す考えはあるのかという御質問にお答えいたします。

しあわせ信州創造プラン3.0では、出生率等が改善する場合、いわゆる改善ケースの県人口の将来展望として、合計特殊出生率が、計画最終年度である2027年には県民希望出生率の1.61に上昇、また、2040年には国のまち・ひと・しごと創生長期ビジョン同様、人口置換水準である2.07に上昇すると仮定して見通しをお示しいたしました。

今回の戦略方針案では、様々な取組を進めることにより、このプラン3.0の改善係数を達成できるよう、合計特殊出生率について早期に県民希望出生率である1.61を実現し、2040年に人口置換水準である2.07を目指すということを目標の一つに設定したところでございます。今後、県民の皆様との意見交換などを進め、戦略の内容について検討を深める中で、目標をどのようにしていくかについても検討してまいりたいと考えております。

最後に、市町村との連携についてであります。

人口問題の解決のためにはオール信州で取り組むことが必要であり、行政主体である県と市町村が軌を一にして取り組むことが重要です。そのため、先日開催しました県と市町村との協議の場では、確認事項といたしまして、県と市町村が問題意識と方向性を共有して急激な人口減少に連携し立ち向かうこと、人口減少社会においても県民が豊かに暮らせる地域づくりに共に取り組むこと、さらなる子育て支援施策の充実など急激な少子化に歯止めをかける取組を共に進めることの3点について市長会、町村会と合意したところであります。

今後とも、市町村と十分意思疎通を図り、危機感と方向性を共有しながら、市町村とも連携して実効性ある戦略を策定し、共に人口減少対策を推進していけるよう取り組んでまいります。

以上です。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には2点御質問をいただきました。

まず初めに、県政に関する関心度を高めるための取組ということで、広報の重要性、情報発信の在り方についての考え方という御質問でございます。

長野県は様々な施策に取り組んでいるわけでありますけれども、例えば、県民の皆様方に利用していただかなければいけない制度や補助金は、まずは伝わらなければ一生懸命制度をつくっても全く意味がないというふうに思っています。また、行政や県政に対する関心を持ってもらうということがこれから様々な取組を県民と共に行っていく上で極めて重要であります、県が何を行おうとしているのか、何を考えているのかということが伝わらなければ、そもそも県民の皆様方は県政に関心を持ちようがないというふうに思っております。

加えて、こうした県の取組情報に接していただくことによって、批判や励ましなどフィードバックを受けることで我々の政策をさらに高めていくこともできるというふうに思っております。そうした観点から、県が取り組む広報は極めて重要だというふうに考えており、これまでも、県職員に求める能力は、共感力、政策力、発信力ということで、この発信力を高めるための取組にも取り組んできたところでございます。

これまで、各部局や地域振興局への発信役の設置や部次長による発信力の強化、外部人材を活用しての研修に取り組んできたところでありますが、今年度からさらに戦略的に広報を進めようということで、長野県広報取組指針をこの4月に改定しました。

広報戦略会議の設置、広報テーマの設定による重点的な発信、そして、知事会見だけでなく、部局が行う定例会見の取組を始めたところであります。お伝えする内容をできるだけ分かりやすく、この情報を受け取られる県民の皆様方のお立場に立ってしっかりとした広報の充実強化を図っていきたいというふうに考えております。

続いて、人口減少が進む中で市町村の行政サービス提供体制をどう確保していくのかということについて御質問をいただきました。

長野県は、77の市町村があります。とりわけ小規模な町村が多い県でありますので、御質問にもありましたように、まずは専門性の高い人材をはじめとする人材の確保についての課題というものが顕在化してきております。これまでも、職員交流や技術系職員の派遣、また、県と市町村の協議の場においては、県保健師の派遣による補完などに県としても取り組んできましたし、今後も取り組んでいこうとしているわけであります。

しかしながら、職員の確保に限らず、行政サービス全体をこれからどうしていくのかということが非常に大きな課題になっていると思っております。日本の行政システムは、国、県、市町村がそれぞれ独立して仕事を行っているわけではなく、かなり融合型になっています。長野県全体の福祉の質を高めよう、教育のレベルを上げよう、こうしたことを考えたときには、やはり市町村の皆様方との連携が重要でありますし、市町村の皆さんと課題や方向性を共有して

取り組んでいくということが極めて重要だというふうに考えております。こうしたことを考えると、市町村行政がこの人口減少下の中にあって様々な課題を抱えながら行われているということは、我々県としても看過することはできない問題だというふうに受け止めております。

そうした観点から、先日、地域振興局長会議を開催させていただきましたが、地域振興局長には人口減少下における各市町村の課題や問題意識を市町村長から聞き取ってもらいたいというお願いを私からさせていただいているところでございます。

まず、この人口減少における危機感を市町村長の皆様方としっかり共有していきたいというふうに思っておりますし、これから行政サービス提供を維持していく上での課題や市町村としてどういうことに重点的に取り組んでいきたいとお考えになられているのか、こうしたことを把握させていただいた上で、県と市町村が協力し合ってこの人口減少を乗り越えられるようにしていきたいというふうに考えております。

県民、住民、県も市町村も行政サービスを受ける方々は同じでありますので、市町村の行政体制の在り方についても市町村長の皆様方としっかり問題意識を共有して取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔6 番奥村健仁君登壇〕

○6 番（奥村健仁君）それぞれ御答弁をいただきました。

情報をいかに県民の皆様へ届けるのか、これは非常に大事なことであります。今後の情報発信に期待いたしまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（山岸喜昭君）この際、午後 1 時まで休憩いたします。

午前11時50分休憩

午後 1 時開議

○副議長（続木幹夫君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

寺沢功希議員。

〔31 番寺沢功希君登壇〕

○31 番（寺沢功希君）昨年 4 月、農地法の改正が行われ、農地取得時における下限面積要件が廃止されました。

下限面積は、権利取得の際の許可基準の一つで、都府県で 50 アール、北海道は 2 ヘクタールと定められ、新規就農するにはこの面積以上の農地を取得しなければなりませんでした。

そもそもこの下限面積は、1952 年に制定された農地法において、都府県は 3 ヘクタール、北

海道は12ヘクタールとした上限面積とともに定められました。その後、時代が進み、農家が減り、耕作されない農地の増加が問題になる一方で、各地に市民農園が増え、さらに家庭菜園や市民農園よりもっと広い面積で野菜づくりを楽しみたいという非農家が増えてきたことなどを背景に、2009年に市町村の農業委員会が別段の面積として特例的に下限面積を緩和できるようになりました。

さらに、今回、この20年余りで農業従事者が半減し、担い手と呼ばれる認定農業者だけで地域の農業を維持するのが難しくなっている現状を受け、農地の効率的な利用促進を目指し、小さい面積で農業を始めたい人も農家の仲間に加え、効率的に農業を発展させていくための施策の一つとして下限面積が撤廃されました。権利移動のハードルが下がったことで、コロナ禍を経て、これまで以上に田舎暮らしが注目され、移住希望者の増加により、物件の流通、特に農地付空き家の流通が活発になるものと期待されました。しかし、市町村の農業委員会はかなり慎重であり、県内各地で許可がされない。もっと言えば、申請の相談段階で許可できない旨の説明がされる状況のようです。

そこで、以下、質問してまいります。

下限面積要件は撤廃されましたが、次のような要件はこれまでと同様となっております。利用すべき全ての農地等を効率的に利用し耕作することとした全部効率利用要件、必要な農作業に、常時、原則年間150日以上従事することとした農作業常時従事要件、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないようにすることとした地域との調和要件、これらの要件を全て満たした場合に限り農業委員会は権利移転を許可するとされています。

こうした要件全てを満たすとして申請しても、これまで居住実態がない、本当に継続して耕作できるか疑問であるなどとし、「現状では許可はできず、取りあえずは農地については利用権設定をし、今後3年程度の居住及び耕作実績が認められれば許可要件が満たされたと判断する」、多くの場合こうした説明がされるのが現状のようです。例えば、農地付住宅の売買の際、この説明のとおりに対応した場合、宅地建物と農地を同時に売買できず、農地の所有権移転はできません。宅地建物を購入し、所有権移転後、許可要件が満たされる間に、例えば所有者が亡くなり相続の問題が発生した場合、あるいは所有者の事情が変わり売却しないとなった場合など、トラブルに発展する可能性が高いと思われます。

市町村農業委員会が許可に対して慎重になっているのには、新規就農者が途中で断念し耕作が継続されなくなると荒廃農地となってしまう。農業に従事する気がなく不正利用を目的に悪意を持った取得で、権利移転後すぐに転用が行われるといった事例の発生を防ぐという考えからのようです。しかし、前者の場合は、もともと荒廃農地であれば元に戻るだけ、ゼロになる

だけで、マイナスにはなりません。後者の場合においては、転用の許可権者は県であることから、転用申請時に、市町村農業委員会によりそうした可能性がある旨が付記されていれば県は許可しないとすれば、市町村農業委員会の懸念事項の一つはクリアでき、権利移転時にハードルを上げる必要はなくなるとは思いますが、そうした対応は可能でしょうか。

平等性という考え方もありますが、一律に慎重になりハードルを上げるのではなく、物件ごと、案件ごとに対応していただきたいと思います。また、農業をしながらの田舎暮らしを希望し、県への移住を考えていたが、権利移転のハードルの高さを理由に他県を選んでしまった方がいたとすれば、それは非常に残念なことであり、現在の状況は、県が進める移住促進や新規就農者増加等の推進に対して影響がないとは言い切れないと思います。

こうした観点から、市町村農業委員会が柔軟な対応が取れるよう農地法の趣旨を共有するような機会を設けるなど、県がサポートしながら進めていく必要があると思いますが、御見解をお聞きます。

国は、2023年度までに農地の8割を担い手に集積する目標を掲げてきましたが、担い手だけでは農地も農業も守れないと認識を改めているようであり、今回の法改正では、これから農業をやりたいという意欲のある人を農業を担う者として地域計画に位置づけるとしており、農業を担う者とは、経営の大小を問わず、小規模の家族農業や半農半Xなども含むとされています。地域計画は市町村が2024年度中に策定するものとなっていますが、現在の県内の策定状況はいかがでしょうか。

下限面積廃止は、地域計画とセットで、農業関係者の総意に基づく地域計画の策定は、不正な農地利用を防ぐ指針として機能すると期待されている方もおります。加えて、地域計画に位置づけられた「農業を担う者」に、これまで地位が確立されていなかった小規模家族農業や半農半Xが含まれ、「多様な担い手」として認められるとなれば、地域計画が策定されることにより、現状より権利移転が許可されやすくなると期待する声もありますが、御見解はいかがか。以上、農政部長にお聞きます。

次に、県は、持続可能な社会の構築、都市防災における緑の重要性、緑化意識の継承という観点で都市における緑の重要性が高まっていることから、SDGsと親和性が高く多くの社会的課題の解決策となる可能性を有するグリーンインフラを町なかに広げるため、令和3年4月、全国の都道府県に先駆け、信州まちなかグリーンインフラ推進計画を策定しました。同年7月には、長野市、松本市、上田市、飯田市の4市長と知事による「信州まちなかみどり宣言」が行われ、歩道に設置されたテーブルやベンチで人々が緑を楽しみくつろぐ様子や、町なかの空き地が公園や広場に生まれ変わり子供たちの笑顔があふれる様子、建物の屋上や壁面が緑化された様子を想像すると非常にわくわくするところであり、「2050年「まち」が「みどり」であ

ふれる」という今後の取組に期待するところであります。

こうした新たなグリーンインフラの整備も重要ですが、既存のグリーンインフラ、町なかの緑の整備、再生も重要であり、残念ながら整備が行き届かず荒れた状況を目にすることもある現状では、後者にもより力を入れて取り組んでいく必要があると考えます。加えて、ゼロからの取組ではないことから、費用や期間の面も抑えられると予想されます。

こうした観点から、以下、質問してまいります。

自然豊かな長野県にあって、地域に溶け込むように、県内各地に存在する県有施設にも植栽や緑地が多く設けられております。県立高校もその一つで、校門から目にする木々と校舎が融合する風景や、樹木やその枝葉が適度に日光を遮り、時折心地よい風をもたらすさわやかな環境の中、生徒たちは勉強にスポーツにと励んでおります。

県教委では、校内樹木の維持管理に毎年600万円ほどの予算を活用しているとのこと。一方で、過去5年間に枝の飛散や倒木による事故が10件発生しており、こうした緊急時には予算以外の費用を充てているとのこと。

県立高校の学校数から考えると、この予算は決して多いとは言えない額だと思います。私は、平成30年6月定例会の一般質問において、樹木は生き物であり、常に手入れ、管理をし、育てていかなくてはならないため、校内樹木の整備・管理費として森林づくり県民税を活用できないかと質問しましたが、当時の林務部長からは、現在森林づくり県民税の対象とはしていないと、何ともかみ合わない答弁をいただきました。

これまで以上に町なかの緑に対する必要性、重要性への関心が高まる中、改めて校内樹木の整備・管理費へ森林づくり県民税の活用ができないか。現状ではなく、今後についてお答えいただきたく、林務部長にお聞きします。

地域には街区公園や近隣公園などの住区基幹公園が多数存在し、その大部分を街区公園が占めています。基本的には街区公園の維持管理は市町村が担っていますが、市町村によってはその数の多さ等によりなかなか手が回らないこともあり、公園ごと地域のボランティアグループに維持管理をお願いしているところもあります。しかし、このボランティアも、メンバーの高齢化や、コロナ禍を経て、近隣住民のつながりの減少により活動が困難になるところも多くなっています。グループの解散により維持管理ができなくなるため、地域がその後の維持管理を再び市町村にお願いするものの、難色を示され、逆に地域に新たなグループをつくってほしいとお願いされる状況もあります。

町なかをどう定義するかという点がありますが、私は、既存の街区公園もまちなかグリーンインフラの一つであると考えます。まちなかグリーンインフラを推進する中で、市町村や地域による継続的な維持管理が難しい状況の街区公園に対し、県としてどのような支援ができるの

か、お聞きします。

先ほどもお話ししました枝の飛散や倒木被害は、近年の異常気象の影響もあり、県立高校のみならず、ほかの県有施設や街路樹等様々なところで発生しております。その被害木の中には、見た目では分からない内部が枯れていたり、いわゆる健康体ではない樹木もあります。こうした被害を防ぐためにも、日頃の維持管理や調査に、より専門知識を持つ造園業者の積極的活用を要望いたしますが、御見解をお聞きします。

これまでもお話ししたとおり、残念ながら既存のグリーンインフラの維持管理は十分に行われているとは言えない状況です。また、近年では、街路樹や公園の樹木にムクドリやカラスなどの野鳥が大量に住みつき、ふんの被害に悩まされているところも多くあります。

新たなグリーンインフラには期待するところではありますが、さらに増える今後の維持管理に、現状を考慮すると疑問や不安もあります。計画内では、三つの行動方針の一つ、「グリーンインフラの導入環境の整備」の中で、新たな維持管理体制の構築を実施項目として、「地域住民や民間事業者による選定路線の包括管理の検討」と明記しています。具体的にはどのような想定をしているのか。安心できる十分な維持管理は可能なのか。以上、建設部長にお聞きします。

〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長（小林茂樹君）私には3点御質問をいただきました。

まず、農地の権利移転についてのお尋ねです。

農業者の減少や高齢化が加速する中で、経営規模にかかわらず意欲を持って農業に参入する者を取り込むことが大変重要でございます。一方、農地以外への転用を目的とした農地取得の防止等も大切な観点となります。このため、市町村農業委員会は、農地の権利移転の許可に当たり、農地の全部利用、常時農作業への従事、周囲の農地利用に支障がないことなど、農地法の規定に基づき様々な観点から審査しているものと認識しております。今後も機会を捉えて市町村及び農業委員会と情報共有を図るなど、適切に制度が運用されるよう取り組んでまいります。

次に、地域計画の策定状況についてのお尋ねです。

地域計画の策定は、市町村が現況地図を作成の上、地域内で話し合いを行い、計画を作成することとされております。現在、半数以上の市町村で地域の話し合いが始まっていますが、35市町村では現況地図を作成している段階でございます。地域計画は策定期限が定められていることから、支援チームを現地機関に編成し、期限までの策定を支援しているところでございます。

次に、地域計画策定による農地の権利移転への効果についてのお尋ねです。

農地の権利移転は、議員御指摘の地域計画の策定の有無にかかわらず、農地法に定められた

農地の適正利用の観点から判断されるものでございます。一方、地域計画の策定で意欲ある経営体への農地集積や担い手のいない農地の流動化が刺激されることとなり、守るべき農地が小規模農家を含む多様な担い手により次世代へ着実に継承される効果が期待されるところでございます。

以上でございます。

〔林務部長須藤俊一君登壇〕

○林務部長（須藤俊一君）県立学校の校内樹木の維持管理に対する森林づくり県民税の活用についてのお尋ねでございます。

議員御指摘のとおり、県立学校内の樹木の適正な管理については重要と考えております。森林づくり県民税は、県民の皆様から超過課税として特別に頂いている財源であることから、従来の施策では十分に取組むことができなかった新たな課題への対応に活用することとしており、校内樹木の維持管理等の経常的な取組に活用することは難しいと考えているところです。

なお、グリーンインフラの推進に関しては、市街地の緑の整備に対する期待の高まりから、従来の国庫補助の対象とならない小規模な緑地の整備を進めるため、第3期森林づくり県民税において町なかの緑地整備事業を立ち上げ、実施してきております。今後も、森林づくり県民税を有効に活用し、森林や緑の持つ機能や恩恵を享受できるような多面的な利活用に取り組んでまいります。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君）私には3点御質問をいただきました。

まず、街区公園に対する県の支援についてのお尋ねでございます。

街区公園は、1か所当たりの面積が0.25ヘクタールを標準とした小規模な公園であり、住民が最も身近に利用できる公園として都市計画決定されているもので、県内に約350か所あります。

街区公園での草刈りや植栽剪定などの日常的な維持管理は、多くの場合、地域の自治会活動などにより支えられていると認識していますが、議員御指摘のとおり、高齢化などの影響によりその活動の継続が懸念されるところでございます。現時点では街区公園に対する具体的な支援はございませんが、今後、維持管理の実態や市町村が抱える課題などについて調査し、管理者である市町村と協力して現場の実情を把握した上で、支援の必要性などについて検討してまいります。

次に、維持管理や調査における造園業者の積極的活用についてのお尋ねでございます。

本年5月末には、中野市の一本木公園において倒木による事故が発生しましたが、議員御指摘のとおり、倒木などによる事故を防止するためには、日頃の維持管理や点検を適切に行う必

要があり、専門知識を持つ造園業者との連携は有効であると認識しております。県管理道路の街路樹の高木または中木の剪定工事については造園業者に発注しているものの、県が管理する公園の樹木については指定管理者に委ねており、必ずしも専門家が維持管理している状況ではございません。

街路樹や公園にある樹木の倒木などを防ぐ観点から、令和元年度より、長野県造園建設業協会と連携し、外観目視によるパトロールのみでは把握することが難しい樹木の健全度の判定を樹木医や街路樹剪定士等の専門家と実施しているところであります。今年度も9月に若里公園において実施する予定でございます。

さらに、樹木に対する専門的な知識がなくても樹木の打撃音の分析により樹木内部の腐食・腐朽診断を行うことができる簡易診断技術を活用し、必要に応じて専門家に相談できるような体制を工夫してまいりたいと考えております。このような取組を継続しながら街路樹や公園の樹木などの適正な維持管理に努めてまいります。

次に、信州まちなかグリーンインフラ推進計画の行動指針に関する御質問でございます。

議員御指摘の地域住民や民間事業者による選定路線の包括管理、これは、中高木を除く植栽の点検や剪定、緑地の草刈り、花木の植樹などを、協定に基づき、町なか緑化に賛同する住民や民間事業者などにボランティアで行っていただくことを想定しております。なお、ボランティアで実施することが難しい中高木の管理については、先行区域を定め、美観に配慮した植栽管理の手法について実証的に検討を行います。あわせて、コストの増加などの要素を明らかにした上で優先整備箇所の設定などを検討してまいります。

低木については、アダプトシステムなど官民連携による施策を検討しているところですが、高齢化の影響もあり今後継続が懸念されることから、若者の参加を促すような取組も研究してまいります。今後、現在の維持管理体制の充実を図るとともに、新たな体制についても検討し、引き続き県民が安心できる適切な維持管理に努めてまいります。

以上です。

〔31番寺沢功希君登壇〕

○31番（寺沢功希君）全国で見ても、下限面積の廃止により所有権移転許可数が法改正前の2倍になったところがあれば、小規模農地の購入を希望してもまずは借りることを勧めるところもあり、その対応はそれぞれです。地域計画も、またそれぞれの市町村が描く農業の未来予想図に向けて策定されるものです。いずれにしても、下限面積の廃止や地域計画の策定が担い手不足の解消や荒廃農地の減少に良い形で影響を与えてくれることを期待し、また、グリーンインフラにおきましては、維持管理があってこそその事業だと思いますので、しっかりとした計画を立て、維持管理を行っていただくことをお願いして、次の質問に移ります。

部活動の顧問を強制するのはやめてほしい。今年2月、中学、高校の教職員11人が集まり、望まない教員が部活動顧問を強いられない環境を整えることを目的とした長野県の部活動を考える組合をつくり、記者会見が行われ、その様子がニュースでも取り上げられました。

日曜日に炎天下で審判をやっている。授業を自習にして出張して駐車場係をやっているとか、俺は何をやっているのだろうという思いをしている先生は大勢いると思う。本来やるべきだった授業の準備の時間が失われる。土日に部活動が及んでいると月曜日からの授業の準備はかなり疲弊した状態といった切実な声が聞かれました。実際、部活動は、学習指導要領上、学校教育の一環とされますが、教育課程内の活動ではないため、部活動指導は教員本来の業務ではなく、教員免許状も必要ない学校長からの職務命令による付加的な業務とのことです。

一方で、この会見を目にした子供たちはどう感じたのでしょうか。自分たちへの指導は負担だったのか。嫌々顧問をしていたのか。全力で取り組んでももらえていなかったのかと、人生の中の青春時代、その中の3年、6年というごく僅かしかない時間に全力をかける子供たちの中にはショックを受けた子供もいたのではないかと思います。しかし、責めるべきは教職員の皆さんではなく、改善されない労働環境や教員不足であり、悩みに悩まれた苦渋の決断の上の行動だったのだと思います。こうした状況を踏まえ、質問をしてまいります。

全国的に教員不足が課題となる中、県内では、5月1日時点で、小中学校で36人、高校で6人、特別支援学校で8人の不足が生じているとのことで、前年の2倍以上に増えた小中学校で32人、高校で1人、特別支援学校で6人の不足であった昨年6月より多い状況であります。

教員の配置については、学校以外の県及び市町村教育委員会事務局等に指導主事として配置もされています。4月1日時点の配置数は、本庁に142人、うち再任用9人、教育事務所に79人、うち再任用5人、教育機関に42人、市町村教育委員会に38人の計301人となっており、義務教育から192人、高校から109人という状況です。

県教委は、欠員が出ている学校において児童生徒の学習面に影響は生じていないとしていますが、学習面以外への影響や現場の負担感の増加を考えると早急に対応することが必要だと思いますが、欠員解消に対し、指導主事として配置されている教員を現場に戻して対応することはできないのでしょうか。

301人という指導主事の数、県教委によると近年横ばいとのこと。この数が適切なのか、他県に比べてどうなのかは分かりませんが、単純に印象として多いと感じるのは私だけではないと思います。

教育要覧によると、指導主事数は、令和5年8月1日時点で、本庁に102人、教育事務所及び体育センターに84人、教育機関に51人の計237人。一方、その10年前の平成25年8月1日時点では、本庁に76人、教育事務所及び体育センターに83人、教育機関に53人の計212人だった

ので、この10年間では若干増となっています。平成25年にはなかった高校再編推進室と国スポ準備室が設置されたということも増えた要因の一つかと推察されます。

しかしながら、同様に平成25年と令和5年の学級数を比較しますと、小学校が403学級の減、中学校が176学級の減、高校が176学級の減となっています。児童生徒、学級数が減る中での指導主事の数の推移には違和感がありますが、現状の業務の中で指導主事以外が担えるものはないのか、現状の指導主事数は適切なのか、御所見をお聞きます。

教育委員会の人事制度については、各都道府県及び市町村ごと独自のものであって統一されていないようであり、全国では学校現場から指導主事への異動は本人の希望により面接などの選考を受けた上で行われるところもあると聞きますが、本県においてはどのような状況でしょうか。

指導主事の業務は多岐にわたりますが、学校現場を訪問する教育事務所や市町村教委の指導主事の職務は、教職員の資質向上、指導力向上のための指導・助言であると思います。年齢構成を見ますと、教育事務所で約6割、市町村教委で約7割が40代となっており、果たして年齢も経験も上の方に指導・助言ができるのか、疑問があります。今後の定年延長や役職定年、さらに再任用制度の活用を考慮し、指導・助言の職務は経験豊かな層の皆さんに担っていただくことが効果的かつ自然であると考えますが、いかがでしょうか。

人事異動は、常に適材適所が考慮され、行われます。例えば、県では、県職員という大きなくくりで採用され、個人の能力や経歴、その後の能力向上や組織の活性化などを考慮し、各部局や出先機関へ適材適所の人事異動が行われます。

しかし、教員として採用されたのならば、その時点で適材と判断されたということであり、適所は学校現場であるということだと思います。あえてその適所である学校現場から指導主事へと人事異動を行うのですから、きっと大きな意味があるのだと思います。指導主事として得た経験は、その後、教頭、校長といった管理職に就くには影響するものだと思いますし、マネジメント能力といったスキルの向上につながるということは容易に理解できます。

では、学校現場に戻った際に接する児童生徒に対してはどのような効果をもたらす可能性があるのでしょうか。教員の学校現場以外への異動についてどのようなお考えをお持ちか。以上、教育長にお聞きます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）指導主事の業務及び配置数についての御質問でございます。

指導主事は、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する職員でございます。大学以外の公立学校の教員をもって充てることができるかとされております。このように、指導主事の業務は、教育課程に関する指導など、専門

性が高く、県職員が担うには困難な内容が多いと考えており、専門性の高い分野に毎年度適正な人数を精査し、指導主事を配置してきております。

しかしながら、学校現場の教員不足は喫緊の課題であることから、指導主事の業務の在り方や効率化による配置数の見直しなどについても教員不足解消の一つの方策として今後検討してまいりたいと考えております。

学校現場から指導主事への異動に係る長野県の状況についての御質問でございます。

本県の指導主事の配置については、本人の意向を踏まえ、学校において教科指導や生徒指導など優れた教育実践を積み重ねてきた者や、教務主任、研究主任、生徒指導主事等のミドルリーダーの中から、校長や市町村教育委員会の推薦の下、県教育委員会が選考を行い、決定しております。

続きまして、指導主事の職務を担う教員についてでございます。

議員御指摘の経験豊かな管理職経験者や役職定年者、再任用年齢者などの皆さんを指導主事に任用することについては、その経験を業務に生かす観点から、現在、義務教育関係、埋蔵文化財センター、県立歴史館において行っているところでございまして、今後も他部局において配置が可能かどうか研究してまいります。

指導主事を経験する効果と教員の学校現場以外への異動についての御質問でございます。

経験豊かなベテラン層に加え、中堅層の教員を指導主事に登用することは、行政の場において様々な経験や出会いを通じて多様な考え方や見識を得て自身の視野を広げ、教員の力量を高める経験となると考えております。私自身も指導主事を経験してまいりましたが、学校現場に戻った際、身につけた幅広い知識や学校ではできない経験が子供理解や学習指導を深くしたと思っています。また、校長としては、学校運営や学校改革を自信を持って行うことにつながったと感じております。教員は、学校現場だけでなく、教育行政や教育研究機関等様々な場で学ぶことが力量向上につながるというふうに考えているところでございます。

〔31番寺沢功希君登壇〕

○31番（寺沢功希君） ちなみに、県警では、令和5年4月1日現在、警察官3,252人中、警察活動をしない、いわゆるデスクワークに従事する方は236人、7.3%。しかしながら、この人たちは、緊急時や事件発生時、人員が足りない場合は現場に出動するとのこと。県教委におきましても指導主事に対して柔軟な対応をお願いいたしまして、次の質問に移ります。

今年3月、長野県子ども支援委員会は、条例制定以降初めて人権救済の申出があった2件について、条例に基づき、県教委に対し人権救済勧告を行いました。この件について昨年の6月定例会において質問いたしましたが、改めて小学校においていじめ被害を訴え長期不登校になってしまった案件について行われた勧告のその後について、以下質問してまいります。

県教委は、昨年3月13日に、この事案について、当該小学校及び市町村教委に対して文科省が定めるガイドライン及び県が策定した基本的な方針の徹底実施を求めるとともに、本件について再度資料を精査し再評価を求め、関係部局等と連携し、県内諸学校の教職員が真摯に子供たちの声に耳を傾けることを基本としつつ、前出のガイドライン及び基本的な方針に従ったいじめ防止対策を各学校が適切に実施できるよう体制を整備するとともに、学校及びその設置者に対する研修機会の充実を図ること、この2点の措置を講ずるよう勧告を受けました。

3か月半後の6月28日の本会議で、勧告後どのような対応が行われたのかという私の質問に対し、教育長は、現在勧告の内容を精査し、今後の対応の検討をしていると答弁されました。その後、8月25日付で、当該市町村教育委員会及び当該小学校長に対し、勧告どおり、文科省が定めるガイドライン及び県が策定した基本的な方針の徹底実施と、当該案件について再度資料を精査し再評価を求める要望書を発出したと聞いておりますが、改めて勧告を受けてからこれまでの経過と対応内容についてお聞きします。

また、なぜ要望書の発出までに5か月半という長い時間がかかってしまったのか、その理由についてもお聞きします。

長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例では、勧告を受けた県教委はその勧告を尊重しなければならないとされています。つまり、条例の立てつけ上、勧告で求められた行為を行うことで案件についての対応は終了となるため、当該案件で言えば、求められた二つの事項のうち一つの事項については、要望書を発出した段階で対応終了ということになります。とはいえ、そう割り切ってよい問題ではありませんし、もちろん県教委としてもそう考えてはいないと思います。申立て者が真に救済されたと感じられるまでの対応が必要と考えますが、今後の対応をどのように考えておられるのか。以上、教育長にお聞きします。

条例では、子ども支援委員会は、救済の申出を受けた事案について調査・審議し、知事または教育委員会に対し勧告することができるとされており、それ以上は求められていません。つまり、当該案件で言えば、県教委に勧告を行った時点でこの案件についての対応は終了ということになります。実際、昨年の私の質問に対し、こども若者局長も、勧告後に子ども支援委員会として積極的な役割を担うことは難しいものと考えていると答弁されています。とはいえ、県教委同様、勧告を行って終了という考え、対応でないことを願いますが、今回勧告された事案における勧告後の対応状況を伺うとともに、今回の勧告を踏まえ、今後の人権救済事案への対応についてのお考えをこども若者局長にお聞きします。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 子ども支援委員会からの勧告後の対応状況等についての御質問でございます。

令和5年3月に長野県子ども支援委員会から勧告を受け、同年8月の県教育委員会定例会において、県教育委員会としての対応について決定いたし、翌日、当該市町村教育委員会及び当該小学校に対して国のいじめの重大事態の調査に関するガイドライン及び県のいじめ防止等のための基本的な方針の徹底と、当該案件について再度資料を精査し再評価を行うことを要望したところでございます。

続きまして、要望書の発出までに時間を要した理由についての御質問でございます。

県教育委員会といたしましては、子ども支援委員会の勧告内容を精査し、その後、当該市町村教育委員会に対象の資料の提供を依頼したところでございます。追加資料を含めた全ての資料が提出された後、資料を精査し、国のガイドライン及び国の基本方針にのっとり当該資料を慎重に確認・検討をいたしたため、相当の時間を要したものでございます。

続きまして、要望書を発出した後の対応についてでございますが、県教育委員会といたしましては、子ども支援委員会の勧告を受け、当該市町村教育委員会とやり取りを行い、勧告に従って当該市町村教育委員会及び当該市町村に要望したものであり、決して形式的な対応であったとは考えておりません。今後も全ての市町村教育委員会や学校を対象に研修会を実施する等、いじめの適切な対応がなされるよう引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

〔県民文化部こども若者局長高橋寿明君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（高橋寿明君） 私には子ども支援委員会の勧告事案へのその後の対応と今後の人権救済事案への対応について御質問をいただきました。

まず、昨年3月に勧告が行われた事案につきましては、条例制定後初めての事案だったこともありまして、慎重に調査、審議を重ねる手続を進めてきたとはいえ、勧告までに非常に長い時間を要したため、必ずしも当事者である子供や御家族の皆様の思いに応え切れず、誠に申し訳なかったと考えております。

そして、今回の勧告事案へのその後の対応についてでございますが、昨年6月定例会において答弁したとおり、子ども支援委員会として勧告後に積極的な役割を担うことは困難でございますが、今回の勧告事案に係る措置の状況について、勧告先である県教育委員会から随時報告をいただいているところであります。

次に、今後の救済事案への対応についてでございますが、同じく昨年6月定例会において、知事から、現時点で直ちに条例の見直し等は考えていないが、改善すべき点があるのか、子ども支援委員会とも相談して検討していきたい旨を答弁し、私からは、反省点を生かして、次の事案からはより迅速な対応ができるようにしていく必要がある旨、答弁いたしました。

その後、昨年度開催された子ども支援委員会におきまして、今回の反省を踏まえ、審議の迅速化に向けた手続について事務局から提案して、委員の皆様にご覧いただき、子供の人権救済を早期に図るこ

とを主眼とした議論を行っていただきました。この中では、何よりもスピード感を持った対応が必要だという点で一致し、今後の事案の対応に当たりまして、調査・審議に係る委員会と事務局の役割分担や関係機関との連携など、早期に救済を図るために留意すべき点について整理を行いました。

また、勧告に至る前の早い段階でより適切な対応が行われるよう関係機関に対し必要な対応を促すなど、早期救済につながるための取組を行うべきとの認識について、子ども支援委員会において協議したところであります。

今後救済申出があった場合には、子ども支援委員会の迅速な調査・審議、そして関係機関への早期の働きかけなどが円滑に行えるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

〔31番寺沢功希君登壇〕

○31番（寺沢功希君）御答弁をいただきました。特に、教育長の答弁の中に、全県においていじめがなくなるように取り組んでいくというお話がありましたが、たった一人の被害児童がいまだに救済を受けていないと感じております。条例で定められた範囲内でしか行動ができず、それ以上できないと足踏みをしている中、一人も助けられない教育委員会が、果たして全県でいじめをなくし、二度とそういう思いをする子供を生まないという取組ができるのか、疑問に感じてしまうのは私だけではないと思います。しっかりと取り組んでいただくことをお願いいたします。

条例では、子ども支援委員会が勧告を行えるのは知事と県教委に対してのみであります。また、勧告できる内容も、子供に対する人権侵害が行われないようにするため必要な措置を講ずること、県の機関以外の関係者に対し必要な措置を講ずるよう要望その他の行為を行うことの二つの事項のみであります。また、要望先に報告義務はなく、こちらから求めることができるというようにとらされていません。

さらに、先ほどの指導主事の件で触れましたが、県教委、市町村教委、学校といった関係性の中でどこまでのことが言えるのか、どこまでの行動が取れるのか、疑問を感じざるを得ません。これでは、継続的に重層的かつ総合的に子供の支援に取り組むとした条例の実効性が十分に担保されておらず、子供たちの人権侵害に対する真の救済や再発防止にはつながらないと思います。

昨年の質問で条例の見直しを要望した際、知事は、現時点で直ちに条例の見直し等大きく枠組みを変更することは考えていないが、条例制定後大分時間もたっているので、これまでの活動状況も踏まえながら、改善すべき点があるか、子ども支援委員会とも相談した上で検討していきたいと答弁されました。あれから1年がたち、子ども支援委員会や県教委が現在規定され

ている行動を行ったにもかかわらず、当該市町村教育委員会及び当該小学校の対応が見えてきません。何より、被害を受けたお子さんや保護者が救済されていない現状を見れば、条例に課題があることは明かです。これからの子供たちのため、改めて条例の見直しを提案しますが、これまでの検討状況も踏まえ、お考えを知事にお聞きします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 子ども支援委員会による人権救済が不十分ではないか、制度、条例の見直しを行うべきではないかという御質問であります。

この点については、先ほどこども若者局長からも答弁させていただいたように、前回御質問をいただいた際に、子ども支援委員会と相談して検討していきたいと答弁しております。先ほどの御質問にもありましたように、お子さんを対象にしておりますので、時間をかけることなく早期に調査をしていかなければいけないと思いますし、勧告等に至る前に必要な改善を求めるという対応も必要だというふうに思っています。この点は子ども支援委員会の皆様方も同様の御認識であります。ただ、この子ども支援委員会で検討しなければいけない案件は、当事者間の調整がかなり困難、複雑化したケースが多いので、委員の皆様方は委員会として直截的な裁定を行うことはなかなか難しいと考えていらっしゃるという状況であります。

私も、この条例を制定するに当たりましては、本当にいじめ等で悩む子供たちを救わなければいけない、そうした子供たちがいない県にしていかなければいけない、そういう思いで制定させていただいたところでありますが、必ずしもそうした十分な成果を上げるに至っていない状況であります。

ただ、これは、条例を見直すことで解決するかというと、なかなか難しいのではないかと思います。都道府県と市町村の関係は、文字どおり対等、協力ということで、御承知のとおり、昔と違って、県議会に提案させていただく市町村との関係の条例についても、直接的に指示するとか強く求めるというような形の条例にはしていません。お互い独立した公共団体であり、特に、地方公共団体同士の関係でありますので、本来であれば補完性の原理で、市町村自治が最優先され、我々広域自治体はその自治を最大限尊重するという立場だというふうに私としては考えているからであります。

この条例は、先ほどの御質問にもありましたように、私と教育委員会に対して必要な措置を講ずることとなっております。これはかなり強い書き方ありますので、県が直接的に権限を有することについては、子ども支援委員会はかなり有効な効果を上げられると思います。ただ、それ以外の機関、関係者に対しては、要望その他の行為ということで、そもそも条例自体が弱くなっております。それは、先ほど申し上げたような考え方に立っているからであります。

では、例えば強制的な調査権を付与するようなことが可能か、あるいは、そのことによって

紛争が的確に解決されるのかということ、必ずしもそうではないのではないかというふうに思っております。私としては、この子供の人権を守るというテーマについて、市町村長の皆様方としっかり問題意識を共有していかなければいけないというふうに思っています。

本来、教育や子供・子育ての部分は都道府県も権限を持っていますが、市町村も役割と責任をしっかりと有しているわけでありますので、私からは、今回の事案のようなことも含めて、まさに市町村において主体的に考えていただく必要があるのではないかという問題提起をさせていただくことにより市町村の対応を促していかなければいけないというふうに思っております。

当事者の方、当事者の御家族の皆様方の思いを受け止めると、もっと何とかならないのかという御指摘はそのとおりだというふうに思いますが、今申し上げたような限界、制約があるということもぜひ御理解をいただければというふうに思っております。

以上です。

〔31番寺沢功希君登壇〕

○31番（寺沢功希君）先ほど、西沢議員の質問の最後に、教育長からの謝罪の言葉が後になったという言葉がありましたが、前回、6月の議会において、私からも、被害を受けた子供さん、そして保護者の皆さんを気遣う言葉がなくて非常に残念だと言わせていただきました。今回も、教育長からは、被害を受けたお子さん及び保護者を気遣った言葉がなかったことが非常に残念でなりません。

今年4月、当該案件でいじめ被害に遭ったAさんは、部活動オリエンテーションにて、新入生を前に、所属する部の活動を友人と共にパフォーマンスを見せながら紹介したそうです。こうした近況を聞かされた時に、ほんとに安心し、うれしく思いますが、なぜ他県ではなく長野県でこうした学生生活を送らせてあげることができなかったのかと、残念でなりません。

子供たちがこうした思いをすることのないよう、条例や制度がしっかり機能すること、そして、何よりいじめ被害に苦しむことのない学校環境となりますよう、今後のさらなる取組に期待をし、一切の質問を終わります。

○副議長（続木幹夫君）次に、竹村直子議員。

〔1番竹村直子君登壇〕

○1番（竹村直子君）こんにちは。改革信州の竹村直子です。一般質問を始めます。よろしくお願いします。

リニア中央新幹線について質問いたします。

今年3月、JR東海より、リニア中央新幹線の2027年開業断念が表明されました。2027年の開業は実現できないとのことで、乗ることを楽しみにしている高齢の方もおられ、飯田・下伊那の多くの方が落胆したことと思います。

長野県駅工事や周辺道路工事に伴い、地元では多くの皆さんが土地を明け渡すためにいち早く住宅や店舗を移転させています。大鹿村では、コロナ禍で減った観光客が戻らず、さらに工事の影響で減っているとのこと。工事期間が長引くことによってさらに悪影響が生じるのではないかと地元では不安が広がっています。

そこで、何点かお聞きします。

リニア工事に伴う水資源の問題は実験線の工事段階から取り沙汰されてきたことで、静岡県のみならず多くの方が心配していると思われます。5月には岐阜県瑞浪市で井戸水等の水位低下があり、工事を中断して調査をすることとなりました。今後、県内でも心配される水問題についての県民の不安に対し、県としてどのように対処していくのでしょうか。

トンネル掘削による発生土は豊丘村の山中に大規模に埋め立てられており、飯田市下久堅、下條村、阿智村等でも埋立計画が進められています。発生土の処理、活用の状況はどのようになっているのか。開業予定延期による影響はあるのでしょうか。発生土の活用が進められる中、ヒ素等を含む要対策土が工事に利用されることを懸念する声が上がっていますが、どのように対処するのでしょうか。以上を室賀リニア整備推進局長にお聞きします。

開業が延期されても、県が進めてきた関連事業は引き続き推進すべきと考えますが、駅周辺で進められている関連道路整備の今後の見通しについて、こちらは新田建設部長に伺います。

リニアを利用して長野県を訪れてもらえるような、また、移住したくなるような長野県駅を中心としたまちづくりも、足を止めることなく進めなくてはいいませんが、県としてどのように考えているのでしょうか。室賀リニア整備推進局長にお聞きします。

冒頭で申し上げたとおり、開業が延びたことで様々な影響を心配する声が上がっていますが、阿部知事は開業が延びたことをどう受け止めておられるのでしょうか。

6月7日、東京で開かれたリニア中央新幹線建設促進期成同盟会では、長野県を含めた八つの沿線となる県から各知事が参加され、阿部知事も挨拶されました。どの県もリニアを最大限に活用して地域の経済発展につなげたい思いは同じだと思います。

知事は、今議会の議案説明の中で、リニア中央新幹線は東京一極集中から多極分散型国土への転換を促す大きな契機となると言われました。東京一極集中は大きな問題で、転換ができたなら地方は大きく変われると考えます。改めてリニア事業の推進に向けた阿部知事の決意を伺います。

〔建設部リニア整備推進局長室賀荘一郎君登壇〕

○建設部リニア整備推進局長（室賀荘一郎君）私には4点質問をいただきました。

まず最初に、リニア工事に伴う水資源の問題についての御質問です。

JR東海では、県内の工事着手に当たりまして、沢水の減水や井戸の水位低下に備えまして

事前に代替水源の確保などの対策を実施しており、今後、急激な水位低下等の異常が生じて、ＪＲ東海において速やかに対策を講じるものと認識しております。

また、同社では、平成26年11月に県に提出しました環境影響評価の事後調査計画に基づき、沿線周辺の河川水の流量、湧水量、地下水位等の事後調査を月１回実施し、毎年公表しております。県では、この毎年提出される年次報告によりましてその内容を確認し、環境影響評価技術委員会の審議等を踏まえて必要な助言を行うこととしております。

なお、岐阜県での報告遅延の問題を踏まえまして、本県におきましても、急激な水位低下等の異常が確認された場合は、住民はもとより県や関係機関へ直ちに報告するようＪＲ東海に求めたところであります。その際、これまでも応急対策が必要な場合は早急に検討を実施するよう求めておりますが、今後も住民の不安払拭に努めるようＪＲ東海へ求めてまいります。

次に、リニア工事に伴う発生土の処理、活用と開業予定延期による影響についての御質問です。

発生土の処理状況につきましては、現時点で28か所の発生土置場が決定し、長野県内から発生する土量の約５割に相当する容量が確保されている状況であります。このほか、ＪＲ東海では約20か所で調整しておりまして、これらの箇所全てにおいて搬入可能となった場合の容量は、県内で発生する土量の約９割に相当すると説明しております。

活用状況につきましては、議員御指摘の豊丘村、飯田市、下條村、阿智村等の箇所を含めまして公共事業や圃場整備等へ活用されるほか、ＪＲ東海では、地元の理解を得た上で、変電所や保守基地等への活用が予定されています。

開業予定延期による発生土処理等の影響については、現時点においてはと認識しておりますが、今後とも、地域の活性化に資する観点からも、発生土が有効に活用されるよう市町村と連携し、ＪＲ東海との調整に努めてまいります。

次に、リニア工事に伴う要対策土についての御質問です。

議員御指摘の懸念は、ＪＲ東海が計画している長野県駅（仮称）工区の土曾川橋梁の基礎工事かと思いますが、この工事について、ＪＲ東海は、本年１月から２月に４回にわたりまして地元説明会を開催し、コンクリートで要対策土を覆い密閉処理することで安全に活用できると地元に対して説明しているところです。

一方、ＪＲ東海が令和４年10月に県に提出しました同工区に係る環境保全計画書では、土曾川橋梁での要対策土処分は計画されておられません。今後、ＪＲ東海から県に対しまして、要対策土を密閉処理する計画が提出されます。県といたしましては、環境評価技術委員会における審議等を踏まえ、環境への影響を極力低減するような助言をするとともに、地元住民の皆様の不安払拭のため丁寧な説明を行い、十分な理解を得ることをＪＲ東海に対して求めてまいりま

す。

最後に、リニア中央新幹線開業に向けました長野県駅（仮称）を中心とした地域振興についての御質問です。

リニア中央新幹線の開業時期の延期が本年３月にＪＲ東海から公表されました。開業時期の延期にかかわらず長野県駅（仮称）を中心とした地域振興を着実に進めることは重要であると認識しております。

そのため、まずは伊那谷自治体会議等を通じまして地域の皆様のニーズを丁寧にお聞きするとともに、リニア開業効果を最大限波及させていくため、市町村の枠組みを超えた広域的な視点に立って戦略的かつ実践的な面としての土地利用のグランドデザインを新たに策定することとしております。こうした取組を通じ、伊那谷地域の魅力向上を実現し、着実に地域振興を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君）私には県駅周辺で進められている関連道路整備の今後の見通しに関する質問をいただきました。

県では、長野県駅周辺において、国道153号飯田市北改良、座光寺上郷道路及び県道市場桜町線の整備を進めております。いずれの道路につきましても、リニアの開業にかかわらず、渋滞の解消や道路の信頼性、利便性の向上が期待できるなどこの地域にとって重要な道路であることから、今後示されるリニア建設工事の関連する工程を精査した上で、ＪＲ東海に必要な対応を求めながら、早期に事業効果が発現できるよう着実に進めてまいります。

以上です。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私にはリニア中央新幹線の整備に関連して２点御質問をいただきました。

まず１点目は、リニア中央新幹線開業延期に関する受け止めということでございます。

提案説明でも申し上げたとおり、リニア中央新幹線の日も早い開業を我々は求めてきたわけではありますが、そうした中で、今回開業延期という形で公になったということを非常に残念に受け止めているところであります。

ただ、我々行政は、残念だと言っているだけでは済みませんので、この開業延期が公表されたことを踏まえて、まず地域の皆様方のお考えをお伺いしようということで、リニア整備推進局の職員が関係市町村や経済団体等の考えを聞き取らせていただいております。

そういう中で、いろいろな課題が浮かび上がってきているというふうに思っています。まず、期待されていた経済波及効果が失われてしまうというような問題や、観光への影響といったよ

うな課題がありますし、工事用地として活用している土地を、新たなまちづくりのために活用していこうと考えていた地域にとっては、こうしたまちづくりも大きく影響を受けてしまうことになると思います。

また、工事期間が延びてしまうことによって工事車両の運行等が長期化してまいります。そうしますと、騒音、振動のような生活環境への影響、さらには交通安全上の懸念、こうしたことも長期化していくわけでありまして、我々県としては、このような声を踏まえて対応していかなければいけないというふうに思っております。

まずは市町村、地域の皆様方とこうした課題を共有しながら、地域の皆さんの負担の軽減や課題の解決に向けて取り組んでいかなければいけないというふうに思っておりますし、例えば、観光需要等については、ＪＲ東海に対してもこうした課題をしっかりと伝えて必要な協力を強く求めていくことが重要ではないかというふうに思っています。

このリニア中央新幹線については、引き続き地域の皆様方の思いにしっかりと寄り添って対応することが最も大事だというふうに思っておりますので、関係の皆様方と意思疎通を円滑にしながら、必要に応じて国やＪＲ東海にも強く要請を行って対応していきたいというふうに考えております。

続いて、多極分散型国土への転換を促す大きな契機となり得るリニア中央新幹線と私は申し上げましたが、リニア事業推進に向けての決意という御質問をいただきました。

まずは伊那谷、木曽谷など、長野県のかんりの地域にとって、このリニア中央新幹線はこれまでの交通体系を大きく変える非常に重要な交通インフラだというふうに考えています。そして、我々としては、この新しい交通インフラを地域の発展のために最大限役立つことができるようなものにするために、関連道路の整備をはじめまちづくり等をしっかりと進めていかなければいけないというふうに考えています。

ただ、その一方で、このリニア中央新幹線は、スーパーメガリージョンを実現しようというまさに国家的なプロジェクトでもあるわけでありまして、我々も最大限努力しますが、国の立場においても、リニア中央新幹線や、全国でかなり整備が進んできた新幹線ネットワーク、高速交通網、こうしたものを生かした新しい国土政策をしっかりと構築していただくことが重要ではないかというふうに思っております。

特に、この人口減少社会に突入している中では、地方からどんどん若者が大都市に出ていって、大都市に経済的な富がどうしても集中してしまう。そして、その他の地域はどんどんどん活力を失ってしまうと。これは、もとより我々地方の努力も重要ではありますが、地方の力だけでは解決できないこともたくさんあります。そういう意味で、まさにこうしたリニア中央新幹線の整備等を意識しながら、国においては、この東京一極集中の是正、人口減少下にお

ける国土政策というものもしっかりと構築してもらうことが重要だと思っております。

我々県としては、地域の皆様方と共にまちづくりをはじめとする取組をしっかりと進めるとともに、国に対しては、今申し上げたような国土政策の構築を強く求めているというふうに考えております。

以上です。

〔1 番竹村直子君登壇〕

○1 番（竹村直子君）新幹線に乗るたびに早く移動できるのはいいなと思います。東京へ行くのにバスで4時間かかる、陸の孤島と言われる飯田・下伊那にとって、リニア中央新幹線は希望の光となっています。

先日、リニア試乗体験の機会をいただきまして乗ってまいりました。遊園地のアトラクションに乗った後と同じような、体が浮き足立ったような感覚が若干ありましたけれども、時速500キロのスピードが出ているということは表示を見なければまるで分かりませんし、後ろ向きに走っても違和感はありませんでした。

工事が安全に行われ、安全な運行が保障されることを前提とし、リニア中央新幹線が通ることを最大限に活用して、知事がおっしゃったように、地域に寄り添って、地域の発展に有効となるよう引き続き県の丁寧な説明と取組をお願いします。

次の質問です。農業振興と農業教育について。

6月11日、教育委員会定例会において、更級農業高校と下伊那農業高校の学科再編が決定されました。更級農業高校では、生産流通科、生物科学科、グリーンライフ科、施設園芸科を、地域園芸科、植物活用科、食農科学科に。また、下伊那農業高校では、アグリサービス科、農業機械科、園芸クリエイト科、食品化学科を、栽培科学科、地域資源科、生物活用科に、いずれも一クラスずつ四つある科を三つに減らす。つまり、一クラス分定員を減らすということのようです。現状では大きな定員割れは起きておらず、実業高校の役割を考えると、クラス数を減らすというのは、生徒数の減少を踏まえたとしても適切ではないし、残念に思います。

下伊那農業高校は、長野県内唯一のお茶畑で摘み取った茶葉でお茶の生産をし、6次産業化の取組で茶葉のいろいろな活用法を地域の人と協力して研究する生徒がいます。アグリ研究班畜産部では、県畜産試験場が開発したオリジナル地鶏「黄金シャモ」の生産者認定を県から受けて、信州黄金シャモプロジェクトに取り組んでいます。地域の飲食店の協力を得て、黄金シャモを利用したメニューも開発しています。アグリサービス科生産流通コースでは、やはり飯田市内の飲食店と協力し、地域おこし弁当を考案して販売しました。地域の資源活用や課題解決を考える授業の一環だそうです。

このように、地域と多く関わりながら学ぶ機会が豊富な農業高校は、卒業しても地域に残る

生徒が多く、また戻ってくる割合が高いので、なおさら地域にとっては重要な学校です。しかし、せっかく高校で学び、研究をしても、その成果を生かすことができる就職先がなかなか少なく、一般の企業に就職してしまう生徒も多くいるのが現状です。

そこで、武田教育長にお聞きします。

農業振興の推進には農業高校での学びが重要であると考えます。学科数が減ることは学びの内容の縮減につながるのではないかと懸念されますが、御所見を伺います。

飯田・下伊那では、昔は豚の飼育が盛んで、多くの農家が小規模で豚を飼っていました。現在は比較的大きな規模の養豚農家が、SPF豚、くりん豚、幻豚、純味豚、千代幻豚、信美豚、南部豚などブランド豚を飼育しています。肉牛の肥育も、乳牛の酪農も、養豚も、このコスト高の中、農家の皆さんはまさに身を削って頑張っておられます。

一方、先ほど話した下伊那農業高校で取り組んでいる信州黄金シャモプロジェクトでは、牛や豚と比べ飼育の手間も少なくて済むということで、鶏の飼育を高齢化が進む過疎地域の経済活動として地域に根づかせたいと、普及のための研究を進めているということです。

確かに、牛や豚という大きな相手を飼育するのは体力がなければできないことです。牛の肥育農家に体験で行かせてもらいましたが、細かく言うと、1日に5回は食事を与えていて、それだけでも相当な手間と時間がかかりますので、高齢になると厳しいと思います。その点、鶏ならば、体力的にかなり楽にできると想像します。鶏の飼育は、一たび鳥インフルエンザが発生すると大変だと言われますが、であるならば、小規模分散型のほうが被害は少なくて済むのではないのでしょうか。中山間地の飯田・下伊那にとってとてもよい研究をしていると思います。そういった学びと県農政が連携して地産地消、自給率向上につながる長野県の農業振興を進めることが、農業人口の増加、若者の農業参入へとつながるのではないのでしょうか。

小林農政部長にお聞きします。

農業高校での教育を生かして長野県の農業振興をさらに進めるため、教育現場とつなげる取組が必要と考えます。いかがでしょうか。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 農業高校での学びと学科数減による影響についての御質問でございます。

近年、農業の大規模化や耕作放棄地の増加、ICT機器を活用した農業、いわゆるスマート農業の進展など、農業を取り巻く環境が大きく変化している状況でございます。

このような状況を受けて、現在農業高校では、ICT機器やカメラ、センサーを利用した学びを導入しているところでございますが、これらの取組は、最先端の機器や技法に生徒が触れられる利点があるものの、農業を取り巻く農業技術の高度化に対応した専門的な知識、技術を

一貫して学ぶなどの継続的なカリキュラムを組みにくい状況がございます。このため、このたびの両校の学科編成では、農業実習を主軸に置いたカリキュラムの編成が行えるよう学科編成をしたところでございます。例えば、ドローンを活用した農業や水耕栽培が可能な植物工場での学習など、継続した実習体験ができる一貫した教育課程の編成が実現できることとなり、学科数は減ることとなりますが、学びの内容はより充実したものとなると認識しているところでございます。

今後、新しい農業に対応する学びにより生徒一人一人の可能性を伸ばし、即戦力として地域社会で活躍できる人材の育成により一層取り組んでまいり所存でございます。

〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長（小林茂樹君）私には農業高校での教育と農業振興についてのお尋ねをいただきました。

下伊那農業高校の学びの事例は、地域にも刺激を与え、農業振興にもつながる好事例でございます。こうした学びを通じて若い世代が職業としての農業に高い関心を持つことは、長野県農業の持続性の確保に大変重要であり、農政部、教育委員会、農業高校、農業関係団体が連携して取組を進めているところでございます。

例えば、若手農業者が自身の思いや農業の魅力等について直接高校生に語るセミナーの開催、また、県農業大学校では、高校生も対象とした農業法人等合同説明会の開催など、農業の楽しさや難しさに触れ、農業に価値を覚え、挑戦意欲が高まるような機会の創出に取り組んでいるところでございます。

今後も、農業高校での学びと地域の農業を結びつける取組をさらに進め、農業振興と就農の促進を図ってまいります。

以上でございます。

○副議長（続木幹夫君）次に、山口典久議員。

〔23番山口典久君登壇〕

○23番（山口典久君）日本共産党県議団の山口典久です。

最初に、地方自治法の改定について質問いたします。

6月19日に参院本会議で成立した改定地方自治法は、大規模な災害や感染等で国民の安全に重大な影響を及ぼす事態と判断すれば、国が地方自治体に指示できる指示権を新たに導入したものです。

この改定は、影響を及ぼす事態の範囲が極めて曖昧であること、政府の判断で恣意的運用が可能であること等問題が指摘されてきました。また、特別関与として国による強制的な関与が自治事務にまで及ぶ仕組みが設けられ、都道府県に対し事務処理の調整の指示を行うことも可

能となります。

今回の改定が実際に適切に運用されるのか、地方自治体との意思疎通が行われるかは、この間の政府の地方自治体への強権的な対応、例えば名護市辺野古への米軍新基地建設の強行を見ると、疑問を持たざるを得ません。

改定地方自治法は、戦後築かれてきた地方自治、そして地方分権を根底から脅かす懸念が払拭されておらず、廃止すべきと考えますが、阿部知事の見解を伺います。

続いて、介護事業所に関して質問します。

最初に、訪問介護です。

訪問介護は、在宅介護の専門職として、食事、入浴、排せつなどの身体介護、調理、洗濯、買物等の生活援助、また、通院などのための介助を行い、利用者は、要介護認定1、2だけでなく、3から5の利用者が4割以上を占めています。

ところが、この訪問介護事業が今深刻な危機にあります。東京商工リサーチの調査によると、今年に入り介護事業者の倒産が急増し、過去最多を上回り、特に、訪問介護は34件で、61.9%の増加となっています。

先日、この4月から訪問介護サービスを廃止した中山間地の事業所を訪ね、直接お話を伺いました。経営は赤字が続き、人件費を切り詰めるために臨時・嘱託職員に頼らざるを得ず、処遇の改善も進まない。そうになると、若い人は退職し、新たに職員を募集しても全く応募がないそうです。職員は高齢化し、体力的にも大変になり、結局必要な人員、体制が確保できなくなって事業を廃止したということです。まさに負のスパイラルです。

こういう中で、国は、4月から訪問介護基本報酬の引下げを実施しました。この問題で、県内の医療、介護、福祉関連の団体などでつくる長野県社会保障推進協議会が、4月から長野県内の全訪問介護事業所を対象にアンケートを実施いたしました。1か月余りで213の事業所、全体の44.2%から回答が寄せられています。結果は、基本報酬引下げに9割を超える事業所が納得できないとし、約74%の事業所が事業継続に影響が出ると回答しています。

以下、健康福祉部長に伺います。

訪問介護事業はどのような役割を果たしているのでしょうか。今回の介護報酬引下げが事業所の運営に与える影響は大きいと考えます。現場の実情、要望などを具体的に掌握していただく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

また、介護職員の処遇改善加算制度もありますが、小規模の事業所は要件を満たすのが難しいことなど事業者の懸念もある中、県として事業者からの相談体制の強化など事業継続のための支援策が必要と考えますが、いかがでしょうか。

2023年度に策定した第9期長野県高齢者プランでは、地域包括ケア体制の深化・推進、介護

人材の確保、計画的なサービス提供体制の整備を重点的に掲げ、県の取り組む方向性を明らかにしました。プランでは、要介護認定者は2040年で13.7万人に達し、2020年度の約1.21倍に増加することが見込まれる中、介護職員数、現在の3.8万人から4.1万人への増員を目指し、介護給付の計画との乖離率、在宅サービスをマイナス3.8%からゼロに引き上げるとしています。

しかし、現実を見ると、例えば、長野県が指定する介護事業所は、2023年度の新規指定が43件の一方で、地域でサービスを担ってきた49件が廃止となっています。介護分野の人材不足も深刻で、県内の有効求人倍率は2.70と、全産業平均1.55倍を大きく上回っています。

プランに掲げる「しあわせやゆたかさ、長寿の喜びを実感し、ともに支え合い、自分らしく安心して暮らしていける信州」を実現するためには、介護に関わる県の予算を充実させ、人材の確保育成、事業所への支援策など県として抜本的に強化する改革が求められているのではないのでしょうか。健康福祉部長の見解を伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には今回の地方自治法の改正について御質問を頂戴いたしました。

いわゆる補助的な指示についての見解という御質問でございます。

現在の国と地方の関係、これは、いわゆる集権・融合型のシステムになっているというふうに受け止めています。そうした中で、今回の指示については、自治体、都道府県、市町村と十分なコミュニケーションを図った上で限定的な運用をするという前提であれば、その必要性については理解するところでございます。

今回国会で様々な議論があったわけですが、衆参両院の総務委員会においては、私も全国知事会からの要請等も踏まえていただき、事前に関係地方公共団体等と十分に必要な調整を行うこと、また、指示の内容は目的を達成するために必要最小限のものとすること、こうした附帯決議が付されたところであります。また、指示をしたときは、その旨、内容を国会に報告するというところで法案の修正も行われたところでございます。

私としては、知事会の代表者の一員として政府・与党にも要請を行わせていただいたところでありますが、こうした附帯決議の内容を十分踏まえていただき、地方自治の本旨を十分尊重して適切な運用を行っていただきたいというふうに考えております。

もとより地方自治についてはまだまだ道半ばだというふうに思っています。引き続き分権型社会の実現に向けて知事としてしっかり取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には2点お尋ねがありました。

まず、訪問介護報酬の改定による影響についてでございますが、県としましては、訪問介護

は高齢者の在宅での暮らしを支える極めて重要なサービスと認識しており、基本報酬の引下げによる訪問介護事業所の運営への影響については、事業所に直接出向いて状況をお聞きするほか、全事業所へ実態調査を実施しているところです。

また、6月から処遇改善加算が見直され、訪問介護につきましては、これまでよりも高い加算率が設定されております。県では、処遇改善加算の取得促進に向け、専門的な相談員の派遣やセミナー等の開催などのこれまでの取組に加え、加算未取得の小規模事業者等に対し個別重点的に新制度の内容や具体的な申請手続を御説明し、加算取得を促すなど、さらなる支援を行ってまいります。

次に、介護事業所への支援強化についてでございます。

第9期高齢者プランでは、お話にありましたとおり、「地域包括ケア体制の深化・推進による健康寿命の延伸」「地域の実情に応じた計画的なサービス提供体制の整備」「多様な介護人材の確保・介護現場の生産性向上の推進」を重点施策の3本柱とし、今年度から取り組んでいるところでございます。

特に、介護人材確保については、今年度から新たに介護に携わる方々から課題等に関する御意見を伺い施策に反映する介護現場革新会議や、事業所の困り事にワンストップで対応する介護・障がい福祉生産性向上総合相談センターを設置するなど、重点的に施策を進めております。

さらに、介護事業所の安定的な事業継続に向けては、公定価格を定めている国において介護報酬の適時的確な見直し等を行うこと、特に、訪問介護については、中山間地域の状況を踏まえた報酬とすることを県として要望してきており、今後も実態を把握した上で引き続き国に要望してまいります。

以上です。

〔23番山口典久君登壇〕

○23番（山口典久君）改定地方自治法ですけれども、附帯決議があったわけですが、それが十分に担保されるのか、地方自治の根幹を脅かしかねない、この問題の懸念は払拭できないことを申し上げておきます。

政府は、改定理由に災害時の対応を挙げてまいりました。しかし、能登半島地震に見るように、災害時の対応が進まないことの大きな要因は、地方公務員を減らし、地方の財源を削ってきたことで、必要なのは迅速な対応ができる権限、財源、そして人を国が自治体に保障することであることを述べておきたいと思います。

介護報酬に関し御答弁いただきました。現場では、引下げの撤回、その上で、地域を支える事業所の経営が成り立つ報酬に改善するよう求める声広がっています。同時に、こうした報酬の改善が利用者や介護保険料に跳ね返ることのないよう、公費負担の増額を併せて国に求め

ていただくことを要請いたします。介護など社会保障の予算を増加することは、単なる財政の負担増ではありません。それは、地域経済に好循環をたらすものであることも指摘させていただきます。

次に、リニア中央新幹線工事について、最初に水位低下問題を質問します。

県内のリニア中央新幹線工事について、私たち共産党県議団は、この10年来、合計11回の現地調査を行い、リニア中央新幹線の賛否にかかわらず、住民から寄せられる要望や不安の声をお聞きし、一般質問で取り上げた回数が22回に上り、その解決に努めてまいりました。この中で、各地の住民から、水道水源、井戸水やため池の水位の低下や枯渇への不安が当初から寄せられました。しかし、今年5月に、トンネル工事をしていた岐阜県瑞浪市で14か所のため池や井戸で水位が低下し、ＪＲ東海が工事を中断していたことが明らかになり、続いて県内の大鹿村、豊丘村でも水位の低下や水枯れが相次いで起きていたことが確認されています。これまでの間、長野県内で県が掌握している水位の低下等について伺います。また、水位低下に関するＪＲ東海から長野県への報告の経過について伺います。

ヒ素などを含む重金属の要対策土についても、これまで問題になってまいりましたが、新たに長野県駅（仮称）付近の橋梁工事における活用も発表されています。この問題では、ＪＲ東海は現地で説明会を開催しておりますが、住民への説明や理解が不十分でももう決まったことのように進めているという住民の訴えもあります。ＪＲ東海に対して県は改めて丁寧な説明を求めるべきではないでしょうか。

2027年開業予定の延期を受けて、沿線住民の間では新たな疑問や不安が広がっています。特に、長野県駅の建設や県道開設などの関連事業に伴い移転を強いられた住民は、長年住み慣れた家や地域を離れざるを得なかった方、事業の継続が困難になっている方、また補償費用が少ないため移転・新築に借金をせざるを得ない方など、人生設計が大きく狂わされた方も少なくありません。

こうした中、開業延期の理由や今後の見通しなどに関してもこれまでと同様に十分な説明がなく、これだけ苦しめて追い出しながらこの先どうなるか分からないなんてあるか。この事態に一体誰が責任を取るのかと、不安や不信が広がっています。

開業の遅れの要因と今後の見通しはどのようになっているのでしょうか。沿線住民、とりわけ移転を余儀なくされた住民に対してＪＲ東海が真摯に説明責任を果たすよう県は強く求めるべきだと考えますが、いかがでしょうか。以上、リニア整備推進局長に伺います。

知事に見解を伺います。

工事認可以来2027年開業ありきに固執してきたＪＲ東海や県、関係市町村の姿勢がその強引な手法をもたらし、各地で住民を置き去りにしてきたと考えます。

長野などリニア中央新幹線の沿線10都府県でつくる建設促進期成同盟会は、6月7日に開催した総会で早期開業を推進することを確認したと報じられておりますが、これは、住民の理解だけでなく、これまで事故が相次いでいますが、工事の安全性等においても重大な問題が生じかねないと考えます。建設工事は一度立ち止まり、しかるべき検証を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、まちづくり事業について質問します。

市街地再開発事業は、老朽化した建物などによる生活環境の悪化や、土地が有効に利用されていない地区において、安全で快適な都市環境、活力あるまちづくりを推進することを目的にしています。

県内では、代表的な事業として、上田駅お城口、岡谷市の中央町、北長野駅前など12市町村の26地区において20.8ヘクタールの再開発事業が行われてきました。いずれも県からの補助も行われてきたわけです。

しかし、こうした再開発地やその周辺においても、中心市街地では人口減少や商業施設の郊外への流出、空きテナントなどが見受けられます。県が把握する市街地再開発事業の現状と課題について伺います。

都市再開発は、2002年、都市再生特別法が制定されて都市再生が始まりました。以来、都会では巨大開発が進む一方で、需要と供給の不均衡が拡大し、その結果、民需なき再開発と言われるような事態が生まれ、自治体が施設を購入するいわゆる官製再開発が自治体財政を圧迫するなどの問題も明らかになっています。

また、都市計画の規制緩和などにより、市街地の中心部などでデベロッパーが再開発を主導してタワーマンション事業を展開するなど、言わば都市計画の解体とも言えるような事態が全国の地方都市でも進んでいます。長野県においても、市民、住民の要求や暮らしに根差し、生活環境の向上に資するまちづくり、十分な情報公開の下に話し合いを行う住民自治が形成される持続可能なまちづくりをどのように推進していくのか問われていくと考えます。

今、様々な課題がある中で、これからの長野県のまちづくりの理念、ビジョンはいかがでしょうか。以上、建設部長に伺います。

〔建設部リニア整備推進局長室賀荘一郎君登壇〕

○建設部リニア整備推進局長（室賀荘一郎君）私には3点質問をいただきました。

最初に、リニア中央新幹線工事における県内の水位低下等についての御質問です。

これまで、長野県内では、令和4年3月に豊丘村の伊那山地トンネル戸中・壬生沢工区の斜坑近くで農作業に使用されております古い横井戸の水が減少する事案がありました。これにつきましては、必ずしも工事に起因する減水なのかどうかは断定されませんでした。

一方で、令和４年６月に大鹿村の伊那山地トンネル青木川工区の非常口近くでは、トンネル掘削工事の影響によりまして井戸の水位低下がありました。しかし、これにつきましては、ＪＲ東海が施工前に設置しておりました代替水源に切り替えたことで、生活への影響は生じませんでした。

県といたしましては、ＪＲ東海が行った１年間の環境調査の結果等を年次報告書としまして報告を受けておりますが、直ちに生活への影響が生じない事案については、その都度報告がなされる仕組みとはなっておりません。このため、先ほど竹村議員に答弁いたしましたが、このたびの岐阜県での報告遅延の問題を踏まえまして、急激な水位低下等の異常が確認された場合は、直ちに、住民の方はもとより県や関係機関へ報告するようＪＲ東海に求めたところであります。

その際、これまでも応急対策が必要なものは早急に検討を実施するよう求めており、今後も住民の不安払拭に努めるようＪＲ東海へ求めてまいります。なお、現時点において、生活に影響のある水位低下につきましてはＪＲ東海から報告はを受けておりません。

続きまして、要対策土に関する住民に対する丁寧な説明についての御質問です。

こちらも先ほどの竹村議員に答弁したとおりでございますけれども、ＪＲ東海は、自社用地となる土曽川橋梁の基礎工事で、コンクリートで要対策土を覆い密閉処理することを計画し、地元に対してこれまで４回の説明会を開催しております。

県といたしましては、要対策土の処理について不安に思われている方や、また、説明会に出席できなかった方などに対しまして、より一層の丁寧な説明が必要であると考えております。住民の皆様から理解をいただく努力や説明の工夫についてＪＲ東海にさらに求めてまいります。

最後に、リニア中央新幹線の開業時期の延期の要因と今後の見通し、ＪＲ東海が真摯に説明責任を果たすよう県が働きかけるべきとの御質問です。

開業の遅れにつきましては、静岡工区での工事着手が見通せない等を主因といたしまして、ＪＲ東海が本年３月２９日に、２０２７年の開業は実現できる状況になく、新たな開業時期も見通すことができないと公表したところです。

今後のスケジュールや開業時期の見通しにつきましては現時点で公表されていないため、県といたしましては、一日も早い開業時期の明確化と県内工事の工期について明らかにしていただくよう、本年４月のトップ会談において阿部知事からＪＲ東海社長に対し要請を行いました。

今後も、ＪＲ東海に対しまして、地域住民の皆様に真摯に説明責任の遵守をしていただくよう、あらゆる機会を通じて求めてまいります。

以上であります。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私にはリニア中央新幹線建設工事の見解についての御質問をいただきました。

伊那谷、木曽谷の皆さんにとって、このリニア中央新幹線の開業は長年の悲願であるというふうに受け止めております。ＪＲ東海が建設工事を進めているわけでありますけれども、私どもからは、一日も早い開業を求めると同時に、住民の皆様方の理解と協力を得ながら進めてもらいたいということをかねてから事あるごとをお願いしてきているという状況であります。

また、環境への影響を回避・低減するため、環境影響評価の手続を通じて環境保全の対策等についても助言を行って対応を求めてきているところであります。

今後とも、こうした住民の皆様方の思いに寄り添いつつ、一日も早いリニア中央新幹線の開業に向けて関係機関と共に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君）私には２点お尋ねがございました。

まず、市街地再開発事業の現状及び課題の把握についてのお尋ねでございます。

市街地再開発事業は、都市再開発法及び市町村の都市計画に基づき、不良街区の解消による防災性の向上や土地の高度利用、有効なオープンスペースの確保などを図るもので、県内では、議員が先ほどおっしゃったとおり、長野市のトイゴの整備など26地区で実施されており、現在は長野駅前１地区で事業が実施されているところでございます。

過去に再開発事業により整備された建物、街区において、商業施設の撤退や空きスペースの増加など、整備直後のにぎわいが年数経過により維持できず衰退しているケースもございます。その主な要因としては、大型店舗の郊外立地の進展や、ネットショッピングの普及に伴い市街地において買物をする魅力が薄れ、その街区・エリアでの集客力や収益力の低下が背景にあると考えております。

これらを踏まえると、市街地再開発においては、多様な政策手法や事業、取組を組み合わせ、整備エリアの魅力やアクセス性の向上、ポテンシャルの持続性を柔軟に図っていくことが課題であると認識しております。

次に、これからのまちづくりの理念、ビジョンについてのお尋ねでございます。

人口減少や生活の多様化などが進展する中で、今後のまちづくりにおいては、様々な世代、様々な主体が必要とする社会福祉、医療、教育、モビリティなどの暮らしのサービスの在り方を踏まえたコンパクト・プラス・ネットワークの実現が必要であると考えております。さらには、防災安全の観点、産業立地、物流、観光振興の観点ももちろん必要になってまいります。

このコンパクト・プラス・ネットワークの実現には、暮らす人々の視点で各種サービスの立

地や移動の利便性の向上が必要であり、町なかを訪れる人の目的や移動手段、滞在時間、こうしたもののデータを可視化するとともに、若者や高齢者も含めた住民、行政、民間企業、学識者など多様な主体が協力してまちづくりを進めていくことが必要であると考えております。

県が設置したUDC信州では、市民、民間企業及び学生などが参画し、まちづくりのグランドデザインに取り組むほか、その実現に向けた社会実験などの取組に主体的に参加できる体制づくりにも取り組んでおります。

こうした取組を継続して行い、社会経済情勢の変化に柔軟に対応し、関係機関、関係部局とも連携し、魅力ある持続可能なまちづくりを市町村と共に推進してまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

〔23番山口典久君登壇〕

○23番（山口典久君）リニア中央新幹線に関しまして、この間、リニアを必要とする社会的前提が崩れてきているのではないのでしょうか。

一つは、地球温暖化など気候危機の打開が待ったなしになる中で、新幹線の3倍も4倍もの電力を消費することは時代に逆行することではないのでしょうか。

もう一つは、新型コロナ禍で、テレワーク等の普及で、住まい方、働き方にも大きな変化が現れて、高速移動手段を絶対視する社会からゆとりを持った社会への転換を求める声が広がっていることです。高速鉄道を使った出張等のニーズが減ってきています。この点でも、建設工事は一旦立ち止まり、しかるべき検証を行うべきと述べて、質問を終わります。

○副議長（続木幹夫君）この際、15分間休憩いたします。

午後2時45分休憩

午後3時1分開議

○議長（山岸喜昭君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

川上信彦議員。

〔25番川上信彦君登壇〕

○25番（川上信彦君）少子化・人口減少対策について質問させていただきます。

本年4月、民間の有識者グループ、人口戦略会議は、全国の4割に当たる744自治体で、2050年までに20代から30代の女性が半減し、最終的には消滅する可能性があるとした分析を公表しました。県内77市町村のうち消滅可能性があると考えられた自治体は34%に当たる26市町村でした。

公明党は、本年2月から3月にかけて、高齢者人口がピークを迎える2040年問題への対策として「少子高齢化、人口減少への対応に関する自治体アンケート」を実施。能登半島地震で被災した石川県などは対象外とし、46都道府県と全国1,304市町村から回答をいただき、回答率は75.6%でした。なお、長野県は県及び60市町村から回答をいただき、回答率は77.9%でした。

今回の調査では、自治体存続への危機感をはじめ、医療・介護、外国人材、子育て・教育、少子化対策、独り暮らし高齢者について課題や支援策を尋ねました。自治体存続については、国立社会保障・人口問題研究所が昨年末に公表した地域別将来推計人口の中で、40年の推計人口に対する受け止めに聞きました。自治体としての存続が危うい水準と答えた市町村が32.5%、存続がぎりぎり可能な36.3%も含めると約7割の自治体が先行きに危機感を抱いていることが判明しました。

今回、私はこれらのアンケート結果を基に、地元飯田・下伊那の11市町村を訪問し、首長の皆さんから直接御意見をお聞きしました。その中で、小規模自治体ほどその危機感は深刻で、2040年どころか数年先の自治体の維持について危機感を感じている首長もいらっしゃいました。県も調査に御協力をいただきましたが、2040年問題における自治体存続への危機感について県の受け止めと、今後の対応について知事に伺います。

次に、医療・介護の長期的な需給見通しに関して、「高齢者人口が増加し医療施設や医師らは不足する」と答えた市町村が50.9%、「高齢者人口が増加し介護施設や介護士らは不足する」が57.7%でした。また、高齢者人口がピークを過ぎて減少傾向になっても施設や人材が不足すると答えた市町村が、医療で31.7%、介護で35.6%に上りました。そこで、県では、医療・介護分野の人材不足をどのように捉え、今後どのような対策を講じる予定か、伺います。

次に、医療、介護など社会保障の持続可能性を高めるためにどのような政策が必要か三つ回答してもらったところ、市区町村で最も多かったのが「地域住民の健康寿命の延伸」で61.3%、続いて「少子高齢化に対応できる安定財源の確保」が59.4%、「他の市区町村との広域的な連携」が52.2%でした。そこで、県は、医療、介護など社会保障の持続可能性を高めるための県の役割と、今後どのような対策を講じる予定か、以上2点について健康福祉部長に伺います。

次に、外国人材の受入れの見通しについて、「今後不足する」とした市区町村が全体の63.7%でした。一方で、「今のところ外国人材の必要性は低い」との回答が26.6%で、外国人材の需要にかなりの地域差があることがうかがえます。

外国人材を受け入れる上での課題を三つ選んでもらったところ、市区町村では「地域住民の理解と協力」が61.1%で最も多く、続いて「日本語教育の充実」が53.7%、「地域や職場における通訳など支援スタッフの確保」が51.3%となりました。そこで、県内企業の外国人材受入れについて、現状と今後の対応について産業労働部長に伺います。

次に、少子化・人口減少対策に関して、子育て、女性・若者支援の観点から何点か質問させていただきます。

初めに、保育環境の整備について伺います。

本年4月、制度発足以来75年ぶりとなる保育士配置基準の改正が行われました。4～5歳児の配置基準が、子供30人につき保育士1人から25人につき1人に改正。3歳児については、子供20人につき保育士1人から15人に1人に改正。来年度以降は、1歳児についても、子供6人につき保育士1人から5人につき1人の改正予定で進められています。

また、こども誰でも通園制度について、保護者が働いているかいないかにかかわらず、一定の時間子供を保育所などに預けることができる制度であり、保護者の負担軽減や孤立の解消などが期待されています。国のモデル事業として今年度は全国115の自治体で実施される予定であり、県内では今月から長野市と飯田市、須坂市で始まり、御代田町でも8月に始まります。

そこで、保育所においては、保育士配置基準の改正や令和8年度から本格実施予定のこども誰でも通園制度の実施に向けた対応などで今後さらなる保育士不足が懸念されますが、県は、市町村等と連携し、保育士確保対策をどのように進めていくのか。また、保育士の働き方改革、職場環境の整備、業務負担の軽減等の観点から、保育士不足の対応に当たっては保育補助者の活用が一つの有効的な手段と考えますが、県内における保育補助者の活用状況と、活用に向けて今後県としてどのように取り組んでいくのか、伺います。

次に、保育園に子供を預ける親が下の子を出産し、育児休暇を取得することで原則保育園に通う子供が退園となる育休退園について、長野市では、今年度から育休退園制度が廃止されました。県内市町村における育休退園制度の状況について伺うとともに、働く女性の子育て環境を進めるためにも、市町村と連携し、育休退園の廃止を促進すべきと考えるが、いかがか。

次に、病児・病後児保育について伺います。

本年4月、公明党長野県議団では、大分県の病児・病後児保育について調査を行いました。大分県では、県が主導し、病児保育のICT化、広域化を推進しています。利用者に対して登録用紙を統一化し、県内の別の地域に居住していても地域内の住民と同じ料金で病児・病後児保育が利用できるようにしました。さらに、病児保育ネット予約サービス「あずかるこちゃん」を導入し、施設の空き状況の確認や予約が可能となりました。

そこで、県における病児・病後児保育の状況について伺うとともに、小規模町村では病児・病後児保育を行いつらい状況等を踏まえ、広域化を推進すべきと考えるが、いかがか。また、電話による予約では保護者にとっても施設にとっても利便性に課題があるため、利便性を高めるためにアプリによる予約などICT化を推進すべきと考えるが、いかがか。以上4点についてこども若者局長に伺います。

次に、若者回帰就労支援について伺います。

大分県では、九州の中で最も若者が集まる都市である福岡県福岡市に、若者を対象として大分県の企業の魅力等を発信するとともに、企業とのマッチングを図り大分県へのU I Jターンを支援する「d o t .」を開設。施設内には、若者が気軽に立ち寄れるおしゃれなカフェを併設し、定期的に県内企業の採用担当者と就職を希望する学生が少人数で面談やイベントを行ったり、学生のキャリア相談から就職先紹介まできめ細やかな支援を行っています。令和2年の就職者は17名、令和4年は47名と着実に実績を伸ばしています。

そこで、信州首都圏総合活動拠点「銀座NAGANO」について、若者と県内企業とのマッチングを図るための場所として活用を推進すべきと考えるが、いかがか。営業局長に伺います。また、就職、進学等で長野県から離れた若者に対して長野県の情報を随時届けることで、就職や結婚、子育てなどライフステージの変化に伴い長野県に戻る選択肢になると考えます。

そこで、6月補正で人口減少対策緊急広報事業が予算計上されていますが、その狙いと実施方法、期待される効果について企画振興部長に伺います。

次に、男女間の賃金格差是正について伺います。

政府は、5月27日、男女間の賃金格差是正に向けた女性の職業生活における活躍推進PT会合を開催。若い女性の地方からの流出には、大都市圏に比べて男女賃金格差が大きいことが影響しているとの指摘がありました。有識者から政府に対し、実態把握に向け、地方や中小企業におけるデータ整備について提言がありました。そこで、長野県における男女賃金格差の状況はどうか。また、格差解消をテーマとし、地方版政労使会議で議論してはどうか。

岩手県鹿角市では、女性若者資格支援事業を実施。これは、女性・若者が能力向上と就職機会の拡大、キャリアアップに資することを目的として、将来の就職及び在職中のスキルアップに必要な資格を取得するための試験を受験する場合に最大5万円を補助する制度です。

長野県で頑張る女性・若者を応援したい。住んでよかったと実感してもらいたい。そんな地域の声に応えるため、県と市町村が連携し、女性若者資格支援事業について検討してはいかがか。また、女性・若者の地方回帰を進めるため、女性・若者に魅力的な企業の誘致を市町村と連携して進めることも必要であると考えるが、以上2点について産業労働部長に伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には2040年問題における自治体存続への危機感についての受け止めと今後の対応という御質問をいただきました。

まず、公明党の皆様方が自治体アンケートを取られて、都道府県も含めて市町村の皆様方が自治体存続の危機感を持っていることを把握されたことに対して敬意を表したいというふうに思います。

まず、このアンケート等を拝見させていただく中で、約3分の1の自治体が、自治体としての存続が非常に危うい、あるいは危ういというふうに回答をしているという状況は極めて深刻に受け止めなければいけないものというふうに考えております。よほどのことがなければ自らの団体の存続が危ういとはなかなか回答しないと思いますので、それだけ課題が顕在化し、切迫した問題意識をお持ちになっているというふうに受け止めております。

本県においても、小規模町村が多い状況の中で、急激な人口減少期に入っている状況でありますので、先ほどの御答弁でも申し上げたように、市町村の皆さんとしっかり問題意識を共有して取り組んでいかなければいけないというふうに考えています。

せんだって5月21日に、県と市町村との協議の場でこの人口問題を取り上げさせていただきました。もとより市町村の皆様方とは子育て家庭応援プランをはじめとする子育て支援と一緒に取り組んできたわけですが、これからは、狭い意味での子育て支援ではなく、この人口問題に共に取り組んでいきたいと思います意思確認をし、合意させていただいているところであります。

加えて、先ほども申し上げたように、まず我々としては、県内の市町村長の皆様方の問題意識、危機感を直接的にしっかり把握していきたいというふうに考えております。そうした中で、住民生活に不可欠な行政サービスをどうやって維持していくのか。また、人口減少の中で、産業振興、まちづくり、持続可能な地域をどうつくっていくのか。こうしたことを市町村の皆様方と課題や方向感を共有しながら取組を進めていきたいと思っています。

小規模な市町村が多い状況でありますので、私としては、例えば市町村間の連携強化、今でも水道の広域化等を進めているわけではありますが、今後、例えば機関の共同設置のようなものも含めた検討が必要になってくるのではないかと思います。また、県と市町村との関係で申し上げれば、職員派遣、事務委託といったようなことに加えて、広域連合等をもっと有効に活用できないか、こうしたことも含めて、かなり県、市町村の役割分担とか関係性の在り方についても踏み込んで検討していかなければいけないのではないかと思いますというふうに思っております。

とはいえ、まずは市町村長の皆様方の思いを十分お伺いさせていただいた上で、県と市町村で共々、県民の皆様方の暮らしをどう支えるかということについて真剣にかつスピード感を持って取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君） 私には2点お尋ねがございました。

まず、医療・介護分野の人材不足についてでございます。

本県の高齢者人口が2040年まで増加し続ける中、医療・介護のニーズは今後さらに高くなるものと見込まれ、医療・介護分野の人材確保は喫緊の課題であると認識しております。

本年3月に策定した第8次長野県保健医療計画や第9期長野県高齢者プランにおいても、人材確保、再就業促進や、定着支援、離職防止等の観点で総合的に取り組むこととしており、具体的には、医療分野における将来の県内医療を担う人材への修学資金等の貸与や、即戦力人材の確保に向けた無料職業紹介事業等の実施、そして、介護分野におけるアクティブシニア等多様な人材と介護職場のマッチングに加えて、職員の負担軽減などに向けた介護ロボット等の導入支援や生産性向上に関する事業者向けワンストップ相談窓口の設置などの取組を着実に推進してまいります。

次に、社会保障の持続可能性を高めるための県の役割と対策についてでございます。

少子化・人口減少社会においても、県民誰もが安心して適切な医療・介護サービスを受けられる体制を確保していくためには、先ほども述べた医療・介護人材も含め、限られた資源を有効に配分、活用することが重要でございます。

県では、昨年度策定した第3期信州保健医療総合計画に示した医療提供体制のグランドデザインに基づく医療機関のさらなる役割分担や連携を推進するとともに、保健、医療、介護が一体化した地域包括ケア体制の構築などに取り組んでまいります。加えて、信州ACEプロジェクトなどを通じて県民の健康増進と疾病・介護予防を推進し、年々増加する社会保障費の適正化に努めるとともに、社会保障制度の運用を担う国に対して本県の実情を踏まえた必要な提言や要望を積極的に行ってまいります。

社会保障を持続可能なものとするためには、市町村、医療機関や介護事業者、県民の皆様と共に取り組むことが重要であり、県としてはこれを牽引していく役割を果たしてまいります。

以上でございます。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君） 私には3点御質問をいただきました。

初めに、外国人材の受入れの現状と今後の対応についてでございます。

まず現状でございますけれども、県内には、令和5年10月末現在で、平成19年に届出が義務化されて以降、過去最高の2万4,893人の外国人労働者がおり、製造業やサービス業、農林業などを中心に受け入れているところでございます。また、昨年度県が事業所向けに実施した調査では、外国人材の受入れが「必要」「どちらかといえば必要」が58.2%で、前回令和元年よりも10.2ポイント上昇しております。その理由といたしまして、人手不足への対応が9割近くとなっております。

また、先般の通常国会におきまして、いわゆる育成就労制度を創設する改正入管法等が成立し、今後、これに伴い、国内に在留する外国人の増加や、あるいは県内においても長期にわたってこの地域産業を支える人材としての活躍が期待されるところでございます。

このため、現在、県では、外国人材受入企業サポートセンターにおいて在留資格や手続への相談対応やセミナーを開催するほか、今年度から新たに外国人材受入企業マッチング支援事業を開始し、適正な支援機関の選択や募集方法が分からない企業に対してより丁寧な支援を実施してまいります。

今後、この人口減少下でも、豊かで活力ある経済社会の構築に向けて、この外国人材の円滑な受入れと、活躍ができる環境づくりを進めていくことが重要でありますので、生活面での住環境や地域コミュニティとのつながり、教育面でのサポートなど一体的に進めていけるように一層関係部局と連携しながら、外国人が働きやすく、そして暮らしやすい長野県となるよう取り組んでまいります。

次に、男女間賃金格差の現状と地方版政労使会議での議論についてでございます。

厚生労働省の調査によりますと、令和5年の本県の男女間賃金格差は、男性を100とした場合、女性は72.8であり、格差がある状況でございます。この賃金格差は、子育てや介護等を理由とした女性のキャリア断絶や、パートなど非正規での就労割合が高いことなどが主な要因となっており、実際に20代後半をピークに女性の正規雇用率が低下するいわゆるL字カーブは、解消が見られていない状況でございます。

議員御提案の地方版政労使会議につきましては、本県では、経済団体、労働団体、長野労働局、県などで構成します長野県就業促進・働き方改革戦略会議がこれに位置づけられ、毎年開催しております。

例えば、今年3月の会議では、賃金全体の引上げも議題といたしまして、その中では、非正規雇用の処遇を改善していかなければいけない、あるいは女性が働きやすい環境をつくるのが大事といった賃金格差に関する貴重な御意見も出たところでございます。この男女間の賃金格差は国全体の大きな課題でもあり、今月21日に閣議決定されました骨太の方針2024の中で格差解消への環境整備を進めるとしているように、人口減少対策にも関わる大変重要なテーマでございます。今後、年内に県で取りまとめます人口問題に係る戦略を見据えながら、本県の地方版政労使会議の中で議員御提案のテーマも踏まえた議論を進めていき、賃金の格差解消に努めてまいります。

最後に、女性・若者を対象とした資格取得支援策と企業誘致についてでございます。

人口減少下において、各分野で活躍する女性や若者はまさに財産であり、リカレント、リスクリングを通じた資格取得は、就労機会の拡大や企業の新たな価値創出につながるものであります。このため、県では、女性や若者をはじめとします求職者を対象に、介護福祉士や保育士等の資格取得ができる無料講座や、在職者を対象にスキルアップにつながるITや技術分野の講座を実施しているところでございます。

一方で、国では、教育訓練給付制度において、本年10月から資格取得の場合に上乗せ給付するなどの拡充も予定しております。今後、こうした国の動きも踏まえつつ、資格取得につながる支援策を市町村等と連携して進めてまいります。

また、女性・若者にとって魅力ある企業の誘致も大変重要でありまして、本年4月には、産業投資応援助成金を受ける企業に対して、いきいきアドバンスカンパニー、くるみん等の認証取得を必須化する改正を行い、多様な働き方を推進する企業の集積を進めているところでございます。また、今定例会におきましても、女性、若者、子育て世帯にとって魅力ある雇用を創出するため、人気職種でありますオンラインを活用した営業を行う事務所や育児支援施設を税制優遇の対象とする条例案を提出したところでございます。これに併せて、本県独自の本社等移転促進助成金についても現在拡充を検討しているところでございます。

あわせて、市町村とは、東京、名古屋、大阪の県外事務所の立地推進役と一緒に企業訪問するなど一層連携して企業誘致に当たっておりまして、今後とも女性・若者から選ばれる県づくりの実現に向け、その取組を前へ進めてまいります。

以上でございます。

〔県民文化部こども若者局長高橋寿明君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（高橋寿明君） 私には保育関係の御質問を4点いただきました。順次お答えいたします。

まず、さらなる保育士不足が懸念される中、保育士確保をどう進めるのかとのお尋ねでございます。

保育士の確保対策は、処遇改善はもとより、職場の環境改善や潜在保育士の掘り起こし、さらには保育士養成施設への安定した入学者確保などに市町村や関係機関と連携して取り組むことが重要であります。

これまでも、保育所のICT化の推進や保育士人材バンクによる求職者と保育施設とのマッチング、保育士資格取得を目指す方へ修学資金の貸付けなどを実施してまいりましたが、今年度から保育士確保対策をさらに強化したところでありまして、保育士人材バンクを保育士・保育所支援センターに改組し、新たに保育士キャリアアドバイザーを配置して求職者の伴走支援や相談支援に取り組むとともに、保育士の仕事の魅力を発信する動画を作成し、様々な場面で活用していくこととしております。さらに、就職活動費の助成制度や移住支援金制度を新たに創設するなど、市町村とも連携し、県外保育士の確保にも積極的に取り組んでまいります。

今後も、保育の実施主体であります市町村や関係機関等と連携し、様々な対策を行い、保育士確保に努めてまいります。

次に、保育補助者の活用状況と今後の取組についてのお尋ねであります。

議員からの御指摘にもございましたが、保育所における保育補助者の活用は、保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止にもつながる大変有効なものと考えております。しかしながら、令和5年度に県が実施した保育士・保育所等実態調査の速報によりますと、保育補助者を活用していない保育所は約6割ありまして、活用が進んでいるとは言えない状況であります。

保育補助の活用が進まない理由としては、保育の質の低下への懸念のほか、保育士との業務分担の仕方など活用に当たってのノウハウが不足していることが考えられます。県としては、これまでも、子育て支援員研修を実施し、認定することにより、保育補助者の人材確保に取り組むとともに、子育て支援合同検討チームにおいて県内自治体の活用事例を市町村とも共有し、保育補助者の導入の支援を行ってまいりました。

今後も、県外の保育所における取組も含め、様々な活用事例を市町村等に提供するとともに、保育補助者の経費を支援する国庫補助金や保育士の資格取得を目指す保育補助者を雇用する際の貸付金制度の周知を図ることで、保育の質を確保しつつ、補助者の活用がさらに広がるよう取り組んでまいりたいと考えております。

続いて、育休退園制度の状況と所見についてであります。

県内の育休退園の状況は、本年4月現在で、3歳未満児について条件なしに育休退園廃止を表明しているのは19市のうち8市と承知しておりますが、町村も含めまして今年になって育休退園の見直しや条件緩和を表明するところが増えてきているものと認識しております。

保育の実施主体は市町村であることから、育休退園の運用は市町村の判断に委ねられているところでありますが、女性が活躍できる社会づくり、仕事と育児の両立を進める観点や、退園による子供への影響などから、育休退園はできるだけ見直していくべきものと考えております。

その一方で、市町村が育休退園の見直しを進めるためには、受入れ態勢整備のための保育士の確保や職場の環境改善が必要であり、それぞれの地域の状況も異なることから、全ての市町村が一律に育休退園を廃止するのは難しいと伺っているところであります。

県としては、子育てしやすい県づくりのため、保育士の確保や保育補助者の活用、ICT化の推進による職場環境の改善など、市町村の保育環境の整備を支援することで、育休退園の見直しがさらに進むよう、引き続き市町村と共に取り組んでまいります。

最後に、病児・病後児保育の状況などについてお答えいたします。

県内の病児・病後児保育につきましては、平成28年度に制度が創設されて以来、施設数や延べ利用者数は着実に増加してきておりまして、令和5年度では55施設で約1万3,500人が利用しており、サービスを利用可能な市町村数も、広域利用を含めると69市町村と、約9割の市町村で利用が可能となっております。

次に、広域化の推進についての考えであります。子供の数が少ない小規模町村など単独で

病児・病後児保育を設置することが困難な地域では広域連携による利用が有効であることから、県としても、広域利用が可能となるよう、市町村と共に取組を進めてまいりました。現在、広域利用は7圏域48市町村で行われておりまして、さらに近隣市町村と利用契約を個別に結ぶ市町村もあるなど広域圏での利用が広がっていますが、さらに連携が進むよう県としても取り組んでまいります。

また、予約アプリの導入などICT化の推進につきましては、子育て支援合同検討チームにおいて、松本市が令和6年1月に導入したアプリを活用したシステムについて事例発表をいただき、先進事例として全市町村に共有したところであります。こうしたICT化の推進は、利便性の向上や利用率向上に効果が大きいことから、さらに導入が進むよう、補助事業の活用を含め、今後も市町村が行う環境整備等を積極的に支援してまいりたいと考えております。

以上です。

〔産業労働部営業局長合津俊雄君登壇〕

○産業労働部営業局長（合津俊雄君）銀座NAGANOにおける若者と県内企業をつなぐ取組についてお答えします。

銀座NAGANOでは、これまでも、若者と県内企業とのマッチングを図るため、県内企業の若手社員で構成されるシューカツNAGANO応援隊と首都圏の学生との交流会、県内企業の都内支社長と学生が長野、東京の二拠点生活や多様な働き方について語らう「東京シシャチョー！ミーティング」など様々な機会を創出しています。このほか、プロフェッショナル人材戦略拠点と連携し、首都圏で働く専門人材を対象に県内企業とのマッチングも図っているところです。

銀座NAGANOは開設から10年を迎えまして、これまでの実績と課題を踏まえ、「長野県と首都圏とをつなぎ、人と人との絆を創出する拠点」をテーマに、フロアごとの機能を明確にするとともに、内装の改修を行う予定です。改修では、現在2階にある観光案内機能を5階に移設し、移住と観光の連携を強化するとともに、信州にゆかりのある方々が集う場として、関係人口、交流人口の増加につながるよう取り組む所存であります。この機能を強化するためにも、若者と県内企業とのマッチングの増加や内容の充実とともに、女性・若者が集まりやすい場づくりに関係課と共に取り組んでまいります。

〔企画振興部長清水裕之君登壇〕

○企画振興部長（清水裕之君）私には人口減少対策緊急広報事業の狙いと実施方法、期待される効果についてお尋ねをいただきました。

厚生労働省が今月発表した2023年の合計特殊出生率については、全国で1.20、本県で1.34といずれも過去最低を更新し、また、全ての都道府県で前年を下回るという深刻な状況となつて

おります。

県では、これまでも、出生数の急激な減少を抑えるため、子育て家庭応援プランをはじめ、市町村と一体となって人口減少の緩和策を強化してきたところであり、本事業は、年内に策定予定の人口減少対策の戦略の取りまとめを待たずに緊急的に広報に取り組むものであります。具体的には、県内の若年層や子育て家庭をターゲットとして県が既に取り組んでいる様々な子育て支援策を周知することや、子育ての魅力をウェブ広告等によりプッシュ型で発信することを考えております。今回の事業を通じて、子育てに対する不安の軽減とともに、子育てがウェルビーイングの向上にもつながり得るものであることなどが伝わるよう取り組んでまいります。以上です。

〔25番川上信彦君登壇〕

○25番（川上信彦君）少子化・人口減少対策について私が首長の皆さんからお聞きしたところ、やはり人材確保が一番の課題ということで、先ほど知事から、単独市町村での募集と採用がなかなか難しい中で、広域的な連携や県の協力が非常に必要だというお話がありましたので、状況を確認していただきながらその点をしっかり進めていただきたいというふうに思います。

様々な課題がある中でありますが、私が訪問したところではいきますと、地域おこし協力隊や集落支援員の方々が任期を終了し、地域の担い手として活躍されている様子も首長の皆様から様々お聞きしました。人手不足が心配されている農業・林業分野、また、子供の居場所づくりなどの教育分野、伝統文化の継承、テレワーク施設の運営、インバウンドの受入れなど、地域の皆さんと連携し地域外の新たな人材を呼び込むなど、様々な分野で活躍されております。

また、今年から、喬木村では、地域課題の解決をビジネスの手法で取り組むソーシャルベンチャー企業と連携し、地域おこし協力隊員が主体となり、空き家対策や交流人口の創出に取り組んでおります。

持続可能な地域づくりに向け、県と市町村が連携し、女性・若者をはじめ、地域おこし協力隊の皆様にも選ばれる長野県の取組がさらに促進することを希望しまして、私の全ての質問を終わります。

○議長（山岸喜昭君）次に、中川博司議員。

〔37番中川博司君登壇〕

○37番（中川博司君）改革信州の中川博司です。

最初に、大規模地震災害対応について危機管理部長にお伺いします。

今年1月1日の能登半島地震被災地の視察に5月の連休明けに行ってまいりました。金沢市の隣の内灘町の液状化、七尾市一本杉や珠洲市など各地で町がなくなってしまうほどの家屋の倒壊、輪島の朝市は焼け野原となっている。そんな被害のすさまじさを目の当たりにし、地震

の被害の大きさを実感しました。また、150キロにわたって断層が動き、珠洲市で2メートル、輪島市門前で4メートルの地盤隆起を見たときは、自然の営みの巨大さに圧倒される思いとなりました。

以下、能登半島地震の災害対策から、今後の長野県の地震災害への教訓あるいは課題について質問いたします。

輪島市に支援に入った大阪府吹田市の災害マネジメント総括支援員の方のお話を聞きました。当初、警察、消防、自衛隊、国や県の機関など様々な皆さんが人命救助や被害の状況集約を行っていて混乱していたそうです。そこで、輪島市の職員を中心に据え、各機関との情報整理を行い、その上で災害対策本部会議で意思統一をする流れをつくったのだそうです。その役割を担うのが災害マネジメント総括支援員、通称GADMと言い、大規模災害時に先遣隊として総括支援チームを率いて災害市町村に入り、被害状況を把握し、行うべき業務、事務量、スケジュールを整理し、必要な応援職員の規模の助言などを行う被災市町村の災害対応を総括的に支援する者です。

想定される長野県における大規模地震では、当該自治体の職員の多くも被災していることが考えられます。他県からの支援を受けなければ対応ができない場合もあると考えられますが、県内における支援体制をまずは強化しておく必要があります。

この災害マネジメント総括支援員は、長野県には、現在、県職員に3人、市職員に1人いるということですが、大規模地震に備える観点から、10の圏域や主要な市において災害マネジメント総括支援員を育成していく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

6月18日の石川県災害対策本部会議の資料によると、死者260名のうち災害関連死30名となっています。災害関連死とは、震災による死者数以外で、震災後に災害による負傷の悪化、または身体的負担による疾病のため死亡したと思われる死者数で、市町村が判断したものとなります。

長野市においては、令和元年の台風19号災害で16人を認定していますし、関連する自治体では災害弔慰金の支給等に関する条例を整えていたということです。条例において災害関連死を認定する審査会を設置し、審査員は医師、弁護士、学識経験者などに委嘱し、災害関連死を認定する仕組みとなっています。県内の77市町村のうち災害関連死を認定する条例を制定している市町村は現在どのくらいあるのでしょうか。

審査に当たる専門職がない自治体もあるのかもしれませんが。その際、広域で審査会を設置するなど課題への対応策を県として支援すべきではないでしょうか。

能登半島地震では、孤立集落が多数発生しました。地震から1週間後の1月8日時点で、市町から報告のあった孤立集落は24か所、3,345人ですが、この時点でも人数が不明の集落が存

にしていました。順次孤立は解消されていき、1月19日の対策本部会議で孤立集落は実質的に解消という判断をしています。

孤立が解消されたとしても、引き続き支援が必要な要支援集落が残ります。内閣府は、2014年、中山間地等の集落散在地域における孤立集落発生の可能性に関する状況フォローアップ調査を行っています。孤立に至る条件として、集落へのアクセス道路が土砂災害危険箇所等に隣接しているため、地震に伴う土砂被害等の要因により道路交通が途絶し、外部からのアクセスが困難となるおそれのある集落が、長野県内には1,163あるとしています。

県は様々な地震を想定していますが、このうち糸魚川－静岡構造線断層帯の地震における孤立集落数を566と算出しています。県並びに各市町村は、孤立集落を具体的に把握し、予想される孤立集落への備蓄、ドローンなどでの物資輸送、衛星インターネット機器の準備、道路啓開などの計画などの対策を行っているのか、お伺いします。

能登半島地震は、志賀原発にも大きな影響を与え、大事には至っていませんが、1号機起動変圧器及び2号機主変圧器に絶縁油の漏れなどが発生し、予備電源変圧器により外部電源から受電するなど北陸電力からニュースリリースされています。この間、長野県は、北陸電力との間で情報共有の努力をされてきておりますが、近隣県において北陸電力が通報協定を結んでいないこともあり、現段階においても長野県と北陸電力との間で通報協定は結ばれていません。今回の能登半島地震を契機に、改めて北陸電力に対して通報協定を結ぶよう近隣県の皆さんと一緒に要請すべきではないでしょうか。以上、危機管理部長にお伺いします。

〔危機管理監兼危機管理部長前沢直隆君登壇〕

○危機管理監兼危機管理部長（前沢直隆君）私には大規模地震災害対応について4点御質問をいただきました。順次お答え申し上げます。

まず、災害マネジメント総括支援員の育成についてでございます。

大規模災害が発生した際は、次々と発生する複雑かつ困難な問題に即座に対応するなど、平時とは異なるスキルや決断力が必要だと思えます。そうした大規模災害を実際に経験し、被災市町村長への助言や関係機関との連携を担うことができる災害マネジメント総括支援員の存在は極めて重要だというふうに考えております。この支援員として登録されるためには、災害対応の知見のほか、地方自治体での5年以上の勤務経験などが要件となっておりまして、その上で、自治体の推薦を受けて約10時間の専門の研修を受けていただくことによりまして国に登録されるという仕組みになっております。

広い県土を有する本県では、大規模災害の際には他の県も被災することが想定されることから、県内の被害の少ない地域からの支援体制をあらかじめ整えておくことが必要だというふうに考えておりまして、県としましては、今、県の職員は3名ということですが、県職員

の登録はもとより、市町村にも経験の長い職員の方がおいでになると思いますので、そういった方にも、この登録と、研修を受けていただくように今後も積極的に働きかけていきたいというふうに思っております。

次に、災害関連死を認定する条例の制定状況でございます。

法律に基づき、市町村は災害弔慰金等の支給に関する調査審議をする審査会を設置するよう努めることとなっておりますけれども、県内市町村においてこの審査会の設置条例を制定しているのは59の市町村ということで、約8割近くとなっております。また、条例はあるものの、現時点で委員を任命していない市町村も多くございまして、その中には、災害の状況に応じて適当な方を任命するとしている市町村や、あるいは適当な委員が見つからないという課題を持っていらっしゃる市町村があるというふうに承知しております。

災害関連死の認定は、災害が原因で死亡したという因果関係を基に判断する必要があることから、まずは地域生活の状況を把握している市町村でしっかりと審査できるようにすることが望ましいというふうに考えます。審査においては、医師や弁護士といった専門職の人材確保が必要だというふうに思いますので、困っている市町村がある場合には、そういった関係団体に委員の推薦等に協力していただけるように県からも働きかけていきたいと思います。

次に、孤立集落の対策でございますが、多くの中山間地域を有する本県にとりまして、孤立してしまった場合の集落への支援、その早期解消は極めて重要かつ喫緊の課題だというふうに考えております。

孤立集落については、2014年に国が箇所数等の調査を行っているわけですが、県として最新の状況を把握するということも大事ですし、同時に、調査から10年経過しているということでもありますので、市町村の担当部署にも、御自身の管内に孤立する可能性がある箇所が存在するのだということを改めて認識いただく必要があると思いますので、現在、市町村の協力を得ながら、各集落の現状の確認作業をしているところでございます。今後、その確認の結果も踏まえまして、住民への備蓄等の呼びかけの仕方や地区ごとの事前の備えなどについて市町村と共に検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

このほか、孤立時のドローンなどを活用した物資輸送の仕組みづくりですとか、県で保有している衛星携帯電話の活用によって通信環境の確保をするのに加えて、総務省の信越総合通信局にも何台か衛星携帯電話があるというふうに聞いておりますので、そういうところも活用できるように調整しているところでございます。また、建設部を中心に緊急輸送道路の道路啓開に関するワーキンググループを既に設置しておりまして、本年中を目標に道路啓開計画の改善に向けた検討を進めているというふうに聞いております。引き続き9月に策定するアクションプランの策定を進める中で、ソフト、ハード、多様な面から孤立対策の検討を進めてまいりた

いというふうに考えております。

最後に、志賀原発でございますが、大規模災害発生時には、まず県民の安全・安心の確保のために本県周辺に存在する原子力発電所の状況を把握する通報連絡体制の整備は大変重要だというふうに考えております。今回、まさに元旦に起きた能登半島地震では、その発災の当日に私どものほうから北陸電力に電話で被災状況の確認、それから安全確認を行ったところでございます。

また、6か月経過したこの6月にも、改めて被災状況や電源設備の安全確認の把握についてウェブ会議で北陸電力さんと話合いを持ったところでございまして、今後も緊密に連携していかうということで情報交換などを行ったところでございます。

近隣県の状況も踏まえつつ、引き続き北陸電力に対して通報連絡体制の一層の強化を働きかけてまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

〔37番中川博司君登壇〕

○37番（中川博司君）危機管理部長に再質問いたしますが、現状、その孤立集落を具体的に把握せずにこの10年間地域防災計画をつくってきたのかということです。また、孤立集落を具体的に把握していないということを知事も知らなかったということでしょうか。知事にもお伺いします。

次に、多文化共生施策についてお伺いします。

全国の自治体の中で、技能実習生、特定技能外国人の人口比率が最も高いのは長野県川上村で、27.4%、2位が南牧村で17.9%です。3位は群馬県昭和村で7.6%です。

過日、川上村の実態についてお話を聞きました。川上村では、インドネシアの方が最も多く724人、次にベトナムで336人、次いでフィリピンで82人ほか、合計で1,237人です。川上村の人口は4,647人です。

川上村では外国の皆さんがいなければ農業が成り立たないと川上村の農政担当者が言っていました。農家の方も、外国の方に来てもらえるよう選ばれる努力を行っていますし、法律に基づく住居環境の整備も行っています。

過去にベトナムの方が最も多かったときは、役場にベトナムの方をコーディネーターとして雇い、様々な相談事に乗ったり、ベトナムに帰ってからの農業指導の橋渡し役などもしていたそうですが、現在はいません。長野県としても、日本語教育の体制づくり、しんしゅう日本語教育等人材バンク、長野県多文化共生相談センターなど、相談体制の充実などに取り組まれてきました。

今後、外国の皆さんを受け入れる市町村が多くなっていくことが予想されますが、日本語教

育や生活相談など多文化共生の施策を行っていくためには、小規模自治体では難しさがあります。県として日本語教育の人材派遣の充実、母語による生活相談員の派遣など、自治体を支援する仕組みをさらに充実させていく必要があるのではないのでしょうか。県民文化部長にお伺いします。

松本市子ども日本語教育センターは、松本市教育委員会が、日本語を母語としない児童生徒の日本語支援事業をNPO中信多文化共生ネットワークへ業務委託して運営しています。年間50人くらいの外国由来の子供たちが市内の小中学校に散在しており、現在、12名の日本語教育支援員に加え、バイリンガル支援員2人も加わり、日本語の教育を行っています。外国由来の子供たちへの長野県の日本語教育の現状と課題をどのように捉えていて、対策をどのように行っているのでしょうか。お伺いします。

外国籍の子供たちには、教育を受ける権利が憲法上保障されていませんが、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約及び児童の権利に関する条約により、文科省は、公立の義務教育諸学校へ就学を希望する場合には、国際人権規約等も踏まえ、日本人児童生徒と同様に無償で受け入れ、教科書の無償配付、就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障しているところです。

しかし、現実には、就学期に達した外国由来の子供に就学の案内が届いていない事例もあります。公立の義務教育諸学校への就学希望を漏れがないように把握するためには、医療や福祉機関などとの連携が必要だと考えますが、いかがでしょうか。以上2点、武田教育長にお伺いします。

今通常国会で入管法、技能実習法が改正され、就労を通じた人材育成及び人材確保を目的とする新たな在留資格として育成就労の在留資格が創設され、特定技能1号水準の技能を有する人材を育成し、当該分野における人材確保を目的に、一定の条件の下で転籍を可能にしています。

国会の中では、この改正で労働者として権利保護が行われるのか、不適切な送り出し、受入を監視できるのか、失踪問題は解決できるのかなどが議論されてきました。あわせて、入管法の改正で、不法就労助長罪の厳罰化、永住許可の要件を一層明確化し、税金の滞納をした場合などに永住権を取り消すこととしていて、これについても外国人差別につながるのではないかといった議論が行われてきたものと承知しています。

日本は深刻な人口減少社会の中にあり、当分この状況を克服することはできず、労働分野での外国人の受入を拡大する方向で法改正が行われたものと考えています。私は、外国人も、同じ地球に住む人間として、共に働き、共に生きることのできる社会をつくり、特に長野県が外国の皆さんから選ばれる県となっていくことが求められていると思いますが、法改正を受け

ての知事の見解をお伺いします。

〔危機管理監兼危機管理部長前沢直隆君登壇〕

○危機管理監兼危機管理部長（前沢直隆君）先ほどお答えしました孤立集落の把握について再質問を頂戴しました。

私どもとすれば、先ほど議員から御指摘がございました1,163か所は、全て市町村から国に報告されているものですので、当然市町村を通して報告されているものだという認識であります。ただ、この元旦に起こりました能登半島地震を大きな契機としまして、改めてその認識をきちんとしていただくということで先ほど申し上げた市町村への調査を行っているところでございます。

孤立対策に限らず、地域防災計画があって、それに基づいていろいろな災害への準備、避難の計画を県もつくっているわけでございますけれども、当然非常に総花的につくっておりますので、市町村ごとに、もう少し細かく実践的に、どんな災害が起こっても大丈夫のように準備をしていこうという思いがございます。そんな思いもあって、2月に地震防災対策強化アクションプランをつくと表明しました。

この作成には、市町村の防災担当、それから県民会議のNPOや防災関係機関にも入っていただいた上で、県が主導してアクションプランをつくり、そして、いざ何か起こったときにもきちっと対応できるように準備を進めているものでございますので、より実践的に動かしていくつもりで今後も取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私にも孤立集落について御質問を頂戴いたしました。

事前に通告をいただいていたわけでありまして、御承知のとおり、被害想定を行っております。その中で、様々な地震のケースを想定しておりますけれども、例えば、糸魚川－静岡構造線全体が動いたときには500を上回る孤立集落が発生するという想定をしています。当然、地震の揺れ方とか規模、震源によってこうしたものは変化するわけでありまして、私どもとしては、最大規模の地震が起きればどれぐらいの孤立集落が発生するのかという被害想定をしながら対応してきているところであります。

今危機管理部長からも御答弁申し上げましたように、具体的にどういう地域でリスクが高いのかということをしっかり把握しながら対策、対応をしていくということが重要だというふうに思っておりますので、改めて実情を十分把握させていただいた上で個別具体的な対応を市町村と共に考えていきたいというふうに思っております。

もう一点、多文化共生施策について御質問を頂戴いたしました。入管法、技能実習法の改正

を受けての見解ということでございます。

人口減少について様々な議論を行う中で、これからの地域社会に求められることは、多様性を尊重すること、そして寛容な社会をつくっていくということが重要だというふうに考えております。

現在でも、農業や製造業など、外国人の皆様方に長野県の産業分野の中で御活躍いただいているところであります。こうした中で、今、円が非常に安い水準になってきています。外国の方から見て、果たして日本という国が働きやすい環境であるのかということを考えると、様々な課題があるというふうに思っています。

そうした観点で、私としては、外国人の方にとっても暮らしやすい社会をしっかりとつくっていくということが重要だというふうに考えています。もとより、単なる労働力として受け入れるということではなく、地域で共に暮らし、地域と一緒にいくパートナーとして受け入れて、県民の皆様方、外国人も含めた全ての県民の皆様方のウェルビーイングを実現していくことが重要だというふうに考えております。

先日、人口減少の戦略の策定に向けて若い皆さんと意見交換をさせていただきました。例えば、信州大学の留学生との意見交換の中では、県内に日本語学校や日本語を学ぶ場所がもっと増える必要があるのではないか。あるいは、日本の文化やマナーを学ぶ機会、イベント、こうした日本人との交流の機会が増えていくことが必要ではないかという御意見をいただいたところでありまして、こうした御意見は非常に重要だというふうに思っています。

私としては、こうした意見交換の内容も踏まえながら、一つは外国の皆様方の人材としての受入れの促進、そしてもう一つは多文化共生社会をつくっていく、この二つの観点から、人口戦略の中にも対策、対応を盛り込んでいきたいというふうに思っていますし、関係の皆様方と共に、多様性が尊重される外国人の皆様方にとっても働きやすく暮らしやすい長野県づくりに取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君） 私には多文化共生施策の自治体支援の充実につきまして御質問を頂戴いたしました。

昨年度、県では、市町村を対象といたしまして多文化共生施策に関しますアンケート調査を実施し、その回答を基に、川上村、南牧村を含む19市町村に訪問、聞き取りを行いました。その中で、議員御指摘のとおり、小規模自治体では外国人に対する日本語教育や生活相談などの対応が難しいという意見を多く頂戴しておりまして、全県に共通する課題として認識しているところでございます。

これまで、県では、市町村支援の取組として、先ほど議員から御紹介をいただいたもののほか、日本語教育の専門家を県下4地域に配置し、市町村の地域日本語教室の開設・運営の支援、県多文化共生相談センターによる市町村への出張相談会や市町村相談員を対象とした研修会などを実施してまいりました。

これらの取組に加えまして、多くの要望をいただいております外国人を対象とした医療機関等での通訳制度につきましては、小規模自治体では対応が難しいことから、県の新規事業としてこの夏から開始するよう現在準備を進めているところでございます。

今後の市町村支援の充実につきましては、少子化・人口減少対策戦略の策定に向けての意見交換でいただいた御意見を踏まえ、多文化共生施策に関する役割分担などの観点から検討してまいります。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）外国由来の子供たちの日本語教育の現状と課題、また対策についてという御質問でございます。

義務教育課の調査によりますと、令和6年度の時点で、本県において日本語指導や支援が必要な外国籍の児童生徒は463名でございます。そうした児童生徒の学習指導や生活支援を行うため、国において教員配置の基礎定数化を進めており、本県では44の小中学校に日本語指導もしくは生活支援のための教員を配置し、支援が必要な児童生徒の98%の指導が可能になっていると承知しておりますが、不足分につきましては、校内の支援体制や市町村費での職員配置により補っていると承知しております。

しかしながら、課題は、日本語指導の専門スキルを持った教員が少ないことございまして、県教育委員会では、県内4地区、年2回ずつ開催する外国人児童生徒等指導研修会や日本語指導の研究者を講師に招いた研修会を開催するなど、担当教員の資質向上に努めているところでございます。

2点目でございますが、外国由来の子供の就学希望の把握についてということでございます。

令和5年4月に文部科学省が公表した令和4年度外国人の子供の就学状況等調査によりますと、県内の学齢相当の外国人の子供の数は、日本語指導が必要な子供の数を含め1,570名、うち不就学は8名、就学状況が把握できない子供は10名ございました。

議員御指摘のとおり、外国籍の児童生徒には就学の義務はないものの、市町村教育委員会は、その存在を把握した時点で、住民票の有無にかかわらず就学案内を届け、就学を促すものとなっておりますが、全ての方々にこれが届いているかという点、そうではない可能性があるということを確認しております。

県教育委員会といたしましては、医療や福祉機関等との連携を密にして、把握した外国人の子供の状況を速やかに共有することなどを市町村教育委員会に促し、外国人の子供の学びが保障されるようにしてまいりたいと考えております。

〔37番中川博司君登壇〕

○37番（中川博司君）孤立集落の課題などについてはぜひ能登半島の地震の教訓を生かしていただきたいということを申し上げたいと思います。

外国由来の皆さんと共に生き、共に働いていく社会をつくっていくことは、長野県だけでできるわけではありませんので、国に対して外国人基本法など所要の施策整備を求めていくことを改めてお願い申し上げ、質問を終わります。

○議長（山岸喜昭君）会議規則第13条第2項の規定により、本日はこれをもって延会いたします。

次会は、明26日午前10時に再開して、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後4時9分延会

令和 6 年 6 月 26 日

長野県議会（定例会）会議録

第 3 号

令和 6 年 6 月

第434回長野県議会(定例会)会議録 (第3号)

令和 6 年 6 月 26 日 (水曜日)

出席議員 (56名)

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	30 番	大 畑 俊 隆
5 番	グ レ ー ト 無 茶	31 番	寺 沢 功 希
6 番	奥 村 健 仁	32 番	共 田 武 史
7 番	青 木 崇	33 番	高 島 陽 子
8 番	垣 内 将 邦	34 番	荒 井 武 志
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 幹 夫
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 川 博 司
12 番	小 林 君 男	38 番	両 角 友 成
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 水 純 子
14 番	加 藤 康 治	40 番	小 池 久 長
15 番	小 林 あ や	41 番	酒 井 茂
16 番	清 水 正 康	42 番	堀 内 孝 人
17 番	向 山 賢 悟	43 番	依 田 明 善
18 番	山 田 英 喜	44 番	山 岸 喜 昭
19 番	大 井 岳 夫	45 番	小 林 東 一 郎
20 番	丸 茂 岳 人	47 番	毛 利 栄 子
21 番	花 岡 賢 一	48 番	和 田 明 子
22 番	望 月 義 寿	49 番	宮 澤 敏 文
23 番	山 口 典 久	50 番	丸 山 栄 一
24 番	藤 岡 義 英	51 番	小 池 清
25 番	川 上 信 彦	52 番	宮 本 衡 司
26 番	百 瀬 智 之	53 番	西 沢 正 隆

54 番 風 間 辰 一
55 番 佐々木 祥 二

56 番 萩 原 清
57 番 服 部 宏 昭

説明のため出席した者

知 事 阿 部 守 一
副 知 事 関 昇 一 郎
危機管理監兼危機管理部長 前 沢 直 隆
企画振興部長 清 水 裕 之
企画振興部交通政策局長 小 林 真 人
総 務 部 長 渡 辺 高 秀
県民文化部長 直 江 崇
県民文化部こども若者局長 高 橋 寿 明
健康福祉部長 笹 渕 美 香
環 境 部 長 諏 訪 孝 治
産 業 政 策 監 山 田 明 子
産 業 労 働 部 長 田 中 達 也
産 業 労 働 部 営 業 局 長 合 津 俊 雄

観光スポーツ部長 加 藤 浩
農 政 部 長 小 林 茂 樹
林 務 部 長 須 藤 俊 一
建 設 部 長 新 田 恭 士
建設部リニア整備推進局長 室 賀 荘 一 郎
会計管理者兼会計局長 尾 島 信 久
公営企業管理者企業局長事務取扱 吉 沢 正
財 政 課 長 新 納 範 久
教 育 長 武 田 育 夫
教 育 次 長 米 沢 一 馬
教 育 次 長 曾根原 好 彦
警 察 本 部 長 鈴 木 達 也
警 務 部 長 小野田 博 通
監 査 委 員 増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 宮 原 渉
議 事 課 長 矢 島 武
議事課企画幹兼課長補佐 山 本 千 鶴 子
議事課担当係長 萩 原 晴 香

議 事 課 主 査 山 田 淳 貴
総務課庶務係長 矢 島 修 治
総 務 課 主 査 池 田 光
総 務 課 主 任 東 方 啓 太

令和 6 年 6 月 26 日（水曜日）議事日程

午前10時開議

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

本日の会議に付した事件等

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

午前10時開議

○議長（山岸喜昭君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、昨日に引き続き行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑であります。

●行政事務一般に関する質問及び知事提出議案

○議長（山岸喜昭君）次に、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案を議題といたします。

順次発言を許します。

最初に、小林陽子議員。

〔2 番小林陽子君登壇〕

○2 番（小林陽子君）おはようございます。改革信州の小林陽子です。通告書に従い質問いたします。

農業法人の倒産増加への対応について質問いたします。

大幅な円安や価格高騰による影響は、あらゆる分野に及んでいます。農業分野においても、円安や資材、飼料、燃料の高騰などの影響は大きく、全国では、農業法人の倒産件数が、令和 4 年度は 76 件、令和 5 年度は 82 件と、2 年連続で過去最高の倒産件数を記録しました。

県内でも、キノコ生産企業の倒産増加が報じられるなど、例外ではありません。キノコは県の特産品であり、地場産業化しておりますので、影響は小さくないと推察いたします。一例でキノコを取り上げましたが、県内の農業法人における円安や価格高騰の影響をどのように捉えていますか。

コストの増加により、農業生産は厳しい状況が続いています。消費者物価指数の上昇に賃金が追いついておらず、買い控えなども目立つところではありますが、農業生産者が農業を継続し、保全できる取組は必要と考えます。

長野県が誇る果樹や野菜、米といった農産物や加工品の生産を持続的に推進し、観光客やイ

ンバウンド、移住者にもファンの多い長野県の各地に点在する様々な味覚や伝統食などを長野県が守るべき食と農と位置づけ、どのように振興を図っていくかは、大きなテーマであります。食と農を守る観点から、課題と対策について伺います。以上を小林農政部長にお尋ねします。

次に、カーボンニュートラル施策と長野県らしいまちづくりについて伺います。

2050年ゼロカーボン達成に向け、県は様々な施策に取り組んでいますが、県の報告では、エネルギーを利用部門別に分けたエネルギー消費割合の36%が運輸部門、23%が産業部門、17%が業務部門、残りの23%ほどが家庭部門とのことです。

特に、家庭部門は、建築物に関わるエネルギー消費が多くを占め、建築物の対策が求められますが、ゼロエネルギー住宅、ZEHと言われますが、県内の普及状況を伺います。また、信州健康ゼロエネ住宅の補助事業は、要件が分かりにくく、施主への説明が大変との声もあるため、補助事業の取組状況と県民への周知の観点から、現状と課題について新田建設部長に伺います。

国は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づき、令和3年10月1日に建築物における木材の利用の促進に関する基本方針を定め、施設の木造化、内装等の木質化を推進しています。県議会でも、条例策定に向け、検討調査会を開き、県産材の利用促進の議論を進めております。

長野県は、全国2番目の量が存在する伐採適期のカラマツをはじめ、杉、ヒノキ、アカマツなどの森林資源が豊富にあり、建築物の木材利用需要が県内の林業・木材産業の振興や県産材の利用推進につながることで大いに望まれるところです。

しかし、長野県の木材出荷量は、約50年前のピーク時の昭和45年には121万立米、このうち建築用材は74.7万立米だったものが年々減少し、平成22年頃に木材出荷量が約10万立米、このうち建築用材は約6万立米とピーク時の約10分の1となっており、その後、昨年まではほぼ横ばいです。住宅着工数が減る中、中小の製材工場の頑張りで維持している状況です。県としての周知、人材確保・育成、木材加工施設の整備等、具体的に県産材の利用を促進する対策について、須藤林務部長に伺います。

長野県は、重要伝統的建造物群保存地区の指定が全国で2番目に多く、7地区が指定されており、そのほかにも伝統的な建造物が現存する地区や古民家等が数多く存在しています。

ちなみに、この重要伝統的建造物群保存地区の指定地区が一番多いのは石川県であり、本年元日に発災した能登半島地震では、その一つ、黒島地区に大きな被害がありました。本県でも、同じような災害発生時は、大きな被害を受け、伝統的な町並みの再建が困難になることが懸念されます。新築に限定せず、長野県らしい景観を残しつつ耐震化や省エネ化を進めることも必要と考えますが、どのような対策が考えられるでしょうか。新田建設部長にお尋ねします。

さらに、長野県らしい風景を生かした持続可能なまちづくりを進めることは若者や移住者の共感を得られると考えますが、今後のまちづくりについて御見解を阿部知事に伺います。

〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長（小林茂樹君）私には２点御質問をいただきました。

まず、資材高騰などによる農業法人への影響についてのお尋ねです。

今年に入り、県内でも複数の農業法人の倒産が報じられており、その主な要因としては、コロナ禍による需要の減少や資材等の価格高騰に伴う資金繰りの逼迫などが挙げられます。現在、需要が回復基調にある一方で、資材等の価格はいまだ高い水準にあり、こうした状況が長期化した場合は経営への影響も懸念されるところでございます。

次に、資材高騰などに対する課題と対策についてのお尋ねです。

主な課題といたしまして、資材価格高騰分が生産物価格へ転嫁されにくいこと。為替相場の影響で価格が高止まりしている燃料は今後も輸入に依存しなければならないこと。畜産粗飼料などの資材は国内生産量が減少していることなどが挙げられます。

このため、生産コストを的確に価格へ転嫁する実効性のある仕組みづくりを国に要望するとともに、新聞紙面などを活用して生産現場の実情などを消費者に伝え、価格転嫁への理解醸成を進めているところでございます。また、省エネ施設・機械の導入支援、畜産粗飼料の生産基盤の再構築、化学肥料に代わる緑肥作物の利用拡大などに取り組んでいるところでございます。引き続き信州農畜産物の持続的な生産と魅力ある食の確保に努めてまいります。

以上です。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君）私には県内におけるゼロエネルギー住宅、いわゆるＺＥＨの普及状況と信州健康ゼロエネ住宅の取組と県民への周知について質問をいただきました。

県内における令和５年度に新築されたゼロエネ住宅の数は、昨年４月から義務化された省エネ性能の届出・報告制度から推計すると約７,０００戸であり、全体の約６割となっています。ＺＥＨ住宅の割合を引き上げるため、県では、ＺＥＨ水準以上の省エネ性能を有する信州健康ゼロエネ住宅の普及に努め、最大２００万円の助成を行っております。

なお、県産材の利用に関しては、信州健康ゼロエネ住宅助成金の令和５年度の実績として、当該新築住宅の１戸当たりの県産材使用量は平均１３.６立方メートルであり、使用木材の半分以上は県産材が使用されております。

信州健康ゼロエネ住宅は、これから住宅を建てる方にとって、初期費用は高くなるものの、光熱費が削減され、経済的優位性があることから、支援制度や事例紹介などを含め、様々な媒体により県民へ広く情報発信しております。さらに、地域工務店に対しても、昨年度作成した

ＺＥＨ仕様書による研修会を実施するなど技術の普及向上を図っているところでございます。

現在、県では、ＺＥＨ水準の義務化に向けた検討を始めており、ゼロエネ住宅のさらなる普及が必要となっております。分かりやすい情報発信を行い、県民の理解を深めるとともに、関係機関と連携し、普及に向けて引き続き取り組んでまいります。

次に、伝統的建造物や古民家など長野県らしい景観を残しながらの耐震化や省エネ化の促進について御質問をいただきました。

伝統的建造物や古民家等は、建築基準法などの関係法令が施行される前に建設されており、その多くは現行基準の耐震性能や省エネ性能を満たしていない状況です。一方で、このような伝統的建造物が残る地区や古民家などは、観光客や移住者を呼び込む貴重な地域資源となっております。

重要伝統的建造物群保存地区でもある塩尻市木曾平沢地区にある住宅については、町並みの風景を損ねることなく信州健康ゼロエネ住宅のＺＥＨ化リフォームを行った事例もあり、ウェブサイトで紹介しているところです。

また、先日輪島市へ行き、朝市通りが焼失した状況を見てまいりましたが、県内の伝統的な町並みを守らなければならないとの思いを強くいたしました。県においては、耐震及び防火対策を重点的に行う地域について市町村と協議を行っているところであり、今後の支援策について検討を進めてまいります。

議員御質問の伝統的建造物や古民家等についても長野県らしい景観を残しつつ、市町村と連携し、耐震化、省エネ化が進むように取り組んでまいります。

以上です。

〔林務部長須藤俊一君登壇〕

○林務部長（須藤俊一君）県産材の利用推進に係る県の対策についての御質問でございます。

まず、県としての周知でございますが、県産材の利用を進めるためには、県民が実際に木の温かみやよさを感じられるようなきっかけづくりが重要となっております。県民が利用する施設での木材利用や身近な製品を木に変えるウッドチェンジへの支援を通じてそうした機運の醸成を図っていくとともに、住宅フェアなどのイベントでも積極的にアピールをしてまいります。

人材の確保育成に向けては、木曽谷・伊那谷フォレストバレーの取組の一環として、県林業大学校や技術専門校などが連携して将来の木材産業を支える人材の育成に取り組めます。また、木材産業の若手経営者と連携して次代を担う技術者のネットワークづくりを支援するなど、人材の確保定着につながる取組を支援してまいります。

県産材の加工流通体制の整備につきましては、大都市圏で需要が高まっている耐火集成材等

の生産体制の強化など、木材製品の高付加価値化や生産性の向上に必要な施設整備に対して支援をしております。また、高い強度性能を持つ信州カラマツの特性を生かすため、県林業総合センターにおいて試験研究や人工乾燥技術の普及を進めてまいります。こうした取組を通じまして主伐・再造林を進め、森林資源の循環利用につながる県産材の利用を促進してまいります。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には今後のまちづくりについての見解という御質問を頂戴いたしました。

伝統的な町並みや建造物、こうした町並み景観は、本県の魅力の一つであり、雄大な自然景観と相まって長野県の魅力を増大させていると考えています。

政府が出しておりますウェルビーイング指標を見ますと、自然景観、都市景観について、主観と客観の両面からの指標がありますけれども、主観指標においては、本県は都市景観、自然景観ともに非常に高い評価になっています。まちづくりを考える上でも、この景観をどう守り育んでいくのかということは極めて重要だというふうに考えております。

本県では、妻籠宿、戸隠、下諏訪宿など各地で、歴史的な建造物の外観整備や道路の石畳舗装等地域の特徴を生かした魅力的なまちづくりが進められてきております。こうした魅力に引き寄せられて、若者も含めた多くの方々が国内外からお越しになられているという状況であります。

また、奈良井宿においては、本年4月に県とまちづくり支援に係る包括連携協定を締結いたしましたMINTO機構が出資するまちづくりファンドからの支援によりまして、地区の伝統的建造物であります昔の酒蔵を宿泊施設やレストランにリノベーションするなど、県内各地で歴史ある古民家に価値を見いだした方々が集い、活用を進める取組が行われています。

こうした中、県としても、魅力的な自然景観を生かすために、広域的な視点による景観保全・育成の推進を目指した新たな景観計画の策定にも取り組んでいるところでございます。

魅力あるまちづくりをこれからさらに進めていくためには、地域の皆さん、民間団体など多様な主体と協働していくことが重要だというふうに思いますし、ハード整備と併せて、伝統、文化、風景といった地域の特色を有効に生かしていくことが必要だと思っています。このため、UDC信州によります公民学が連携したまちづくり支援やMINTO機構との連携を一層推進いたしますとともに、景観の保全にも努め、今後とも長野県らしい魅力あるまちづくりに積極的に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔2番小林陽子君登壇〕

○2番（小林陽子君）近年、若い世代に昭和レトロというのが人気で、伝統的な町並み、懐かしさを感じる町並みは、若い人たちも引きつけます。観光資源として、インバウンド誘客や映画等の撮影により町並みの発信にも一役買うことが考えられます。魅力ある長野県らしい町並みの構築を願い、次の質問に移ります。

子育て支援の在り方について質問いたします。

6月5日に国が公表した令和5年の出生数は72万7,277人で、統計を開始した1899年以来最少となり、合計特殊出生率も1.20と過去最低を更新しました。こうした急激な少子化の進行への対策として、国は、昨年4月にこども家庭庁を発足させ、こども未来戦略方針を発表し、今年度様々な施策が打ち出されています。

県が行う子育て支援施策で特に力を入れている取組について高橋こども若者局長に伺います。

本来、子育ては多くの人の手を借りて行われるものであり、多世代同居が少なくなり、核家族化、共働き家庭が増え、子育てが親と子だけで、子育てにおける親子の孤立化が一層進んでいると見られます。育児の相談は毎日会う保育士さんだけという保護者や、本来親が主体となって取り組む子供の食事やトイレトレーニングなども保育園にお願いせざるを得ない状況があると聞いています。

認可保育園は、厚生労働省が定める保育所保育指針に基づき、養護と教育の両面から一体的な保育を行うこととされているなど、保育施設は保育に特化すべきであり、それ以外の部分はサービスとして分担されて提供されるべきと考えます。

現場の保育士さんからは、保護者からの過度な要望により保育士の負担が高まり、本来の保育に専念できず、疲弊して働き続けられないという声も聞かれます。保育士確保が厳しい状況の中で、保育士の離職を増加させないためにも、保育士の負担軽減策をどう進めていくのか、高橋こども若者局長に伺います。

目覚ましい発達段階にある乳幼児期には、手遊びや、歌を歌ったり、泥遊び、匂いを嗅いでみたりと、五感を使って遊ぶことが心身の発育を促す上で大切ですが、近年は、乳幼児にもスマホ、タブレットが与えられ、インターネット、ゲームなどに日常的に接する子供が増えています。乳幼児のインターネット等の利用状況について笹渕健康福祉部長に伺います。

少子化対策として、保育料や医療費の無料化など県は様々な施策に取り組んでいますが、冒頭申し上げたとおり、年々生まれる子供は減っています。経済的な面だけでなく、限られた子育て期間を楽しめることが必要です。地域の中で親がゆとりを持って子育てし、子育てを楽しいと思える環境づくりが必要ではないでしょうか。県が主体となって、子育てのやりがい、喜びを伝えたり、地域社会が関われるような子育て環境の整備を推進すべきと考えますが、いかがでしょうか。高橋こども若者局長にお尋ねします。

子育てしやすい環境を整えるため、県全体で、子育て応援券制度の導入やファミリーサポートセンター事業の充実など、民間のサービスも含めた地域で行う子育て支援サービスの充実が必要であると考えます。県外からの移住者も多い本県ですので、子育てしやすい環境をアピールできると考えます。県としてこのような子育て支援サービスの強化と地域で子育てしやすい環境づくりをどう進めていくのか、知事の御見解を伺います。

〔県民文化部こども若者局長高橋寿明君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（高橋寿明君）私には子育て支援に関して三つ御質問をいただきました。

まず、子育て支援として特に力を入れている県の取組についてのお尋ねであります。

県が実施しております結婚・出産・子育てに関する意識調査では、理想の子供の数を持つことができない理由として、半数以上の方が子育てや教育にお金がかかり過ぎることを挙げておりまして、子育てに係る経済的負担の軽減は、少子化対策の中で若者の希望をかなえるために重要な取組の一つであると考えております。

子育て支援につきましては、県と市町村が共同して取り組む必要があるため、昨年度、県と市町村との協議の場における子育て支援合同検討チームなどで子育て支援策の拡充について議論を重ね、幅広く検討いたしました。その検討も踏まえまして、令和6年度当初予算において、子育て家庭応援プランとして、子育て家庭の経済的負担を軽減するための支援を拡充したところであります。

具体的には、国の無償化の対象外であります3歳未満児の保育料について、同時入所要件を設けることなく第3子以降無償化、第2子を半額とするなど、保育料の軽減の拡充を行ったほか、子ども・子育て応援市町村交付金を新たに創設し、未就学児を育てている家庭を対象に、子育て支援サービスの利用料の軽減など市町村が独自に実施する負担軽減策を支援するなど、子育て家庭の経済的負担の軽減に取り組んでいるところであります。今後も、引き続き市町村の皆様方とも十分連携を図りながら、子育て支援のさらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、保育士の負担軽減をどう進めていくのかという御質問であります。

保育士の負担軽減を図り、働きやすい職場づくりを進めることは、保育士の確保及び定着を推進する上で非常に重要であると考えております。令和5年度に本県が実施した保育士・保育所等実態調査の速報によりますと、現役の保育士が働いている中で課題、悩みと感じていることは、発達に遅れのある児童への対応が最も多く約6割、次いで保護者への対応が約5割でありまして、これらが保育士の大きな負担となっていると考えております。

また、同調査におきまして、負担軽減策として職場において保育業務を支援するシステムが

導入されていると答えた保育士は約7割でありまして、そのうち6割がシステム導入により負担軽減が図られたと回答しております。

県では、これらの状況も踏まえまして、本年度、保育士・保育所支援センターにおいて、新たに職場の環境改善に取り組む保育所等に対する相談・助言、保育所のICT化のさらなる推進、保育補助者の活用促進などの取組をさらに進めていきたいと考えております。いずれの取組につきましても、市町村や民間保育所の理解、協力が不可欠であることから、様々な機会を捉え、保育士の負担軽減の重要性や先進事例の共有、また、先ほどの調査結果の共有も行いまして、県内保育所における保育士負担の軽減が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、子育ての魅力等を伝える取組や、社会全体での子育て環境の整備についてお答えいたします。

子育て世代が安心して子育てができる社会にするためには、企業や地域、団体等の様々な主体が子育てを応援する社会の実現に向けた機運の醸成や様々な支援策に取り組むことが重要と考えております。

県では、これまで、「いい育児の日」を中心に、子育てイベントの開催や子育て家庭優待パスポート協賛店舗の拡大などを通じて子育てを社会全体で応援する機運の醸成を図ってまいりました。今後も、令和6年3月に改定した長野県若者・子育て世代応援プロジェクトを市町村と共同で推進するとともに、長野県将来世代応援県民会議のネットワークなどを活用してこどもまんなか応援サポーター宣言を呼びかけるなど、多くの市町村や企業などを巻き込み、具体的なアクションにつなげてもらうよう取り組んでいきたいと考えております。

また、子育ての魅力等を伝える取組としては、これまでも、子育ての中にある大変さや楽しさを親しみや面白さを持って発信するための子育て川柳の募集を行うとともに、結婚し、子育てすることのよさ、楽しさなどを伝えた上で、人生をどう選択して生きていくのかを自ら考えてもらうためのライフデザインセミナーなどを開催しているところであります。

今後も、これらの取組の実施に併せて、子供の成長を感じたときの幸福感など子育てのポジティブな情報発信も行っていきたいと考えております。

以上です。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には乳幼児のインターネット等の利用状況についてお尋ねがございました。

令和5年度にこども家庭庁が行った青少年のインターネット利用環境実態調査によりますと、乳幼児のインターネット利用率は、ゼロ歳が15.7%、5歳が79.4%で、年齢が上がるにつれて

利用率が高くなっております。平成30年度と比較しますと、どの年齢においても利用率が上がってございました。

また、平均利用時間は、2歳で約106分、5歳で約111分であり、その利用時間の多くが動画視聴となっております。一方で、ほとんどの保護者が、自分の前でタブレットなどを見せたり、ルールを決めるなど、利用を管理している状況でございました。子供のインターネット適正利用に関しては、保護者にその重要性を認識していただき、適切な利用管理を行っていただくことが大切であると考えております。

小学生等については、現在、県でリーフレットなどによる周知を行っておりますが、乳幼児につきましても、今後、市町村、関係者等を通じて保護者への啓発を進めてまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には子育てしやすい環境を整えるため地域で行う子育て支援サービスの強化をどう進めるかという御質問をいただきました。

子育て応援券制度やファミリーサポートセンターといった子育て支援サービスは、保護者のニーズやサービス事業者の状況等を踏まえ、市町村が地域の実情等に応じて実施しているものであります。こうした地域や御家庭の事情等に応じたきめ細やかな子育て支援サービスの充実、社会全体で子育てを応援していく上で大変重要だというふうに考えています。

そのため、県としては、本年度から、新たに子ども・子育て応援市町村交付金を創設して、市町村が地域の実情に応じて独自に行う未就学児がいらっしゃる子育て家庭を応援する取組を支援することといたしました。子育て応援券やファミリーサポートセンターの利用料軽減などにつきましても、この交付金を活用して実施することが可能となっております。

県としては、本交付金の活用を契機として、各市町村において子育て家庭に対するきめ細かな子育て支援サービスの充実が進むよう、この交付金事業の取組事例を市町村としっかり共有するとともに、様々な場面で働きかけを行っていきたいと考えております。

以上です。

〔2番小林陽子君登壇〕

○2番（小林陽子君）それぞれに御答弁いただきました。

乳幼児のインターネットの利用は、国の調査で、1日平均100分を超えているということです。大人がルールを管理しているということではありますけれども、乳幼児は自分でメディア使用のコントロールはできないので、これはきちんと大人が考えてあげないといけないことだと思います。

また、県内の未就学児のメディア利用の実態や影響についてはこれから把握されるというこ

とですので、子供の発達に関連する重要なこととしてしっかり把握され、政策の検討に御活用いただきたいと思います。

また、知事より、今年度創設された交付金事業についてその狙いを御答弁いただきました。親にとっては、子育て支援サービスは利用しやすく、事業者にとっては、やりやすい方法として活用されればと考えます。若い世代の方々が心から子育てを楽しめる長野県にしていきたい。これで一切の質問を終わりにいたします。

○議長（山岸喜昭君）次に、佐藤千枝議員。

〔10番佐藤千枝君登壇〕

○10番（佐藤千枝君）私は、東御市選挙区、改革信州の佐藤千枝でございます。通告に従いまして一般質問を始めます。

国体が始まった1946年から78年が経過し、社会も暮らしも大きく変わった今、国民体育大会は、今年、佐賀県での開催から、国民スポーツ大会へと名称が変わります。4年後の本県での開催では、大会に関わる全ての人が、信州の山並みのように連なり、手を取り合い、未来へとつながる大会を目指して「信州やまなみ国スポ・全障スポ」と愛称が決まりました。

国スポ開催の運営経費は、県全体でおおよそ60億円から100億円規模の見通しで、大半は県が負担するとしています。開催地の過大な負担が問題となっている国スポ大会に関して、各地の知事から負担軽減を求める声が相次ぎ、全国知事会長を務める宮城県村井知事と日本スポーツ協会遠藤会長との面談を通じ、課題に対する意見が一致したというニュースが報道されました。

そこで、以下、質問をしてみたいです。

東御市では、今年3月に東御市準備委員会を設立、4月には市職員1名を配置して国民スポーツ大会推進室が設置されるなど、動き出しています。東御市での競技は、ボクシングとハンドボールです。会場となる施設の改修等、県との打合せが始まりました。競技会場となる施設や設備に対する補助など、開催地となる市町村への支援が必要と考えますが、支援状況を伺います。

施設整備のほか、市町村が競技会場を運営するために必要な、例えば宿泊施設やバスの手配等交通手段、医療体制等の確保について、県は市町村と共にどのように進めていくのか、伺います。

2028年信州やまなみ国スポでの天皇杯、皇后杯獲得に向けた競技力向上対策は、長野大会が決定した2018年から、準備期に始まり、育成期を経て、現在、事業の選択と集中である充実期に入っています。指導者の育成確保、そして長野県スポーツ医科学ネットワークのこれまでの取組状況について伺います。

昨年開催の鹿児島県国体開催に伴う鹿児島県への経済波及効果について、九州経済研究所の調査によりますと、806億円の経済波及効果があったと試算されています。反面、課題では、宿泊、交通、飲食など観光関連事業は、人手不足が続く中、コロナからの回復で需要に供給が追いつかなかったとしています。

本県では、信州やまなみ国スポの開催に当たり、長野県の地域経済の活性化や観光消費額拡大などどのように進めていくのでしょうか。

昨年（令和5年度）を初年度とし、第3次長野県スポーツ推進計画が策定されました。令和10年の国スポ大会を契機として、これまで以上に「する」「みる」「ささえる」スポーツを通じて、本県での大会終了後のスポーツ振興に私自身も大きな期待を寄せていますが、どのように高めていくのでしょうか。以上5点を加藤観光スポーツ部長にお聞きいたします。

最後に、阿部知事に伺います。

報道によりますと、国スポをめぐるっては、他県の知事らが廃止も含めて在り方を再検討する必要があると相次いで言及している中で、日本スポーツ協会では、2035年の3巡目から見直しを行うとしています。

開催自治体の経済面や人員面の負担は待ったなしの中で、知事は、知事会として問題提起をしながら、広く各都道府県の意見を集約した形で対応し、改革すべきものは早く改革するスタンスで取り組むとも述べられました。全国知事会国民運動本部長でもある阿部知事は、国スポの在り方についてどのようにお考えでしょうか。よろしくお願いします。

〔観光スポーツ部長加藤浩君登壇〕

○観光スポーツ部長（加藤浩君）私には5点の質問がございました。順次お答えいたします。

初めに、国スポの開催地となる市町村への支援についてでございます。

国スポの競技会の実施に当たりましては、市町村においても費用の負担が必要となるため、県として、市町村の負担を軽減し、開催準備が着実に進むよう支援を実施し、計画しているところでございます。

改修など期間を要する施設の整備につきましては、昨年度から競技会場となる施設を対象に補助事業を実施しております。また、例えば、競技用品の購入や仮設設備の設置など競技会を運営するために必要となる経費につきましても市町村への交付金としての支援をする方向で検討しているところでございます。

次に、宿泊、交通、医療の確保についてということでございました。

これまでの開催県の状況を見ますと、選手などの宿泊につきましては、宿泊の重複を避けることなどから、県と市町村が合同で手配をするということ。それから、選手などの輸送については、競合を避けるため、バスや運転手の確保は県が行った上で市町村にあっせんしているも

のもございます。また、医療体制の確保に向けた医師会との調整は県と市町村で共にしているといったようなことがございます。こうした取組は、県が主導して広域的に調整を行うことが効率的、効果的であると考えております。本県でも同様に実施ができるよう、市町村と役割分担をしながら進めていきたいと思っております。

三つ目でございます。指導者の育成と長野県スポーツ医科学ネットワークの取組状況についてということでございます。

国スポに向けた競技力の向上に当たりまして、指導者の育成確保、医科学サポートは重要であるというふうに認識しております。そこで、指導者につきましては、令和元年度からの5年間で、延べ200人に対しまして、各競技において国スポの監督となるための専門的な知識、競技力の向上につながる最新の技術の習得を支援しているほか、令和2年度からは、スポーツの実績などを踏まえた選考によりまして、8名が教員として採用され、既に指導者として活動しているところでございます。

また、県内代表選手が県内のどの地域でも効果的な医科学サポートを受けられるよう、長野県スポーツ医科学ネットワークを令和9年度に立ち上げるべく取り組んでおりまして、昨年度は、そこで中心的な役割を担う人材の育成カリキュラムを作成したほか、現在は、県のスポーツドクター協議会をはじめとする医科学関係団体間の連携などについて調整をしているところでございます。

四つ目でございます。国スポによる地域経済の活性化についてということでございました。

近年開催された大会の状況を見ますと、選手や監督、観覧者など延べ60万人前後の方が来訪されております。こうした方々の宿泊、飲食のほか、観戦者の観光需要などによる経済効果が期待されているというところでございます。

そこで、私どもは、信州やまなみ国スポの開催基本方針におきまして、大会を通じて「スポーツが長野県のファンを増やす大会」を実施目標の一つとしております。競技会の運営にとどまらず、世界水準の山岳高原観光地としての本県の魅力を体験していただけるよう、例えば、参加者への郷土色豊かな食事の提供、県内周遊につながる観光ルートの紹介などが考えられておりますので、スポーツと連携した観光といった取組を市町村と共に実施してまいります。

最後に、大会を契機としたスポーツの振興についての御質問でございました。

信州やまなみ国スポ・全障スポは、大会の成功はもとより、大会後も見据え、より多くの県民が様々な形で参加できるスポーツ文化の創造と、地域の魅力発信による経済の活性化を通しまして、スポーツを通じた元気な長野県づくりの実現を目指しているところでございます。

両大会の開催に当たりましては、競技会場となる施設の整備によりスポーツをしやすい環境とすること、参加する選手の競技力の向上、スポーツを支える大会役員やスタッフの充実、さ

らには競技を応援するファンの拡大を進めてまいります。

こうした取組を通じまして、開催基本方針でも目標としておりますスポーツを通じた健康長寿世界一の信州の実現、あるいは長野県の地で選手が育ち、その選手が指導者となっていくという好循環の形成、また、障がいの有無にかかわらずスポーツを通じた交流を拡大するなど、多様性を尊重する共生社会の実現を目指して、国スポ・全障スポの開催がゴールではなく、スポーツ文化が地域に根差すためのスタートになるよう市町村と連携して取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には国民スポーツ大会の在り方についてどう考えるかという御質問をいただきました。

長野県は、４年後に信州やまなみ国スポ・全障スポを控えているわけでありますので、まず、我々としては、この国スポ・全障スポが心に残るすばらしい大会になるようにしっかり取り組んでいかなければいけないというふうに思っています。

その一方、３巡目国スポを控えている中で、日本スポーツ協会において、これまでも国民スポーツ大会の在り方についての議論が行われてきたところであります。国民体育大会、国民スポーツ大会は、開催を通じて地域のスポーツ振興等に大きな役割を果たしてきたというふうに思っております。その一方で、人口減少、地方財政の逼迫、また、競技によっては国スポ以外にも全国的な大会が開かれているといったような状況の中で、この国民スポーツ大会を取り巻く環境は大きく変化してきているというふうに考えております。

そうした中で、この国スポの見直しは、先ほど御質問の中にもありましたように、日本スポーツ協会のみならず、我々全国知事会も、開催県、地元の財政負担が非常に重いといった課題がありますので、関係者間で十分な意思疎通を図って持続可能な大会にしていくということをこの機会にしっかりと考えていくことが大変重要になってきているというふうに思っております。

全国知事会の中では、私が本部長を務めております国民運動本部でこの見直しについて取り組む方向になっておりますので、私としても、全国の知事の考え方、課題認識、方向感をしっかりと把握し、日本スポーツ協会をはじめ関係の皆様方とも十分に意思疎通を図りながら国民スポーツ大会の在り方を考えていきたいというふうに思っております。

大会の意義や財政負担の在り方など様々な論点がありますがけれども、国民スポーツ大会が将来に向けて持続可能な大会となるようしっかり取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔10番佐藤千枝君登壇〕

○10番（佐藤千枝君）それぞれ御答弁をいただきました。

運営経費の大半が県負担ということですが、開催市町村においても大きな負担にならず、阿部知事のおっしゃる持続可能な大会となるようあらゆる方面から検討いただきまして、県と市町村、そして県民が一つになって大会を盛り上げ、スポーツを通じた元気な長野県をさらに前へ進めることを期待しております。

次に、摂食障がい者への支援について質問いたします。

摂食障害とは、食事量や食べ方など食事に関連した行動の異常が続き、体重や体型の捉え方を中心に心と体の方面に影響が及ぶ病気を言います。心身の成長、発達と健康、人との関係、日常生活や学業、職業などの社会生活に深刻な影響を与えます。

摂食障害は、全く食事が取れない拒食や衝動的に食べた後の嘔吐など、極端に体重が減る。明らかな痩せ願望はないものの食事が取れないなど、患者によって様々な症状があります。摂食障害は心のＳＯＳと言われています。

日本で医療機関を受診している摂食障がい患者は１年間で21万から24万人とされ、さらに、複数の調査において、治療を受けたことがない方や治療が中断している方が４割ほどいることが分かっており、治療が必要な患者数は40万人近くいると考えられています。

2021年、長野県立大学と長野赤十字病院のグループが摂食障害に関わる調査を行いました。新型コロナウイルスが流行した３年前には、県内の中学３年生女子の1,000人当たり7.6人が摂食障害であることを調査結果としてまとめています。

また、長野県内では初となりますが、６年前に東御市在住の当事者と母親が中心となって、市内で摂食障がい自助グループ「パステル・ポコ」を立ち上げ、摂食障害の回復に向けた本人の会や家族相談会が始まりました。当初２年間は東御市のまちづくり支援金を活用し、活動を広げてきております。現在では、県内市町村から合わせて120人ほどの御本人と御家族がオンラインによる勉強会でつながり、リアルでの相談会や情報交換会は毎月２回継続開催しています。

その中で、多くの当事者や御家族からは、専門性を有する医療機関が少なく、どこかの病院を受診したらよいか分からない。痩せてしまい、病院を受診したいが、本人が拒み、どうしてもよいか分からない。病院に行っただけでも、医師が親身になってくれない。本人がひきこもりになり、死にたいとリストカットをしたり、オーバードーズによる過量服薬で心配など、長年苦しんでいる御本人や御家族がそれぞれの思いを言葉にして相談会に参加し始めています。

今回の質問は、自助グループ「パステル・ポコ」の団体からの要望も踏まえ、以下３点質問いたします。なお、本日、傍聴席にはパステル・ポコの会員さんが見えになっておりますので、どうぞ分かりやすい、そして前向きな御答弁をお願いいたします。

摂食障害に苦しむ当事者や周囲の人からの相談について、県内での状況をお聞きいたします。専門性を有する医療機関が少なく、どこの病院を受診したらよいか分からないという声を当事者や御家族から多くお聞きしておりますが、摂食障がい者に対する県内の医療提供体制はどのようなになっているのでしょうか。

摂食障害は、適切な治療と支援によって回復が可能な疾患です。当事者団体から、相談体制や医療体制の整備を求める声も寄せられております。今後県としての取組はどうか。以上3点を笹渕健康福祉部長に伺います。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君） 私には摂食障がい者支援につきまして3点御質問がございました。

まず、摂食障害に関する相談状況についてでございます。

県内では、精神保健福祉センターと12か所の保健所において電話や対面による相談を行っております。相談件数はおおむね30～40件で推移しており、令和4年度は精神保健福祉センターで11件、保健所で30件の相談がございました。

相談内容の例としましては、女子中学生の母親から、子供が食事に手をつけないが摂食障害の自覚がない。医療機関を受診させたい。成人女性から、就職してから過食嘔吐に悩んでいるがどうしたらいいかといったものがあり、適切な治療を受けることができるよう相談者の希望に応じて医療機関を紹介しております。

次に、摂食障害の医療提供体制についてでございます。

県内で摂食障害の治療を行っているところは、令和5年10月1日時点で51医療機関でございます。そのうち、医師、看護師、精神保健福祉士、栄養士等の多職種を配置し、極端な低栄養及び多臓器不全といった急性期治療への対応や心理療法、栄養指導といった多面的なサポートを行っている医療機関としては、県内に、こころの医療センター駒ヶ根、信州大学医学部附属病院、長野市民病院、長野赤十字病院、諏訪赤十字病院、北アルプス医療センターあづみ病院の六つがございます。

最後に、今後の相談体制や医療体制の整備に向けた取組についてでございます。

摂食障害は、心身両面の問題を抱えた長期間の治療を要する疾患であり、当事者とその御家族が身近な地域で相談や治療等の適切な支援を受けられ、安心して暮らせるよう、治療支援ネットワークを充実させることが重要であると考えております。摂食障害への県民の理解を深め、早期からの適切な医療につなげるために、市町村や教育委員会と連携してリーフレットなどによる啓発を行うとともに、精神保健福祉センターや保健所の相談窓口について広く周知してまいります。

また、医療提供体制としましては、身近な地域で長期にわたって適切な治療を受けられるよう、先ほど挙げた六つの医療機関を中心とした診療連携を進めてまいります。

加えて、摂食障がい者支援には、専門的な相談を受け、地域の関係機関の連携調整を行うコーディネーターの役割も大切であることから、信州大学の長野県子どもの摂食障害研究会や精神保健福祉センターが実施する研修会等を通じて、摂食障がい者支援に係る人材の資質向上に努めてまいります。

県としては、これらを通じて、摂食障がい者支援の裾野を広げる取組を進めてまいります。

以上でございます。

〔10番佐藤千枝君登壇〕

○10番（佐藤千枝君）丁寧な御答弁をいただきましてありがとうございます。

県内の各病院での診療や長野県精神保健センターの現状の対応だけでは、残念ながら当事者のニーズを満たしていないとの当事者の声が多く聞かれます。専門医療機関、専門医が少ないということをお話しているというふうに思います。

国は、摂食障害対策事業として、近年、石川県、福井県、栃木県で摂食障害支援拠点病院の指定が進んでいます。長野県でも、相談、医療、支援、地域の医療連携、普及啓発に取り組むための支援拠点病院の指定を当事者らは切に望んでいます。

このことについて今回は御答弁は求めませんが、県の役割として、先ほど御答弁いただきましたように、当事者と専門医療機関をつなぐ窓口として広く県民への普及啓発に努め、誰も取り残さない寄り添った温かい施策を進めていただくことを切望し、一切の質問を終わります。

○議長（山岸喜昭君）次に、丸山寿子議員。

〔11番丸山寿子君登壇〕

○11番（丸山寿子君）こんにちは。丸山寿子と申します。一般質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

最初に、アドバンス・ケア・プランニング、ACP、通称人生会議の普及啓発についてお伺いします。

2025年問題への対応が論議されてきましたが、いよいよ目前となりました。団塊の世代が後期高齢者となり、超高齢多死社会の兆しが既に報道されてきています。高齢者の単身世帯も増え、認知症等で介護が必要になったり体調悪化で死亡した場合に、縁者の連絡先が分からず、それに対する自治体の対応が困難になったケースが全国で多数発生しているとの指摘がありました。

その人らしく生きることと死ぬことは一体であり、本人が最期まで尊厳を持てるように、人生の最終段階、終末期を迎えたときに、自分の望む医療の選択についてどうしたいのか前もっ

て考え、自己決定をし、伝えていくことが大切ですが、今まで死について口にすることはタブー視されてきましたので、その支援が必要と考えます。

また、医療以外にも、受けたい介護や自分が亡くなった後の葬儀なども含めて自己決定し、意思疎通が困難となった場合に備えて事前に家族と話し、必要に応じて医療従事者等と考えたり話し合う機会をつくっていくことが必要と考えます。

本人が望む医療・介護の事前の選択には、県で取り組んでいる在宅医療・介護の提供体制の整備に加え、終末期医療について話し合うアドバンス・ケア・プランニング、ACP、通称人生会議について、福祉関係者や医療関係者を講師とした講演会や、リビングウィル、事前指示書、エンディングノートなどを活用して、県内各地でも取組が進められてきていますが、これについては、関係機関や県民が今後さらに理解を深めていくことが必要と考えます。

また、高齢者に限らず、がんなどの病気の発症や事故によるけがなどにより、年齢を問わず、死や意思疎通ができなくなることを想定して、エンディングノートも注目されてきています。特に、東日本大震災後には、若年層も関心を寄せたとの報告も聞いています。縁者が不明なケースにも、リビングウィルやエンディングノートの事前記述により手がかりになると考えます。

まず、リビングウィル、生前の意思表示についてですが、急病や事故によるけがなど緊急のときにも有効なツールです。自宅保管用と携帯用として作成されています。チェックリストに自分の意思を選択して記入しますが、延命治療などについては十分に医師からの説明が必要と思われます。その内容は、自宅保管用として、延命治療について希望することのチェックリストと延命治療に関する言葉の解説がされています。携帯用としては、自宅保管用の中の心肺停止状態になったときの項目と同じように記載して手帳などに挟んで持ち歩くか、自宅の冷蔵庫などに貼るなどと決めて、その所在を分かるようにしておくものです。

次に、エンディングノートについてですが、項目は、一般的に、1、自分自身の基本情報、過去や現在のこと、かかりつけ医など。2、もしものときとして、病気や介護が必要になったときの希望。3、エンディングとして、葬儀や連絡先リスト。4、大切な人たちとして、家族や親族。5、財産について、不動産や預貯金。さらに、自治体発行のノートには、介護予防事業や相談窓口などが記載されていて、元気なうちから取り組める情報が得られます。

作成方法と保管については、好きなページ、必要だと思うページからそのみ書くことも可能。また、何度書き直してもよく、定期的に振り返り、状況に応じて修正し、更新日を入れる。家族と相談して記入もよい。ノートの存在を誰かに伝えておく。個人情報に記載のため大切に保管などが記載されています。法的効力はないので、求める場合は遺言書の作成が必要です。

アドバンス・ケア・プランニングなどについて、関係機関や県民がさらに理解を深めるため、県としても医療機関や市町村と連携し、様々な機会を捉えて普及啓発に取り組むべきと考えま

すが、笹渕健康福祉部長にお伺いいたします。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私にはアドバンス・ケア・プランニング、ACPの普及啓発について御質問がございました。

人生の最終段階においては、自身の意思表示が難しい場合も想定されるため、ふだんから自身が望む医療やケア等の内容について家族や医療ケアチームと繰り返し話し合うACPにより、自身の希望を共有しておくことが大切でございます。

そのため、信州保健医療総合計画や長野県高齢者プランにおいて、人生の最終段階について家族と話し合ったことがある割合を指標とし、関係機関と連携して普及啓発に取り組んでいくこととしたところです。

これまで、県では、セミナーの開催に加え、県医師会や郡市医師会が実施するシンポジウムや、市町村が在宅医療・介護連携推進事業で取り組む研修会等への補助などにより、医療・介護関係者や県民に対するACPの普及啓発を図ってまいりました。

引き続き誰もが自分らしい最期を迎えられるよう関係機関や市町村などの取組を支援するとともに、セミナーなどにおいて具体的な取組を共有するなど、効果的な普及啓発に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔11番丸山寿子君登壇〕

○11番（丸山寿子君）大切な人に思いが伝わるよう、また、本人の希望がかなえられることを願って、次の質問に入ります。

次に、医療的ケア児及びその家族への支援について伺います。

私の住む塩尻市の医療的ケア児のお母さん方からお誘いを受けて、災害時の対応についての意見交換会に出席し、併せて日々の様々な課題もお聞きしました。県内のコーディネーターの状況が見えてこない。町村などの連携も必要と思うが内容が不明である。気になるのは親亡き後である。仕事をしないで母親が子供を見て当たり前の風潮は、一人の人間の人生をなくし、また、日々の時間に追われて疲弊しているなどの声がありました。

そこで、次の3点について伺います。

一つ目として、長野県医療的ケア児等支援センターが開設されて2年になりますが、取組状況はいかがでしょうか。また、今後の取組の方向性についても伺います。

二つ目は、県内圏域や地域における医療的ケア児等コーディネーターの配置状況と役割について伺います。

三つ目として、学齢期の放課後の居場所である放課後等デイサービスや成人移行後の受皿と

してのグループホームについて、医療的ケアに対応した施設の整備状況はいかがでしょう。
笹渕健康福祉部長にお伺いします。

次に、障がい者スポーツを生かした相互理解の推進についてお伺いします。

私の地元で開催しているこども食堂の事業の中で、障がい者も交えて行える競技としてモルックを選択して地元のスポーツ協会に指導をお願いしたところ、快く引き受けてくれました。さらに、ボッチャの競技のよさも口頭で教えてもらい、強く勧められたことから、小学校の夏休みにまずは参加者で体験することになっています。

医療的ケア児の親の会の皆さんも、まずはパンフレットをつくって存在を知らせたことと、秋のイベントを開くことで、地元のボランティアの皆さんとの交流が持て、また、医療的ケア児の兄弟の交流にもなったということを聞きました。障がいのあるなしにかかわらず一緒に体験でき、日常で交流する機会を持つことは、相互理解といざというときの支え合いになると考えます。長野県全体がそうした理解のある県になることを強く希望します。

また、全国障害者スポーツ大会が長野県で開かれることもあり、地区障がい者スポーツ大会や県障がい者スポーツ大会を生かし、振興して行ってほしいと思いますが、県としての推進予定はどうか。次の2点をお伺いします。

一つ目は、障がいのあるなしにかかわらず、スポーツを通じた共生社会の実現のため、幅広く県民に対し障がい者スポーツの振興を図るべきと思いますが、お考えをお聞かせください。

二つ目は、2028年に本県で開催される全国障害者スポーツ大会に向けた障がい者スポーツの裾野拡大と競技力の向上について県のお考えをお伺いします。以上、加藤観光スポーツ部長にお伺いいたします。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君） 私には医療的ケア児及びその家族への支援について3点お尋ねがございました。

まず、医療的ケア児等支援センターの取組状況と今後の方向性についてでございます。

医療的ケア児等支援センターにおいては、開設以降、相談支援、人材育成、関係機関の連携強化などに取り組んできたところでございます。

相談支援につきましては、2年間で家族や支援者から306件の相談に対応するとともに、アウトリーチを286回行い、適切なアセスメントに基づく助言を行っております。また、これまでに医療的ケア児等支援者養成研修を534名が修了しており、着実に支援者の育成を進めるとともに、医療的ケア児等支援連携推進会議において、多分野の関係者による事例検討等を通じて連携強化に取り組んでいるところでございます。

今後は、地域の課題を地域で解決できるよう、これら相談支援、人材育成などを通じて多職

種チームの機能強化を図るとともに、地域から支援要請のある困難事例については適切に後方支援を行ってまいります。

次に、コーディネーターの配置状況とその役割についてでございます。

圏域医療的ケア児等コーディネーターは、市町村において配置される人材であり、本年4月時点で、5圏域1地域、三つの市で合計13人が活躍されております。圏域の多職種連携の中核として、支援チームの構築、チームのマネジメント、社会資源の開拓など、各地域で重要な役割を担っているコーディネーターの配置が促進されるよう、県として引き続き市町村に働きかけを行ってまいります。

最後に、医療的ケアを必要とする方に対応した放課後等デイサービスなどの整備状況についてでございます。

まず、医療的ケアを提供するためには、障害福祉サービス事業所等において人工呼吸器による呼吸管理、喀たん吸引等を行える看護師の配置などが必要となります。本年4月現在、放課後等デイサービス事業所は県内282か所となっており、このうち看護師が医療的ケアを実施している事業所は46か所でございます。同様に、グループホームは、県内232事業所のうち、看護師が医療的ケアを実施している事業所は4か所でございます。

県では、施設整備の補助事業において、医療的ケアに対応する施設を優先的に採択するほか、看護師の配置などによる報酬上の評価についても事業者への情報提供に努めてまいります。

以上でございます。

〔観光スポーツ部長加藤浩君登壇〕

○観光スポーツ部長（加藤浩君）私には障がい者スポーツを生かした相互理解の推進ということで2点御質問を頂戴しております。

まず、スポーツを通じた共生社会の実現についてということでございますけれども、本県では、子供や高齢者、障がいのある方、ない方、全ての人を巻き込んだ共生社会を実現するために、日本財団パラスポーツサポートセンターと連携しましてパラウェーブNAGANOプロジェクトを進めており、例えば、小中学生を対象に、「パラ学」と称しまして、障がい者による講演や競技用車椅子を使った授業を実施しているところでございます。

また、多くの県民の方に障がい者スポーツを身近に感じていただくため、年齢や障がい、性別を問わずに交流を深めることができるボッチャの県大会を4地区で予選を行った上で開催しているほか、市町村を通じてボッチャの用具の貸出しを行うなど、ボッチャの普及に努めているところでございます。

今年度は、県の組織を改正いたしまして、障がい者スポーツと一般のスポーツを一元化しております。それぞれの指導者や関係団体との連携を図るなど、幅広く県民の皆様に対して本県

の障がい者スポーツの振興を図ってまいります。

次に、障がい者スポーツの裾野の拡大と競技力の向上についてでございます。

信州やまなみ全障スポを契機といたしまして障がい者スポーツの振興を加速させるためには、障がい者スポーツの裾野を拡大することとともに、競技力の向上に向けた取組、この双方が大切であると考えております。

そのため、裾野の拡大といたしましては、県障がい者福祉センター「サンアップル」や総合型地域スポーツクラブでの取組のほかに、障がい者がスポーツを始めるきっかけといたしまして、身近な地域で気軽にスポーツが楽しめる機会を提供するために、県内10地域におきまして地区大会を開催し、地域の実情に応じた種目を実施しているところでございます。また、全国障害者スポーツ大会につながります県障がい者スポーツ大会への参加、こうしたものへの参加も促しているところでございます。

また、競技力の向上につきましては、県障がい者スポーツ協会と連携した特別支援学校への訪問や競技団体への支援などによりまして、選手の発掘、育成、強化を進めております。令和7年度からは、強化選手を指定する予定でございまして、こうした取組を通じましてそれぞれの競技力を高めるための支援をしてまいります。

私からは以上でございます。

〔11番丸山寿子君登壇〕

○11番（丸山寿子君）それぞれお答えいただきました。

医療的ケア児のお母さん方、御家族の皆さんは、日々送迎やいろいろなことで大変忙しい思いをしながら子供のために懸命に頑張っているところであります。これからまた、声を聞き届けて、県としてもよりよい環境づくりに力をいただきたいと思います。

また、全障スポのせつかくの機会でありますので、その機会をしっかりと捉えて、多くの県民に十分にそれを周知していただき、誰もがその人らしく生きられる、認め合える、そんなしあわせ信州を目指していただくことをお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（山岸喜昭君）次に、竹内正美議員。

〔28番竹内正美君登壇〕

○28番（竹内正美君）自由民主党県議団、千曲市・埴科郡区選出の竹内正美でございます。通告に従い質問します。

最初に、食料・農業・農村基本法改正について質問します。

食料安全保障の強化などを盛り込んだ農政の憲法と言われる食料・農業・農村基本法の改正法が国会で可決、成立しました。基本理念には、人口減による国内の需要減に備えて輸出も規定。価格形成をめぐり、持続的な供給に要する合理的な費用を考慮することも明記されました。

これに関連して6点質問します。

1、食料安全保障の確保に当たり、これまで以上に食料安定供給の確保・向上のため、農産物の国内生産の増大が着目されていますが、本県における農産物の生産拡大の方針について伺います。

2、人口減少による国内食料需要の減少が避けられない中、農業者の収益確保のためには、海外需要に応じた輸出の促進が不可欠と考えます。基本法改正においても農産物の輸出の促進が新設されていますが、本県では具体的にどのような輸出促進施策を講じていくのか、伺います。

3、近年、頻発する豪雨のたびに、水門の操作や見回りに行き、増水した河川や水路に流される事故が発生しています。農業水利施設の整備や保全と併せ、水門の操作を安全に行う対策も重要と考えますが、本県ではどのような対策を講じていくのか、伺います。

4、合理的な価格形成のため、食料の持続的な供給に必要な農業者、流通業者のコストに対する消費者の理解が必要ですが、消費者理解の促進に向けた本県の取組について伺います。以上4点を農政部長に伺います。

5、未利用食品の寄附先となる地域のフードバンク等の活動団体の現状及び県の具体的な支援策についてこども若者局長に伺います。

6、学校給食や授業において、国産食材や地場産物を活用した郷土料理に触れる機会があれば、地域の食材や食文化に関する理解増進とともに、次世代への継承や地域食材の利活用にもつながっていくものと考えます。学校給食における国産食材や地場産物の活用の現状に対する認識と今後の取組について教育長に伺います。

次に、男性育休について質問します。

出産後約1か月間は、お母さんの女性ホルモンは激しく乱れます。妊娠を継続するために増加していた女性ホルモンの分泌量は、出産が終わると急激に減少し、産後1週間後にはほぼゼロに近い値にまで下がります。そのために、女性ホルモンのバランスの崩れから自律神経にも影響が出ると言われており、授乳等による不眠や過度の睡眠不足が続くと、体と心がむしばまれ、産後鬱になってしまうおそれがあります。国内では、出産直後に約100人のお母さんが自殺しているとのデータもあり、出産直後のお父さんの協力は大変重要と考えます。

そこで、5点質問します。

1、県男性職員の育児休業の取得状況はいかがか。

2、男性職員の育児参加を促進するため、知事をはじめ組織としてどう関わり、また、育休を取得した職員や職場をどうフォローしながら取組を進めていくのか。以上2点を総務部長に伺います。

3、男性育休の取得は、個人の意識変革ではなく、事業者の理解と取組が必須であります。一方で、中小企業等では、各社が独自に取り組む予算に余裕はないと思われるため、県として県内事業所向けに研修等で情報提供することが有効と考えますが、現状と今後の取組について伺います。

4、職場全体で働き方改革を実施すると男性育休の取得日数が約2倍になるというデータもあり、育児中だけでなく、働く人が仕事と家庭の両立ができる働きやすい職場づくりは必須と考えます。働き方改革が進むよう、県内企業に対し具体的にどのようなことを行っているか。また、今後の取組を伺います。以上2点を産業労働部長に伺います。

5、男性育休の取得を推進するには、企業側の取組と併せて、共に育児を担っていく妊婦とそのパートナー双方への理解を深めることが重要であると考えます。妊婦等に対しどのような取組が行われているのか。県内の状況を健康福祉部長に伺います。

次に、支援対象児童等見守り強化事業、アウトリーチ支援、宅食事業について質問します。

未就園児を持つ家庭を含め、子育て家庭の多くが、孤立した育児の中で不安や悩みを抱えています。この状況には幼児虐待の芽が潜んでいるとも言われており、支援の強化を求める意見が出ています。

支援の一つとして、こども宅食があります。こども食堂の出張版のような支援ですが、単なる食の支援ではなく、定期的な食支援をツールにつながりをつくり、子育て家庭を伴走し、孤立を減らす事業であり、全国的にも注目されています。

こども宅食に使える国の予算として、支援対象児童等見守り強化事業があり、昨年度にはこども宅食の上乗せ事業も新設されました。

そこで、1点質問します。支援が届きにくい未就園児家庭に対して、児童虐待の未然防止の観点から、こども宅食のようなアウトリーチ支援を行い、必要に応じて行政サービス等につなげていくことが重要だと思われますが、県内市町村の取組状況や今後の展開について県の見解をこども若者局長に伺います。

次に、出産費用・サービスの見える化等について質問します。

都市部を中心に出産費用が年々高くなっており、一時金では足りないとお母さんたちからの意見をお聞きしました。自分の希望に合った出産施設を探したいが、情報が分かりにくいとの声もあります。

内閣府の調査では、約6割の方は、妊娠・出産に伴う医療負担が減ればもっと子供が欲しいと思えると回答しています。出産費用の地域格差について調べたところ、最高は東京の60万円、最低は熊本の36万円、全国平均は48万2,294円、長野県は49万424円でした。また、出産費用やサービスの内訳が分かりにくいとの課題も見えてきました。妊婦一人一人の出産に対する思い

や出産施設へのニーズは様々であり、その多様化するニーズに応えられる情報の提供が重要と考えます。

そこで、3点伺います。

1、出産費用・サービスの見える化がどのように行われているか、伺います。

2、県内出産施設における出産費用の状況はいかがか、伺います。

3、出産しようとする人が、自分のニーズに合った施設を探すため、出産費用やサービスの詳細について出産施設から丁寧な説明が行われることが大切と考えますが、いかがでしょうか。

以上3点を健康福祉部長に伺います。

次に、不登校児童生徒の支援について質問します。

全国の小中学校における長期欠席者のうち、不登校児童生徒数は29万9,048人と、10年連続で増加し、過去最多となっています。また、1,000人当たりの不登校児童生徒数の全国平均は31.7件ですが、長野県はそれを上回る36.9件で、茨城、沖縄、島根に続いて全国4番目の多さです。

不登校の要因分析に関する調査研究結果によると、学校を休んでいる間、教育支援センターやフリースクールをはじめ、どこにも行っていなかった児童生徒が全国で約16%いたことや、保護者からの意見としては、教育支援センター等学校外の教育機関の紹介や、学校によるオンラインを活用した学習支援が実施されず残念だったと回答した割合が高かったことが分かりました。

児童生徒が不登校になった場合でも、学びたいと思った際に、小中高等学校等を通じて多様な学びにつながるができるよう、不登校児童生徒の個々のニーズに応じた受け皿を整備することは重要です。

その一つとして、学校には行けるが自分のクラスには入りづらい児童生徒のための校内教育支援センターの設置が全国で進められています。

そこで、3点質問します。

1、校内教育支援センターは、不登校児童生徒が安心して学校で過ごすための駆け込み寺のような場所であり、整備は急務だと考えますが、県教育委員会の取組状況はいかがか。

2、教育支援センターは、不登校児童生徒本人への支援のみならず、保護者に対する相談支援、域内の様々な学びの場や居場所につながるができるような支援など、不登校対策において重要な場だと思っております。教育支援センターでも授業を視聴できるようなオンライン体制や、自宅にいる子供たちへのアウトリーチ機能等の機能強化は急務だと考えますが、県教育委員会の取組状況はいかがか。また、校内教育支援センターでの学びも含め、教室や学校以外の場での学びについて、県教育委員会の所見を伺います。

3、全国の学校で配付されている1人1台端末について、学習活動のみならず、児童生徒のメンタルヘルスの悪化や小さなSOSなどを察知し、問題が表面化する前から積極的に支援につなげるために活用することも有効だと思われます。1人1台端末を活用した心の健康観察について、県教育委員会の取組状況はいかがか。また、今後の展開について所見を伺います。以上3点を教育長に伺います。

最後に、地震防災対策について質問します。

能登半島地震から約半年が経過しました。この間、「チームながの」として県と市町村から多くの被災地支援が行われたとお聞きしています。心から敬意と感謝をお伝えいたします。

多くの活断層を抱え中山間地域も多い当県では、能登半島地震のように集落の孤立などが生じるおそれがあり、不安に思われた県民も多かったと思います。

県は、能登半島地震を教訓とする地震防災対策強化アクションプラン（仮称）のたたき台を示しました。それに関して3点質問します。

1、令和6年能登半島地震の羽咋市、輪島市への本県の対口支援については本年5月末で終了しましたが、今回の被災地支援で本県が得たもの、学んだもの、また今後にかすべき課題などを伺います。

2、県では、今回の令和6年能登半島地震は他人事ではないとし、地震防災対策強化アクションプラン（仮称）の策定を進めていると思いますが、現在の取組状況と今後の見通しはいかがでしょうか。以上2点を危機管理部長に伺います。

3、地震防災対策強化アクションプラン（仮称）の策定に当たり、県としてどのような点に意を用いて施策を立案し、それを講じていくのか。その意気込みを阿部知事に伺います。

〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長（小林茂樹君）私には4点御質問をいただきました。

まず、食料安全保障の確保に向けた農産物の生産拡大についてのお尋ねです。

本県は、国内における園芸品目を中心とした総合供給産地であり、本県の強みを生かし、品質が高く安定的な農畜産物の生産拡大を図ることで食料安全保障の確保に貢献できるものと考えております。

こうしたことから、地域農業をリードする農業経営体の育成、気候変動に対応した品種の開発、スマート農業技術の導入加速化などの取組に力を入れているところでございます。加えて、多くを輸入に依存している家畜飼料や小麦、大豆について、生産性や品質の向上を図り、県内産への置き換えを進めてまいります。

次に、農産物の輸出促進についてのお尋ねです。

県では、第4期長野県食と農業農村振興計画において、農産物の輸出拡大を重点プロジェク

トに位置づけ、国や品目を絞り、戦略的に施策を展開しているところでございます。具体的には、海外需要の高いブドウや花卉、安定した品質が評価されている米を重点品目としてバイヤーの招聘や現地プロモーションを展開するとともに、重点輸出先の台湾、香港、シンガポールに輸出支援員を配置し、現地での取引拡大を進めております。引き続き海外マーケットの動向を的確に捉え、輸出を促進してまいります。

次に、増水時の水門操作についてのお尋ねでございます。

水門操作の安全性の確保には、現場に行くことなく操作が可能となる自動化や遠隔化が有効な手段であります。とりわけ河川から取水する水門は、上流の離れた場所に設置されていることが多く、操作も危険を伴うものであることから、自動化、遠隔化の効果が期待できます。導入した水利組合などからも、安全性の向上とともに、大幅な省力化につながっていると評価をいただいているところでございます。県では、こうした効果を関係者と共有しながら積極的な整備を図ってまいります。

最後に、価格形成に対する消費者の理解についてのお尋ねです。

合理的な価格形成は全国的な課題であり、国に対して生産現場の実情を伝え、生産コストを的確に価格転嫁できる仕組みづくりと消費者への理解醸成を早急に進めるよう要請しているところでございます。

県では、おいしい信州フードキャンペーンや新聞広告を通じて、県産農畜産物の価値をアピールし、価格転嫁への理解醸成を進めているところでございます。さらに、しあわせバイ信州運動の一環として農業者の努力を伝える動画を制作し発信するなど、消費者理解の促進を図ってまいります。

以上でございます。

〔県民文化部こども若者局長高橋寿明君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（高橋寿明君） 私には2点御質問をいただきました。順次お答えします。

一つ目は、フードバンク等の活動の現状と県が行う支援策の内容についてのお尋ねでございます。

まず、フードバンク等の活動の現状についてであります。

家庭や企業から寄附された未利用食品は、フードバンク団体等を通じてこども食堂や生活困窮者に提供されております。多くのフードバンク団体は非営利で活動しているため、活動資金や食品の保管や輸送、スタッフの確保など多くの課題を抱えていると認識しておりますが、こども食堂の9割以上がフードバンク団体等から未利用食品等の食材支援を受けて運営されており、こども食堂の運営に大きく貢献いただいております。また、フードバンク活動は、食品ロ

スの削減に資する有効な取組にもなっていると考えております。

次に、県が行う支援策の内容であります。県では、県内のフードバンク団体と連携し、年3回フードドライブ統一キャンペーンを実施するほか、企業や各団体への啓発によりフードドライブの普及拡大に取り組んでおります。

また、昨年度は、広域的に活動するフードバンク団体に対し、食品の保管、配送等を行うための冷凍冷蔵設備や食材運搬車両の購入費用を助成するなど、フードバンク団体が安定的に活動できるよう支援を行ったところであります。今後も、引き続き企業や各団体などの関係機関と連携して、フードバンク団体が活動しやすい体制づくりを支援してまいります。

続いて、支援対象児童等見守り強化事業によるアウトリーチ支援についてお答えいたします。

現在、県内では、四つの自治体において、支援対象児童見守り強化事業を活用し、見守り支援が必要な孤立しがちな家庭に、お弁当のほか、おむつやミルクを配付するなどの支援を実施しております。

事業を実施している担当者からは、議員からもお話がありましたとおり、公的な相談支援につながりにくい家庭との関わりが持ちやすくなるとの声を伺っているところであります。こうしたアウトリーチ型の支援によりまして、未就園の子供がいる家庭等の孤立しがちな親子との関係を構築することで、必要に応じ保育園等の行政サービスにつなげることが可能となり、子育て負担の軽減や虐待予防にもつながるものと考えております。

今後、県としては、現在、取り組む自治体の数が四つと大変少ない状況でありますので、市町村職員を対象とする研修会等で本事業の重要性や県内で先行する取組の紹介などを行い、こうした市町村の取組がさらに広がるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）私には4点御質問をいただきました。順次お答えしてまいります。

学校給食における地場産物等の活用と食育についてでございますが、先日、文部科学省が公表いたしました令和5年度学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査の結果によりますと、本県における地場産物の使用割合は69.6%で全国8位、国産食材は95.4%の全国2位と高いレベルにあると承知しております。

これらは、学校現場における栄養教諭等の食育推進の努力はもとより、第4次長野県食育推進計画の基本理念である「信州の食でつながる、人づくり・地域づくり」の下、関係者が一体となった取組が着実に実を結んできたものと認識しているところでございます。

県教育委員会の今後の取組といたしましては、子どもたちが生涯にわたって健全な心と体軀を培い、豊かな人間性を育むとする食育基本法の理念を踏まえ、引き続き栄養教諭による地場

産物等を活用した献立メニューの開発や、地域の伝統料理を学校で提供する和食料理人出前講座などと組み合わせて進めることにより、子供たちが地域の食材や食文化への理解を深め、さらには郷土への愛着を育むことができるよう、関係機関等と連携しながら食育の取組を推進してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、不登校児童生徒の支援についてでございます。

校内教育支援センターの整備に関わる取組状況でございますが、議員御指摘のとおり、不登校児童生徒への支援の一つとして、校内教育支援センターの果たす役割は大きいものがあると認識しております。各学校においても積極的に設置に取り組んでおり、小学校は72.1%、中学校は97.3%の学校で設置されている状況でございます。県教育委員会としては、さらに設置が進むように取り組んでまいりたいと思っております。

また、不登校・不適応支援加配教員を小学校へ22名、中学校に71名配置し、さらに、子供と親の相談員を小学校に30名配置しております。校内教育支援センターがさらに充実するよう各校の取組を支援してまいりたいと思っております。

続きまして、教育支援センターの機能強化に関わる取組状況についてでございますが、現在、県内市町村設置の教育支援センターは48市町村に78教室ございまして、全国的にも高い設置率でございます。令和6年度、県内5市町村に多様な学び支援コーディネーターを配置し、ＩＣＴ機器を活用したオンライン支援に加え、家庭へのアウトリーチ支援等を行い、教育支援センターの機能強化に努めているところでございます。

また、県内の教育支援センターの先進的な取組を市町村教育委員会の担当者を対象とした研修会で共有し、全県へ普及するよう取組を進めているところでございます。不登校児童生徒等の教室以外の場における学びの保障はとても重要であるというふうに認識しておりますので、今後も県内全ての不登校児童生徒等の学びの支援に向けて取り組んでまいり所存でございます。

1人1台端末を活用した心の健康観察の取組状況及び今後の展開についてでございますが、県教育委員会では、令和4年度、ＩＣＴを活用した相談フォームを作成して、全ての県立高校に配付いたしましたところであります。現在、ＩＣＴを活用して県立高校の23校が心の健康観察を行っております。

市町村教育委員会の取組につきましては、令和4年度に実態を把握し、先進的な事例について詳細に記載した資料を作成した上で全ての市町村教育委員会に紹介したところでございます。

さらに、ＩＣＴを活用した相談窓口として、平成29年度より、中高生を対象としたＬＩＮＥ相談を全国に先駆けて実施しておりまして、利用者は年々増加しております。議員御指摘のとおり、ＳＮＳであれば自分の気持ちを表現できる子供も多くおり、今後もＳＮＳ等を活用し、子供たちの健やかな心と体の成長を支える取組を推進してまいります。

〔総務部長渡辺高秀君登壇〕

○総務部長（渡辺高秀君）私には男性の育休について２点のお尋ねをいただいております。

まず、県の男性職員の育児休業の取得状況についてでございます。

本県の男性職員の育児休業の取得率は、令和５年度実績で72.3%となっており、前年度の37%から大きく上昇しております。

男性職員の育児参加をさらに広げるためには、育児休業だけでなく、有給の休暇や在宅勤務など、職員の家庭事情に応じて様々な制度を組み合わせた長期的な取組が重要なことから、これらを含む段階的な目標を昨年度から設定いたしました。昨年度は１週間以上の取得率100%を目指し、目標を達成いたしました。本年度は２週間以上100%、令和７年度は１か月以上100%を目指して取組を進めているところでございます。

次に、育児参加促進の知事はじめ組織の関わり、職員、職場へのフォローについてでございます。

昨年９月、知事は、女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会において、県を男性の育児参加が当たり前の組織にしていくことを宣言いたしました。市町村、企業とともに男性の育児参加に積極的に取り組む姿勢を明確にし、職員に対してあらゆる機会を通じて強くメッセージを発信しているところでございます。

また、各職場では、所属長から対象職員に対し、パパの子育て計画書の提出をお願いし、面談を通じて計画的な育休等の取得などを促すとともに、育休等の取得が昇任や人事評価に影響しないことも説明しております。

一方、職員が不在となる職場には、今年度から育休サポート会計年度任用職員など応援職員を配置したほか、業務をカバーする職員への勤勉手当の加算によるインセンティブ付与の制度も創設いたしました。また、各部局の企画幹等を子育て支援推進員に指定し、職員の相談対応や課室を超えたサポート体制の構築など、安心して育児に参加しやすい職場環境づくりを進めております。

こうした取組により、県内市町村や企業の見本となれるよう、男性の育児参加の促進に全庁を挙げて取り組んでまいります。

以上でございます。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には２点御質問をいただきました。

初めに、男性育休に向けた事業所向けの取組の現状と今後についてでございます。

男性の育児休業の取得促進に向けては、本人の意識だけでなく、職場の理解が何よりも重要と考えております。

現状としましては、昨年県が行いました調査では、県内企業の男性の育児休業取得率は36.7%で、女性の94.2%に比べ大変低いものとなっております。また、6歳未満の子供のいる夫婦の育児時間を見ましても、男性は女性の約3割にとどまるという状況でございます。

こうした中、企業における理解を進めるため、昨年度から、県では、育児休業取得促進に関する情報を一元化した特設サイト「長野県は育児休業取得を応援します！」を開設し、例えば、社員によるワーキンググループが育休制度を周知し、育休取得者増加につなげた具体例など県内企業の好事例を紹介しているほか、国の助成金等の支援制度などを広く発信しているところでございます。

これに加え、今年度は、7月からでございますが、企業内研修や代替要員確保などに活用していただけるパパ育休応援奨励金とパパ育休公表奨励金に係る制度を開始いたします。また、その後も、事業主、労働者向けの育休取得啓発セミナーの開催、啓発動画の作成に加え、コンサルタントの派遣による企業の体制整備に向けた伴走支援を行ってまいります。

今後も、周知方法をブラッシュアップしながら、県内事業所が男性育休の意義を理解し、組織として具体的な行動に移す取組を推進してまいります。

次に、働き方改革を進めるための県内企業に対する取組についてでございます。

仕事と家庭の両立ができる働きやすい職場をつくっていくためには、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進、さらにはテレワークや時差勤務など柔軟な働き方の導入などにより、ワーク・ライフ・バランスを重視し、柔軟な働き方が選択できるよう働き方を改革していくことが大変重要でございます。

この県内企業の意識の醸成や具体的な取組を広げていくために、県では、アドバンスカンパニー認証制度のワークライフバランスコースにおいて様々なライフスタイルやニーズに合わせた働き方ができる企業の認証、それに加え、職場環境改善アドバイザーの企業訪問により、短時間正社員制度やフレックスタイム制度など多様な勤務制度の導入を支援するなど、誰もが働きやすい職場環境の改善を促進しているところでございます。

また、先ほど申し上げましたパパ育休応援奨励金では、県のアドバンス認証に加え、国のくるみん、えるぼしの認証を受けていることも加算金支給の対象としており、男性の育休取得や子育てと仕事を両立できる職場環境づくりを支援してまいります。

今後、人口減少に係る戦略を取りまとめていく中で、企業で働く若い方々からも御意見をお聞きしながら、女性に偏りがちな育児負担を夫婦で共有する共働き・共育てが当たり前となる社会の構築に向けた取組を推進してまいります。

以上でございます。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君） 私には4点お尋ねがございました。

最初に、妊婦等に対する男性育休の取得促進への取組についてでございます。

妊婦とそのパートナーが協力して育児をしていくためには、双方が男性育休の制度を理解し、適切な時期に制度を活用できるようにすることが重要でございます。現在、市町村や医療機関等において、両親学級や産前産後サポート事業での父親支援など、男性の子育てを促す取組が行われております。

県では、信州母子保健推進センターにおいて支援者研修会や関係者への情報発信などにより市町村への支援を行っており、今後、様々な機会を捉え、男性育休の取得促進に向けた働きかけを行ってまいります。

次に、出産費用やサービスの見える化の実施状況についてでございます。

実施状況につきましては、厚生労働省において、本年5月より、妊婦やその家族があらかじめ出産費用やサービスの情報を踏まえて出産施設を選択できるよう、全国の施設ごとの出産費用等の情報を掲載したウェブサイト「出産ナビ」の運用が開始されたところでございます。

出産ナビは、施設の所在地や外来受付時間、分娩件数などの基本情報のほか、出産費用の目安や、助産ケア、産後の健康診査などの様々な情報を施設ごとに掲載しており、妊婦自身が地域や詳細情報を指定して検索することが可能となっております。

次に、県内施設の出産費用の状況についてでございます。

まず初めでございますが、出産費用とは、分娩料、新生児管理保育料、入院料など分娩に係る様々な費用を含むものでございます。そして、出産ナビによりますと、令和5年度の出産費用は、最低額が42万円、最高額が69万円となっており、付随するサービス内容などにより施設内もしくは施設ごとの費用に差が生じているものと認識しております。

最後に、出産施設からの丁寧な説明についてでございます。

妊婦やその家族等の希望に沿った出産施設の選択が行われるためには、出産ナビや各施設のホームページ、パンフレット等による情報に加えて、各施設職員からの適切かつ丁寧な説明が行われることは重要でございます。県としましても、小児・周産期医療連絡会の場や産婦人科連合会等の関係団体を通じて、妊婦などに寄り添った細やかな説明が行われるよう働きかけてまいります。

以上でございます。

〔危機管理監兼危機管理部長前沢直隆君登壇〕

○危機管理監兼危機管理部長（前沢直隆君） 私には2点お尋ねをいただきました。

まず、能登半島地震の対口支援により得たものとその課題でございますけれども、1月から5月末にかけて県と市町村から延べ5,100名の職員を派遣しておるところでございます、

この間、派遣から戻った職員から話を伺ったり、あるいはその市町村の危機管理部局などと意見交換を重ねてきたところでございます。その中では、被災者を直接支援する貴重な経験ができたとか、日々の業務でも災害への備えが必要との気づきがあったというような声もありまして、県全体としては非常に大きな学びがあったというふうに感じております。

また一方で、基本となる孤立集落の現状把握や対策の見直しが必要であるとか、住家被害認定調査や罹災証明書発行には多くのマンパワーや事務の効率化・迅速化が必須だというような問題提起もいただいております、こうした点は今後の大きな課題であるというふうに認識しておるところでございます。

次に、アクションプランの取組状況と今後の見通しでございます。

能登半島地震復興支援県民本部の構成団体の皆様等から、今回の地震対応の課題や必要な対応策をこれまでも伺ってまいりました。また、県組織としても、各部局から、当県で本当に同規模の地震が発生した場合の課題を幅広く聞き取りなどもしておるところでございます。

また、先月29日には、市町村と県によるプランの検討ワーキンググループを立ち上げまして、その中では、市町村と県で認識を合わせて取り組むべき施策や事業、とりわけ今回の地震で顕在化した孤立対策や避難所対応などについて、スピード感を持って集中的に議論、検討を行っていく予定としております。

このようにして、皆様からいただいた御意見を踏まえつつ、10程度のアクションをセットしたプランのたたき台を先日21日の会議でお示したところでございますけれども、今後さらに、民間団体の皆様はもとより、本定例会において議員各位からも御意見、御提案を頂戴しながら、9月中旬には具体的なアクションプランとしてまとめていきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には地震防災対策強化アクションプランの策定に当たってどういう点に意を用いて政策立案するのかという御質問であります。

私も、被災地を訪問させていただく中で、やはり地震被害から県民の皆様方の命を何としても守らなければいけないという思いを新たにしたところであります。そうしたことから、今回のアクションプランにおいては、基本目標として、地震災害死ゼロに挑戦ということを掲げていきたいというふうに考えております。

主な項目として5点ほど打ち出していきたいと思っておりますが、耐震化の促進、避難生活の質の向上、初動対応におけるレベルアップ、さらには孤立の発生防止と早期の解消、そして女性、障がい者、高齢者、外国人等様々な方への配慮、こうした点に力を入れて取り組んでい

きたいと思っています。

アクションプランについては、9月の中頃を目途に取りまとめていきたいというふうに考えておりますが、能登半島地震で顕在化した課題、教訓、こうしたものをしっかり踏まえつつ、プラン期間中の4年間で実施していこうとする具体的な取組と目指す目標をしっかりと掲げて、県民の皆様方、事業者、市町村と共に取り組んでいきたいというふうに思っております。

本県は地震防災対策にこれまでも様々取り組んでまいりましたけれども、今回の能登半島地震を踏まえて、さらに一層充実強化することによってお亡くなりになられる方が極力減少するように全力で取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

〔28番竹内正美君登壇〕

○28番（竹内正美君）それぞれ御答弁いただきました。

25年前に制定された農政の憲法とも位置づけられる食料・農業・農村基本法の本格的な改正が初めて行われます。基本法の改正は、農業者のためだけでなく、私たちの健康や生活の豊かさにも深く関わりがあります。誰にとっても身近な法律改正ですので、これからも関心を持って注視していきたいと思えます。また、答弁でも、国に要請をいただいているということでございますが、これを機に、今まで以上に長野県の農業を守り、農村地域の活性化につなげていただきますよう要望いたします。

男性育休、こども宅食、出産費用の見える化、不登校支援については、国の宝である子供たちが健やかに育つことのできる社会に向けて引き続き議論を重ねていただき、出産・子育てに関する経済的な環境整備はもとより、夫婦共働きが一般的となる中で、子育ても夫婦で行う共育をより推進していただくよう要望いたします。

地震防災対策については、知事からもただいま力強い意気込みをお聞きできました。充実した地震防災対策強化アクションプランが策定されることを望みます。

以上、御期待申し上げまして、私の一切の質問を終わります。

○議長（山岸喜昭君）この際、午後1時10分まで休憩いたします。

午後0時3分休憩

午後1時10分開議

○副議長（続木幹夫君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

向山賢悟議員。

〔17番向山賢悟君登壇〕

○17番（向山賢悟君）伊那市区選出、自由民主党県議団の向山賢悟でございます。それでは、通告に従い、県政運営における県民の声について3点、労働生産性向上につながる信州ACEプロジェクト推進について4点、均衡ある県土発展、身近な県政の実現について2点、一括にて質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まずは県政運営における県民の声についてであります。

県総合5か年計画においても、県行政・財政改革方針2023においても、ある意味永遠のテーマでもある身近な県政の実現に向け、県民との対話と共創が重要な課題であることが強く伝わってきます。そこで、本質問においては、対話型の行政運営の推進について取り上げていきたいと思っております。

県としては、県民との対話と共創の実現のため、具体的な業務の一つとして広聴業務があり、県政タウンミーティングやしあわせ信州移動知事室をはじめ、様々な場面で、様々な状況に応じて、様々な御意見を多くの県民の皆さんから直接的また間接的に聞く仕組みがあるわけでございます。もちろん、県職員の皆さんが、それぞれの担当業務の中で、日々現場で多くの県民の皆さんから生の声を聞く機会も大変重要であります。

そうした状況の中で、地元要望に関する調査研究や令和5年度第3回県政アンケート調査の結果を踏まえると、共創の推進、対話型の行政運営の推進についての進捗はあまり芳しいとは言えない現状が見えてまいります。

しかし、県行政・財政改革方針2023にある県民との対話と共創の達成目標には、県民等との共創により構築・実施した事業数を令和9年度までに累計25件にする。対話事業参加者の満足度を90%以上にするを掲げられていることを期待しているわけでありまして。そこで、先日、地元の方との会話の中で、「県民の意見って結局どうなるんだ」と、こういった発言があり、そこからヒントを得て二つの取組について調べてみました。

まずはパブリックコメントについてになりますが、こちらは、昨日奥村議員の御質問にもありましたけれども、県が条例や計画、予算案などをつくる過程において、事前にその趣旨や内容を公表し、県民の皆さんから御意見を募り、計画等に反映させる手続であり、広く県民の声を聞くことのできる仕組みであります。

しかしながら、昨年度の意見募集案件28件に対して、1件も意見がないゼロ件案件が7件、1桁の意見数が10件と、パブリックコメントとしての機能が果たせていないと思われる案件が6割程度ありました。ただし、意見の数にかかわらず、県民の皆さんからの一つ一つの貴重な御意見に対して担当課の皆さんが丁寧に県としての考えを示し、対応されている真摯な姿勢は、県民との対話と共創に通じるものがあると評価いたします。

次に、県民参加型予算についてであります。

県政をより身近なものとするため、令和4年度から始めました県民の皆さんの新たな発想や問題意識を取り入れて県予算を共に創り上げる県民参加型予算には、提案・選定型と提案・共創型の二つの方法があるわけでございます。

提案・選定型については、地域の実情を理解している地域振興局において、予算化に向け事業を選定し、六つの事業が予算化されております。私の地元である上伊那地域材利活用促進事業においても、カラマツ、アカマツなどの上伊那地域産材のアンテナショップやECサイトの開設、まきボイラーを活用した足湯PRイベントなど、地域全体の林業振興につながることに大きな期待が寄せられているわけであります。一方、提案・共創型においては、提案者とテーマ担当課を中心に対話を重ね、事業検討・構築を進め、信州まつもと空港における賑わい創出事業をはじめ四つの事業が予算化されております。ほかにも、対話型の行政運営に向け様々な取組がされているわけでございます。

そこで、清水企画振興部長に3点お伺いいたします。

1点目として、令和4年度から実施している県民参加型予算について、ほかの県事業と比較して、県民参加型である意義とその取組自体の効果検証についてお伺いいたします。

2点目として、県民参加型予算について、県民の視点を県事業に生かし、県民と県政の距離感を縮め、県民の皆さんにも当事者意識を持ってもらうためには大変有効的な取組であると考えます。

昨年度のパブリックコメントでは、仕組みも手続も県民に分かりにくいと、こういった意見が寄せられておりました。今後、県民参加型予算の提案募集や審査会への参加促進を図るためにどのように情報発信や周知を図っていくのかをお伺いいたします。

3点目として、県行政・財政改革方針2023において、県民との対話と共創を進める上で、県民等との共創により構築・実施した事業数を令和9年度までに累計25件、対話事業参加者の満足度を90%以上という目標を掲げられておりますが、県としての目標設定の考え方と目標達成に向けた考えをお伺いいたします。

続いて、労働生産性向上につながる信州ACEプロジェクトの推進についてであります。

特に、県として推進している信州ACEプロジェクトの取組の中で、働き盛り世代への健康づくり支援、民間への健康経営の普及促進について、民間企業においては働き方改革の一環として、また、従業員の健康づくりを経営課題として捉え、健康経営が広がり始めて久しいわけであります。企業理念に基づき、従業員等の健康増進を努めることによって、医療費適正化を図るだけでなく、労働生産性の向上や組織の活性化をもたらし、結果として業績や株価の改善といった企業価値向上につながるのが健康経営であります。

そうした状況の中、コロナ禍の経験に加えて、昨今の人手不足や従業員の高齢化など、今ま

で以上に健康経営の重要性は高まっているわけであります。さらに、健康経営はコストではなく投資であるのだと、こういった考え方が広まってきていることは大変よい傾向であると感じております。

しかしながら、その一方で、地元の中小企業・小規模事業者の皆さんからは、従業員の健康については個人の問題であるから、企業としてアプローチできることは少ないのだと。日々の業務に追われて後回しになってしまうと。法的拘束力のある安全配慮義務を守るので精いっぱいであると。こういった声があるのも事実でございます。

一緒に働く仲間の健康管理、健康増進について、必要性は強く感じているけれども、結局は個人の問題となってしまう。組織として何から始めていいのか分からない。継続できるのか心配である。こういった考え方が根底にあることを感じます。こうした考え方は、昨年度一般質問でも取り上げましたが、職場いきいきアドバンスカンパニー認証制度、SDGs推進企業登録制度を推進する必要性と同様の背景があると感じます。

それは、中小企業・小規模事業者にとって、多様な働き方や仕事と家庭の両立を図ること、SDGsを推進することへの重要度、必要性は感じているけれども、社内におけるメリット、デメリットを含めた合意形成、進め方などに不安があり、一步が踏み出せない状況は、企業における健康経営についても似通った状況が見え隠れしています。

そこで、県として推進している信州ACEプロジェクトにおいて、中小企業・小規模事業者との連携や健康経営に対する支援に力を入れるべきと考えます。もちろん、現状においても、働き盛り世代への健康づくり支援として、企業対抗参加型ウォーキングイベントや協会けんぽとの協働による健康づくりセミナー、そして、令和4年に開催されました健康経営実践セミナーでは上伊那の企業の取組が発表されるなど積極的に展開されることは評価すべきところであります。

しかしながら、さらに働き盛り世代が多く活躍している県内の中小企業・小規模事業者に対して、より強く、より広く健康経営の考え方、取組を加速させるためには、継続的な連携、支援、普及啓発が必要であると考えます。

そこで、笹渕健康福祉部長に3点、渡辺総務部長に1点お伺いいたします。

1点目として、現在県として推進している信州ACEプロジェクトにおいて、働き盛り世代への健康づくり支援の具体的な取組、成果、今後の計画についてお伺いいたします。

2点目として、全国にも健康経営に取り組む事業所に対して行政が積極的にインセンティブを活用し、普及啓発を進める活動が広がっております。長野県においても、信州ACE企業表彰として信州ウォーキング大賞2023を開催し、地元伊那の企業が大賞を受賞したことは大変誇らしいわけでございます。しかしながら、全国的に見ると、長野県の企業、事業所に対するイ

ンセンティブの活用が少し消極的ではないかと感じるところもあります。そこで、全国的な取組に対する県としての考え方と、現在における県内企業等との連携や支援状況についてお伺いいたします。

３点目として、国では、健康経営優良法人を規模別に認定する制度がございます。県内では、大規模法人部門がホワイト500を含め38法人、中小規模法人部門がブライト500を含め552法人となっております。県として、認定法人数、年度別認定推移なども含めて、健康経営優良法人制度に対してどう受け止めているのか。以上３点を笹渕健康福祉部長にお伺いいたします。

４点目として、健康経営の観点からになります。信州ACEプロジェクトと連動して県職員が健康づくりを率先して実行に移し、健康で活躍するACE県庁により健康経営を目指しておりますが、これまでの取組状況とその成果、今後の計画について渡辺総務部長にお伺いいたします。

最後に、均衡ある県土発展、身近な県政の実現についてであります。

私自身、昨年の４月より、地元の皆さんのお支えがあって、伊那市区選出の県議会議員として、最初の１年間、県政発展のために取り組んでまいりました。それ以前は、６期24年と長きにわたり均衡ある県土づくりを目指していた県議会議員がおりました。

令和５年２月定例会、最後の一般質問においても、均衡ある県土づくりについて質問、提案をしたと記憶しております。

内容は、リニア駅中央新幹線の開業効果を一部の地域にとどめるのではなく、いかに県内に波及させていくのか。つまり、長野県駅（仮称）を中心に、飯田・下伊那は当然のことながら、伊那谷、上伊那、木曽、諏訪圏域、中信、東北信へと、人、物、金、情報の流れをつくり、長野県の発展のために生かさなくてはならない。特に、広大な面積を誇る長野県、市町村の枠を超えた広域行政という観点からも、鉄道をはじめ地方公共交通網の利便性向上を具体例に、県の果たすべき役割は大きいという問題提起でありました。加えて、地域の将来を担う人材育成、人材確保の拠点として、南信工科短大への期待感も強く伝わる内容でありました。

そして、阿部知事からは、伊那谷についてはリニアバレー構想をどう具現化するのが重要であり、具体的には、三遠南信自動車道をはじめとする道路インフラ整備、南信工科短大のさらなる発展、木曽谷・伊那谷フォレストバレー推進などへ全力で取り組む旨の御答弁がありました。

そこで、阿部知事に、基本的な考え方になりますが、２点お伺いしたいと思います。

実は、私自身、昨年１年間、４度の一般質問を経験させていただきましたが、まだ一度も阿部知事に質問しておりません。ですので、本質問が初めてとなります。県議会議員としての役割を与えていただき、一般質問の機会を与えていただき、阿部知事に何を質問しようとずっと

考えておりましたが、やはり最初は、私の地元の思い、願いもそうですが、自分自身として県政発展に向けた軸足の一つである均衡ある県土発展について伺いたいと思います。

本県においては、広大な県土、77もの市町村、8県との隣接、それぞれの地域が独自の生活圏、経済圏を有し、分散型の県土を形づくっているがゆえに、どのように均衡ある県土発展を実現すべきなのか、阿部知事に基本的なお考えをお伺いします。

そして、次に、均衡ある県土発展と同様に、県政発展に向けて重要視している身近な県政についてであります。

県としても、最初の質問でも取り上げましたが、県民との対話と共創、この考え方の下、県政情報の発信をはじめとする広報業務、県民の声を聞く広聴業務と様々な取組を実践されております。

阿部知事においても、身近な県政実現に向けて、県内77市町村全てにおいて県民対話型集会を開催するなど、それぞれの地域の実情や課題について、県民の皆さんの生の声を多く聞かれたかと思います。そうした積極的に地域に足を運び、耳を傾け、いただいた御意見を県政に反映させようとしている実行力には大変期待しております。

しかしながら、私自身に対する叱咤激励も含めて、地元の皆さんからは、長野県政はやはり遠い。距離感を感じる。身近とは言えない。こういった声をたくさん頂戴いたします。

昨年の県民世論調査、阿部県政13年をテーマとしたアンケートにも、「日ごろ長野県政を身近に感じていますか、いませんか」、この問いに対して、約6割の皆さんが感じていないとの結果も公表されております。

そこで、阿部知事に2点目として伺いいたします。

知事は、対話と共創を掲げ、県民の意見を県政に反映させるべく様々な取組を実施しておりますが、現時点における手応えと、今後さらに加速させるためのお考えをお伺いいたします。

〔企画振興部長清水裕之君登壇〕

○企画振興部長（清水裕之君）私には3点お尋ねをいただきました。

まず、県民参加型予算の意義と取組の効果検証についてお答えいたします。

県民参加型予算は、それぞれの地域の課題をテーマに、県民からの提案事業を県民目線で選定いただく提案・選定型と、提案いただいた内容を基に県民と対話を重ねながら共に事業を構築する提案・共創型の二つのスキームで実施しております。通常の県事業の予算化プロセスと比較し、県民、企業等の新たな発想や問題意識を県の事業構築に取り入れられる点や、県民の県政への参加意識の醸成につながる点が本取組の意義であると認識しております。

実際に、提案や審査に参加いただいた県民や事業構築に関係した職員などからは、様々な世代の県民や民間事業者から、県職員とは違った視点からのアイデアをいただけた。地域住民の

皆様と地域の課題認識を共有する機会となった。関係者の地域課題解決に取り組む意欲を引き出すことにつながったといった声があり、一定の成果が上がっているものと考えております。

一方、さらに幅広い県民に参加いただく上では、テーマ設定や事業の提案募集方法等に一層の工夫が必要であるといった課題もあると考えております。今後も、県民参加型予算を通じて対話と共創による県政をさらに進められるよう、改善を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、県民参加型予算に係る情報発信や周知についてお答えいたします。

県民参加型予算の提案・選定型と提案・共創型では、提案者や手順等がそれぞれ異なるため、各制度の分かりやすい情報発信と周知が重要です。このため、県公式ホームページでは、二つのスキームを整理したページを作成し、制度全体を分かりやすく紹介しているところです。

その上で、提案・選定型につきましては、令和5年度の提案募集に当たり、制度の内容や提案手続などを丁寧に解説した県民向けガイドブックを新たに作成し、配付したほか、公募の審査員に若者の参加を募るため、県内の高校、専修学校等と連携し、学生に応募を呼びかけるなど、周知広報の強化に取り組みました。

また、提案・共創型については、包括連携協定企業やSDGs推進企業などに対して重点的に周知を行うなど、募集テーマに応じた広報の工夫を図っているところです。

今後も、県公式LINE等の新たな発信ツールの活用など様々な工夫を加えながら、より多くの県民が関心を持ち、参加していただけるよう、分かりやすい情報発信や制度の周知に努めてまいります。

最後に、共創に関する目標設定の考え方と目標達成に向けた見解についてお答えいたします。

まず、共創による事業数につきましては、県民参加型予算（提案・共創型）のテーマ設定を参考とし、年間5件の事業構築に令和5年度から9年度まで5年間取り組むといたしまして、計25事業を実施目標としたところです。

昨年度は、学生団体や地元経済界等との共創による信州まつもと空港における賑わい創出事業などを具現化し、本年度も、プロスポーツチームとの観光地域づくりなど四つのテーマで共創による事業構築に着手しており、目標達成に向けて着実に取組を進めてまいります。

もう一つの対話事業の目標でございますが、対話と共創による県政を進める上では、県民との効果的な対話を行うことが重要でありますから、指標として対話事業参加者の満足度を設定したものであります。この目標達成に向けて、対話テーマに最適なファシリテーターの起用や参加者間でのグループワークなど、参加者が対話を行いやすい仕掛けに工夫を凝らしていきたいと考えております。

また、県職員の間では、研修や民間の外部人材の活用などを通じて職員一人一人が対話を積

極的に行う共創マインドの醸成を図ってまいります。

こうした取組により、広く多様な県民の声を取り入れ、共に課題解決に取り組む対話と共創による県政に向けて取り組んでまいります。

私からは以上です。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には3点お尋ねがございました。

まず、信州ACEプロジェクトの働き盛り世代への健康づくり支援についてでございます。

具体的な取組といたしましては、議員のお話にもありましたとおり、2018年度からスマートフォンアプリを用いた企業対抗の参加型ウォーキングイベントである信州ウォーキング大賞を開催しております。

参加者は、開催初年度から年々確実に増加しており、昨年度は過去最高の約8,200名の方に御参加いただきました。働き盛り世代の健康づくりに対する意識向上や運動習慣定着の一助になっていると考えており、引き続き今年度も開催する予定で、現在参加者募集の広報を開始しております。

また、今年度は、働き盛り世代を含め、外食利用が多い世代に対する食環境整備を強化する予定でございます。健康に配慮したメニューを提供するレストランやスーパーの拡充に加え、これらの事業者にご協力いただき、新たにスタンプラリーを開催し、健康的な食事を選択する意識を高めてまいります。このように、健康への意識づけと環境整備の両輪により健康づくり支援を一層進めてまいります。

次に、健康経営に取り組む企業等へのインセンティブについてでございます。

健康経営は、企業が従業員の健康増進を図ることで、労働生産性の向上や組織の活性化が期待できることから、県としましては、企業を支援するためのインセンティブは重要であると考えております。

現在、県としましては、議員のお話にもありました信州ウォーキング大賞で受賞した企業を健康ACE企業に認定し、県のホームページ等で広報する取組に加え、企業が健康教室を開催する際、効果的な運動を指導する運動アドバイザーを派遣する取組を行っております。

このような取組については、市町村や企業等で構成する信州ACEプロジェクト推進ネットワークを活用し共有を図るとともに、協会けんぽと協働した健康経営セミナーの開催により健康に取り組む企業の増加を図ってまいります。

今後は、他県の取組も参考にしながら、健康ACE企業の広報の拡充を図るほか、市町村や企業と連携したさらなる支援策を検討してまいります。

最後に、健康経営優良法人の認定状況と取組の受け止めについてでございます。

経済産業省が認定する健康経営優良法人認定制度は、健康経営を推進する企業にとって有益な制度であると認識しております。

長野県内では、お話にありましたとおり、2024年に590法人が認定されており、その中でも、中小規模法人部門は552法人で全国7位であり、5年間で約6.4倍に増加しております。このことは、県内の中小企業の意識の高さもさることながら、県が2018年度より健康経営セミナーの開催を支援してきた成果であるとも考えております。

県では、中小企業融資制度におきまして、健康経営優良法人に対する貸付利率の引下げも行っており、これもインセンティブの一つと考えておりますが、引き続き認定制度の周知などを通して県内企業の健康経営の取組を推進してまいります。

以上でございます。

〔総務部長渡辺高秀君登壇〕

○総務部長（渡辺高秀君）私にはA C E県庁の取組状況、成果、今後の計画についてのお尋ねでございます。

A C E県庁では、アクション、チェック、イートの三つを柱と位置づけ、職員の自主的な健康づくりを応援するマイエースチャレンジへの参加促進や、健康診断、歯科検診の受診勧奨、県庁や合庁食堂でのヘルシーメニューの提供などに取り組んでいるところでございます。

成果といたしましては、これまでに、マイエースチャレンジには延べ約2万3,000人が参加したほか、取り組み前の平成26年度と令和5年度の数値を比較しますと、健康のために運動している職員の割合は52.8%と4.8ポイント増加、歯科検診受診率は48.4と16.5ポイント増加、このほか、定期健康診断受診率は97.3%と高い水準を維持しているなど、職員の健康に対する意識の高まりが見られるところでございます。

一方、取り組み開始10年を迎え、マイエースチャレンジ参加者の減少や、年齢とともに高くなる肥満者の割合などの課題も見えており、コロナ禍を経て、改めて自身の健康やA C E県庁の取組に興味を持っていただくことが重要と認識しております。

このため、今後、A C E県庁の意義や効果的な取組事例などについて、庁内広報や健康相談等を通じて発信を強化するとともに、全国展開するスポーツジムのノウハウを活用した健康づくり講座を新たに開催するなど、職員の動機づけやA C E県庁への参加を促し、職員一人一人が健康で活躍できる組織づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）向山議員から満を持して私に対する最初の御質問を頂戴いたしました。お父上への敬意も表しながらお答え申し上げたいというふうに思います。

まず、均衡ある県土の発展をどのように実現していくのかという御質問でございます。

長野県は、私から改めて申し上げるまでもなく、非常に広大な県土であり、また、南北に広い県でありますので、それぞれの地域ごとに気候、風土、歴史文化、様々な違いがございます。

そうした中で、県政運営を担う私としては、基本的には、県民の皆様方の幸せの実現、そして長野県全体の発展のために取り組んでいくわけでありますけれども、一つは、県民全体の幸福度の向上、国の言い方を使えばナショナルミニマム、長野県であれば信州ミニマムとでも言えればいいのかと思いますけれども、皆様方がどこに暮らすにしても必要不可欠なサービスをしっかり提供できるようにしていかなければいけないというふうに思っています。

その一方で、地域における最適を実現していくというローカルオプティマムではありますが、ナショナルミニマムあるいは信州ミニマムとローカルオプティマム、地域最適の両面をしっかりと意識して取り組んでいくということが大変重要だというふうに考えております。

先般、地域公共交通計画を策定いたしました。例えば、通院・通学については、保障すべき移動の内容について明記させていただき、どの地域にお住まいの方についても一定の移動の確保をしていこうという方向性を出させていただいたところでございます。

また、子育て家庭応援プランにおいては、保育料や医療費の軽減について市町村と連携して県内全体の水準を上げていこうというふうに考えておりますし、その一方で、例えば、きめ細かな子育て支援策については、県が一律に行うよりも、むしろ市町村の取組を支援するほうが望ましいということで、交付金によって支援するという形を取らせていただきました。

このほかにも、例えば、産業の振興や観光の振興は、やはり地域の特性、持ち味が本県の場合はかなり違いますので、県一律の視点、県一律の目的だけでなく、それぞれの地域の実情に合った取組をしっかりと支援していく、また、県としても、それぞれの地域特性を踏まえた取組を行っていくということが県全体の発展にとっては極めて重要だというふうに思っております。

日本の社会全体は、言わばナショナルミニマムを達成するための中央集権的な仕組みで一定程度成果を上げてきたわけでありますが、正直に申し上げれば、その仕組み、システムがいまだ変わらないので行き詰まっているのではないかと考えております。

そういう意味では、ナショナルミニマムを達成するために犠牲にしてきたものをもう一回取り戻しつつ、地域最適をどう取り戻すかということが国と地方の関係でも大変重要になってきています。

一方、我々県も、広域自治体として、市町村との関係では、常に画一的、一方的な考えを押しつけるということではなく、むしろ地域の思いや市町村の皆様方の考え方、そういう部分を丁寧にお伺いして応援することで長野県におけるローカルオプティマムをしっかりと実現してい

くということが極めて重要だというふうに思っています。

この信州ミニマム、ローカルオプティマムの両面をしっかりと意識しながら県土の発展に向けて取り組んでいきたいと考えております。

それから、対話と共創の取組の手応えと今後という御質問でございます。

まず、対話についてであります。今期就任以降、全市町村を回って対話を行わせていただきました。また、各部局においても、それぞれ対話を積極的に行うように取り組んできています。

そうした中で、先日、人口問題を議論する場においても、県の職員にファシリテート役をやってもらっていますけれども、県民の皆様方との対話の仕方も、県組織全体として大分レベルアップしてきているのではないかとこのように思っています。

広い長野県でありますので、まだまだ十分であるとは言いきれないわけではありますが、ただ、いい方向には向かいつつあると思いますし、それぞれの職員が頑張っているというふうに思っており、感謝しております。

その一方、共創については、率直に言ってまだまだこれからかなというふうに思います。県民参加型予算を導入させていただきましたが、具体的な成果をこうだというふうに申し上げるにはもう少し時間がかかる部分もありますし、また、これから人口減少について県民会議を設置して、オール信州で取り組んでいきたいというふうに考えておりますが、まさに長野県として最大の共創の取組になるというふうに考えております。

課題が非常に複雑多様化している中であって、我々行政だけでできることには限界があるというふうに思っております。そういう意味では、市町村はもとより、企業やNPO、幅広い県民の皆様方としっかり問題意識と方向性を共有しながら、この共創という視点を強く持って県政を進めていきたいというふうに考えております。

また、先ほどのローカルオプティマムの関連で申し上げれば、対話と共創を進める中で、例えば、対話の中で、薬草振興やサウナの振興といったような御意見もいただきました。我々は県民起点で県政を進めているところでありますが、どうしても国からのインプットが非常に多いです。国からいろんな通知が来たり、こんな法律ができたからこれをやってくださいと。それは、まさにナショナルミニマム、国としての考え方に基づく政策であって、全部無駄だとは思いませんけれども、やはり我々は自治体でありますから、むしろ地域の声、県民の声、まさにここを起点に取り組んでいくということが重要だと思っています。

この対話と共創は、単に看板を掲げるだけでなく、本当の意味で県民の皆様方の思いや考え方に寄り添って県政を進めることができるようにさらに努力をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

〔17番向山賢悟君登壇〕

○17番（向山賢悟君）ただいまそれぞれ御丁寧にお答えをいただきました。

県民の皆さんの声をいかに県政に反映させていくのかについては、何をもってどれだけ反映できたのかという指標や判断基準は難しいところでありますけれども、御答弁にもありました県としての県民参加型予算をはじめ、県の情報発信としての広報業務や、受け取る側としての広聴業務など、様々な方法、仕方、仕組み、事業、政策等に取り組んでいることを理解いたしました。引き続き、積極的な取組と併せて、県民の皆さんにできるだけ分かりやすい情報発信をお願いしたいと思います。

また、信州ACEプロジェクトについては、今回働き盛り世代への取組について焦点を当てさせていただきましたが、現在、全国平均を上回る6割以上の県内企業が健康経営に取り組んでいることは県としての後押しがあつてのことであると、笹渕健康福祉部長のお答で理解することができました。

ただし、職場いきいきアドバンスカンパニー認証制度、また、SDGs推進企業登録制度、そして今回の健康経営優良法人制度は、決して認証企業、法人数を増やすことが目的ではなく、県や国の認証制度を活用して、県内の中小企業・小規模事業者の実態に合わせた運用がなされることによってそれぞれの企業の生産性が上がり、また、職場環境がよくなり、人材確保につながるといった、ひいては県内経済が活性化することを期待するわけであります。

最後に、均衡ある県土発展は永遠のテーマの一つであるわけですが、身近な県政同様に、何をもって均衡と言えるのか。各地域の事業着手率であるのか、予算配分であるのか。また、交通アクセスの利便性であるのか。交流、関係、定住人口など人の動きなのか。人口格差の問題、経済格差の問題、医療格差の問題、インフラ格差の問題、さらに言えば、それぞれの地域によって均衡の受け取り方も様々なのかもしれません。

しかし、今阿部知事から基本的なお考えを伺い、均衡ある県土発展、身近な県政の実現に向けて6期24年取り組み続けてきた前県議と同じ思いを持つ自分自身としては、信州ミニマムをはじめ、阿部知事のお考えを大いに参考にさせていただきたいと思います。

以上、今回の一般質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（続木幹夫君）次に、勝野智行議員。

〔13番勝野智行君登壇〕

○13番（勝野智行君）公明党長野県議団、松本市・東筑摩郡区の勝野智行です。私見を交え、通告に従い3項目質問させていただきます。

初めに、松本食肉処理施設、畜産農家への支援について。

今月5日の信濃毎日新聞に、「長野県食肉公社が松本で運営 食肉施設移転に新候補地」との見出し記事が掲載されておりました。松本食肉処理施設の地元に住んでいる自分としては、ようやくかとの安堵のため息をついたところでございます。

記事では、松本の食肉処理施設の移転新築について、今月4日に4回目の松本食肉施設整備支援検討会が開催され、新たに挙げた候補地1か所が、前回の検討会で絞った3か所と合わせた中で最適地として検討することとなった。また、県は国庫補助の活用を念頭に、市町村を含むオール長野での支援をとの内容でありました。

本施設の移転について、臥雲松本市長は、松本市議会2月定例会において、食肉公社の株主であるとともに市有地を無償で貸し付けている地権者。ただ、株主としては持ち株比率3.91%と相当に小さいもの。これに対して、松塩地区広域施設組合の管理者という立場は、食肉公社の立場とは異なり、極めて大きな責任を担っている。32万人のごみ処理を安全かつ適切に行える環境を整えること。そして、ごみ処理行政に多大な協力をいただいていた地元の皆様の要請に応え、この食肉処理施設移転問題を円滑に進めることは最大の責務と考える旨、述べております。

また、同議会で、担当部長も、市有財産使用貸借契約第13条第2項に基づき、地元との約束などもあり、令和4年1月に市有地返還を求めた。当初、返還期限を令和6年度末までとしたが、JA全農長野等からの要請を受け、令和8年度末まで2年延長した。さらに、本年1月、JAグループから新たな食肉処理施設が整備されるまで現在地で業務継続ができるよう返還期限の延長を要請され、市としては、大幅な延長は難しいが、できるだけお応えしたいと回答した旨、述べております。

そこで、質問であります。

松本市は、食肉処理施設のある地元地区住民が早期移転を求めていること、4市村のごみ行政を担っている組合の管理者である状況下、令和15年の新ごみ処理施設本格稼働に合わせた建設スケジュールでは大幅な土地返還期限の延長は難しいとの立場を表明しております。

昨年、公明党長野県議団で長野県食肉公社に赴き、空白期間が生じた場合の様々な問題をお聞きするとともに、屠畜解体作業現場も視察させていただきました。仮に、空白期間が生じた場合には、従業員、特に熟練作業が必要な職人、輸送コストなど様々な影響が出ると推測されることを踏まえ、県が設置している検討会の役割が大変重要となってくると考えます。今後の検討会での進め方について農政部長に伺います。

知事は、国庫補助の活用を念頭にと、昨年、県内出身の宮下農林水産大臣へ国庫補助事業の要件緩和、要件の適用除外の要請をされておりますが、国庫補助も含めた支援の枠組みについてどのように考えておられるのか。農政部長に伺います。

毎年5月下旬から10月中旬までの期間、美ヶ原牧場で牛が放牧されております。同牧場を運営する美ヶ原牧場畜産農業協同組合の会合に先日出席いたしました。300頭の見込みが、まだ150頭しか牧場に上がってきていない。飼料の高騰で廃業や頭数を減らした農家があるのも原因と思われるとのことのお話でありました。

知事は、食肉処理施設の健全経営のためには、畜産農家の頭数増加といった生産基盤の拡大が重要であり、支援していきたいと思うと2年前の議会で述べておられます。第4期長野県食と農業農村振興計画に基づいて具体的な政策を実施されているとは思いますが、畜産農家の現状は大変に厳しいということでもあります。

肉牛、乳牛、豚の畜産農家数と頭数の状況はどうなっているのか。また、今後の見通しについて、さらに、畜産農家への経営的支援と育成について、県の取組を農政部長に伺います。

〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長（小林茂樹君）私には3点御質問をいただきました。

まず、松本食肉施設整備支援検討会の進め方についてのお尋ねです。

第4回支援検討会では、JAグループの子会社であり、既存施設の運営を担う株式会社長野県食肉公社から、施設建設の事業実施主体となり経営を継続する旨の表明が、また、これまでの3か所の候補地に加え、新たな候補地の提案があり、食肉公社から新たな候補地が最適との発言があったところでございます。事業の主体が決定したこと、候補地が絞られてきたことを踏まえ、今後は、早期の移転・新設に向け、施設建設に向けた支援の枠組みづくりについてスピード感を持って検討を進めてまいります。

次に、支援の枠組みについてのお尋ねでございます。

食肉処理施設は、県産畜産物を県内へ供給する重要な施設であり、JAグループからは、建設に際して行政による最大限の支援を求められているところでもあります。こうしたことから、最も有利な国庫補助事業を最大限活用した上で、県、77市町村、JAグループによるオール長野での支援体制の構築を目指してまいります。

次に、畜産農家の飼養動向及び経営支援・育成についてのお尋ねです。

直近3年間の動きを見ると、農家戸数は、養豚で23%、乳用牛で18%、肉用牛で13%減少している一方で、飼養頭数は、肉用牛で4%増加しているほか、養豚で15%、乳用牛で6%減少と、農家戸数と比べ下げ幅は小さくなっております。一方、規模拡大には意欲的で、1戸当たりの平均飼養頭数は15%程度増加しており、今後、畜種による差はありますが、頭数の増加も期待できるところでございます。

経営面では、家畜保健衛生所、農業農村支援センターによる技術指導に加え、設備投資への国庫補助の活用、県独自の機械の無償貸出制度を創設し飼料増産を図るなど、総合的な支援を

行っているところでございます。加えて、規模拡大を目指す若手農家や法人に対する空き畜舎や遊休地の活用支援などを進め、持続性のある足腰の強い畜産農家の育成を図ってまいります。

以上でございます。

〔13番勝野智行君登壇〕

○13番（勝野智行君）農政部長にそれぞれ御答弁いただきました。

松本の食肉処理施設については、今回の検討会を注目させていただきながら、早期に全ての関係者にとって納得のいく結果になるよう、県のリーダーシップの下、導かれることを期待いたします。

また、食肉の流通量は、農家戸数また頭数ともに微減ということではありますが、伸びる見込みはあるということでございます。しかしながら、従前のこの畜産農家が経営を継続していけるように、県の支援と次世代経営者の育成につきましてしっかりと取り組んでいただくことを求めています。

次に、2項目めの多様な働き方について質問いたします。

県は、今年度、ライフスタイルに合わせた多様な働き方創出事業を実施しております。公明党長野県議団としても提案、推進してきた事業で、県の取組を評価いたします。

本事業は、1年間で、支援企業の選定から業務の切り出し、隙間時間の就業希望者とのマッチングまで行い、さらにそれを横展開していく内容となっております。

まず、年間のスケジュールはどのようにされているのでしょうか。また、10社程度を選定して実施するとのことだったと思いますが、幅広い業種で選ぶということでしょうか。想定、見込まれている業種を伺います。

本事業で求人見込みとなった高齢者について、高齢者の活躍や人材確保育成を事業としているシルバー人材センターとの兼ね合いは大丈夫でしょうか。また、本事業は来年度以降も継続した事業と考えているのか。以上、産業労働部長に伺います。

昨年度から、観光スポーツ部において、宿泊業の人材確保・業務効率化モデル事業を野沢温泉村と松本市で実施しております。現在までの同事業の状況について、また、同事業同様に業務の切り出し等を行うライフスタイルに合わせた多様な働き方創出事業を実施する産業労働部との連携調整について観光スポーツ部長にお伺いいたします。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には4点御質問をいただきました。

初めに、ライフスタイルに合わせた多様な働き方創出事業のスケジュールについてでございます。

この事業は、子育て中の女性や障がいのある方、シニアや副業希望者など多様な人材の労働

参加と県内企業の人手不足解消を目的としており、去る6月24日に専用サイトを構築しまして長野ダイバーシティワークとして開始したところでございます。

このサイト構築に合わせ、女性の活躍推進や障がい者の雇用、業務切り出しワークショップなどの各種セミナーを8月から12月にかけて10回開催しまして、勤務時間限定正社員制度や超短時間勤務、マッチングアプリを活用したスキマバイトなど多様な働き方の導入機運を図っていく予定であります。

また、このセミナーの開催と並行しまして、業界団体と連携しながら多様な働き方の導入に積極的な企業を募集、選定し、選定した企業の現状把握、業務切り出しから多様な人材にマッチする求人の作成までを伴走して支援。さらには、求職者とのマッチングについても県の地域就労支援センターのサイト等を通じてサポートするといった一貫した取組を行います。

令和6年度内に導入事例を長野ダイバーシティワークの専用サイトに掲載することで、各業界のモデル事例として横展開し、普及を図ってまいります。

次に、業種の選定についてでございます。

長野ダイバーシティワークの趣旨であります多様な人材の労働参加と県内企業の人手不足解消を図るためには、多様な働き方の導入を通じて選ばれる企業を増やしていくことが重要であります。業種の選定に当たっては、例えば、医療・介護、建設、運輸など、いわゆる人手不足分野を中心に、今後幅広に選定していく予定でございます。

次に、シルバー人材センターとの兼ね合いについてでございます。

シルバー人材センターを通じて提供される就業は、高年齢者雇用安定法の規定に基づきまして、原則として臨時的かつ短期的な就業または軽易な業務に係る就業とされているところでございます。

これに対しまして、長野ダイバーシティワークが切り出す業務につきましては、恒常的または長期的な就業や専門的スキルや資格を必要とする業務など、シルバー人材センターが提供しないものを主に想定しておりまして、すみ分けが可能と思っております。今後、本事業の推進に当たりましては、シルバー人材センターとも十分に意思疎通を図りながら、シニアが多様な選択肢から自身の希望する仕事に就けるよう取り組んでまいります。

最後に、来年度以降の継続意向についてでございます。

今年度、長野ダイバーシティワークにより構築したモデルを機運醸成のセミナーなどを通じて横展開することが多様な働き方を導入する企業の増加につながり、ひいては県内企業の人手不足の解消に資するものと期待しております。

このため、来年度以降についても、多様な人材の労働参加をさらに進めるべく、長野ダイバーシティワークを継続して実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔観光スポーツ部長加藤浩君登壇〕

○観光スポーツ部長（加藤浩君）私には宿泊業に関するモデル事業の取組と産業労働部との連携などについてお問合せがございました。

まず、これまでの取組状況ということでございますけれども、本事業は、宿泊業における業務効率化に向けた改善計画の策定と、短時間勤務の求人情報の作成や採用活動を伴走支援するためのものです。

公募で選定いたしました松本市と野沢温泉村で、15の施設を対象に、専門コンサルタントによるワークショップが今月からスタートしておりまして、DXの推進や作業工程の見直しなどを検討し、秋頃までに求人、採用につなげていく予定でございます。

産業労働部との連携などでの御質問でございます。

本事業は、産業労働部の事業とともに、しあわせ信州創造プラン3.0の中で、人口減少下における人材確保プロジェクトの取組に位置づけられております。

宿泊業は、調理工程や清掃など、マニュアル化することで短時間勤務として切り出せる作業が多いということ、それから、同じ業種が地域内で一定程度集積しているというような特性に着目しておりまして、観光地域を単位としたモデル事業として実施しております。

一方で、産業労働部は、事業所を単位としての事業でありますので、それぞれの事業の成果や課題を相互に共有するとともに、取組事例の発信などによりまして、幅広い分野への事業改善の展開につなげていく予定でございまして、多くの産業分野で共通する人材確保という課題に対しまして効果的な施策を講じられるよう連携を密にしていきたいと思います。

以上でございます。

〔13番勝野智行君登壇〕

○13番（勝野智行君）それぞれ御答弁いただきました。

産業労働部の事業、観光スポーツ部の事業、ともに見込んだ成果が出て、今後県内の幅広い職場で人手不足が補えるようになることを期待いたします。

それでは、3項目めの沖縄県との交流促進について質問いたします。

信州まつもと空港がある地元松本市周辺の方々からは、知事が目指しておられる沖縄県との定期便について、「いつ頃できますか」「松本から沖縄に飛んでいければ便利ですね」など実現を期待する声を多くお聞きいたします。そこで、まず定期便具現化へ想定しているプロセスを伺います。

昨年度沖縄県の空港と信州まつもと空港を結んだチャーター便は、JTA8便、FDA10便の計18便と、令和4年度実績の20便に達しませんでした。この要因と本年の見通しについて。

昨年9月定例会での私の質問に、これまで、JTAによる沖縄発チャーターは双方向となっているが、FDAによる松本発チャーターは長野だけの募集旅行になっているという課題がある。沖縄でもFDAチャーターによる募集旅行が造成され、双方向チャーターが実現できるよう考えている旨の御答弁をいただきました。このことは大変に重要なことと思いますので、実現に向けての現在の取組状況と見通しについて、以上3点、交通政策局長に伺います。

県で実施している観光プロモーション事業に、関西圏や沖縄県をターゲットとした広域観光の促進がありますが、沖縄県への取組をお伺いいたします。

今年度、観光部が観光スポーツ部に組織変更されました。沖縄県も、バスケットボールをはじめとしてスポーツに力を入れているところがあります。観光とスポーツの融合という観点の中で、昨年就任いただいた齊川慶一長野沖縄交流アドバイザーに、これからの観光を考える上でも積極的に助言をいただけたらと思いますが、いかがでしょうか。以上2点、観光スポーツ部長に伺います。

若者の交流、特に子供たちの交流は大変重要と考えます。それには、両県の市町村同士で子供たちの交流に取り組むなど、首長への働きかけを行う必要があると考えますが、こども若者局長に見解を伺います。

長野県と沖縄県が連携協定を結んで1年が経過いたします。その中には、「将来の定期便の就航を目指した相互連携による観光誘客の促進」という項目がありますが、その実現には、長野県と沖縄県とのさらに重層的な交流が必要となります。知事は今後の沖縄との交流連携をどのように展望されているのか、伺います。

〔企画振興部交通政策局長小林真人君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（小林真人君） 私には3点御質問をいただきました。

まず、沖縄との定期便化の実現に向けたプロセスについてでございます。

沖縄との航空便につきましては、平成22年度からチャーター便の運航を重ね、令和2年度からは本格的なチャーター便誘致の取組を始めたところでございまして、今後定期便の実現につなげていくことが課題となっているところでございます。

一方で、松本空港は、標高が高いことに加えまして、滑走路が短いといった立地上の制約があるため、機材によっては搭乗制限が生じ、特に、気温が高くなります3月から10月の初旬は揚力を得ることが難しくなり、就航条件がさらに厳しくなるという状況でございます。

また、定期便の就航には航空会社の採算が確保できることが前提でございまして、特に、沖縄から長野へ向かう恒常的かつ安定的な需要があることが最大の条件となります。こうしたことから、観光スポーツ部と連携しまして、旅行会社や航空会社の協力も得ながら、今後さらに本県ならではの冬の観光資源のPRを強化し、沖縄から長野へのさらなる観光需要の掘り起こ

しと定着を図ってまいります。

その上で、松本空港と那覇空港を結ぶ冬期の連続チャーター、プログラムチャーター、さらには季節便の就航と、こうしたプロセスによりまして、地元住民の皆様の理解も得ながら定期便の実現につなげてまいりたいと考えております。

なお、松本空港からの神戸線や福岡線の乗り継ぎによる沖縄との往来も可能でございますことから、利便性の向上に向け、航空会社に対し、運航ダイヤの改善や預け入れ手荷物の引継ぎ、いわゆるスルーバゲージの実現などを働きかけてまいりたいと考えているところでございます。

次に、沖縄チャーター便の実績と今年度の見通しについてでございます。

沖縄チャーター便の運航は、令和２年度に４便、令和３年度に１０便、令和４年度に２０便と、毎年実績を重ねてきたところでございます。

昨年度は、ＪＴＡ（日本トランスオーシャン航空）とＦＤＡ（フジドリームエアラインズ）により２０便の運航が予定されておりましたが、ＦＤＡの機材の退役によりましてチャーター使用機材の減少があったこと、また、コロナ禍後の海外旅行の需要回復による沖縄離島への旅行需要の減少、こうしたことなどが影響しまして、実績は１８便となったところでございます。

現在、今年度秋以降のチャーター便就航に向けまして、旅行会社での旅行商品造成と、それに基づく航空会社での運航計画の策定が進められているところでございますが、県としましては、旅行商品造成への支援を強化し、時期を逃さず両者への働きかけを行うことで沖縄チャーター便の便数の上積みに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ＦＤＡによる双方向チャーター便の実現に向けた取組状況と見通しについてでございます。

昨年の９月定例会で答弁しましたとおり、現在、沖縄と長野の双方向で旅行商品が販売されます双方向チャーター便につきましては、沖縄に拠点を置きますＪＴＡによるものは実現されているところでございますが、ＦＤＡによるものは実現できていないという課題があるところでございます。

この原因としましては、ＦＤＡの松本発の便は、航続距離の問題で途中給油を行う必要があるため、折り返しの沖縄発の出発時刻が遅くなりまして、沖縄の観光客の滞在時間が短くなってしまうことが一つ。また、ＦＤＡは沖縄に拠点を保有していないため、現地旅行会社へのＰＲが不足していることなどが考えられるところでございます。

昨年９月定例会後、私も１１月に沖縄を訪問いたしまして、直接沖縄の旅行会社に対しＦＤＡチャーター便の活用を働きかけたところでございまして、会社側からは、ＦＤＡの機材が団体旅行募集に適した大きさであることや、沖縄へのチャーター便の運航頻度が多いことなどが強みになりますと、こういう評価をいただいたところでございます。

これらを踏まえまして、F D A に対しましては、沖縄と長野の双方の旅行商品が組みやすい運航ダイヤの工夫や沖縄の旅行会社との連携を促すとともに、県としましても引き続き長野県観光の魅力を P R し、旅行商品造成に向けた働きかけを強化してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔観光スポーツ部長加藤浩君登壇〕

○観光スポーツ部長（加藤浩君）私には 2 点の質問がございました。

まず、沖縄への取組についてでございます。

昨年 3 月に本県と沖縄県が締結した交流連携協定を踏まえまして、沖縄県からの誘客に取り組んでいるところでございます。今年度は、沖縄県から長野県へ誘客する旅行商品の造成を図るため、一般的な旅行に加えまして、教育旅行の商談会を沖縄県内で開催する予定でございます。

また、営業局と連携いたしまして、本県産の農産物の旬の時期であります秋頃を想定しておりますが、イオンをはじめとした現地の小売店などで実施する物産販売とともに長野県観光の P R を行う予定でございまして、山岳高原観光地としての本県が誇る景観や温泉、四季折々の変化、長野県ならではの食など、本県の魅力を伝え誘客につなげてまいります。

次に、齊川アドバイザーからの助言についてという御質問を頂戴しております。

齊川氏でございますけれども、本県出身であるとともに、長年国内外のホテル業界で活躍されておりまして、現在は沖縄県を拠点に活躍されていることから、長野県と沖縄県の橋渡し役として、昨年 7 月、長野沖縄交流アドバイザーに御就任いただいたところでございます。

就任以降、これまで、例えば、沖縄県内の旅行トレンドや観光関連事業者の抱える課題はどういったものか。あるいは、視察先としての沖縄県内の先進的な観光施設はどういったものがあるか。さらには、長野県産品の沖縄県内における戦略的な売り込み方法、こうしたものにつきまして助言や情報提供をいただいております。

沖縄県は、プロバスケットボールチーム「琉球ゴールデンキングス」をはじめ、多くのプロ野球選手を輩出するなど、スポーツと観光が融合した地域でございます。齊川アドバイザーから、例えば、プロスポーツを活用した観光客の周遊策や沖縄県の皆様の興味を引くことが可能なアウトドアコンテンツなどにつきまして、沖縄県での商談会の機会にお会いし、お話を伺ってまいります。

私からは以上でございます。

〔県民文化部こども若者局長高橋寿明君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（高橋寿明君）私には、沖縄県との交流促進のうち子供の交流に

ついて御質問をいただきました。

沖縄県との子供の交流につきましては、令和3年度から、日本財団の助成金を活用し、子ども第三の居場所を利用する子供たちの交流を実施してきておりまして、これまで、長野県からは、30人余りの子供たちが、相互訪問4回、オンライン8回と沖縄の子供たちとの交流を深めてまいりました。

県内から参加した子供たちは、実際に沖縄の文化や歴史、自然に触れ、また、ふだん出会う機会がない沖縄の子供たちと交流することができましたので、その後の生活や行動面において、自己肯定感が芽生えるなど、その交流体験は子供たちの心身の成長に大きく寄与するものと考えております。

また、昨年11月の渡辺産業政策監の沖縄訪問の際には、両県の市長同士の懇談の場が設けられ、両県の子供たちの交流の重要性についても認識を共有されたと伺っております。

御提案のありました市町村同士での子供の交流につきましては、両県の市町村の意向を確認しながら、沖縄県の担当課とも連携して、より多くの子供たちが交流体験の機会が得られるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、沖縄県と長野県との重層的な交流に向け、今後の交流連携をどう展望しているのかという御質問をいただきました。

今後、定期便の就航の実現をはじめ、連携協定に掲げた取組の成果を上げていくためには、私ども県はもとより、市町村、企業、民間団体など、両県の間で様々な交流を広げていくことが大変重要だというふうに考えております。

このため、御質問にありました観光交流や子供たちの交流の推進はもとより、例えば、両県における物産フェアの開催や沖縄県で開催される環境フェアでの交流、また、沖縄の特産のサトウキビの搾りかす「バガス」をキノコ培地へ活用する利用試験の実施、こうした様々な分野での交流連携を行っていききたいというふうに考えております。

一方、民間における自主的な交流の動きも始まっております。琉球の伝統工芸を紹介する展覧会が須坂市で開催されていますし、これから夏にかけては、沖縄をテーマとした音楽フェスティバルの開催、沖縄県内の小学生向けのキャンプ体験、こうしたものが予定されているところでございます。

来年1月には、私も再度沖縄県を訪問したいというふうに考えております。それを契機に、さらに交流連携の具体化を図っていききたいと考えております。

今後とも、チャーター便の増便、そして定期便の実現も見据えながら、全庁一丸となって市

町村、企業をはじめとした様々な主体にしっかりと働きかけることにより、沖縄との交流を広げていきたいと考えております。

以上です。

〔13番勝野智行君登壇〕

○13番（勝野智行君）それぞれ御答弁いただきました。

知事からは、来年再度沖縄を訪問したいということもお聞きできました。長野、沖縄両県の人的交流、特に子供たちの交流が盛んになり、定期便就航の実現を期待しながら、本日の私の全ての質問を終わります。

○副議長（続木幹夫君）この際、15分間休憩いたします。

午後2時25分休憩

午後2時41分開議

○議長（山岸喜昭君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

両角友成議員。

〔38番両角友成君登壇〕

○38番（両角友成君）日本共産党県議団の両角友成です。私は、発言通告に沿って一般質問を行います。

まず初めの質問項目は、視覚障がい者支援についてであります。

私たちが社会生活を送っていくためには、外部情報を取り入れる必要があります。外部からの情報は、目、耳など感覚器を通して入ってきますが、そのうち80%以上が目から得られると言われています。

先天性視覚障がいの方、中途失明、糖尿病性網膜症の方、緑内障性視神経移植の方など、視覚障がいをお持ちの皆さんから何点か思いをお聞きしました。

そこで、まず交通安全対策について伺います。

歩道や駅の通路に敷設された黄色い点字ブロック。発祥は日本。1967年、岡山県の盲学校の近くに世界で初めて敷設され、誕生から約60年。点字ブロックの正式名称は、視覚障害者誘導用ブロック。突起を白杖で触れ、足で踏んだ感覚で確認し、進む方向を誘導する線状ブロックと、前方の危険などを警告する点状ブロックがあり、2001年にはJ I S規格が定められました。

町を歩くと、当然あるべきと思われる歩道に誘導ブロックが敷設されていない、あるいは誘導ブロックペイントが取れてしまっている箇所もある。

視覚障がい者の方からはこんな指摘も。交差点に警告用点状ブロックがあり、続いて誘導用

線状ブロックが。しかし、線状ブロックは2メートルから3メートルで敷設が途切れてしまう箇所があり、次の交差点まで歩道のどこを歩いているか分からなくなる。端と思われるところに寄ってみたりしますが、次の線状・点状ブロックまでどうやって行けという発想なのかという内容です。また、経年劣化で歩道内の点字ブロックが下がり、縦に段差ができた箇所があり、転びやすく非常に怖いとのこと。これらの状況把握と今後の障害者誘導ブロックの敷設計画について、建設部長に伺います。

視覚障がい者の方が歩きスマホの方とぶつかり、「お前、どこを向いて歩いてるんだ」と言われ、こっちが言いたいと言えない現実が。自転車も怖い。このことをお聞きし、もう一度社会全体でお互いに譲り合おうという啓発活動を行う必要性を強く感じたところであります。

次に、誘導音の出る信号機について伺います。

駅など主要施設周辺から離れると、誘導音がない信号機になってしまいます。特に必要があると認められる箇所に限らず、視覚障がい者の方々の要望を踏まえ、設置箇所を増やしていただきたいが、いかがか。

この件ですが、全盲の方から、住まいの近所の信号機に誘導音がついた。本当に助かると感謝の言葉が届いていることを紹介しておきます。

次に、歩車分離押しボタン式併用信号機が増えましたが、押しボタンの位置が分からず、車の発車音を聞いて信号を渡りかけた事例があります。視覚障がいのある人は、音が頼り。押しボタンの位置が分かるよう、ぽっぽっぽっぽなどと音が出る仕様にしていただきたいが、いかがか。この2点については警察本部長に伺います。

続けて、視覚障がい者は、慣れていない場所では1人で行動することが難しく、音を頼りに生活しているため、突発的な出来事により進行方向が分からなくなる。車道と歩道の境目にある段差が認識できないなど、日常生活において様々な困難に直面している。困ったときに白杖によるSOSシグナルを出しても、周囲の人たちがそのシグナルを理解していない場合、手を差し伸べてもらうことができない。県民に視覚障がいに対する理解を深めてもらい、困っている視覚障がい者を手助けする人を増やす必要があると考えますが、県としてどのように取り組んでいくのか。所見を健康福祉部長に伺います。

次に、障害者差別解消法が改正され、本年4月から合理的配慮の提供が義務化されました。県は、国に先駆けてスタートしましたが、果たして県民に伝わっているのでしょうか。県民に対し県がイニシアチブを取る事柄と考えます。

まず、県内視覚障がい者の皆さんに関係する相談窓口は現在どのようになっているか。また、視覚障がい者の方々に対する県としての今後の支援策の充実について、見解を健康福祉部長に伺います。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君） ただいまの視覚障がい者誘導ブロックの敷設計画についてのお尋ねでございます。

視覚障害者誘導用ブロックは、視覚障がい者の安全で円滑な移動のため、歩道や立体横断施設の通路、横断歩道の手前などに設置するものです。県では、長野県障がい者プラン2024において、視覚障害者用誘導ブロックの整備延長を、令和4年度の31.8キロメートルから、11年度までに38.7キロメートルへ増やす計画をしており、視覚障がい者の利用が多い歩道から順次整備を進めているところであります。

また、既設のブロックの維持管理につきましても、視覚障がい者の安全確保の観点から重要と認識しており、緊急性の高いものから更新や修繕を実施しております。このほか、凹凸のある波打ち歩道のフラット化や段差の切下げ、無電柱化の推進など、障がいのある方々の活動範囲を広げられるよう、歩道のバリアフリー化に取り組んでいるところでございます。

引き続き、視覚障がいを含め、障がいのある方々の気持ちに立ち、安全で円滑な移動のため、道路環境の整備に努めてまいります。

以上です。

〔警察本部長鈴木達也君登壇〕

○警察本部長（鈴木達也君） 視覚障がい者支援について、県警察には2点御質問をいただきました。

初めに、音響式信号機の整備状況についてお答えします。

音響式信号機の整備に当たっては、毎年関係団体からの要望、意見を伺っているほか、視覚障がい者や高齢者等の利用状況、地元の意向を踏まえた道路管理者等からの要望を踏まえ、令和5年度末現在、県内全ての信号機の約25%に当たる888か所に整備しております。

また、音響式信号機の運用に当たっては、吹鳴時間について、視覚障がい者の方から夜間でも吹鳴してもらいたい旨の要望がある一方、近隣の住民からは、夜間は吹鳴時間を短縮してもらいたい等の要望もあることから、視覚障がい者の方々の通行状況や地域住民の生活環境への影響等を総合的に判断し、必要に応じ時間帯別の音量設定をするなど、適切に対応しております。県警察では、引き続き視覚障がい者や高齢者等の方々の要望を踏まえながら、安心して道路を横断できる環境の整備に努めてまいります。

次に、歩車分離式信号機の押しボタンについてお答えします。

歩車分離式信号機は、歩行者の安全確保に有効な信号機であり、県警察では平成14年から順次整備を進めているところであります。令和6年3月末現在の県下における押しボタン式の歩車分離式信号機の整備数は406か所となっております。このうち、押しボタン箱から電子音を

吹鳴し、ボタンの位置を知らせる押しボタン箱が設置されている信号機は15か所であり、整備率は全体の約3.7%となっています。

同押しボタン箱の設置に当たっては、視覚障がい者関係団体等からの御意見、御要望等を参考に、生活環境への影響等も考慮しながら設置しているところであり、今後も引き続き視覚障がい者の方々の御意見を伺いながら整備を進めてまいります。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君） 私には2点お尋ねがありました。

初めに、視覚障がいに対する理解を深める取組についてでございます。

県では、平成25年から、視覚障がいをはじめ多様な障がい特性の理解促進、障がいのある方への手助けや配慮の実践により、誰もが暮らしやすい共生社会を目指す信州あいサポート運動を推進しております。

白杖によるSOSシグナルを含め、障がいのある方の困り事や必要な配慮を具体的に学んでいただくあいサポーター養成研修を通じて、運動開始から約10年間で約7万3,000人のサポーターを養成し、県内各地で活躍いただいているところでございます。また、障がい理解のための社内研修等に積極的に取り組む企業として認定したあいサポート企業・団体は179となっており、運動は着実に広がりを見せております。

今後も、障がいの世界の疑似体験による気づきの機会を設けるなど、視覚障がいをはじめ、あらゆる障がいのある方への手助けや配慮の輪をさらに広げてまいります。

次に、視覚に障がいのある方への相談窓口の設置状況等についてでございます。

県では、平成28年より、視覚障がいを含め全ての障がいに対応する障がい者差別解消相談窓口を設置し、専任の相談員を配置しております。また、県内全ての市町村において相談窓口が設けられております。

障がいを理由とする不当な差別的取扱いを受けたり、合理的配慮の提供の申出に対し十分な説明なく提供を受けられなかった場合には、これらの相談窓口で御相談をお受けし、必要に応じて関係者間の調整を行っております。

視覚に障がいのある方々への支援につきましては、これら相談対応に加え、本年3月に策定した障がい者プラン2024に基づき、点訳、音訳等の情報保障や、移動支援を支える人材を養成するなど、引き続き充実に努めてまいります。

以上でございます。

〔38番両角友成君登壇〕

○38番（両角友成君） 歩車分離押しボタン併用信号機を考案したのは長野県警だと記憶しています。全国のパイオニアとして、安全な歩道に、信号機にさせていただくことを願い、求めます。

答弁にもありましたが、やはりいろんな意味で視覚障がい者の皆さんの声を積極的に聞くことが大切ではないでしょうかと申し上げ、次の質問項目に移ります。

次の質問項目は、マイナ保険証についてであります。

厚労省は、現行の保険証が廃止されマイナ保険証に切り替えるとする12月2日を見据え、5月から7月を利用促進集中取組期間と位置づけ、医療機関に対し、マイナ保険証の利用人数の増加に応じて最大20万円の一時金を支給するとしています。今月21日には倍の40万円に。対象期間を1か月延ばして8月までにするとのことです。

マイナ保険証の取得は任意が原則。その普及にまた多額の税金を使う。国会でも問題になりましたが、河野デジタル相の自民党の国会議員へのお願い文。マイナ保険証を使えない、マイナンバーカードでの受付をしていない医療機関があれば御連絡くださいますように求め、利用が伸びないことを医療機関のせいとしています。信濃毎日新聞の4月26日の社説の言葉を借りれば、的外れにもほどがあるのではないのでしょうか。

厚労省が昨年マイナンバーカードを精査したところ、住民基本台帳の氏名や住所と一致しないものが約139万件あったと発表。別人のデータが誤登録されたようなケースは4月末現在9,240件と併せて明らかにしました。大変な数字です。

国によってマイナ保険証の利用促進に駆り立てられる病院や薬局。窓口で患者にマイナ保険証の利用を迫るあまりトラブル発生。ある大手薬局では「マイナ保険証がなくても受付が可能でございます。誤解を招く説明がありました」の内容の謝罪文を出す事態にまで発展しました。

私の経験でも、薬局でマイナ保険証の提示を求められたことがあります。持っていませんし、一瞬、「あれ、薬が出ないのかな」とドキッとしました。県内でこれに類似した事例は発生していないか、健康福祉部長に伺います。

マイナ保険証普及のため、国がここまで医療機関を追い込む。これは一体何なのでしょう。電車の乗車券としてICカードが普及する中、紙の乗車券がなくなるのは、不測の事態に備えているからだとの指摘もあります。

運転免許証は、マイナンバーカードのものと現行の免許証どちらも使えるとしています。なぜ健康保険証が任意であるはずのマイナンバーカードだけにしなければならないのか。どこかの誰かの利益のためなのか。全国で保険証を残せの動きが続く、4月末現在、署名145万人分が国会に提出されています。マイナ保険証の利用率は全国で約6%、7%。こんな状況で現行の保険証を使えなくしてしまうのは、患者や医療機関のためになりません。今までの仕組みで誰も困っていません。

武見厚労相は、今月4日の会見で、現行の保険証があれば日本では医療機関にかかれる。安心のシンボルのようなものと形容しました。ある障がい者支援施設の入所者はどなたもマイナ

ンバーカードの申請ができていないとの訴えがありました。障がい者の皆さんにとっても十分な配慮がされているとは言えません。

移行後に発行するとされる資格確認書は、厚労省からの通達を見ても、今の保険証とほとんど同じものです。このように見ていきますと、マイナ保険証と現行保険証どちらも使える現在の状況を継続すれば、医療機関、患者、発行事業を担う行政機関のためにもよいと考えますが、知事のその後の見解を伺います。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私にはマイナ保険証の登録を強要するなどの事例についてお尋ねがございました。

議員御指摘のような事例につきましては、医療関係団体などに状況をお聞きする限り、これまでに県内での発生は確認されておりません。

県では、マイナ保険証の利用について、これまでも国に対して医療機関や国民への丁寧な説明と課題解決に向けた対策などを要望してきており、今後も県内の実情把握に努めるとともに、状況に応じて国に対し必要な対応を求めてまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）マイナ保険証について、その後の見解ということであります。

基本的には同じ見解でございますけれども、マイナ保険証については、医療DXの基盤となるものというふうに考えております。具体的には、過去の処方・調剤の確認によります重複投薬の回避、また、患者本人の健康・医療データに基づく最適な医療の提供、さらには、高額療養費の免除や確定申告時の医療費控除の手続の簡素化など、こうした様々な手続に資するものというふうに考えていますし、医療の充実にも役立つものと考えています。

また、国のアンケート調査を見ますと、マイナ保険証の利用経験がある方の7割以上の方が今後も利用したいとお答えになられている状況でありまして、利用される方はメリットを感じられている方が多いというふうに受け止めています。

加えて、今年の4月には、日本医師会等の医療関係団体、さらには経済団体等も参加する日本健康会議において、マイナ保険証利用促進宣言が採択されております。関係者が一丸となってこのマイナ保険証の利用促進に取り組んでいるところでございます。こうしたことから、県としては、マイナ保険証への移行を進めていくことが重要だというふうに考えております。

以上です。

〔38番両角友成君登壇〕

○38番（両角友成君）国会でも問題になっていますが、偽造マイナンバーカードによる詐欺被

害が相次いでいます。悪用や個人情報の漏えい起きており、カードの利用を中止すべきの論まであります。医療に係る個人情報が漏えいしたり、他人に利用されたらそれこそ大変です。12月までにもう少し時間があります。粘り強く現行保険証を残すべきと訴え続けたいと申し上げ、次の質問に移ります。

次の質問事項は、三桁国道、県道の維持管理、整備についてであります。

冬期間、雪解け水が側溝からあふれ出て車道が凍結。重大な事故も発生している箇所があります。4月に季節外れの大雨が降り、道路の側溝が至るところで詰まり、大量の雨水が路面にあふれ出ていた。あの状態が長く続けば災害が発生してしまいます。5月にも大雨が短時間に降りました。出水時期が変わってきた感もあります。年間を通しての側溝の維持管理が必要と考えますが、いかがでしょうか。

また、路肩の支障木の処理が、枝葉を払うだけで根本的な処理になっていない箇所が見受けられます。結果、湿った雪の重み等での倒木により、交通障害、通行止めを起こしている現場があります。枝葉の処理ではなく、根元から伐倒処理すれば、一時的にはお金がかかるかもしれませんが、20年、30年、支障にならずに済むのであれば、伐倒が最善の措置と思いますが、いかがでしょうか。

日々黄色い車両で道路パトロールをしていただいていて、路面状況だけでなく、側溝の詰まり具合、支障木の状況、危険箇所の状況把握はされていると認識しています。ある建設業者の方いわく、やって一番効果があり、喜ばれる仕事です。事前に側溝が、支障木が処理されていれば、夜中に緊急で呼び出されることも減るのではないかと話されました。広い県土であり、山間道路も多く、支障木の伐採等が追いついていないのは、予算なのか、担い手不足なのか、両方なのか。現状と今後の対応方針を建設部長に伺います。

次に、国道143号青木峠バイパスについて伺います。

青木峠バイパスに直結する国道143号の松本市会吉バイパス改良工事が完了し、昨年12月24日に現地にて盛大に開通式が行われました。地元住民からも歓迎されています。松本市にとっては、青木村、上田市方面からの玄関口の位置づけです。

毎年いただく国道143号整備促進期成同盟会からの要望書には、本路線は、明治時代、長野県の第二路線の位置づけ。現在は、震災対策緊急輸送路（第1次）と重要な役割を担っているとされています。現在、県の5か年計画に入り事業が進められているとの認識は持っておりますが、地元住民を中心に、いつ完成するのかの待望論があり、今回の質問に至りました。意のあるところをお酌み取りください。

開通式で弾みがつき、青木峠バイパスの工事が一気に進むのではないかと期待が高まっています。完成時期を含め、今後の見通しを建設部長に伺います。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君）ただいま3点御質問をいただきました。

まず、道路の側溝の維持管理についてのお尋ねでございます。

県が管理する道路の多くは中山間地に位置しており、道路脇の樹木からの落ち葉やのり面からの土砂が次第に側溝内にたまり、大雨時には流された落ち葉や土砂で側溝が詰まり、道路上に排水があふれ出す状況が見受けられます。

あふれた水による路面の凍結や路肩の崩落を防ぐためにも、定期的な側溝の維持管理が必要なことは十分に認識しているところではありますが、予算にも限りがあるため、結果的にはその全てに対応することができていない状況です。

県では、管理する道路について、年間を通じ、週に1回から2回の頻度で道路パトロールを実施しております。舗装や側溝の異常を確認した場合には、建設事務所の職員、または維持管理を受託する地元の建設業者により対応しているところであります。

引き続き、道路パトロールなどにより、側溝の異常箇所の早期把握に努め、優先順位をつけ、適切な維持管理につなげてまいります。

次に、通行に支障となる樹木の現状と今後の対応方針についてのお尋ねでございます。

通行に支障となる樹木については、主に道路パトロールにおいて現状把握に努めております。職員による枝払いや維持管理を受託する地元建設業者による伐採により安全な通行を確保しているところです。沿道樹木の予防的な伐採は、観光地へのアクセス道路や冬季の日陰部について観光シーズン前や降雪前に集中的に行うなど、予算の効果的な執行に努めております。また、将来的に地元建設業者の担い手不足が懸念されるため、道路維持JVの複数年契約により安定的に担い手が確保できるよう工夫をしているところでございます。しかしながら、限られた予算の下、結果的に全ての要望に応え切れていない状況にあります。

このような中、県では、令和5年度から、道路リフレッシュプランとして観光地へのアクセス道路や交通量が多い市街地の道路について舗装、沿道美化、区画線の予算を増額し、対応しているところであります。2年目となる道路リフレッシュプランの予算を活用し、優先順位をつけ、沿道樹木の伐採を進めてまいります。

最後に、国道143号青木峠バイパスの今後の見通しに関するお尋ねでございます。

青木峠バイパスは、2本の長大トンネルにより急峻な地形を貫く延長約4.3キロメートルの事業であり、令和元年度に事業着手し、しあわせ信州創造プラン3.0において本州中央部広域交流圏を形成する幹線道路として整備を推進する箇所に位置づけております。

事業の進捗状況ですが、これまでに詳細設計と用地測量が完了し、現在用地買収を進めているところです。また、トンネル工事発生土の有効活用に向けて調査検討を進めております。

急峻な地形や脆弱な地質など技術的難易度の高いトンネル工事を控えており、現時点で完成時期をお示しすることは困難ではありますが、早期の工事着手に向けて引き続き用地買収などを鋭意進めてまいります。

以上でございます。

〔38番両角友成君登壇〕

○38番（両角友成君）国道143号は、松本地域と上田地域を結ぶ松本街道と呼ばれ、経済、文化を運ぶ道として発展してきた歴史ある古い道路です。青木峠バイパスの完成により、両地域間の移動時間は格段に短縮されます。私の子供の頃は、二線路、二線路と呼んで親しんでおりました。松本―上田間を毎日1往復バスが運行されていました。まさに重要な生活道路です。いま一度早期の完成をお願いし、質問いたします。ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君）次に、毛利栄子議員。

〔47番毛利栄子君登壇〕

○47番（毛利栄子君）日本共産党県議団、毛利栄子です。保育問題につきましてこども若者局長に伺います。

子供を産むか、産まないか、何人産むかはそれぞれのカップルが選択して決めることですが、人口がこのままのペースで減少していけば、50年後には日本の人口が半分に減るとされており、国、社会の存続に関わってくることであり、何もしないで手をこまねているわけにはいきません。

県は、長野県少子化・人口減少対策戦略検討会議を設置し、3月には戦略方針を決め、この秋頃には戦略を決定していくとしています。県議会にも特別委員会が設置され、委員の皆さんを中心に検討が重ねられているところです。

取組の柱は、若い世代の実質的な所得の引上げ、子育てと仕事の両立、女性・若者を引きつける仕事とまちの創造などを挙げていますが、私は、特に、安心して子供を預け、働ける環境を充実させる必要性を感じています。

戦後、「ポストの数ほど保育所を」との取組が強化され、県下でもたくさんの保育所がつくられてまいりました。3歳からの入園が当たり前だった時代から、未満児を預け、長時間保育を利用して働く女性も増えてきました。特に、未満児は増える傾向にあり、途中入所の希望も少なくない状況がありますが、実際、申し込んでも受け入れていただけない事例があちこちで生まれ、松本市では、令和6年4月1日時点で、待機児15人、潜在的待機児71人の計86人いると報告されており、前年同時期比較で、待機児で3倍、潜在的待機児童で1.5倍になっています。待機児になるなんて都会のことかと思ったが、まさか自分が預け先がなく路頭に迷うとは思わなかった。どこに預けて働けばいいか困っているとの声も聞かれます。

県として、潜在的待機児を含め、待機児童の現状をどう認識しておられるでしょうか。

待機児を生む原因の一つが、保育士不足です。保育士不足は大変深刻で、ハローワークに求人を出してもほとんど求職者がいないのが現状と聞いています。

県が行っている保育士確保策には、潜在保育士の掘り起こし、人材バンク、修学資金の貸付け、今年からは、県外保育士の就職活動や移住への支援などを実施していただいておりますが、令和元年の賃金構造基本統計調査でも、全産業平均より給与が10万円近く低いことが大問題となっており、賃金引上げを求める声が圧倒的です。

県外から新しく保育士に来ていただくことも必要かもしれませんが、ある保育園では、今年の3月に5人の方が辞められたそうです。2人は家庭の事情とのことですが、3人は保育士に見切りをつけて転職を選ばれたそうです。情熱を持ち、子供と向き合いながら現在保育士をやっておられる方も辞めていくということは、とても残念なことです。

公定価格の引上げを国に求めるとともに、2023年2月議会で、山口議員の質問に対し、当時のこども若者局長は、少子化・人口減少対策戦略検討会議において保育士の処遇改善に資する施策についても御議論をいただきたいと答弁されています。どのような議論がされ、どのような検討がされているのか、お示してください。

東京都では、令和4年に保育士の確保、定着及び再就職支援策のための基礎資料にするとして、東京都保育士実態調査をやり、その結果が公表されています。平成29年から令和4年までの5年間に保育士登録した人全員、5万2,000人を対象に実施し、回収率は4割ですが、大変貴重な結果が示されています。

現在保育士として就業中は6割、働き続けるために希望することは、給与が8割、職場の人間関係が6割、休暇が5割となっています。給料が安く仕事量が多い。労働時間が長いために辞めたいと挙げている方が2割、条件が合えば復職したいが6割との結果です。

そこで、長野県としても、数年前に実施して以来アンケート調査などは実施していないため、登録者を対象に同様の調査を行って施策に反映したらどうかと提案しますが、いかがでしょうか。

国は、異次元の少子化対策とのことで、こども誰でも通園制度を創設し、2026年度から本格実施するとしています。しかし、無資格者でもよい、事業所と直接契約でよい、毎日預けるところが変わってもよいなど、子供の発達や安全・安心が保障されるのか、保育関係者からは不安の声が出されています。子供の側から見ても、毎日保育者が替わる環境は決して望ましいものとは思えません。県として、保育関係者の不安の声などは受け止めているのか。また、本格実施までに施行されている状況を注視し、慎重な対応を求めたいと思いますが、見解を伺います。

〔県民文化部こども若者局長高橋寿明君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（高橋寿明君）私には保育の関係で4問御質問をいただきました。順次お答えいたします。

まず、県内の待機児童の現状認識についてであります。

県内保育所の待機児童につきましては、平成31年4月には全県で80人でしたが、年々減少しており、令和5年4月、昨年ですが、2市1村で計9人となっております。今年度の状況につきましては、市町村によって既に公表しているところもあると承知しておりますが、現在国において夏頃の正式公表に向け数字の精査を行っている段階と聞いております。

また、特定の保育所等を希望し入所できないケースなどのいわゆる潜在的待機児童につきましては、令和5年4月現在、県内6市で115人となっております、待機児童同様に年々減少傾向にはあります。

しかしながら、共働き家庭の増加などによる保育ニーズの高まりや保育士不足などから、3歳未満児では、潜在的なものも含め、待機児童数の増加も懸念されるところであります。県としては、子育て家庭が安心して子育てできるよう待機児童は解消されることが望ましいと考えておりまして、今後も保育士確保対策などに市町村と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、保育士の処遇改善に係る検討の経過についてお答えいたします。

保育士の処遇改善につきましては、県と市町村が一緒に検討する必要があるため、少子化・人口減少対策戦略検討会議の設置を待たずに、具体的な方策につきまして、県と市町村との協議の場に設置されました専門職員確保プロジェクトチームの保育士部会と子育て支援合同検討チームにおいて検討を行ってまいりました。

まず、公立保育園につきましては、市町村へのアンケート実施や個別の聞き取りを行いまして、昨年10月24日に開催されました県と市町村との協議の場におきまして対応策の方向性を確認いたしました。その内容としては、各市町村において会計年度職員から任期付職員への移行推進など、任用形態の多様化などの処遇向上に取り組むとともに、市町村間での共同採用などの取組に対して県が支援することとなっております。

また、民間の保育施設を含む保育士の処遇改善につきましては、子育て支援合同検討チームにおきまして、働きやすい職場づくりに向けた取組の検討のほか、保育補助者の活用や保育所のICT化について国庫補助の活用や先進事例の共有を行ってまいりました。今後も、市町村と共に保育士の処遇改善に向けた検討を重ねてまいります。

そして、処遇改善の中でも大きな課題となっております保育士の給与水準の改善につきましては、国に対して、これまでも、処遇改善に確実につながる公定価格の見直しを要望してまい

りました。令和5年の改定で一定の改善が行われましたが、依然として保育士の賃金水準は低い状況にありますので、さらなる見直しを国に要望してまいりたいと考えております。

続いて、保育士・保育所の実態を把握するための調査の実施についてお答えいたします。

保育士の確保定着に向けては、保育士に係る現状や課題を把握し、これらを踏まえた施策を行うことが重要であると認識しておりまして、県では、令和元年度に行った保育士就業意向調査に新たな調査項目も加えまして、昨年度長野県で保育士登録を行っている方などを対象に、保育士・保育所等実態調査を行っておりまして、現在分析を進めているところであります。

今回の調査では、保育士として就業している方には、現在の給与や休憩等の状況、今後も保育士として働き続けるために求める勤務条件などについて、また、潜在保育士の方には、離職した理由や必要な就職支援策などについてお聞きしたところであります。

加えて、保育所や保育士養成施設の学生に対しても同時に調査を行っておりまして、これらの調査や分析の結果を踏まえ、今後の保育士の離職防止や潜在保育士の復職支援の検討などに生かしてまいりたいと考えております。

最後に、こども誰でも通園制度への対応についてお答えします。

令和8年度から本格実施されるこども誰でも通園制度につきましては、制度の詳細が明らかにされていない部分がありますので、一部の自治体や保育関係者から保育士確保や安全面等において不安の声が聞かれる一方で、保護者からは、子供の発達や保護者の不安感の解消に資すると期待する声もあると承知しております。

これまでも、国に対しては、全国一律の制度とせず、地域の実情に応じて導入時期や保育時間などに柔軟に対応できる制度にするとともに、必要な財政支援を行うことを要望してまいりました。また、今年の試行的事業については、長野市、飯田市、須坂市の3市において既に実施されておりまして、御代田町でも今後開始する予定となっております。

県では、こうした県内での試行的事業の実施状況や課題の把握に努めるとともに、これらを踏まえ、安全かつ円滑に事業が実施されるよう、知事会等を通じてさらに国へ要望してまいりたいと考えております。

以上です。

〔47番毛利栄子君登壇〕

○47番（毛利栄子君） 御答弁をいただきました。今や公立保育園の保育士さんたちは、6割から7割が非正規であります。今、任用形態を会計年度から任期付にしたいというようなお話も聞かれましたけれども、保育者の中からは、同じ仕事をやっても待遇が違う、そのことに対してたくさん不満が出されています。ぜひそのことも考慮していただきたいと思います。

負担軽減のために保育補助者を増やすということは意味がないとは思いますが、「子ども

たちにもう1人保育士を」が、今、関係者の切実なスローガンになっています。専門職としての保育士配置の充実こそ必要です。ニーズに基づく政策を検討し、待遇改善を抜本的に進めて、子供の成長をゆとりを持って支えていけるよう、保育士確保を図っていただくことを求めます。

次に、航空機産業の現状と今後の展開について産業労働部長に伺います。

県は、2016年5月、長野県航空機産業振興ビジョンを策定し、三菱航空機による国内初のMRJの初飛行が成功し、昭和48年のYS-11生産終了以来途絶えていた日本の航空機産業は歴史的な転換点を迎えた。航空機産業は高い成長性と長期にわたる受注が期待され、経営の安定化、技術力、品質保証力のレベルアップ、外部からの評価の向上、他分野の受注拡大や人材確保などが期待できると航空機産業への参画に意欲を示しています。

ところが、MRJの開発が頓挫し、当初のもくろみは遠ざかってしまう事態になりました。加えて、コロナの影響やボーイングの品質問題等の影響もあり、航空機の需要が減退してきた中で、2020年11月、関係機関が一丸となって環境変化に対応しようと、当面の対応方針を策定しました。

経済産業省も、新たな事態に直面し、ボーイングの双通路機を中心に、ティア1サプライヤーとしての受注はしてきているものの、エアバス機、単通路機市場には取り組めていないとし、今後年率3～4%で民間航空機の旅客需要増が見込まれるため、単通路機への参画が鍵になるとしています。

しかし、日本の航空機産業は海外の特定企業の生産計画に依存している産業構造から、新型機の開発時期や内容が不透明、コロナ感染拡大によるサプライヤーは受注減少と、経営悪化、さらに人材の流出など、厳しい環境にあるとしています。県内航空機産業は新たな困難に直面していると思われますが、特区を取って参入を探ってきた県内の事業者に対する影響はどうでしょうか。今後どのような事業展開を図っていくのでしょうか。

経産省の資料では、サプライチェーンとして対応するにしても、加工用の資材は輸入に頼っているとのことなので、物価も高騰しており、厳しい事態に直面しているとしています。また、2050年カーボンニュートラル達成に向けて、燃費の向上や電動化など、航空機産業を取り巻く環境は大きく変化し、国際的に実証プロジェクト等の設置基準が激化しているということですが、技術開発も含め、県としてどのような支援を行っているのでしょうか。

「当面の対応方針」では、2025年までの製造品出荷額の目標値を、ニューノーマルの事業も含めて、2019年とほぼ同じ214億円としています。世界的な航空機生産の停滞は、日本の航空機産業界にとってチャンスとしていますが、5年間で回復は見込めないと予想しているのですか。その根拠についてもお示してください。

ビジョン策定から8年、新たな環境下にあることを踏まえ、有識者も加えて航空機産業の現

状と今後について検証する必要があるかと思いますが、いかがですか。

知事に伺います。

国の防衛費の急激な伸長の下、岸田内閣は、敵基地攻撃能力強化の方針により、イギリス、イタリアとの次期戦闘機の共同開発条約を締結し、防衛装備移転三原則の運用指針を変えて、歴代政府の国是であった殺傷兵器の輸出はできないとしてきた大原則を変えて、戦争する国づくりに大きく足を踏み出し始めました。従来アメリカなどから武器を買う立場から、日本製をつくり輸出する立場に進もうとしています。

政府は、航空機産業を、サプライチェーンは民間航空機のみならず軍需産業においても重要な役割を担っており、安全保障上も重要と位置づけています。長野県が航空機産業の振興に取り組むことで、知らないうちに武器製造の一翼を担うことにならないか危惧があります。日本製の武器が戦争に使われ、他国の人を殺傷する事態にならないか心配です。知事の見解を伺います。

続いて、県営住宅について建設部長に伺います。

県営住宅は、公営住宅法に基づき設置され、住生活基本法によって「住宅が国民の健康で文化的な生活にとって不可欠な基盤であることにかんがみ、低額所得者、被災者、高齢者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保が図られることを旨として、行わなければならない」とされ、県営住宅プラン2021に基づき対応されています。

令和5年度の管理戸数は143団地1万4,435戸ですが、老朽化が進み、空き家が増えています。県営住宅は、単身・2人世帯が7割を占め、所得も1か月10万4,000円以下の第1階層が75%を占めているのが現状です。低層住宅の場合には、空き家があると、夏はその部分だけ草に覆われたり、冬場は雪がかかれないために出入りに難儀しているなどの不具合が生じています。草を取ったり雪をかこうにも、高齢や病気、障がいなどでとても対応できません。環境面でも景観面でも維持管理体制に支障を来していますが、どのような対応を考えておられるのでしょうか。

さらに、用途廃止となり除却対象になったまま何年も放置されている団地があります。夏場は草が背丈を越えるほど伸び、入居者が植えていった支障樹木が2階の屋根まで届くほど伸びているなど、近隣の方々が、誰か不審者でも来て侵入したり、ネズミが出て不衛生になっては困ると心配されています。

このような団地の更地化や後利用はスピーディーにやっていただきたいと思いますが、更地化のルールや空き地の管理はどうなっているのか、伺います。さらに、空き地解消のために、目的外使用を拡大し、空き家の活用で学生や若者など単身者の入居も可能にし、高齢者の見守りなどもできるようにすれば、コミュニティの維持や環境整備、安心して暮らせる住宅にな

ることも可能だと考えますが、いかがでしょうか。

また、年金が比較的高額な高齢者が、高齢であることを理由に民間住宅への入居を断られる例もあり、困っています。高額収入のお年寄りも目的外入居の一例として入居できる対応を検討していただきたいのですが、いかがですか。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には航空機産業に関しまして4点御質問をいただきました。

初めに、新型コロナウイルス等による航空機産業参入事業者の影響と今後の事業展開についてでございます。

まず、航空機関連産業に係る出荷額であります。2016年の154億円から、2019年には214億円まで増加したものの、コロナ禍等の影響もありまして、2021年には168億円に大きく減少しております。

こうしたコロナ禍の影響やMRJの凍結など、航空機産業を取り巻く環境の変化から、2020年11月に「当面の対応方針」を定め、まずは需要低迷期を乗り越えるために、技術力や品質力の維持・向上に取り組むこと。次に、需要回復期に向けて、培った技術をドローン、次世代モビリティなど航空機以外の分野に拡大していくこと。この二つの柱に沿った取組を進めてきたところでございます。

社会経済活動の動きもありまして、2022年には出荷額も181億円まで回復してきたところでございます。また、2014年6月に本県が指定を受けましたアジアナンバーワン航空宇宙産業クラスター形成特区は、当時の県内5市町村から、現在は18市町村まで指定が拡大しております。この航空機関連産業は、培った高度な技術が次世代モビリティなど様々な分野への応用が可能です。今後は、対応方針で定めました需要回復期に向けて、分野の裾野を広げる技術開発や販路開拓などの支援を展開してまいります。

次に、技術開発を含めた支援についてでございます。

経済産業省所管の航空機産業小委員会が本年取りまとめた航空機産業戦略によりますと、ハイブリッド電動、水素エンジンなど環境新技術についても今後取り組む必要性が示されたところでございます。

現在、長野県内においては、工業技術総合センターにおける航空機エンジン用の冷却部品への技術支援や、産業振興機構における航空機用発電機の高効率化に向けた支援に取り組んできたほか、信州大学と県内企業等が連携して、電動推進システムに関する環境試験の標準化技術の開発などにも取り組んでいるところでございます。

また、この次世代航空機におけるCO₂排出量の削減に関しましては、バイオ、電動化、水素など様々なコンセプトが存在することから、特定の技術に絞らずに部品の軽量化や強度アッ

プ等に係る技術支援のほか、販路開拓や人材育成など必要な支援を行ってまいります。

次に、当面の対応方針における目標値についてでございます。

本方針を策定いたしました2020年度（令和2年度）当時は、新型コロナウイルスなどの影響などによりまして、その後の航空機需要の低迷期は4～5年続くと見込まれておりました。そこで、コロナ禍の影響により大きく減少する出荷額を、新たな市場ニーズや技術力の維持向上に取り組むことで、まずは過去最高値の2019年度の水準まで戻すとの考えで目標値を設定したところでございます。

最後に、航空機産業の現状と今後に向けた検証についてでございます。

先ほど申し上げました国の航空機産業戦略では、仕様設定や設計段階からの国際連携の強化や航空機に関連したシステム全体を統合化していく能力の向上といった、必ずしも従来の延長線上にないものや、エアモビリティや水素エンジンの開発などの新たな事業や市場への展開に向けた具体策の検討に取り組むこととしております。

県といたしましては、こうした国の動きや新たな時代の潮流を捉え、2021年（令和3年）4月に立ち上げました県内企業等で構成しますNAGANO航空宇宙産業クラスターネットでこれまでの現状、検証をしっかりと行うとともに、ビジョン後の取組の方向性を検討してまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には航空機産業の振興に関連して武器製造の一翼を担うことにならないか危惧があるかどうかという御質問であります。

長野県の航空機産業振興ビジョンにつきましては、これは民間航空機需要が今後どんどん伸びていくだろうということを前提に、航空機産業の成長性や将来性を踏まえて航空機産業の振興を目指そうということで策定したものでございます。このため、ビジョン実現のために解決しなければならない課題として、アメリカ連邦航空局による民間航空機搭載品に係る各種規程を理解した高度人材の育成や民間航空機搭載品に係る実証試験機器の整備などの必要性を掲げ、そのための支援、取組を行ってきているところでございます。

一方、国では、防衛装備品の海外移転を禁止する場合を明確化しているところでありまして、一定の歯止めがかかっている状況でございます。

本県としては、この本県産業の得意分野であります精密、電子、情報分野、こうした技術が航空機産業分野の応用可能性が高いこと、また、航空機分野で求められる高い技術力は、次世代モビリティや医療機器産業、ロボット産業、こうした分野にも活用できるということに着目して、引き続き航空機産業の振興に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君） 私には4件質問をいただきました。

初めに、県営住宅の空き住戸の増加への対応に対するお尋ねでございます。

議員御指摘のとおり、本県における県営住宅の空き住戸は、平成31年4月の1,522戸から、本年4月には2,285戸へと増加しております。

こうした中、県営住宅団地の敷地内の除草や除雪などの管理については、原則として入居者により組織された自治会を中心に行っているところでございますが、高齢化や空き住戸の割合が高く、自ら除草などの維持管理ができないなどの理由がある場合には、県がその管理を行っているところでございます。

しかしながら、この除草については、現状年1回程度の実施にとどまっているなど、美観上必ずしも管理が行き届いていないケースもあることから、他県の状況なども把握の上、改善に向けて検討してまいります。

次に、用途廃止後の除却のルールや空き住戸の管理に関するお尋ねでございます。

小規模で老朽化した団地においては、居住環境の整った団地への移転集約を促進しており、既に入居者がいない住棟も増えてきているところでございます。

このように、入居者がゼロになったといった理由などにより用途廃止とした県営住宅については、既に跡地利用が見込まれているもの、団地の管理上早期の除却が必要なものなどから、現在年間100戸程度除却を進めているところでございます。また、除却までの間は、施錠を徹底するとともに、周辺の防犯や住環境保持の観点から随時見回りをするなど、その管理に努めているところでございます。さらに、県営住宅の跡地利用については、県有財産の総量縮小やその利活用を推進する必要があることから、総務部などと連携の上、スピード感を持って計画的に進めてまいります。

次に、県営住宅の目的外使用の拡大によるコミュニティーの維持や環境整備などに関するお尋ねでございます。

県営住宅は、本来の入居対象者の入居を阻害せず、適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、国土交通大臣の承認を得た上で、事業主体である県が行政財産の使用許可を行うことにより目的外使用とすることができます。

このため、県では、県営住宅を弾力的に活用できるよう目的外使用が可能となる地域対応活用の一つとして位置づけることで、若年単身者による県営住宅の使用を可能としているところでございます。

具体的には、県営住宅並柳団地の空き住戸の一部を、入居要件にかかわらず活用して、学生

や若者、子育て世代や移住者などの利用を促し、入居者との交流や地域で多様な世代がつながり支え合うミクストコミュニティの形成に向け、活動の主体となる組織の立ち上げや、その活動拠点整備などに取り組んでおります。今後は、こうした取組の成果や課題をしっかりと検証し、他の県営住宅団地にも横展開できるように取り組んでまいります。

最後に、高額所得の高齢者が県営住宅に入居できるよう、目的外使用の拡大の検討に関するお尋ねでございます。

県営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃をもって賃貸することがその目的であります。このため、県営住宅の目的外使用に当たっては、法令に基づき、国の承認を得た上で事業主体である県が目的外使用許可を行う必要があります。しかしながら、収入が基準額を超える高額所得の高齢者については、認知症高齢者を対象としたグループホーム事業などを除いて、現行その承認等の対象とされていないこと、並びに、県営住宅はそもそも住宅に困窮している低額所得者を対象としたものであることから、目的外使用を認めることは適当でないと考えております。

以上でございます。

〔47番毛利栄子君登壇〕

○47番（毛利栄子君）住まいは人権。快適に住めるよう、修繕や空き家の活用、環境整備を適切に行い、年を取っても尊厳を持って暮らせるよう必要な予算の確保をお願いし、質問を終わります。

○議長（山岸喜昭君）お諮りいたします。本日はこの程度で延会にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

次会は、明27日午前10時に再開して、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後3時48分延会

令和 6 年 6 月 27 日

長野県議会（定例会）会議録

第 4 号

令和 6 年 6 月

第434回長野県議会(定例会)会議録 (第 4 号)

令和 6 年 6 月 27 日 (木曜日)

出席議員 (56名)

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	30 番	大 畑 俊 隆
5 番	グ レ ー ト 無 茶	31 番	寺 沢 功 希
6 番	奥 村 健 仁	32 番	共 田 武 史
7 番	青 木 崇	33 番	高 島 陽 子
8 番	垣 内 将 邦	34 番	荒 井 武 志
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 幹 夫
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 川 博 司
12 番	小 林 君 男	38 番	両 角 友 成
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 水 純 子
14 番	加 藤 康 治	40 番	小 池 久 長
15 番	小 林 あ や	41 番	酒 井 茂
16 番	清 水 正 康	42 番	堀 内 孝 人
17 番	向 山 賢 悟	43 番	依 田 明 善
18 番	山 田 英 喜	44 番	山 岸 喜 昭
19 番	大 井 岳 夫	45 番	小 林 東 一 郎
20 番	丸 茂 岳 人	47 番	毛 利 栄 子
21 番	花 岡 賢 一	48 番	和 田 明 子
22 番	望 月 義 寿	49 番	宮 澤 敏 文
23 番	山 口 典 久	50 番	丸 山 栄 一
24 番	藤 岡 義 英	51 番	小 池 清
25 番	川 上 信 彦	52 番	宮 本 衡 司
26 番	百 瀬 智 之	53 番	西 沢 正 隆

54 番 風 間 辰 一
55 番 佐々木 祥 二

56 番 萩 原 清
57 番 服 部 宏 昭

説明のため出席した者

知 事 阿 部 守 一
副 知 事 関 昇 一 郎
危機管理監兼危機管理部長 前 沢 直 隆
企画振興部長 清 水 裕 之
企画振興部交通政策局長 小 林 真 人
総 務 部 長 渡 辺 高 秀
県民文化部長 直 江 崇
県民文化部こども若者局長 高 橋 寿 明
健康福祉部長 笹 渕 美 香
環 境 部 長 諏 訪 孝 治
産 業 政 策 監 山 田 明 子
産 業 労 働 部 長 田 中 達 也
産 業 労 働 部 営 業 局 長 合 津 俊 雄

観光スポーツ部長 加 藤 浩
農 政 部 長 小 林 茂 樹
林 務 部 長 須 藤 俊 一
建 設 部 長 新 田 恭 士
建設部リニア整備推進局長 室 賀 荘 一 郎
会計管理者兼会計局長 尾 島 信 久
公営企業管理者企業局長事務取扱 吉 沢 正
財 政 課 長 新 納 範 久
教 育 長 武 田 育 夫
教 育 次 長 米 沢 一 馬
教 育 次 長 曾根原 好 彦
警 察 本 部 長 鈴 木 達 也
警 務 部 長 小野田 博 通
監 査 委 員 増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 宮 原 渉
議 事 課 長 矢 島 武
議事課企画幹兼課長補佐 山 本 千 鶴 子
議事課担当係長 萩 原 晴 香

議 事 課 主 査 山 田 淳 貴
総務課庶務係長 矢 島 修 治
総 務 課 主 任 東 方 啓 太
総 務 課 主 事 古 林 祐 輝

令和 6 年 6 月 27 日（木曜日）議事日程

午前10時開議

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

本日の会議に付した事件等

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

午前10時開議

○議長（山岸喜昭君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、昨日に引き続き行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑であります。

●行政事務一般に関する質問及び知事提出議案

○議長（山岸喜昭君）次に、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案を議題といたします。

順次発言を許します。

最初に、グレート無茶議員。

〔5 番グレート無茶君登壇〕

○5 番（グレート無茶君）おはようございます。まず 1 発目は、恒例のそば県について。

長野県をそば県にという話をさせていただいて以来、毎回そばの話をさせてもらっています。他県がそば県を名のるか、長野県がそば県を名のるまで続けていきたいと思っています。

先日、そばの生産量が日本一の北海道幌加内町に行ってきました。日本一のそばの里を目指したまちづくりを積極的に行っており、幌加内町の高校ではそばの授業が必須で、そばが打てないと単位がもらえないということです。

また、毎年行われるそば祭りは、人口1,300人の町に 2 日で 5 万人が来場するイベントとなっています。そば日本一の牙城と言われる品質を一元管理する施設や保存施設も町で整備。行政と民間とが一丸となり、様々な活動や品質の向上により、J A のデータでは、そばの 1 俵単価が日本一になっているということです。そんな日本一のそばの実力を持つ幌加内町を皆さんは御存じでしたでしょうか。

知事は、アウトドアやサウナを推していますが、6 月 8 日の新聞で山梨県がサウナ県を目指すという記事を見ました。そのため、山梨県は設置基準の緩和や関連する条例改正を進めるとのことで、アウトドアサウナといえば山梨県と言ってもらえるよう聖地として存在感を示した

いとしています。さすが、やるな、山梨県と思いました。

先月21日、県市長会の会長と副会長が県庁を訪れ、知事に県産そばのブランド化の要望書を提出したとのことでした。その要望に対し、阿部知事は、そばのアピールが弱いことは多くの人が感じていると思うと回答されていました。

さて、初めて長野県をそば県にと質問して、あれから1年。知事がそのようにそばに対して感じている結果、そば県への意識、取組は何か変化はありましたでしょうか。県の今後の取組方針はいかがでしょうか。あわせて、こういうことは最初に言ったもの勝ち感が強いので、長野県がいち早く宣言してほしいと考えますが、どうお考えでしょうか。改めて知事に伺います。

また、今回知事提出議案に盛り込まれていました大阪・関西万博の交流促進の商材として、「そば県のそば」を売り込む大チャンスではないかと考えますが、どのようなPRを考えているのでしょうか。営業局長にお伺いいたします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） そば県を早く宣言しろという御質問であります。

そば県だと言ってしまうのは簡単だと思いますけれども、やはり多くの関係者の皆様方と問題意識を共有してしっかり進んでいきたいというふうに思っています。

そばのブランド力は、昨年ドイツにトップセールスで訪問した際もそば打ちを実演してもらって、現地の皆様方からは、すばらしい技術だと高い評価をいただいております。そういう意味では、海外戦略を考えたときにも、そばのブランドというのは使えるものだというふうに思っております。

また、県民対話集会において生産者等と意見交換をさせていただきました。いろいろ課題がある中ではありますが、そばの生産振興、商品化、観光との連携、こうしたものに多くの皆様方が取り組んでいらっしゃるということも実感しております。

これまで、長野県の対応は、どうしても縦割りであったわけでありましてけれども、これからは県として総合的な対応をしていきたいというふうに考えております。まずは、生産、製造、小売、飲食とそばに関わる関係者は非常に多くいらっしゃいますので、そういう方々が一堂に会する場をしっかりとつくりたいというふうに思います。そうした中で、このそば県の打ち出しも含めて、関係者の皆様方と課題や方向感を共有して取り組んでいきたいと思っております。そうした中で、本県のそばの魅力発信にとどまらず、長野県としてのブランド力の向上にも取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔産業労働部営業局長合津俊雄君登壇〕

○産業労働部営業局長（合津俊雄君） 大阪・関西万博におけるPRについてお答えします。

大阪・関西万博は、国内外から2,820万人と大変多くの方が来場される計画であり、大阪市内を中心に、周辺地域には海外からも多くの観光客が訪れるものと推察されます。そのため、本県の自然、風土や文化が育んできた発酵をはじめとした食文化に触れていただき、ひいては本県の魅力を知っていただく非常に有効な機会だと認識しています。

そこで、万博の会場内では、8月下旬に予定されている長野県の豊かな自然環境や癒やしとともに食文化と健康長寿といった魅力を発信する自治体催事に合わせてそばのPRも検討したいと考えています。また、会場の外でも、大阪市内の大型商業施設など多くの方が集まる場所において、観光や物産のプロモーションに合わせ、そばの発信方法等について検討を始めています。

そばのPRは、アレルギー対策や衛生面などへの配慮が必要となりますが、試食や実演など非常にインパクトのある発信が可能だと考えており、今後、関係する皆様の御意見も伺い、会場内外を含めた有効な発信を考えてまいります。

〔5番グレート無茶君登壇〕

○5番（グレート無茶君）ありがとうございます。一步一步着実に近づいている感があります。非常に期待しています。

次に、前回も質問しました里親と児童養護施設の在り方について質問します。

国は、令和6年度末を里親委託・施設地域分散化等加速化プランの集中取組期間と位置づけ、里親委託の推進や児童養護施設等の小規模かつ地域分散化等の推進に向けてより一層の取組強化・徹底を図るとしています。

そこで、長野県におけるプランの策定状況と国からの財政支援の状況はどのようになっているのでしょうか。

また、里親委託率について国が求める目標値は、乳幼児が75%以上、学童以降が50%ですが、長野県の結果は毎年20%前後であり、国の目標値から程遠い数字となっています。この結果をどのように分析され、どのような見解を持たれているのか。どのようにしてこの目標値を達成させようと考えているのでしょうか。総括をいただけますでしょうか。こども若者局長に伺います。

〔県民文化部こども若者局長高橋寿明君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（高橋寿明君）私には里親委託加速化プランの策定と国の財政支援、里親委託率の目標について御質問をいただきました。

本県では、里親委託加速化プランを令和3年度から毎年度策定しておりまして、令和4年度以降につきましては、里親支援事業に関して国庫補助率のかさ上げとして財政支援の拡充を受けております。

本県の里親等委託率は、令和５年度の速報値は21.5%でありまして、10年前、平成26年度の10.1%から増加してきておりますが、議員御指摘のとおり、国の目標数値には届いていない状況であります。

ただし、重点的に推進を図っている３歳未満の乳幼児では、令和５年度の速報値は38.8%となっているほか、委託率が国の目標に近い、乳幼児約６割、学齢期約４割まで取組が進んでいる地域もございます。

御質問にありました本県の里親等委託率が低い要因は様々考えられますが、里親登録数が全国平均よりも低いことがまず挙げられます。また、里親委託を推進するために、専門的な支援体制の整備も進めていく必要があると認識しております。

このため、県では、今年度から里親募集や養育支援等を専門的に行います里親支援センターを乳児院２か所に設置するとともに、さらなる設置に向けて検討を進めております。今後は、里親支援センター等の関係機関と連携して、子供が安心して暮らせる里親家庭を増やすことなどによりまして着実に里親委託の推進に取り組んでまいります。

以上です。

〔５番グレート無茶君登壇〕

○５番（グレート無茶君）ありがとうございます。里親の体制ができてから進めてほしいと思います。

前回も言いましたが、私はこのシステムに対し憤りを感じています。社会的養護に数値目標を設定し取り扱うことはあってはならないことだと思っています。そして、目標を達成しないと補助金を減らすとありますが、ばかげていますよ。人間を扱っているんです。そんな目標達成をするために、誰が被害者になっているのですか。

国は、児童養護施設からグループホーム化、里親化への移行を促進させ、児童養護施設を縮小させることを目標としています。児童養護施設へ入所する子供が少なくなる。国から施設への措置費は大幅に減少する。そうすると、施設の維持は一層苦しくなり、縮小もしくは廃止になる。そして、年々増え続けるショートステイは、さらに児童養護施設の負担を増やすばかりです。ショートステイは、児相の保護とは違い、養護が一時的に困難になった場合、一定期間施設や乳児院で預かるサービス。措置費の対象ではないので、１泊２日預かった施設には、5,500円のみ入る仕組みです。市町村で負担しているのですが、申し訳ないですが、格安ホテルではないんですよ。施設側は、預かる子供のプランをしっかり立て、預かった後もケアをする。ショートステイで預かることになった背景を考慮し、一人一人に対してケアするといった大き過ぎる負担が職員にかかっているのです。この段階での対応が非常に重要で、被害が大きくなる前に未然に防げるチャンスであると言えます。

今日一番言いたいのは、予算をしっかりつけて一番充実させ、高機能化、そして多機能化させていく必要があるのは、やはり何をおいても児童養護施設ではないかということです。里親を推進するあまり、最後の駆け込み寺である児童養護施設の評価や配慮が少なくなっているのではないのでしょうか。絶対になくしてはならないのです。

今後、社会的養育において手厚い支援を必要とする子供が増えていくと言われている中で、予防的支援を含めた児童養護施設への支援の拡充を県として真剣に考え、県独自の支援を行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。こども若者局長に伺います。

そして、今回、国は、財政支援の希望の有無にかかわらず、里親委託加速化プランの作成と国への提出を県に求め、進捗状況を把握するとしています。全国一律に里親の拡充施策に誘導するために金をちらつかせたやり方をする。本当に子供たち一人一人のことを真剣に考えているのか、甚だ疑問を感じます。国の方向性を全国一律に押しつけるようなやり方は、地方分権、ひいては地方自治の本旨を尊重した発想とは到底思えず、見過ごすことはできません。

県として何が本当に大切なのか。何をすべきか。私は、こうしたことは、県としてしっかりと国と戦ってもらいたい。現場の判断、自主性を尊重し、地方の実情に応じた柔軟な支援体制とするよう国に求めていただきたいと思います。いかがでしょうか。知事の決意をお聞かせください。

〔県民文化部こども若者局長高橋寿明君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（高橋寿明君）私には児童養護施設への支援に関して御質問をいただきました。

児童養護施設の運営につきましては、主として県が交付する措置費によって賄われておりますが、近年、制度上の充実が図られ、職員の配置及び処遇の改善を行ってきております。

例えば、子供6人に対して1人であった養育担当職員の配置につきましては、平成27年度から4人に対し1人に改善されてきました。その後も、グループホーム等における職員配置の拡充などが順次行われてきておりまして、子供の数が減少する中、児童養護施設の定員は減少してきておりますが、配置の拡充等により職員数は増加してきておりまして、体制の充実も一定程度図られてきております。

その一方で、本年4月から改正児童福祉法が施行されまして、市町村が設置するこども家庭センターを中心に、地域で子供や保護者を支援する体制づくりが進められております。こうした中で、児童養護施設は、入所児童のケアだけでなく、ショートステイや訪問支援などの様々な機能の担い手として、地域における役割の重要性とそれに対する期待はこれまで以上に高まってきていると考えております。

県としても、市町村と児童養護施設等のマッチングの機会をつくり、訪問支援等の具体的な

事業化を目指して共に検討するなど、施設の多機能化の取組を支援することに力を入れていきたいと考えております。

さらに、昨年11月定例会の一般質問で議員からも提案がありました児童養護施設の若手職員の交流会を今月開催いたしまして、仕事上の悩みやその解決策等を話し合いました。県としても、こうした現場で奮闘する職員の皆さんの意見を取り入れながら、施設への支援を充実できるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私に対しては、里親委託加速化プランの作成の在り方は分権の趣旨に反しているのではないかという御指摘、それから、地方の実情に応じた柔軟な支援制度を国に求めよという2点の御質問をいただきました。

里親委託加速化プランについて、本県では、目標数値の設定について丁寧な対応を行った結果、令和3年度から実施されているものでありますけれども、本県は、令和4年度から財政支援の拡充を受けているという状況になっています。この里親委託の推進については、我々県としても進めなければいけないところでありますので、そのためには、一定程度国の財政支援も活用しながら取り組んでいるところであります。

ただ、全体として見たときには、グレート無茶議員がおっしゃるように、非常に課題が多いというふうに私も思っています。議員の怒りの問題意識は私も強く共有するところであります。この補助金を使って国の目標数値に過度に誘導しているのではないかというふうに受け止められても仕方がないのではないかと私は思いますし、国と地方の関係全体で、まさに計画行政の在り方自体が問題提起されてきています。

昨年の3月に全国知事会からも求めたことを踏まえて閣議決定が行われていますけれども、計画策定の在り方について、各省庁にいま一度しっかり考えてくれということを示したものがあります。地方公共団体が処理する事務に係る将来に向けた意思決定の仕方及びその意思決定の表現の形式は地方公共団体に委ねることを原則とするということで、国としての一定の目標設定というものとは当然必要だと思いますけれども、それを過度に誘導するというような形は、本来の地方の主体的な判断を損ないかねない部分があるというふうに思います。

国と地方の関係は様々課題がありますが、計画策定を行えば一定の支援をするというようなものがあまりにも多いので、都道府県、市町村は計画策定に追いまわされているという問題がありますし、国があまりに細かいことまで関与することによって地方の自主性を阻害したり、また、これは我々地方の側も悪い部分がありますけれども、思考停止を招く部分もあるのではないかというふうに思っています。

さらには、国の基準が地域の実情に合わない場合には、昨日も申し上げましたように、国はナショナルミニマムを目指しているのだと思いますが、反面、ローカルオプティマムが実現できない。特に、こうした対人サービスの場合は、一人一人の状況やその地域の実情に合った対応というものが強く求められると思っています。

そういうことを考えると、今の国と地方の関係は、到底地方分権社会になっているとは私には思えません。分権の加速化についての問題提起、そして、国の過剰な関与についての問題提起は、継続的かつもっと強めて行っていかなければいけないというふうに思います。これは、我々自身の意識改革が伴っていなければ、単に人に対して文句を言うだけという話になってしまいますので、我々地方としても、国の対策・対応について、地方だったらもっとこういうことができるということを具体的に提案していかなければいけないというふうに思っています。

いずれにしても、子供のための政策は、これからますます我々の責任が重くなってくると思いますので、議員御指摘のとおり、国の言っていることに肅々と従って責任を果たすというような発想ではなく、現場の皆さんの声、例えば児童福祉施設の皆さんや子供たちの声に真摯に耳を傾けながら取り組んでいくということが重要だと思っています。

私は、先日、児童福祉施設の方とお話をさせていただき、例えば、国との関係では、柔軟な職員配置についての課題を伺ったところであります。このことについては、過日こども家庭庁を訪問して、国に対して要望したところであります。私は、こうしたことを一々要望しなければいけない国と地方の関係というのは一体何なのかという問題意識を正直持っています。私はずっと地方自治のために仕事をさせてきていただいていますので、しっかりと問題意識を持って、抜本的な地方分権にこれからも取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

〔5番グレート無茶君登壇〕

○5番（グレート無茶君） 知事、熱い御答弁をありがとうございました。期待しております。

火事がなくても消防署というのは存在するんですね。そこに消防署があるから安心できる。児童養護施設は消防署と一緒に、家庭の消防署と言っても過言ではないと思います。ぜひとも縮小なんかないで維持していくことを心がけていただきたいと思います。全ての子供にもっと優しい長野県になっていただきたいと思います。

次に、長野県として御当地エンターテイナーを応援するのはどうでしょうかという御質問でございます。

長野県はプロスポーツチームへの支援を行っておりますが、プロスポーツへの支援をするようにエンターテインメントを応援するお考えはないのでしょうか。

長野県には、行政とは無関係の御当地キャラ、御当地ヒーロー、御当地アイドルやタレント、

アーティストやパフォーマーなどが大勢います。こうして御当地で頑張っている方々は、皆さん長野県が大好き。少しでも長野県を盛り上げることができればと、日々ほぼ自腹で頑張っています。

長野県が、県が発信する媒体でキャラクターを使用してあげるだけでも違います。わざわざお金を投入して直接的支援を行うより、露出度アップの支援をするだけでも違います。応援したキャラクターやタレントの露出度をアップさせることによって価値が出てくれば、わざわざ高額なギャラを払い、県外からタレントを呼ぶ必要もなくなり、各地のイベントやお祭りでも継続的に重宝されることだと思います。地産地消のエンターテイナーへの応援体制を考えていただけたらと思いますが、お考えをお聞かせください。企画振興部長に伺います。

次に、エスカレーターの乗り方についてです。

東日本は右側、西日本は左側を後ろから来る人のために空けています。しかし、これはかなり危険だということで、埼玉県や名古屋市ではエスカレーターの歩行禁止条例が制定されました。

もともとエスカレーターを歩いたり走ったりは危険ですし、むしろ基本的には禁止です。インバウンド効果もあり、長野県内観光地各地では、大きなスーツケースを持った外国人や日本人観光客の姿が多く見られます。子供は、本来手をつないで横に立っていることが安全だと思うのです。道を開けるために前に立たせるなんていうことはもってのほかです。子供は後ろを見るに決まっているのですから、そら、そら、そら、もう降りる準備だよと。けがをするに決まっているではないですか。自分の後ろなんてもってのほかです。

県としても、しっかりとエスカレーターの安全な乗り方を訴求してもいいかと思いますし、最近エスカレーターの事故も非常に増えております。長野県は、エスカレーターの数といってもそんなにないかもしれないですが、埼玉県や名古屋市のように条例を制定してもいいのではないかというふうにも思います。いかがでしょうか。県民文化部長に伺います。

〔企画振興部長清水裕之君登壇〕

○企画振興部長（清水裕之君）私には地域のエンターテイナーの応援についてお尋ねをいただきました。

日頃から長野県を盛り上げようと地域で地道に活動されているアーティストやパフォーマーをはじめとするエンターテイナーの皆様に感謝を申し上げます。県内各地において自らの熱い思いで地元へ愛着を持って活動していただいている方々は、地域に新たな活力を創出する上で大変貴重な存在であると認識しております。

県では、これまでも、こうした方々の活動情報の発信や県主催イベント等への出演機会の提供を行ってきております。例えば、信州アーティスト活動促進事業においては、芸術家を目指

す長野県ゆかりの方々のホームページでの情報発信や芸術活動の発表の場の提供などを行っているほか、あさって開催いたします信州環境フェア2024のステージイベントで、佐久長聖高校のアイドルグループ、7限目のフルールに御出演いただくなど、これらはほんの一例ではございますが、各分野でそれぞれの特性や強みを生かせるよう応援をしてきているところであります。

今後は、こうした各分野での取組状況を部局間で共有し、さらに幅広い場面で活躍していただけるよう検討してまいります。

以上です。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君） 私にはエスカレーターの安全利用につきまして御質問を頂戴いたしました。

エスカレーターの事故についてでございますが、一般社団法人日本エレベーター協会が2020年に出しましたエスカレーターにおける利用者災害の調査報告によりますと、鉄道駅等の交通機関に設置されておりますエスカレーターで事故が起こる確率は、エスカレーター全体と比較いたしまして約3倍高い数値となっております。

長野県の実況でございますが、同協会の2022年の調査によりますと、大都市を抱えます都道府県ではエスカレーターの台数が軒並み1,000台を超えておりまして、東京都のように1万台を超える例もございます。一方、本県では534台という状況でございます。鉄道駅等への設置も本県の場合は限られたものとなっているというふうに認識しております。また、エスカレーターの利用、安全性に関します県消費生活センターへの苦情は過去10年間ございませんでした。

このようなことから、エスカレーターの安全利用に関する条例を制定いたしました埼玉県や名古屋市は、乗降客数の多い駅等を多数有しているなど、本県とはもろもろの状況が異なっているものと認識しております。しかしながら、エスカレーター上を歩行、走行することは、本人に危険であるばかりでなく、他者との接触等の危険を増大させる行為でございます。加えて、高齢化が進み、日本の慣習に不慣れな外国人旅行者も増えております本県においては、こうした方々が巻き込まれる事故が発生する危惧もされているところでございます。

国土交通省のエスカレーターの転落防止対策に関するガイドラインでは、設計者、建築物の管理者等により転落防止対策が講じられるべきとされております。県といたしましては、まずは建築物の管理者等関係者の御意見をお伺いし、誰にどのように働きかけることが有効なのかを見極めながら、県のホームページや消費者に向けた広報紙等を活用いたしまして啓発を行い、エスカレーターの安全な利用について県民の皆様に周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔5 番グレート無茶君登壇〕

○5 番（グレート無茶君）ありがとうございます。

佐久のアイドルグループですが、活動の拠点はほとんど東京になってしまっています。そのアイドルグループだけでなく、長野でもっともっと使ってあげられるようにぜひともお願いしたいと思います。

エスカレーターですが、駅に行きますと、左側だけずらっと後ろまで並んでいるのに右側が空いているという間抜けな光景を見たりするのですけれども、やはり歩いたら危険です。長野にはこれからどんどんエスカレーターが増えていきますので、もっともっと意識を高くお願いしたいというふうに思います。

以上で質問を終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君）次に、早川大地議員。

〔9 番早川大地君登壇〕

○9 番（早川大地君）皆さん、こんにちは。飯田市・下伊郡区選出の自由民主党県議団の早川大地でございます。通告に従い順次質問をいたします。

リニア中央新幹線に関し、5月13日、静岡県内への工事の影響を議論する静岡県の専門部会が、川勝前知事の退任後初めて開かれ、これまで、静岡県が認めず、J R 東海に中止を求めている県境付近でのボーリング調査を容認しました。そして、5月20日、J R 東海は、機械のメンテナンスを理由に中断していた山梨県内でのボーリング調査を再開しました。さらに慎重に進め、県境を越えて静岡県内の調査も実施したいとコメントを出しました。

5月26日の静岡県知事選挙で初当選した鈴木知事は、6月4日、斉藤国土交通大臣、6月5日、J R 東海丹羽社長と面談を重ねております。

6月7日に、関係都府県で構成するリニア中央新幹線建設促進期成同盟会が開催され、沿線の知事8人がそろい、それぞれから力強いメッセージが出されており、早期全線開通に向けた要望活動等が決議されました。また、当日、岸田首相は、品川－大阪間の全線開業の時期について、2037年を堅持することをリニア沿線都府県知事に表明しました。

6月18日、静岡県、山梨県、J R 東海の3者は、工事で静岡側から山梨側に流出した水は静岡県が所有権を主張したり返還を求めたりしないこと、また、大井川の水量が減った場合、回復措置を取ることで合意しました。そして、鈴木知事は、山梨側でのボーリング調査を公式に認めました。着実に静岡工区は問題解決に向けて動き出しております。

一方、我が長野県においては、阿部知事は、4月22日に長野県庁でJ R 東海丹羽社長とトップ会談を行った際、長野県駅への複数本の停車を初めて要望しました。丹羽社長は、決定時期はまだ先になるとの回答でしたが、長野県として大きな一歩であったと思います。

また、駅周辺のまちづくりは、山梨県、岐阜県の両県との共通課題のため、阿部知事は、ＪＲ東海にどうコミットしてもらうか、両県との連携についても言及しました。

また、ＪＲ東海は、４月４日、長野県駅と天竜川橋梁を結ぶ約1,210メートルの座光寺高架橋などは2031年３月末の完成を目指す方針を示し、６月４日、大鹿村では、南アルプストンネル長野工区の完了時期は2030年夏頃に、伊那山地トンネル青木川工区は2029年夏頃の完了になるとし、さらに、６月23日、喬木村では、阿島北高架橋ほか新設区間は2029年３月まで延長する方針を示しました。

仮称長野県駅工事の遅れについては、７月に説明会が開催される予定です。阿部知事や地元の首長は地域の理解を得られるよう丁寧な説明を求めており、一方、行政側は、様々なまちづくりの計画の見直しを迫られております。

それでは、阿部知事に２点伺います。

新たに鈴木静岡県知事が就任したことを受け、リニアの静岡工区の問題も含め、隣県の知事としてどのように鈴木知事との信頼関係を醸成していくのか。また、阿部知事がＪＲ東海丹羽社長に対し長野県駅への複数本の停車を初めて要望されたことは大きな一歩であるとは大変心強く思いますが、今後どのように複数本の停車について取り組んでいくのか。

次に、室賀リニア整備推進局長に質問します。

昨年11月に飯田市が設置し、県も参画している二次交通をテーマにしたリニア駅アクセス検討会議及び広場活用をテーマにしたリニア駅前広場活用検討会議の開催状況と、本年４月よりスタートした長野県リニア駅近郊の土地活用に関するグランドデザイン策定事業の進捗状況について伺います。

次に、看護師の課題に移ります。

医療の2024年問題として、本年４月から医師の時間外労働に上限規制が適用されたため、医師の勤務時間の削減が医療界にとって最も重要な課題の一つとなっています。医師の様々な業務を見直し、医療の安全性向上、効率化を目的として、業務の一部を看護師に移管または共同実施すること、つまり、タスクシフト・シェアで看護師の仕事が増える可能性があります。

また、看護師の負担を減らすため、他職種へのタスクシフトも必要になります。看護師のタスクシフトの一環として、服薬指導や残薬確認を薬剤師に、口腔ケアを歯科衛生士に移管することなどの動きが例として挙げられます。医師の働き方改革により看護師の業務が増加しますが、看護師が健康で安全に働くことができるように勤務環境の整備が必要となります。

また、2024年度の国の予算では、武見厚生労働大臣、鈴木財務大臣の折衝により、看護職員、病院薬剤師、その他の医療関係職種の処遇改善のため0.61%の診療報酬プラス改定を行い、ベースアップで2024年度に2.5%、2025年度に2.0%の賃上げを行う旨が決まっております。物

価高の中、よい動きではありますが、一方で、長野県内では、コロナ禍の３年間で経営状況が一段と厳しくなった私立病院もあり、公立病院と私立病院における看護師の処遇の格差が広がっています。

そこで、笹渕健康福祉部長に伺います。

医療の2024年問題として、医師の働き方改革を受け、看護師負担軽減のため、ほかの職種へのタスクシフト・シェア等のような取組を進めているのか。

2023年病院看護実態調査結果では、新卒看護職員の離職率が10.2%と高止まりしています。設置主体別新卒看護職員の離職率は、国立9.2%、公立9.8%、医療法人11.5%となっており、医療法人での離職率が国公立に比べて高い状況です。

長野県における新卒看護職員の離職率については現状どのようになっているのか。また、新卒看護職員の離職を防ぎ、育成するにはどのように取り組んでいくのか。コロナの影響を受けた民間病院の看護師の処遇については、公立病院との比較を踏まえた上でどのように改善していくのか。県の取組を伺います。以上３点となります。

次に、タクシー業界における課題についてに移ります。

コロナ禍における乗務員の大量離職、2024年問題等により、タクシーの供給不足が県内観光地及び主要都市の朝や夕方が発生しております。コロナの５類への移行に伴い、インバウンドをはじめとしたにぎわいの戻りに対し、乗務員の確保は追いつかないものの、本年３月頃より、乗員数は減少から増加に少しずつ転じております。

そのような状況を受け、長野県タクシー業界では、タクシー供給不足対策として、営業区域内での相互扶助、出向等による季節需要への対応、東京、神奈川、名古屋、京都の四つのエリアでスタートしたタクシー会社主体で地域の自家用車で一般ドライバーが有償サービスを提供する日本版ライドシェアの運行、自治体、NPO、一般社団法人などが運行主体となった交通空白地のみに認められる自治体ライドシェアとの連携を図り、問題解決に取り組まれています。

昨年12月20日、デジタル行財政改革会議において決定されたデジタル行財政改革中間取りまとめを踏まえ、タクシー業界では、国民の移動の足の確保に向けて、公共交通として利用者の目線を重視したあらゆる手段を講じて対応しています。

その対応として、３月29日に制度創設された道路運送法第78条３号を活用し、観光地の繁忙需要を補うため、軽井沢町のタクシー事業者はいち早く日本版ライドシェアの運行をスタートさせました。４月26日から５月20日までの配車回数は98回で、うち72回がゴールデンウィーク期間の利用で、４事業者が参加し、ライドシェア開始に当たり計14人の運転手を採用しました。観光客が増える夏に向け、計25台での運行を目指しております。

5月30日、岸田首相、河野規制改革担当大臣、斉藤国土交通大臣の3者会談では、自家用車活用事業等についてモニタリングと検証を進めていくこと。タクシー事業者以外の者がライドシェアを行う事業は、法制度を含めて事業の在り方を並行して議論すること。法制度の議論やモニタリングの実施に特定の期限を設けないことが示されました。しかしながら、この合意を不服とするライドシェア新法推進派の規制改革推進会議の委員の一部は、覆すべく動いております。

現在、県内タクシー業界では、IT事業者型ライドシェアのビジネスモデルには反対しておりますが、これは、タクシー業界のエゴではなく、そもそも都会でしか成立せず、地方の移動の足の不足の解決には、営利事業では難しいと思います。移動需要の少ない地方部で、現場を軽視し、コストカットを重視する事業者が人手やコストをかけずにドライバーを確保することは不可能と考えられ、地方の課題を解決する能力は乏しいと思います。

それでは、小林交通政策局長に質問いたします。

長野県では、軽井沢に続き、冬場の観光客が多い白馬村や野沢温泉村などでも今後の導入に向けた議論が本格化しておりますが、長野県としては、今後タクシー業界の意向を酌みながらどのようにライドシェアを考えていくのか。

また、海外の配車アプリ活用によるビッグデータの海外流出も懸念されることから、国、県によるガバナンスを徹底した日本版ライドシェア、自治体ライドシェアとも連携した配車アプリをつくることはいかがでしょうか。

それでは、私立大学、高専の長野県への誘致について質問いたします。

県が全国の私立大学、高専の誘致に向けて昨年実施したアンケートでは、サテライトキャンパスなど県内への拠点の設置に14校が前向きな姿勢を示しております。

本年3月5日の2月定例会の県民文化委員会での報告では、全国621校にアンケートを取り、196校が回答しました。内訳は、「設置したい」と「設置を検討」が各1校、「自治体の支援があれば設置したい」が3校、「自治体の支援があれば設置を検討」が9校、「設置しない」は110校、「わからない」は71校でした。

前向きな回答があった14校に設置したい施設をさらに尋ねたところ、学外実習・フィールドワーク等の拠点施設が8校で最多、サテライト教室が6校、教員の研究室・研究拠点施設と大学等の学部・学科が各4校でした。

一方、昨年、県内市町村にも大学誘致の意向を調査しており、長野市や飯田市など13市町村が誘致活動を実施していると答え、ほかに10市町村が検討中、1市が「今後予定する」でした。現在、長野県は、14校に設置に向けた要望や条件などをさらに詳しく照会し、自治体と共有しているところと認識しております。

それでは、直江県民文化部長にお聞きします。

現在、14校の大学と自治体双方の考えを聞き取りながら誘致実現に向けて進めているところかと思いますが、その進捗と今後の県の取組についてお尋ねいたします。

次の質問に移ります。

長野県教育委員会は、県内の特別支援学校高等部の卒業生364人のうち、就職できた人は79人で、就職者の割合は21.7%と公表しました。訓練等給付事業者の利用者が増えてきており、一概には言えませんが、長野県では、特別支援学校の卒業生のうち就職したのは5人に1人ということになります。近年では、令和元年の30.1%をピークに、年々減少傾向にあります。なお、全国トップクラスの鳥取県は、就職率は約41%であり、長野県の2倍近い数値です。

地元の飯田養護学校の保護者の皆さんとお話しする機会が多々ありますが、やはり卒業後の進路を心配する声を多数聞きます。いつまでも親として面倒を見続けることには限界があり、1人で生活していく必要性や地域のさらなる支援を求める切実な声を聞きます。

就職率の低迷は、新型コロナによる在学中の企業実習の不十分さが影響していることは否めません。昨年度は、県内の5人の就労コーディネーターが約1,500社を訪問するなど尽力されていることは理解しておりますが、さらなる工夫が必要だと思います。

また、雇用側の企業等に対する取組の先進事例として、福岡県では、この春から官民共同で障がい者雇用の促進のため、福岡労働局で、福岡モデルとして、人手不足に悩む企業に対し障がい者雇用の先進企業の協力を得ながら採用を検討してもらう取組を始めました。

人手不足の課題を抱える運輸、卸売、小売業の事業者が多いハローワーク福岡東では、採用数を充足できていない企業のうち工夫次第で障がい者の活躍が見込まれる企業に新規採用を提案し、必要に応じて障がい者雇用の高い先進企業の見学を勧めております。また、雇用は難しいと考えている企業には、業務委託や施設外就労などの形態も提案しております。

なお、国では、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の改正により、障がい者の法定雇用率が段階的に引き上げられ、2024年4月からは2.5%、2026年4月からは2.7%となっております。

それでは、初めに武田教育長にお聞きします。

県内の特別支援学校高等部の卒業生の就職者の割合が21.7%にとどまっている現状についてどのように受け止め、今後どのような取組を進めていくのか、所見を伺います。

次に、田中産業労働部長に伺います。

県内の特別支援学校高等部の卒業生をはじめ、障がい者の雇用について、県内の民間企業の意識改革を含めどのように促進していくのか、所見を伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私にはリニアに関連して２点御質問をいただきました。

まず、鈴木康友静岡県知事との信頼関係の醸成についてという御質問であります。

先日、リニア中央新幹線建設促進期成同盟会が東京で開催されました。それに先立つ自民党の会合において、当選後初めて鈴木知事とお会いさせていただきました。かねてから存じ上げておりますので、当選のお祝いを申し上げ、引き続き協力して取り組みたいというお話をさせていただいたところであります。

リニア中央新幹線建設促進期成同盟会の会合において、鈴木康友知事からは、スピード感を持ってＪＲ東海と対話を推進していきたいという前向きな御挨拶があったところであり、私としても、それを受けて、静岡工区の日も早い着工を期待しているということを申し上げたところでございます。

リニア中央新幹線は、やはり静岡工区が一日も早く着工していくことが極めて重要だというふうに考えております。そのためには、静岡県と私どもが十分に意思疎通をすると同時に、課題解決に向けて、我々のノウハウで活用していただけるようなものがあれば積極的に提供していくということも必要ではないかというふうに思っております。

静岡県とは、近々中央日本四県サミットも開催する予定にしております、様々な場面で連携してきましたし、また、全国知事会等でも鈴木知事とお会いする機会はこれからも度々あるかというふうに思います。そうした機会も通じて、このリニアの問題をはじめとする三遠南信をはじめ、静岡県と長野県、様々な共通の課題、共通の取組事項がございますので、こうしたものについてしっかり連携して取り組んでいくことができるように、意思疎通を図るとともに信頼関係を築いていきたいと考えております。

続きまして、長野県駅（仮称）への１時間当たりの複数本停車実現に向けた取組という御質問でございます。

リニア中央新幹線の日も早い開業は、伊那谷、木曽谷をはじめ、本県にとっての長年の悲願であります。そういう中で、我々としてもできる限りの協力をしてきているわけでありまして、ぜひリニア中央新幹線については、開業後は１時間に複数本の停車をしてもらいたいということをお願いしたところであります。これを実現させていくために、ＪＲ東海にはこれからも事あるごとに求めていきたいというふうに思います。

その一方で、我々が取り組むべきことは、やはり長野県駅ができた際に利用者数ができるだけ増えるような形に持っていくということだと思います。そのことは、まさにこの長野県駅周辺地域をどうやって活性化していくのか、どういう地域の未来像を描いていくのかということに直結するテーマだというふうに考えております。

こうしたことから、私どもとしては、まずは長野県駅を中心とした公共交通をしっかりと整備

していくことによって、リニアで来られた方々の移動の利便性の向上を図っていくということが基本として重要だというふうに思っています。

その上で、ビジネス、観光、あるいはお住まいの方の利用等があるわけでありますけれども、例えば、企業誘致を行うことによるビジネス利用の増大や、二地域居住や移住の促進等を通じた人の往来の活発化を図っていくなど、新しい未来の地域像を描いていかなければいけないというふうに思っています。こうしたことは、国にも働きかけて、ぜひ多極分散型国土のモデルとなるような地域づくりを目指して取り組んでいきたいというふうに考えています。

これは、リニア中央新幹線の開業後だけではなく、既に開業前から伊那谷、木曽地域の知名度の向上を図ることによる観光誘客の増大等にもしっかりと取り組まなければいけないというふうに考えております。このような問題意識を地元の市町村や経済団体、そしてＪＲ東海にもしっかりと共有してもらった上で、長野県駅を核とする地域の魅力の向上に向けてしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

〔建設部リニア整備推進局長室賀荘一郎君登壇〕

○建設部リニア整備推進局長（室賀荘一郎君）私にはリニア駅アクセス検討会議、リニア駅前広場活用検討会議の開催状況とグランドデザイン策定事業の進捗状況についての御質問をいただきました。

最初に、検討会議の開催状況についてです。

昨年11月に、地元経済団体や交通事業者をはじめとする関係者の皆様方にも参加をいただき、両会議の合同体会議を開催したところです。また、本年1月には、駅前広場活用検討会議及びまちづくり講演会、4月には新たなモビリティ講演会、6月には駅前広場活用検討会議を開催したところです。会議では、長野県駅（仮称）の周辺の活用方法やゾーニング等につきまして様々な意見が出されたところです。

今後は、ＪＲ東海が進める長野県駅（仮称）工事の完成予定時期の公表を踏まえまして、二次交通の整備や駅前広場の活用方法等の見直しも議論していただきたいと考えております。

次に、長野県リニア駅近郊グランドデザイン策定事業の進捗状況についてです。

本事業では、長野県駅（仮称）を中心にめり張りのある土地利用を促進し、かつ伊那谷地域が有する強みである環境共生、教育、学びをテーマに、現在、飯田市及び下伊那北部5町村に対しまして先進地域づくりの実現に向けたヒアリング調査を進めているところです。

今後は、市町村をはじめ、まちづくりに知見のある学識経験者や地元有識者の意見も踏まえまして、グランドデザインの策定を進めてまいります。

以上でございます。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君） 私には看護師の勤務環境の整備や処遇改善等について3点お尋ねがございました。

初めに、看護職員の負担軽減についてでございます。

医師の働き方改革の一環として推進されているタスクシフト・シェアは、看護職員などの医療従事者がそれぞれの専門性を生かすよう業務分担を見直すことで、医師の負担軽減と同時にチーム医療を推進していくものと認識しております。

例えば、検査等の説明や同意、薬物療法全般の説明、患者の移動補助などを、看護職員のみでなく、薬剤師や管理栄養士などの他の医療職種や看護補助者等と業務を分担していくことがタスクシフト・シェアにおいて重要であると考えております。

看護職員の負担軽減に向けた県の取組としては、看護職員が専門性を発揮し業務に専念できるよう、看護補助者の活用について看護管理者向けに研修を行い、また、県の医療勤務環境改善支援センターの看護アドバイザーが病院訪問をし、採血業務の臨床検査技師へのタスクシフトを促す等の支援を行っております。これらの取組により、医療関係職種全体のタスクシフト・シェア等を推進しながら、看護職員のみならず、医療従事者全体の負担が軽減されるよう努めてまいります。

次に、新卒看護職員の離職についてでございます。

長野県内の病院に勤務する新卒看護職員の令和4年度の離職率は、日本看護協会が行った調査によりますと7.6%であり、全国平均の10.2%を下回っている状況にあります。また、昨年度新人看護職員研修補助金を交付した45病院の離職率を確認したところ、全国と同様に、医療法人の離職率は公立病院より高い傾向にございました。

離職防止に向けた県の取組については、各病院が実施する研修への補助や長野県看護協会へ委託する集合研修等を実施しているところです。

また、看護師等養成所の看護教員、病院の看護部長等を対象とした看護人材育成連絡会や看護部長会議において新人看護職員の教育内容や入職後の状況等を共有しており、今後は民間病院を含めた設置主体ごとの課題について意見交換等も進めてまいります。

高齢者人口の増加により看護需要が増す中、看護職員の定着促進は重要な対策であると認識しており、引き続き関係機関と連携して新卒看護職員の離職防止と育成に努めてまいります。

最後に、民間病院看護職員等の処遇改善についてでございます。

医療、介護、福祉分野などにおける看護の需要が高まる中、昨年10月に、厚生労働省から、約30年ぶりに、看護師等の人材確保の促進に関する法律に基づく看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針が改定されました。この中で、処遇改善に関しては、業務負担

の軽減、給与水準、業務の効率化等の取組について方向性が示されており、給与については、医療機関ごとに業務内容、勤務状況等を考慮した水準にしていくことが求められているところでございます。

一方で、議員のお話にもありましたとおり、今月から診療報酬が改定されたことに伴い、今後、看護職員等の医療従事者の処遇改善が各医療機関で進むものと見込まれております。県としては、各医療機関における処遇改善の状況や医療法人から報告されることとなった病院の経営状況を把握し、また、民間病院を含めた医療機関の現場の声を伺いつつ、全ての医療機関の看護職員の処遇改善が進むよう取り組んでまいります。

以上でございます。

〔企画振興部交通政策局長小林真人君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（小林真人君）私にはライドシェアと配車アプリの関係で2点御質問を頂戴しました。

まず、ライドシェアに対する見解についてでございます。

自家用車活用事業、いわゆる日本版ライドシェアは、国が今年3月に制度化したもので、乗務員不足による全国的なタクシー不足の中で、タクシー事業者の管理の下で第二種免許を持たないドライバーとその自家用車などを活用して供給力を補おうとするものでございます。

日本版ライドシェアは、英米流のライドシェアとは異なり、地域の移動の足を支えてきた既存のタクシー事業者と競合することなく、その責任と運行管理の下で安全性が担保されるものと考えているところでございます。

今後、県としましては、長野県タクシー協会と十分に協議を行い、また、連携を取りながら、まずは各事業者のタクシー乗務員の確保に取り組み、次いで、県内のタクシーが不足する地域にあっては、各営業区域内外の事業者相互の応援を促し、それでもなお不足が生じる地域にあっては、先般初めて開催しましたタクシー供給不足対策連絡調整会議などを通じまして、市町村や各地域のタクシー事業者と様々な情報を共有することなどにより、日本版ライドシェアや自家用有償旅客運送制度などの導入、活用を促してまいり所存でございます。

次に、地域独自の配車アプリの開発についてのお尋ねでございます。

タクシーの配車アプリについては、無線配車方式とは異なりまして、利用者がスマートフォンで瞬時に近隣を走る車を確保できるとともに、事業者の効率的な配車にも資するもので、日本版ライドシェアなどの制度開始以前から、ウーバーやデイデイなどの海外企業が開発したもののほか、ゴーやエスライドなどの国内企業が開発したのも都市部を中心に普及しているところでございます。

県内では、配車アプリ導入の際に事業者が大きなコストを負担することとなるため、あまり

導入されてこなかったところでございます。議員御提案のような地域独自の配車アプリの開発は、海外製アプリに比べて情報の海外流出のリスクを回避できる可能性があるとともに、地域内の経済循環に資するなどのメリットが考えられるところでございます。

一方で、こうした独自アプリは全国的な普及が見通せないことから、仕事や観光で県外から訪れる方々にとっては、新たに当該アプリをダウンロードする必要がある、使い勝手が悪いというような課題もあると考えております。

こうしたことから、県としましては、民間で提供されております配車アプリの機能や情報管理についての調査や、他県での独自アプリの導入事例を研究するとともに、利用者や事業者の意見をお聞きしまして、アプリによる配車を行う場合にはどのようなものが望ましいか検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君）私には大学等の誘致実現に向けた進捗と今後の取組についてお尋ねをいただきました。

昨年度実施いたしましたアンケート調査結果に基づき、本年2月以降、大学等誘致に取り組む、もしくは関心のある市町村に対しまして、大学が設置を希望する施設や求める支援策等について説明し、意見交換を行ったところでございますが、現時点で市町村から具体的な問合せはない状況でございます。

今後は、アンケート調査で県に関心を示した大学に対しまして、市町村側の受け止め方を伝えますとともに、大学の現状や大学側が設置を希望する地域のイメージなど、市町村が具体的な検討に進むための項目につきまして改めて詳細に聞き取りを行います。

大学への聞き取りに際しましては、少子化が進展し、大学の経営環境が厳しさを増していることや、人口減少で担い手不足が顕在化していることなども踏まえまして、大学の財務状況や定員充足状況、また、県内で必要とされる人材を育成できる分野であるかなどを総合的に勘案し、優先順位を定めて実施いたします。

その上で、一定期間大学生が地域に定着することによる効果が期待でき、大学側の関心も高い学外実習、フィールドワーク等の拠点施設の誘致などを視野に、大学の意向や要望を市町村に伝え、それに対する市町村の考えを大学に伝えることを繰り返しながら、並行して県としての支援の在り方を検討するなど、取組を進めてまいります。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）特別支援学校高等部卒業生の就職者の現状の受け止めと今後の取組に

についての御質問をいただきました。

令和5年度高等部卒業生の就職者は、昨年度より2ポイント低下し、21.7%でございました。卒業生364名のうち就職を希望した者は100名であり、その79%が就職しております。県教育委員会といたしましては、就職をする希望がさらに増え、それらの生徒が皆就職できるよう願っており、様々な施策を講じているところでございます。

具体的には、ただいま議員にも御指摘いただきましたけれども、全県に5名の就労コーディネーターを配置し、年間1,500社を訪問し、実習先の開拓や就労のマッチングの支援を行ってきております。また、生徒の働く意欲やスキルが伸びるよう支援することも大切でありますので、県独自の技能検定を開催するなどしてまいりました。

今後は、関係部局や経済団体との連携をさらに強化し、より多くの企業の方に生徒の働く力や可能性を知っていただくため、技能検定や作業学習を見ていただく機会を拡充するとともに、作業学習や企業実習のさらなる充実を図り、生徒の希望に応じた就職につなげてまいりたいと考えております。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には民間企業に係る障がい者雇用の促進についての御質問をいただきました。

障がい者雇用を進めるためには、受入先となります企業の意識、理解を一層深め、実際の取組につなげていくことが大変重要でございます。

このため、県では、具体的な施策といたしまして、障がい者雇用に積極的に取り組んでいる企業の事例や、働く障がい者の様子を直接見聞きすることができる企業見学会の開催、また、従業員100人以下の企業が新たに障がい者を雇用し3か月以上継続した場合に30万円の助成金を交付する制度など、企業の実情に応じた支援を実施してきたところでございます。

また、今年度から、新たに長野ダイバーシティワークの取組を開始し、企業の業務切り出しから求職者とのマッチングまでをサポートすることでモデル事業を展開し、障がいのある方など多様な人材の労働参加を推進してまいります。

あわせて、本年4月からの法定雇用率引上げに伴いまして、一部の障がい者はかなり短い勤務時間であっても雇用率の算定対象となるため、この長野ダイバーシティワークで創出するショートタイムワークの普及は企業が積極的に雇用するインセンティブとして働くものと考えております。

今後、こうした取組を通じまして民間企業の意識改革を促し、教育委員会など関係機関とも連携しながら、特別支援学校高等部の卒業生をはじめとする障がい者雇用の促進してまいります。

以上でございます。

〔9番早川大地君登壇〕

○9番（早川大地君）全ての執行部の方より御答弁をいただきました。

リニアは10年先に延びてしまいました。しかしながら、10年先を力強く生きる子供たちや今頑張っている若者たちの思いをぜひとも酌み取ってリニア駅構想を展開していただきたいと切に願います。

また、私たち特別職公務員も含めて、行政はどうしても民間ではなく公立病院に目が行きがちです。もう少し地域の医師会の皆さんの様々な思いを酌み取って、地域内格差が起きないように、看護師も含めた政策をぜひとも展開していただきたいと思います。

また、県内のタクシー業界の難しい課題に関して、現状認識は私もよく分かりましたが、人手不足の中で、これから変えていかなければいけないことがもっとも出てくると思います。

そして、少子高齢化の中、大学誘致は本当に難しいかもしれませんが、大学によるまちづくりというものがあることも肝に銘じて私も活動してまいりたいと思います。

最後に、特別支援学校高等部の卒業生の就職問題。教育長からもお答えがありましたが、就職を希望する方が100%就職することに関しては、やはりまだ難しい現実があることもよく理解しました。これに関しては、教育現場だけではなく、民間企業側の受入れ、意識改革を進めていく必要があると思います。

これからも長野県がすばらしい県になるよう切に願い、県議としてもしっかりと活動してまいりたいと思います。

以上で私の一般質問を終了いたします。

○議長（山岸喜昭君）次に、小林君男議員。

〔12番小林君男君登壇〕

○12番（小林君男君）学校現場の長時間過密労働が要因での精神疾患における休職者数は、22年度、全国で6,539人の過去最多を更新するなど、深刻な事態ともなっており、教員志願者の大幅な減少や教員不足などの最大の原因ともなっています。

そのような中、先月、中央教育審議会が審議のまとめを発表しました。

まず、教育長に伺います。

長野県においても大きな課題であり、これまでもいろいろな対策で努力されてきている教員の長時間労働が、この「まとめ」で示された方策で解決していけるのでしょうか。また、この方策では、将来にわたって長時間労働の歯止めをかけることができず、さらなる教員志願者数の減少や教員不足に拍車がかかるのではないかと現場では大きな心配がされています。見解を伺います。

「まとめ」では、今後も教員の労働は給特法の枠組みで管理され、今までどおり自主的、自発的な業務と定義づけられていくこととなりますが、実際、早朝から夜まで、中には家に持ち帰ってやっている仕事は、授業の準備や授業の力を磨く業務、そして、学校内での役割が振り分けられ、学校としての質を保つためには決して逃げることのできない仕事であり、教員として必要な業務に当たっているものと捉えますが、見解を伺います。

子どもの権利条約は、世界中の子供たちが幸福に生きることを願い、子供たちに基本的人権が保障され、子供たちにとって一番いいことは何かということを考えなければならないと定めています。

県内の学校現場からは、長時間労働と教員不足で、このままでは学校がもたないとの声が聞かれます。子どもの権利条約に沿って教員の多忙化が子供たちの成長と発達に及ぼす影響を正確に捉えることが必要と考えますが、いかがでしょうか。また、子供たちの意見を表明する権利を保障すべきと考えますが、見解を伺います。

「まとめ」においても、妥当な残業時間は月20時間としています。これを実現させる責任は国にもありますが、学校設置者や任命権者にもあると考えます。そのためには、現実の学校体制を変える業務の抜本的な改善と人員増の両立しかありません。

全国でもいち早く35人学級を実現し、また、今年度も欠員対策のための教員配置の増員などを実行されてきたように、県として独自の施策を展開し、若者たちが「長野県で先生をやりたいんだ」と言えるようにしようではありませんか。その決意をお聞かせください。

知事に伺います。

子供たちが学ぶ喜びを感じ、笑顔あふれる学校になることは、みんなの願いです。しかし、今の教員数や労働時間では教員が疲弊し、子供たちの健やかな成長を阻害するものになりかねない状況となっています。そのような中で示されたこの「まとめ」について所見を伺います。

「まとめ」では、受け持つ授業数の上限設定や法律に基づく基礎定数増の見直しを先送りし、学校現場の切実な願いを裏切るものとなっています。定額働かせ放題の残業代不支給制度の継続や、業務量削減に決定的な施策がない方針の背景には、国際的にも低い公的教育予算を放置したままの国の政策があります。国の責任による業務量の軽減と教員の抜本的増員を国に対して強力に要請してください。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 4点の質問をいただきました。順次お答えしてまいります。

まず、中央教育審議会の審議のまとめや教員不足等に対する所見についてでございますが、中央教育審議会の審議では、依然として時間外労働が長い教員が存在すること、教員不足も憂慮すべき状況であることなどの現状から、教員を取り巻く環境の抜本的改善が必要であるとま

とめられていると承知しております。

具体的には、学校における働き方改革の加速化、学校の指導・運営体制の充実、教師の処遇改善を一体的に推進することとされており、これらを実現することにより、教員を取り巻く環境の整備については一定の効果があるのではないかとこのように期待しております。

特に、この報告における学校の指導・運営体制の充実の項目において、教職員定数の改善や持ち時間数の軽減に言及していることが今後の教職員の環境整備には最も重要な視点であると考えており、これらのことが実現すれば、将来的には教職に魅力を感じる若者も増えてくれるのではないかと期待をいたしているところでございます。

続きまして、教員として必要な業務についてでございます。

いわゆる給特法は、教員の職務の特殊性に配慮した法律であり、公正な給与体系や労働条件を保障するものであると考えますが、近年、教員の勤務実態に合っていないという声が高まっていることも承知しております。

私自身、長年学校現場で勤務をしてみましたが、教員の仕事は、教材研究や子供理解など教員としての力量向上に欠かせない業務があり、それらは教員自身の自発性や創造性による部分が大きく、職務の線引きが難しいと実感しております。また、校長等の管理職が指揮命令によって時間外業務を行わせることにより、教員の自由さが奪われ、職場環境が悪化するという危惧もございます。こうした観点から見ても、一律で上乗せする教職調整額の枠組みには一定の合理性があるものと認識しております。

続きまして、教員の多忙化が子供たちの成長に及ぼす影響や、子供たちの意見表明の保障についてのお尋ねでございます。

近年、教員が子供と向き合う時間を十分に取れないという声も聞こえてきており、教員の多忙化が子供たちに及ぼす影響については関心を持って見ていきたいと考えております。そのためには、子供たちの意見を丁寧に聞くことが必要であり、県教育委員会としては、現在取り組んでいる教員業務改善事業の成果を全県に広げ、教員業務のスリム化を図り、教員が子供の声を十分に聞くことができる状況をつくっていくことにより、子供が意見表明をする権利を保障してまいりたいと考えているところでございます。

最後に、時間外勤務縮減等のための県独自の施策についてのお尋ねでございます。

教員が心身の健康を保ち、生き生きとやりがいを感じながら子供と向き合い、質の高い教育を実現していくために、時間外勤務の縮減は解決すべき課題であると認識しております。議員御指摘のとおり、現実の学校体制を抜本的に変えることや教員の数を増員することはそのために必要不可欠なことだと私も同感でございます。長野県で子育てをしたい、長野県の先生になりたいと多くの方に思っただけのような長野県教育を知事部局と連携しながらつくってま

いりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には教員の長時間労働に関連して２点御質問を頂戴いたしました。

まず、中央教育審議会の審議のまとめに関する所見という御質問でございます。

この中央教育審議会のまとめでは、教師を取り巻く環境整備として、学校における働き方改革の加速、教職員定数の改善など学校の指導・運営体制の充実、教員の処遇改善、この３点を一体的、総合的に推進するとされています。

私としても、教員の方々に担っていただいている業務の適正化、手当の在り方の見直し、こうしたことを含めた働き方、処遇の在り方について抜本的に改善していく必要があるのではないかというふうに思っておりますので、方向感としては同じような方向だというふうに思っています。

ただ、国と地方の関係からすると細かいなと率直に思っています。現場に委ねるところはしっかり現場に委ねる。これは、中央教育審議会のまとめだから仕方がないのかもしれませんが、現場で考えるべきことはやはり我々がしっかり考えていかなければいけないのではないかというふうに思っています。

知事会としても、学校教育を担う人材確保についてこれまでも要請してきておりますが、そうした要請内容に一定程度即したものでありますので、そうした観点では評価できるものというふうに考えております。

それから、国の責任による業務量の軽減と教員の抜本的増員を要請していただきたいがどうかという御質問であります。

今、義務教育は国庫負担金制度の下で運用されているわけでありまして、学校の施設基準や教員の在り方の根幹は国がルール化しているわけでありまして、国において今の実情を踏まえて抜本的な取組をしてもらうということはもとより重要なことだというふうに思っております。

これまでも、例えば、小規模校への専科教員の配置基準の見直しや、加配教員の柔軟な配置を我々地方の裁量でできるようにすることなどを求めてきましたけれども、今後ともこうした点については引き続き強く求めていきたいというふうに考えております。

一方、教育に責任を持つのは文部科学省、国だけではないわけでありまして。学校現場が主体的に考え、また、市町村教育委員会、市町村、そして県教委、そして私がそうした取組をできるだけ応援していくということが大変重要だというふうに思っております。

信州学び円卓会議でもずっと議論してきていますが、そうした中で一定の論点の方向性が出

てきています。その中の一つが、教員の方たちがチャレンジしたいことを実現できる学校づくりということでもあります。もとより、こうしたことを実現するためには、学校における働き方改革を進めていくことが重要でありますし、何よりも意欲、能力にあふれる先生方が活躍できる、長野県で教員を目指す、こうした環境をしっかりとつくっていくということが重要だというふうに考えております。

先ほども武田教育長から同様の趣旨の答弁がありましたが、引き続き教育委員会ともしっかり連携しながら、国に意見を言うべきことはしっかり言っていきますし、また、現場の声、市町村教育委員会、市町村、先生方、保護者、こうした皆様方の声も踏まえながら学校の在り方を変革していきたいというふうに考えております。

以上です。

〔12番小林君男君登壇〕

○12番（小林君男君）教育長は、答弁の中で、「期待」を2回、3回申されたし、「一律の線引きは」ということも申されましたけれども、今回のこの「まとめ」でも給特法の枠組みは変わりありません。

長時間労働を改善していくには、やはり、長野県においても、条例に基づいて超勤4項目以外の時間外勤務はさせない。割増賃金がないのだから残業となる業務は命じない。そんな運用が今求められているのではないかと思います、見解を伺います。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）議員がおっしゃるとおり、一番本質的な問題は、教員が行うべき業務をきちんと精選していく、スリム化していくことだというふうに思います。長い学校教育の中で、いろんなものが学校に入ってきて、学校はそれをなかなか整理できない状況にあると思います。学校だけではそれを整理することがなかなかできないので、そこを協力し、バックアップしていくのが教育行政の仕事だと思っております、そのところはきちんと市町村教委とも連携しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

〔12番小林君男君登壇〕

○12番（小林君男君）人が人として働く労働条件の最低基準を定めた法律が労働基準法です。先生も人間です。その適用を粘り強く求めていただくことをお願い申し上げ、次の地域公共交通計画について交通政策局長に質問します。

地域公共交通計画では、目標数値が具体的に示され、三つの目標の筆頭に公共交通の利用者を1億人に回復させる数値を掲げていますが、この急激な人口減少下にあって、需要を大幅に増やすことは困難さがあると捉えますが、交通政策局長の決意をお聞かせください。

地域公共交通の中心的な課題は、移動の保証、とりわけ移動制約者の方々の移動の確保を今

以上に高めることではないでしょうか。補助金頼みの採算が合わないバス等の路線を今後どのようにしていくのか、また、それに代わる手段をどのように整えていくのか、見解を伺います。

掲げられた大きな目標を達成するためには、施策実施に当たって多くの財源も必要です。財政措置の計画についてもお聞かせください。

深刻化する運転手の担い手不足については、5年間でバス運転手約200人、タクシー運転手約600人増やすとありますが、「あらゆる手法を検討」とし、人材確保や育成の取組の支援を施策、事業として掲げていますが、効果があまり発揮できなかった従来の施策の延長線上の感は拭えず、民間企業の努力頼みはもう限界で、目標の達成は困難であるのではないかと考えます。今まで常識とされていたことを大きく踏み越える大胆な政策が必要と考えますが、見解を伺います。

担い手不足は、運転手に限らず、運行管理者、バスの整備、鉄道の乗務員や技術職など公共交通に従事する全ての職種に至っています。これらにおける人材確保策についても具体的な施策展開策をお聞かせください。

県民はもとより、各市町村をはじめ、福祉や教育、観光、経済など、あらゆる組織や機関と共通認識の下でしっかりと連携し、共に実行しなければ、計画に示されている目標や品質の保証が達成できないと考えますが、見解を伺います。

〔企画振興部交通政策局長小林真人君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（小林真人君）地域公共交通計画に関しまして6点にわたり御質問を頂戴しました。

まず、公共交通機関の利用者数の達成に向けた決意ということでございますが、県内公共交通機関の利用者数は、令和元年度は9,800万人を超えておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けました令和2年度には7,000万人を割り込み、大幅に減少したところでございます。

新型コロナウイルスの扱いが5類に移行しまして、日常生活が戻り、観光需要が回復する中で、JR等鉄道利用者を中心に令和3年度から4年度にかけて約1,000万人増加しまして、かなり回復してきているところでございます。

また、令和5年度に入りまして、バスドライバーの減少が顕在化し、バス路線の廃止や減便が相次ぐ状況ではあるものの、一方で、JR等の利用者数は、インバウンドの伸びを背景に今後も大きく増加するものと見込まれるところでございます。このため、今後の本県の施策の効果も考慮しまして、実現可能な水準として、コロナ禍前の水準を上回る利用者数1億人という目標を設定したところでございます。

この目標の達成に向けて、さらなるドライバーなどの確保に向けた施策を講じるほか、適切

な役割分担の下で公的関与を強めるとともに、公共交通の利便性の向上を図るなど様々な施策を遂行してまいりたいと考えているところでございます。

次に、採算が合わないバス路線の維持や代替手段の整備についてでございます。

今般策定しました地域公共交通計画では、公共交通等リ・デザイン（再構築）方針の中で、自家用車に頼らなくても大きな不便を感じずに誰もが安心して暮らせる持続可能な社会の実現を目指す将来像として掲げ、自家用車の利用に制約を受ける高齢者、高校生、観光客などの移動を確保するため、通院・通学、観光を保証すべき移動に位置づけ、さらに確保すべき水準を定めたところでございます。

また、地域における公共交通ネットワークを構築するため、大都市圏と県内を高速で結びます広域高速交通軸から広域圏内を結ぶ幹線や市町村内を結ぶ支線などに区分をしまして、その区分に応じた関係者間の役割分担の原則を整理したところでございます。さらに、今後、これらを前提に、県としてより具体的な支援策も検討してまいります。

各地域における個別の路線につきましては、今後、県公共交通活性化協議会の地域別部会の場で、現行の路線や交通モードの見直しを含めて、市町村、交通事業者、利用者などの地域の関係者とともに具体的な議論、検討を深めてまいるところでございます。

こうした検討作業を通じて地域の関係者の理解協力を得まして、公的関与の下で通院・通学、観光の足をしっかり確保すると同時に、各地域で効率的な路線や交通モードを定めていく所存でございます。

次に、財源の確保、財政措置についてでございます。

計画に掲げられた目的を達成するための施策の実施には相応の財源が必要であり、今後総務部とも協議を行い、必要な予算を確保してまいりたいと考えております。また、国に対しても、既に地域公共交通リ・デザイン実現会議で知事から意見を申し上げてきておりますとおり、地域の実情に応じて自治体が柔軟に活用できます基金の創設など、財源措置について引き続き要望してまいりたいと考えております。

次に、人材確保等に向けた大胆な施策の実施についてということでございます。

バスやタクシー等の運転手不足の解消に当たりましては、ドライバーの二種免許取得の支援、運輸業界専門の就職相談窓口の設置、求職者向けのマッチングイベントの開催などに取り組んできたところでございます。

また、今年度から、退職自衛官、消防吏員へのアプローチに加え、バス運転手として県内バス会社に就職する県外からの移住者を対象に新たに支援金を支給することとし、今月募集を開始したところでございます。今後、様々な新たな施策を講じるべく、幅広く検討してまいりたいと考えております。

次に、運行管理者や整備士などの確保に向けた施策についてでございます。

様々な機会に、県内の交通事業者の方々から、運転手に限らず、運行管理者や整備士、鉄道保線員等の技術職から事務職員に至るまで人材不足が深刻になっているとお聞きしているところでございます。

先ほど申し上げました運輸業界専門の相談窓口やマッチングイベントにおいては、運転手に限らず、運行管理者や整備士も対象としておりまして、業界全体の人材確保を図っているところでございます。先ほど来申し上げておりますとおり、今後様々な新たな施策を講じるべく幅広く検討してまいりたいと考えております。

最後に、市町村や福祉、教育等関係組織・機関との共通認識での取組についての所見ということでございます。

知事が構成員として参画しておりました国の地域の公共交通リ・デザイン実現会議の取りまとめにおいても、「交通×福祉」あるいは「交通×教育」といったように、地域の多様な関係者による連携・協働を推進し、地域の様々な資源を活用することが移動手段の確保のためには重要であるとされたところでございます。

県としまして、今後、地域ごとに保健所や学校、観光などの多様な関係者と認識を十分に共有しますとともに、市町村、交通事業者、利用者などの関係者を巻き込みながら地域公共交通計画に掲げた通院・通学、観光等の移動の保証、そして、そのサービスの品質の確保と具体化を図ってまいりたいと考えております。

その際、交通空白地など、必要な地域にあつては、自家用有償旅客運送などをはじめとします医療、福祉、教育分野などの地域のあらゆる輸送資源の活用などについても、そうした関係者と連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔12番小林君男君登壇〕

○12番（小林君男君）計画では、住民の役割、利用促進策にも力点が置かれていますが、やはり県民や企業の協力が絶対に不可欠であります。多く寄せられたパブコメの期待にもしっかりと向き合い、思い切った政策誘導やモビリティーマネジメントによる利用促進を強力に推進していくことをお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（山岸喜昭君）この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時39分休憩

午後1時開議

○副議長（続木幹夫君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

垣内将邦議員。

〔8番垣内将邦君登壇〕

○8番（垣内将邦君）自由民主党県議団、上伊那郡区選出の垣内将邦でございます。通告に従いまして順次質問いたします。

まずは長野県の中山間地の農業について伺います。

食料の安定供給を確保するには、食料自給率、食料自給力の維持向上を図ることが必要です。我が国の食料自給率は長期的に低下傾向で推移しており、先進国中最低水準となっております。また、食料自給力は、我が国農林水産業が有する食料の潜在生産能力を表すものです。食料自給力の維持向上のためには、農地の確保、単収向上に加え、労働力の確保や省力化等の技術改善が必要です。昨今では、世界的な食料情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まりや、地球環境問題への対応、海外の市場の拡大等、我が国の農業を取り巻く情勢が目まぐるしく変化しています。

そして、今国会では、農政の憲法とも呼ばれる食料・農業・農村基本法が四半世紀ぶりに改正され、食料安全保障の確保を新たに加え、農産物や農業資材の安定的な輸入を図るほか、農業法人の経営基盤の強化やスマート技術を活用した生産性の向上などに取り組むことが盛り込まれました。

また、県では、しあわせ信州創造プラン3.0の新時代プロジェクトにおいて、輝く農山村地域創造プロジェクトを掲げ、地域特有の資源を最大限に活用し、磨き上げることにより、様々な課題や条件不利性の克服と、これからの時代を牽引する新しい価値が複合的に生み出されるオンリーワンの輝く農山村地域の創造を目指すとしています。地域ぐるみの意欲的な活動で成果を上げている地域を厳選し、時代の最先端エリアにすべく様々な政策を集中投下するとしております。農業の大転換期である今こそしっかりとの方針を示していくことが重要であると考えます。

そこで、まず、現在深刻な影響を与えている地球温暖化、気候変動について尋ねます。

各地で様々な影響が出ておりますが、長野県も例外ではありません。これからますます深刻化する気候変動にどう対応し、また、地球温暖化が進む中で、それに適応した農作物をどう育て、ブランド化を図っていくのか。これができなければ、長野県のこれからの農業が成り立ちません。その上で、これぞという品目を定め、知事のトップセールスはもちろんですが、県民が一緒になってPRしていかなければならないと私は考えます。

そこで、知事にお尋ねします。

地球温暖化による県内農業への深刻な影響が懸念される中で、当県農業を今後も発展させて

いくため、これから起こり得る気候変動による影響をどう捉え、何に取り組んでいかなければならないとお考えか、伺います。

次に、現在、各地において策定に向けた準備が行われている地域計画についてお尋ねします。

地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地バンクを活用した農地の集約化等を進めるため、農業経営基盤強化促進法の改正法が令和5年4月1日に施行されました。これにより、これまでの人・農地プランが法定化され、地域の協議により目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を市町村が定めることとされました。

これまで地域の皆様の御努力で守り続けてきた農地を次の世代に確実に引き継ぐため、農作業がしやすく、手間や時間、生産コストを減らすことが期待できる農地の集約化等の実現に向け、将来、地域の農地を誰が利用し、農地をどうまとめていくか。農地を含め、地域農業をどのように維持発展していくか。若年者や女性を含む幅広い意見を取り入れながら、県内でも、地域の関係者が一体となって地域計画の策定に向けた検討が進められているところですが、地域計画策定後における県の支援について伺います。

次に、GAP、農業生産工程管理についてお聞きします。

県におきましても、農作物の安全確保や環境に配慮した持続可能な農業につなげるGAP認証の取得を推進しておりますが、県内事業者における国際水準GAP認証の取得件数は令和4年度時点で69件、181経営体であります。今後もGAP認証の取得を推進する必要があると考えますが、県としてどのように取り組んでいくか、伺います。

人口減少が進む中、農業者や施設管理者、地域住民が一体となった保全管理活動がますます重要となり、これからも協力していかなければなりません。一方で、ハード面に目を向ければ、農業水利施設は整備されてからかなり時間がたっている状況です。農業に欠かせない農業用水を安定的に供給するためには、老朽化が進む用水路などの農業水利施設の整備を早期に進める必要がありますが、今後どのように実施していくのか、伺います。

農業の現場では、依然として人手に頼る作業や熟練者でなければできない作業が多く、省力化、人手の確保、負担軽減が重要な課題であります。農業者が減少する中、1人当たりの作業面積は拡大。農作物の選別など多くの雇用労力に頼る作業、機械化が難しく手作業に頼らざるを得ない危険な作業やきつい作業、トラクターの操縦など熟練の技術を要する作業が多く、新規参入が困難と言われております。

特に、高齢化が進む中山間地では、高齢化と人手不足から、集落営農法人等地域農業を支える担い手が抱える圃場面積が増えており、省力化と負担軽減が最重要課題となっています。地域の基盤農業である水稻にかかる人手を極力減らし、基幹産業となる園芸作物等に注力する作業時間の確保が営農継続のポイントと言えます。

そこで、日々多くの課題を抱えている農業経営者にとって、アグリテック等と呼ばれるテクノロジーの活用、農業ICTやRTなどを活用した超省力、超収量、高品質生産等を可能にする新たな農業、いわゆるスマート農業は非常に魅力的に映ります。一方、スマート農業について、その言葉の裏では、何から使っていいのか分からない、適当なスペックの製品がないなど、農業現場から多くの困惑した声をいただきます。

一番スマート農業製品を使ってほしいのは経営規模拡大期にある農家ですが、月額1万円もするようなサービス導入や、1台500万円もする農業用ドローンの導入となると、スマート農業に踏み切るハードルは高くなってしまいます。

スマート農業に必要な機材の値段を抑えるには、リース、レンタルの活用も有効だと考えられています。購入により全ての費用を払うわけではなく、利用している一定期間の料金だけに抑えることが可能です。また、近年では、レンタルする形式で機器をシェアリングする取組も行われています。近隣の農家でシェアリングできれば、機械のコストを抑えることが可能ですが、利用する時期が競合することが課題になります。

導入コストの高さや技術を使いこなす難しさなどはあるものの、今後日本の農業が発展していくためには、IoT技術の活用が必要不可欠です。そこで、今後中山間地域に合ったスマート農業を県としてどのように支援していくのか。以上4点について小林農政部長に伺います。

農業の付加価値を消費者に分かりやすく提示する新しいビジネスとして、農山村部など自然豊かな場所に滞在し、その地域の環境や文化、そこに住んでいる人々との交流を楽しむ余暇活動、アグリツーリズムが世界に注目されており、国内外を問わず人気が高まっております。特に、日本の農山村部には、そこでしか体験できない伝統や文化が残っている場合も多く、日本国内はもちろん、海外からのニーズも高まっております。

アグリツーリズムを利用する消費者の主な目的は、地域の特徴を体験することです。地元根差した文化や食べ物に興味を持つことが多く、そうした消費者をターゲットにして、民宿やレストラン、体験農園を開設すれば、作物の出荷以外での収益確保を図れます。

私の地元、辰野町川島にある宿泊施設「かやぶきの館」でも、田園風景を楽しみ、農業体験をし、その地元で取れた野菜など、その土地ならではの食事を目的に、海外からの旅行客がいらっしゃいます。それらの施設で自らの農園や地元の作物のおいしさや魅力を知ってもらうことで、本業の収益アップに効果的なプロモーションにつながる点も魅力です。中には、都市部の商店街と農山村部が協力して地域の新たな魅力を発信することで地域全体の活性化につながった事例もあります。そのほか、空き家や休耕地などを活用すれば休眠資源問題も解決できるなど、多くのメリットをもたらしてくれます。

私たちの暮らす長野県には、豊かな自然環境や歴史、風土など都会とは異なる様々な資源が

あります。これらを観光のコンテンツとして生かすことが重要であると考えますが、加藤観光スポーツ部長の所見を伺います。

次に、長野県の林業についてお聞きします。

本県は全国有数の森林県であり、森林面積は県土の約８割を占めております。しかし、民有林の人工林、カラマツやヒノキが主伐期になっているにもかかわらず、伐採や再造林が進まず、森林の高齢化や荒廃が進んでおります。

森林の役割には、山地災害の防止や水源の涵養など県民の暮らしを広く支える働きをはじめ、保健休養の場の提供、多種多様な生き物の生息、生育する場として自然環境を守る機能、木材をはじめとする林産物の供給機能、さらには地球温暖化の防止等、地球規模での環境を保全する機能など多様なものがあります。

そのため、森林の整備・保全を進め、広く県民が森林のもたらす恩恵を享受していくためには、森林所有者を含めた林業・木材産業関係者らの努力、県や市町村の取組とともに、個々の県民を含めた社会全体からの支援がこれからも必要になっております。

県としても、このような状況を打破し、課題解決のため、主伐・再造林を推進していくような様々な政策を打ち出しています。しかし、主伐・再造林移行への最大のネックとなっているのは、人材不足です。このことは、２月定例会でも大畑議員から述べられておりますが、課題解決のためには人材の確保育成が何よりも重要であります。

そこで、順次お尋ねします。

主伐・再造林を進めるため、林業就業者を1,500人から1,600人に増加するための施策に取り組んでいることと認識しております。少子化、人口減少が避けられない中、若年層の林業就業者を確保することが重要と考えますが、若年層の林業就業者の現状と確保育成のための施策について伺います。また、若年層の林業就業者の確保育成を進めるためには、労働安全対策の強化が不可欠と考えますが、林業労働災害の現状と安全性の向上を図るための施策について伺います。

次に、県産材の活用についてですが、本年度より、県民の皆様の新たな発想や問題意識を取り入れ、県政をより身近なものとするため、上伊那地域振興局において、県民参加型予算を活用し、上伊那地域材利活用促進事業が事業化されました。

上伊那地域では、これまで、カラマツ、アカマツ等の地域材の９割が地域外へ丸太のまま出荷されており、地域全体として域内加工、域内消費による森林資源の循環利用の促進が課題でありました。このため、県が地域材を活用した域内事業者の商品を一括してPR、販売する場の創出、地域材の認知度の向上、発信力の強化、地域材を手にする機会の創出により、域内加工、域内消費の促進を図る事業であります。本年度からのこの新しい事業をしっかりと進めて

いただきたいと願っておりますが、この上伊那地域材利活用促進事業の取組状況と今後の展開について伺います。

次に、地元企業の森林保全への関わりについてです。

森林の整備、保全を進め、広く県民が森林のもたらす恩恵をこれからも享受していくために、森林所有者を含めた林業・木材産業関係者をはじめ、県や市町村の取組とともに、個々の県民を含めた社会全体で森林の保全に関わる必要があります。さらに、地元の地域の企業をも巻き込んでいかなければならないと考えております。

企業としても、環境貢献活動を行うことで、CSR活動を含めた環境先進企業としての森林整備の取組をPRできると思います。そこで、このような地元の企業を森林保全に関与させる施策の展開について伺います。以上4点を須藤林務部長に伺います。

次に、長野県の熊、害虫対策について伺います。

県では、野生鳥獣対策として、防除対策、捕獲対策、生育環境対策の三つの項目を被害対策の基本に据え、また、関副知事を本部長とする野生鳥獣被害対策本部会議を設置し、本県の自然、農林業を野生鳥獣から守る部局連携の総合的な被害対策を推進しております。

しかし、野生鳥獣による農林業被害は、令和4年度では7億円を超える高いレベルで推移し、また、自然植生への影響も大きな問題となっております。今後も適切な野生鳥獣の保護管理が求められております。

特に、熊については、人身被害が大きな問題となっております。2023年度の人身被害者数は、統計のある2006年度以降過去最多の198件、219人になったことから、環境省としても、今年の4月、熊を指定管理鳥獣に追加しました。

昨年度の県内における目撃件数は1,406件で、人身被害11件、死者1人、私の地元上伊那でも、目撃36件、人身被害は2件確認されております。人身被害は、いずれも昨年の6月に辰野町と宮田村で発生しております。伊那市では、昨年の人身被害はありませんでしたが、目撃は23件あったほか、捕獲した熊を駆除せずに山に帰す学習放獣は5頭に上っております。今年度に入っても、県内の至るところで毎日のように目撃情報が飛び交っており、また、被害も、箕輪町等含め頻繁に耳にします。先週には熊に襲われて死亡したのではないかと疑われる事案も県内で発生しました。

熊は、食べ物が不足する初夏から行動範囲が広がり、ドングリ類が凶作の年には、冬眠前の秋に里地への出没が増加すると言われております。そこで、須藤林務部長に今後の熊の被害対策をどのように進めていくのか、伺います。

また、今年は害虫被害も増えるという報道がされました。梨や桃の実などの果物に害を及ぼすカメムシが増えていると、県は4年ぶりとなる注意報を南信地域に発出いたしました。カメ

ムシの増加は、暖冬や先月以降の高温が影響していると見られているとのことですが、これからの時期も気温が高くなると予想されているため、カメムシの繁殖が活発になり、4月から7月下旬にかけて大量発生し、地域全体に被害が及ぶ可能性があります。

カメムシの例を挙げましたが、今後、気候変動により農作物への害虫被害が増加するのではと懸念されます。県として気候変動による害虫の発生をどのように予測し、対策を講じていくか。小林農政部長に伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、農業の中で気候変動が及ぼす影響と県の取組に向けた思いという御質問をいただきました。

長野県は、ゼロカーボン戦略を策定して、県全体でこの気候変動に向き合っていこうと取り組んでいるわけでありますけれども、まさに、この御質問の農業分野は、気候変動から直接的に大きな影響を受ける分野であります。また、農業自体の温室効果ガスの発生を抑制していかなければいけないと、両面からの対策が必要だというふうに思っています。

特に、気候は非常に厳しい状況になりつつあるというふうに感じています。昨年、松本の平均気温は13.7度。平年が12.2度でありましたので、約1.5度平年より高い平均気温になっておりますし、真夏日は、30年間平均の平年値では51.2日だったのが、去年は85日ということで、非常に多くなっております。

こうした気候の影響によりまして、収量の低下や品質の低下が顕在化した年になってしまったというふうに思っています。春先の凍霜害、高温によるリンゴの着色不良や日焼け、さらには米の白濁、収穫前の割れの発生といったような課題が生じています。

こうした状況を我々も深刻に受け止めてしっかり対応していかなければいけないわけですが、こうした気候変動への対応に、研究開発面、政策面でしっかり取り組んでいかなければいけないというふうに思っています。

例えば、高温でも栽培が可能な品種の開発、普及、収量や品質を低下させない栽培技術の開発、普及、さらには新たな品目の検討、導入、こうした農業そのものの対策、対応をしっかり進めていくことと併せて、災害等に対応するための農業用水利施設の整備等、ハード、ソフトの両面から対応していくということが重要だと思っています。

高温条件に対応した品質開発の例としては、着色のよいリンゴ、シナノリップの開発等を行ってきたところでありますし、今後は、かんきつ類など新たな品目も視野に入れてさらなる研究の充実を図っていきたいというふうに考えております。

また一方で、昨今の気候変動の激化という状況を踏まえますと、こうした適応策だけではなく、農業分野における緩和策、温室効果ガスの排出を農業自体から抑制するための取組という

ことも重要だというふうに考えております。

例えば、水田からのメタンの発生を抑制するための水管理技術であったり、さらには、果樹剪定枝、もみ殻等の未利用有機資源を活用した炭素貯留、こうした取組もしっかり進めていかなければいけないと考えております。また、こうした様々な対策を進める上では、農業者の皆様方、農家の皆様方の理解、そして問題意識と危機感を共有していくということも重要だと思っています。

今年の1月に、ファーマーズ会議を開催しました。農業経営者協会、農業者協会の皆様方と意見交換させていただく中で、この脱炭素について御意見をいただきました。その際、私のほうから、参加されている皆様方に、この気候変動、地球温暖化に関心を持っていच्छるか伺ったところ、ほとんどの方たちが関心を持っているとお答えになりました。しかし、その一方で、具体的な取組をされている方という問いかけには、あまり多く手が挙がらなかったという状況でございます。

この農業の分野は、まさに気候変動に直面している分野でありますので、私としては、ぜひ農家の皆様方にも気候危機についてしっかり理解をしていただき、共に取り組んでいただきたいというふうに思っています。その場では、学ぶ場が必要ではないかという御意見もいただきましたので、早速、農政部と環境部とが連携して、農業者を対象とした気候変動に対する研修会等を行うこととさせていただいたところでございます。

我々県行政も、引き続きこの気候変動が農業に与える影響をしっかり受け止めつつ、必要な対策、対応を行っていききたいというふうに思いますし、また、農業者の皆様方とも課題や方向性をしっかり共有しながら対応していききたいというふうに考えています。

引き続き、県全体でのゼロカーボン戦略の推進と農業分野での対策の両面でしっかり取り組んでいきたいと思っています。

以上です。

〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長（小林茂樹君）私には5点質問をいただきました。

まず、地域計画策定後の支援についてのお尋ねです。

守り継がれてきた農地を次世代に継承し、地域の農業を維持発展していくためには、各市町村において地域計画の実現に向けた取組が進められること、これが大変重要であります。このため、経営体の強化に向けた機械や施設の整備、生産性向上に向けたスマート農業の導入や農地の基盤整備、多様な担い手の確保に向けた新規就農者の育成や農ある暮らしの推進等、ハード、ソフト両面で様々な取組がなされると考えております。県といたしましては、国の補助事業も積極的に活用しながら、地域計画の実現に向けてこれらの取組が着実に進むよう、市町村

に寄り添った支援を行ってまいります。

次に、国際水準GAP認証の取得についてのお尋ねでございます。

県では、全ての農業者が広くGAPに取り組めるよう、本県の生産現場の実情を踏まえ、実施内容を具体化した県GAPをつくり、多くの農業者が実践しております。現在、この県GAPを充実させ、国際水準に引き上げるよう調整しており、県GAPで実践を重ねることが国際水準GAP認証の取得につながるものと考えております。

また、国際水準GAP認証の取得には高額な初期の審査費用が必要なことから、その費用を助成しているところでございます。

今後も、GAP指導員を育成し、支援体制を充実させるとともに、農業者向け研修会などによる認証取得に向けた意識の醸成、さらには、GAPを農業大学校や農業高校での学びに取り入れ、次世代の実践者の育成を図り、認証取得の拡大に努めてまいります。

次に、農業水利施設の整備についてのお尋ねでございます。

本県の農業水利施設は、昭和30年代から50年代に整備されたものが多く、ライフサイクルコストを考慮した長寿命化計画を策定し、計画的に補修や更新を行っているところでございます。とりわけ、頭首工や水路トンネルなどの重要構造物は、障害が発生した場合に営農に大きな影響が及ぶことから、重点的に対策を講じております。

今後も、施設の管理者である市町村や土地改良区と個々の施設の状況を的確に把握し、認識を共有しながら、営農に不可欠な用水を安定して供給できるよう、計画に基づき整備を進めてまいります。

次に、中山間地域に合ったスマート農業の支援についてのお尋ねです。

中山間地域の急な斜面にも対応するラジコン草刈り機や、狭隘、不整形な圃場におけるドローンの活用は、作業の軽労化や安全につながることから、まずはデモンストレーションや活用事例の情報提供等を行い、有効性の理解を深め、導入意欲を高める取組を進めています。

また、経営面積が小さい、高齢農業者が多いといった実情から、個々での導入には負担が大きいという課題への対応として、スマート農業機器を活用して農作業を請け負い、機械のレンタル等も行う農業支援サービス事業体への支援を昨年度から行っているところでございます。中山間地域の課題解決に向け、農業支援サービス事業体の育成を加速し、農業のスマート化を進めてまいります。

次に、気候変動による害虫発生の予測と対策についてのお尋ねです。

気候変動による気温の上昇等に伴い、害虫の発生回数や量の増加、また、これまで県内で確認されていなかった新たな害虫の発生が懸念されます。現在、県内257か所での害虫の定点調査を行うとともに、近県での発生状況や気象の見通し等も踏まえ、発生を予測しております。

今後、必要に応じ、対象害虫の拡大や県境での監視の強化などを図ってまいります。

また、調査結果を生産現場に対し適時適切に伝達し、確実な防除がなされるよう努めるとともに、防虫ネットの活用など、農薬だけに頼らない総合的防除を推進してまいります。

以上でございます。

〔観光スポーツ部長加藤浩君登壇〕

○観光スポーツ部長（加藤浩君）私には自然環境や歴史、風土などの観光への活用に関しまして御質問をいただきました。

農山村に滞在し、農業体験や住民との交流を楽しむアグリツーリズムは、自然環境に恵まれた本県の強みを生かす観光コンテンツとして重要であり、世界的な潮流でもございます持続可能な観光につながるものと考えております。

現在、県では、本県の多彩なアウトドアカルチャーの発信、定着を図るため、「Go Nature. Go Nagano.」をキャッチフレーズに、戦略的なプロモーションを展開しておりますけれども、アグリツーリズムもその要素の一つでございます。農山村での体験学習、ワインツーリズム、アウトドアアクティビティーと地元の食との組合せなど、長野県ならではの魅力を発信し、長期滞在型の観光の推進、リピーターの獲得につなげてまいります。

〔林務部長須藤俊一君登壇〕

○林務部長（須藤俊一君）私には5点質問を頂戴いたしました。

まず、若年層の林業就業者の現状と確保育成の施策についてでございます。

毎年度実施している林業事業体等調査では、39歳以下を若年層と定義しており、直近の調査である令和4年度では林業就業者全体の31%で、人数は466人となっています。また、新規就業者に占める若年層の割合は56%、人数は67人となっております。

若年層の林業就業者の確保育成のため、県では、関係団体と連携した就職説明会や新規就業者を対象とした林業講座の開催に加え、令和6年度からは、移住・転職者への給付金について新規学卒者も支給対象に加えるなど、支援の充実を図っているところであります。

また、高性能林業機械シミュレーター等を活用した林業体験や、キャリア教育の始まる中学生への林業職場体験の推進等を通じて、より若い世代の林業の認知度向上を図ることにより、林業を目指そうとする若者が増えるよう取り組んでまいります。

次に、林業労働災害の現状と安全性の向上についてでございます。

林業における労働災害発生割合の全国の数値は、全産業平均の約10倍と、高い状況です。長野県内でも、令和5年には36人の労働災害が報告されております。林業労働災害の多くは、チェーンソーによる伐倒造材等の作業中に発生しており、法令等に基づく禁止事項の遵守や安全教育の実施、安全装備の着用の徹底を推進することが労働災害の防止のために必要と考えて

おります。

このため、安全装備の導入支援や林業労働安全研修会の受講促進に加え、伐倒練習機やV Rシミュレーターを活用した安全操作訓練、労働災害発生時の林業現場での救助訓練などに取り組んでいるところであります。

また、現場技能を客観的に評価、見える化し、自らの技能への気づきと研さんの機会とするため、今年度、本県では、初めて伐倒技術を競い合う信州伐木チャンピオンシップを開催することとしております。こうした取組を通じまして、労働災害の防止と労働安全環境の醸成を図ってまいります。

上伊那地域材利活用促進事業についてでございます。

現在の取組状況としては、地域の林業・木材産業等の関係者による協議会が今年20日に立ち上がったところであり、今後は、上伊那圏域の地域材の情報を発信するアンテナショップの設置や、対面及びオンラインによる地域材製品の販売などに向けて具体的な取組が進められていく予定と伺っております。

こうした取組の実施により、上伊那圏域の住民が地元産の木材製品を直接見て触れる機会が増加するとともに、地域材製品をインターネット上で手軽に購入できる環境の整備により消費者の利便性が向上するなど、地域材の認知度の向上と消費の拡大につながることが期待されます。今後、上伊那圏域における今回の取組につきまして、その効果等を検証した上で、県内各地域における地域材の利用促進に向け取り組んでまいりたいと考えております。

地元企業を森林保全に関与させる施策についてでございます。

企業が森林保全に関わる施策については、森林の里親促進事業として、企業と森林を有する地域とを県が仲介する仕組みを平成15年度から展開しており、これまでに、地域内外の企業と175件の契約が締結されています。

加えて、企業の森林への関与をより高めていくには、企業の社会貢献活動にとどまるだけでなく、ビジネスの一環として森林を多面的に活用していく取組も重要と捉えております。県内にも、社員の健康利用や社員研修等、企業活動に森林を積極的に活用している事例も見られることから、こうした企業活動を受け入れる森林サービス産業の振興を図ることで、先行事例の横展開や企業と森林との関わりの強化に努めてまいります。

5点目でございますが、ツキノワグマによる人身被害対策についてでございます。

ツキノワグマによる人身被害につきましては、今年度は本日までに4件の発生が確認されております。このような状況を受けまして、今月5日には、県として初めてツキノワグマ出没注意報を発出いたしました。

また、今月11日には、野生鳥獣被害対策本部会議を緊急に開催し、人身被害を防ぐため、熊

の目撃情報があつた箇所等を7月12日までの約1か月間集中的に点検することを決定いたしました。市町村及び専門家と連携し、熊の餌になる木の実の除去や、隠れ場所となるやぶの刈り払いなどの必要な助言を行ってまいります。また、熊の出没状況を分かりやすくお伝えする仕組みについて現在検討しております。

こうした地域ぐるみの対策の重要性は、昨年開催したツキノワグマ対策あり方検討会の提言でも指摘されており、人と熊とのすみ分けを徹底するため、市町村によるゾーニング管理の導入を進めているほか、予算を倍増して緩衝帯の整備に取り組んでいるところであります。

また、研究機関と連携し、熊の食べ物となるドングリ等の堅果類豊凶調査に基づき、秋以降の出没予測を行うとともに、大量出没が予測される場合には、人身被害の防止に向けて必要な対策を講じてまいります。

人と熊との緊張感ある共存関係の再構築を目指しまして、関係部局や市町村等と連携し、対策の推進を図ってまいります。

以上でございます。

〔8番垣内将邦君登壇〕

○8番（垣内将邦君）それぞれ答弁をいただきました。

県土の約8割を占める長野県の森林の保全については、再度申し上げますが、森林所有者を含めた林業・木材産業関係者らの努力、県や市町村の取組とともに、個々の県民を含めた社会全体で守っていかなければなりません。

県には、これからもさらなる施策をお願いするとともに、農業に関しましては、地域の皆様の御努力で守り続けてきた農地を次の世代に引き継ぐため、地域計画策定後の支援、農業用水を含めた農業水利施設の整備、スマート農業の導入が必要です。

また、新しいビジネスを築くためにも、長野県の特徴である爽やかな風、清らかな空気、おいしい水、そして、美しい豊かな自然環境や歴史、風土を用いたアグリツーリズムの促進は、知事が掲げる輝く農山村地域創造プロジェクトのオンリーワンの「輝く農山村地域」の創造へつながります。

先ほども、阿部知事の答弁で、各部署とも連携をして進めていくとのことでしたが、長野県の中山間地の農業の課題解決のためには、農政部に限らず、林務部、観光スポーツ部など様々な部局が関わり、総合的な施策を展開していくことが重要であります。部局の枠を超えた連携と一層のお取組をお願い申し上げまして、私からの全ての質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○副議長（続木幹夫君）次に、小山仁志議員。

〔27番小山仁志君登壇〕

○27番（小山仁志君）鹿の生息域は拡大の一途をたどっており、森林の植生に深刻な影響を及ぼしながら、今まで生息が確認されていなかった高地においても生息が確認され、国立公園にまで及んでいます。

鹿の食害や樹皮剥ぎによる植物の種類の減少、低木や草など下層植生の衰退など、森林生態系、生物多様性への影響が顕在化し、森林の荒廃、地表のむき出しによる保水機能の低下や土壌流出など、災害の頻度や規模への影響も懸念されています。いかにして鹿の適切な数と生息規模にコントロールしていくのが政策にも求められています。

県では、令和3年度から5か年の第5期ニホンジカ管理計画の下、対策に取り組まれています。当計画では、捕獲目標を20万頭としていますが、捕獲頭数は近年伸び悩みを見せており、同様の目標値を掲げた第4期計画において、捕獲頭数は13万頭にとどまり、目標に対し7万頭下回る結果となっています。

そして、現在の第5期計画におきましても、計画初年度、令和3年度は約3万2,000頭、令和4年度は約2万9,000頭ということで、目標値に対し、個体数抑制に向けましては大変厳しい実態があると感じるわけですが、県ではその要因となっている課題をどのように認識し、解決していく考えなのか、伺います。

鹿による被害の減少と鹿の頭数コントロールのため、重要な役割を担うのが狩猟者です。全国的に狩猟者の減少と高齢化は大きな課題となっていますが、長野県におきましては、狩猟免許所持者のうち60歳以上は58%と、高い割合にあるものの、減少傾向にあり、18歳以上から49歳までの年代が増加傾向にあります。引き続き効果的な捕獲を進めるため、将来の捕獲を担う新規狩猟者の確保、人材育成の強化、また高度化も必要です。

近年、鹿の警戒心が強まることによって捕獲が困難になっているという現状に対し、単に努力を増やすだけではその改善を見いだすことができないことを踏まえた、より効率的な捕獲手法の確立と普及も急務であると考えます。確実な新規狩猟者の確保、そして、人材育成とともに、効率的な捕獲策の確立とその実効性をいかに高めていくのか。県の今後の取組について伺います。

また、単に捕獲頭数を増やすということにとらわれない対策が迫られていることを認識し、従来の伝統的な狩猟方法と併せ、新たな捕獲方法の確立に向け、県が主体的に取り組んでいくことが求められていると考えますが、県の対応策について併せて伺います。

ニホンジカをはじめとした野生鳥獣による被害の拡大や長期化の要因として、その専門分野における技術者の不足や、科学的な根拠に基づいた組織的、計画的な捕獲の欠如が指摘されてきました。それは、例えば、捕獲制度と狩猟制度とが混同、混在している実態も招き、その解消を図るべく、平成27年度より認定鳥獣捕獲等事業者制度が創設されています。

広域的、集中的な指定管理鳥獣の捕獲、管理に当たりましては、認定鳥獣捕獲等事業者の育成による捕獲活動の担い手の確保とともに、同事業者のさらなる積極的な活用の推進が重要です。制度創設以来、認定鳥獣捕獲等事業者による成果をどのように捉えているのか。また、事業者に対する認証手続にとどまらない構成員の技能向上や団体の育成支援、認定事業者の積極的活用策に対する県の考えを伺います。

鹿の生息数の増加、生息域の急速な拡大は、森林内の下層植生の減少をもたらし、昆虫や鳥など他の生物の生息環境にも影響をもたらすことにより、生物多様性の減少、生態系の変化を招いています。あわせて、森林の保水力低下による鉄砲水や土壌の流出など、災害の規模や頻度への影響も懸念されるものです。

実際、令和元年に県が行った森林下層植生の衰退度調査結果によりますと、衰退度区分を6段階で評価していますが、管理ユニット区分で八ヶ岳や南アルプスでは衰退度3や4が多くを占めています。土壌侵食や地表土壌が流出するような植物が枯死する衰退度区分5、6も間近な状況であり、取り返しのつかない事態を招かないか、憂慮いたします。

既に衰退し、失われた森林下層植生の回復をどのように図っていくのか。また、下層植生の衰退による森林の生物多様性への影響や生態系の変化、被害の実態について、県はどのように認識され、その拡大を防ぎ、保全を図っていく考えなのか、併せて伺います。

長野県の森林資源は、着実な増加とともに本格的な利用期を迎え、県は、適正な主伐・再造林の推進、加速化を林業県への飛躍に向けた施策の旗印として掲げています。

主伐後の再造林に当たりましては、初期保育作業の着実な実施も見据えた取組が不可欠ですが、ニホンジカの生息範囲の拡大を踏まえますと、再造林が餌場の創出となり、さらに増加させる要因にもなりかねず、食害等のリスクは再造林への意欲低下を招きかねないことから、主伐・再造林の過程におきましては、その被害対策を効果的、効率的に講じていくことが不可欠であります。

まず、再造林地域の周辺部における鹿による被害状況や生息密度の十分な把握とともに、激甚な被害を呈している箇所におきましては、捕獲による頭数と被害の低減後、防護対策を行った上での主伐・再造林の実施判断が必要となります。

一方で、鹿の分布や生息密度は年々変化し、そのモニタリングにも大変な労力を要しますが、県ではどのように支援をしていく考えなのか、伺います。

また、柵の設置等による防護対策だけでは食害を防ぎ切れない実態の中で、再造林する地域に適した防護対策手法の選定を行っていく必要があると考えます。その判断等につきまして、県としてはどのように支援を行っていくのか。以上、これまでの一切を林務部長に伺います。

野生鳥獣による森林や農地の被害防止とともに、生物多様性の保全と生態系ネットワークの

形成を図りながらどのように野生動物との共存をしていくのか。突きつけられた課題は、そもそも人間が自然界に与えてきた営みに端を発していますが、人の手には負えない被害や影響を生み、自然界で保たれていたサイクルを取り戻すための将来を見通した青写真は描き切れていない深刻な現状があると感じます。

こうした課題に対する知事の所感とともに、県民の皆様とこうした危機感を共有しながら、今後、農政や環境、林務部局の連携とともに、市町村との連携もさらに強化していく必要があると考えますが、取組強化に対する知事のお考えを伺います。

〔林務部長須藤俊一君登壇〕

○林務部長（須藤俊一君）私には6点質問を頂戴いたしました。順次お答えいたします。

まず、ニホンジカ捕獲頭数についてのお尋ねでございます。

県が策定したニホンジカ管理計画においては、年間の捕獲頭数4万頭、計画期間の5年間の捕獲頭数20万頭を目標に、農林業被害の軽減等を目指し、捕獲を中心とした対策に取り組んでいるところです。しかしながら、令和3年度、4年度と、捕獲目標頭数を達していない状況であります。

その要因としては、議員御指摘のとおり、捕獲圧を高めた結果、ニホンジカの警戒心が高まり、捕獲されにくくなってしまったことや、特に、鹿の生息域が拡大しつつある地域では、生息密度が低いため、捕獲効率が上がりにくく捕獲が進まないなどの点が考えられます。このため、鹿の行動を把握しながら、効率的な捕獲につながるICT技術の導入や、市町村が行う捕獲活動に対して支援をしております。

次に、狩猟者の確保育成、新たな捕獲方法の確立についてでございます。

県では、令和5年度から、狩猟免許を取ったものの実際の狩猟活動を行っていない方々に向け、実践的な捕獲技術を指導するハンターデビュー支援事業を実施しております。今年度からは、狩猟免許の取得を考えている方々を対象とした講座を新たに増やし、捕獲者の裾野の拡大にも取り組んでまいります。

また、県が実証事業に取り組んでいるICT技術の活用や大型捕獲おりによる捕獲の手法など効率的な捕獲につながる新たな技術について、県や国が行う研修会等を通じて普及定着を図っております。

3点目でございます。認定鳥獣捕獲等事業者の活用についてでございます。

効率的な捕獲技術を有する方々で構成され、法人格を持つ事業者である認定鳥獣捕獲等事業者については、現在九つの事業者を認定しております。県では、この認定鳥獣捕獲等事業者に委託して、鹿の高密度生息域である諏訪地域において、奥地等シカ捕獲推進事業を実施しております。この事業は、センサーカメラを活用し、季節ごとの鹿の行動変化を把握した上で、わ

な設置場所を移動して効率的な捕獲につなげる新たな手法の実証を行うものであり、事業実施により、事業者がこうした新たな技術を取得するとともに、地元の捕獲者に普及させることで地域全体の捕獲技術と意欲の向上につながっております。

県としては、事業実施の拡大に向け、市町村の意向を踏まえた上で積極的に地元調整を行うなど、事業者の活用と効果的な捕獲の推進に努めてまいります。また、県内の各事業者には、国や県、市町村の発注する捕獲事業への積極的な参画を通じ、事業者及びその構成員のスキルの向上に取り組んでいただくことも期待しているところであります。

4点目でございます。鹿による森林の下層植生への影響や保全についてであります。

令和元年度に県が調査した結果、森林下層植生の衰退度は、鹿の生息密度が高い八ヶ岳、南アルプスの各管理ユニットにおいて、七つのランクのうち下から四つ目の衰退度4の箇所が見られたところで、森林の下層植生の衰退は、鹿に食べられたことが主な原因と考えられております。

また、鹿の生息密度の高い地域では、鹿の踏み荒らしによる森林土壌の攪乱が林業総合センターの調査で確認されており、下層植生の衰退度がさらに上がると、土壌の侵食、表土の流出が発生することが危惧されます。

さらに、笹類や草本類などの森林下層植生が衰退すると、その下層植生を餌やすみかとする森林内の昆虫類、ネズミなどの小動物や鳥類の減少など、生物多様性の低下も懸念されるところであります。

下層植生の回復、保全を図っていくためには、鹿の高密度生息域における捕獲を強化することから、市町村への捕獲事業の支援に加え、猟友会とも協力し、狩猟者に対し、狩猟期間における積極的な鹿の捕獲を呼びかけてまいります。加えて、間伐などの適切な森林整備により植生の回復を図るとともに、必要に応じて防護柵で保全する取組を進めてまいります。

5点目でございます。再造林における鹿の生息状況の把握についてでございます。

適切な主伐・再造林の推進に向けて令和4年度に作成した主伐・再造林推進ガイドラインでは、主伐の実施者に対し、計画段階で獣害等の発生状況を把握し、被害拡大防止や確実な再造林が可能かを確認することを求めたところです。

このため、令和元年度に実施した生息状況調査の結果を林業事業体に提供し、活用いただいております。さらに、今年度は、新たに環境保全研究所等の研究機関の助言を受け、生息状況調査を実施する予定であり、その最新の結果も提供する予定であります。

あわせて、林業事業体が市町村や地元捕獲者から鹿の生息状況や行動を聞き取った上で、防護対策を検討することが必要となるため、再造林支援の前提となる森林経営計画の策定等に際し助言をしてまいります。

6点目でございます。再造林地における鹿の被害対策についてであります。

県では、主伐・再造林推進ガイドラインに沿った再造林に際し、必要となる防護柵の設置に対して標準経費の全額を補助しております。再造林地においては、鹿の生息密度が高い地域と低い地域が存在していることから、生息密度に応じた防護柵の構造の選択や、生息密度がさらに高い地域におけるわな等による捕獲と防護柵を組み合わせた手法の選択など、地域に適した食害への対策方法を検討する必要があります。

このため、事業実施者に対し、林業普及指導員や林業総合センターが防護手法の技術指導を行っているほか、捕獲者と造林事業者が連携し、わなの見回り活動等を支援する再造林推進シカ捕獲サポート事業を今年度立ち上げ、わなの見回りへの負担の軽減を図ってまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には野生鳥獣との共存についての所感と今後の取組強化についての考えという御質問をいただきました。

放置された里山の増加や過疎化に伴う耕作放棄地の増加に伴って、ニホンジカをはじめとする野生鳥獣の生息域が拡大してきております。その結果、生物多様性への影響が危惧されるとともに、農林業等産業に対する影響、人身被害等生活への影響など、私たち人間とのあつれきも生じてきているというふうに受け止めております。

野生鳥獣との共存を図っていくためには、まずは適切な捕獲を行っていくことが必要であります。そうしたことと併せて、緩衝帯の整備、防護柵の設置などによります適切なすみ分けの推進も必要だというふうに考えております。特に、ツキノワグマに対しましては、県内全市町村が速やかにゾーニング管理を導入していただくよう県として支援をしていきたいと考えております。

対策を進めていく上では、県民の皆様方との問題意識の共有、そして関係機関との連携の強化が大変重要だというふうに思っております。今年度、鹿の食害による植生調査を実施して、森林の植生の衰退による土壌の流出等の影響などを県民の皆様方にお伝えし、鳥獣被害の実態を広く御理解いただくようにしていきたいというふうに思っております。

県庁の部局間連携につきましては、関副知事を本部長とする野生鳥獣被害対策本部を設置しております。この場で問題意識や方向感を共有しながら、各部局が連携して対策をしていきたいと考えております。また、地域振興局においては、現地機関の関係職員を構成員とする野生鳥獣被害対策チームを設置して地域における被害対策に当たっているところでありまして、特に、熊対策としては、出没箇所の点検、隠れ場所となるやぶ刈り払いの助言など喫緊の防除対策に取り組んでまいりたいと思っております。また、市町村に対しましては、専門家による助

言や研修の実施を通じて技術面での支援を強化してまいります。

こうした取組を総合的に行うことによりまして、この生物多様性の保全と私たちの暮らしや産業への影響の抑止、この両面をしっかりと意識しながら対策を進めていきたいと考えております。

以上です。

〔27番小山仁志君登壇〕

○27番（小山仁志君）大変な鹿の繁殖の現状を考えると、複合的、多面的に総合的な対策を講じていくことが必要であると考えます。

私たちは、森林の社会的共通資本として欠かせない役割について強く認識しなければなりませんが、一方で、森林で起きている異変と、環境等に対する影響への関心や危機意識が日頃の生活の中でやや乏しいのではないかというふうに感じています。

先ほど垣内議員からもありましたとおり、鹿のみならず、熊の出没やその被害が全国的に相次いでいますが、野生動物にとって都合がよく繁殖しやすい環境は、私たち人間の営みによる自然界に与えた影響と切り離せない関係があると思います。しかしながら、結果として、人のほうが予測不可能な自然界の猛威に適応していかなければならない運命にも直面しているというように感じています。

今回は、鹿による森林への影響を基に課題提起をさせていただきましたが、林業県の実現は、森林を健全な姿で次の時代へつないでいくことと表裏一体にあると考えます。引き続きその意識を県民の皆様としっかりと共有しながら施策推進にお取り組みいただくことをお願いさせていただいて、質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（続木幹夫君）次に、勝山秀夫議員。

〔4番勝山秀夫君登壇〕

○4番（勝山秀夫君）公明党長野県議団、勝山秀夫でございます。少子化・人口減少対策について伺います。

先日、ショッキングなニュースがありました。厚労省は、2023年の人口動態概数を発表。それによると、合計特殊出生率は1.20となり過去最低を更新。出生数は過去最少の72万7,277人で、政府の推計より11年早いペースで減少。出生率、出生数ともに8年連続のマイナスとなりました。長野県の2023年の合計特殊出生率も1.34で過去最低を更新。県内の出生数は1万1,125人で、2007年以降過去最少を更新し続けているとのこと。

ここ数年、国や自治体が総力を挙げて少子化対策に力を入れてきましたが、予想を上回るスピードで少子化が進むという深刻な状況です。地域の活力の減少や経済活動の急激な縮小を防ぎ、未来の社会の担い手を確保するためにも、ここでさらなる少子化対策に力を入れなくては

ならないと感じました。

課題はたくさんありますので、何点かに絞って質問させていただきます。

まず、男性の育休取得の推進と、家事、育児への参加について伺います。

近年、夫婦で家事や育児の負担をバランスよく分担できるよう、男性育休の取得の推進が進められていますが、まだまだ課題があると感じます。

2021年にユニセフが発表したOECD、EU加盟国を対象に保育政策や育児休業政策を評価した「先進国の子育て支援の状況」によると、日本の育児休業制度は1位と位置づけられています。制度上、日本は父親の育児休業が世界で最も長く、父親と母親に認められた期間がほぼ同じ長さである唯一の国です。

しかし、育休取得率については、2021年のユニセフの報告によると、スロベニア、フィンランド、スウェーデン、デンマーク、スペインなど、比較可能な11か国の男性の育児休業の平均取得率は55%で、それに対し、日本の男性の取得率は17.13%でした。日本は世界一の制度を持つ国でありながら、世界と比べて男性の育休取得率が低いことが大きな課題と言えます。

なぜ日本の男性の育児休業の取得率が低いのでしょうか。子育て中の方から次のような声をお聞きします。仕事も遅くなることが多く、会社の仕組みで残業が当たり前になっている。男性が家事や育児をするためのハードルが高い。大企業ではないので余力がない。男性の育休はキャリアに響く。ほかの社員に迷惑がかかるなどです。

その背景にあるのは、育児休業を歓迎しない職場の雰囲気や人手不足、それと、仕事を離れることで周囲に迷惑をかける後ろめたさや、今後のキャリア形成に悪影響になるといった企業が抱える課題と、男性本人の懸念があるそうです。

男性の育休取得はマイナスな面が多いと思われがちですが、実は多くのメリットが検証されています。例えば、厚労省が作成したある報告書によると、育休を取った男性の約20%が仕事の効率化を考えるようになったと回答。同じく約7%が育児の経験やスキルが仕事の役に立ったと回答するなど、仕事にポジティブな影響を与えることがあると報告されています。

また、国立成育医療研究センターによる研究結果では、おむつを取り替える、入浴をさせるなど乳児期の父親の育児への関わりが多いと、子供が16歳時点でのメンタルヘルスの不調のリスクが10%下がったとのことです。育児休業を取得しやすくなるように環境を整えることは、母親の負担を減らすだけでなく、夫の仕事や子供へのよい影響があることが分かりました。

しかし、残念なことに、メリットはほとんど知られていないと感じます。男性の育休の取得率を上げるには、企業の課題の解決や男性本人の懸念の払拭、正しい知識を学ぶことなどが必要だと考えます。そのために、企業の経営者、管理職、若者世代を対象に、育休取得に関するセミナーを開催して、職場の理解促進、雰囲気の改善を図る取組が必要だと思います。

中小企業や小規模事業者については、人手不足が大きな課題です。育休社員の代替要員の確保策も重要と考えます。また、夫婦で家事や育児負担を分担するため、男性の残業免除や短時間勤務制度、フレックスタイム制度など、積極的に企業に活用を促していただきたいと思います。男性の育休取得促進の取組について産業労働部長に御所見を伺います。

また、忘れてはならないのは、男性の家事と育児への意識と能力の底上げです。夫が育児休業を取得したものの、家事や育児を十分に担わないために妻の負担軽減につながらない、いわゆる取るだけ育休となるケースが少なくないとも聞きます。若者世代のパートナーを対象に、男女が共に育児や家事に参加するように促したり、男性が親になるための知識や必要なスキルを取得することができるようなセミナーやワークショップなどを開催してみたいでしょうか。こども若者局長に御所見を伺います。

次に、社員の子育て応援宣言について伺います。

県は、仕事と家庭が両立できるような働きやすい職場環境づくりの取組を宣言した企業・事業所を登録し、登録証を交付し、取組内容や企業・事業所名などをホームページで県民に広く周知しています。

私も、ホームページを拝見させていただきました。社員が育児と仕事を両立できるようテレワーク勤務やフレックスタイム制度を導入。子供の急病、けがなどで駆けつけを要するときはいつでも仕事を抜け出せる体制を整備。産休、育休を取得しやすい環境づくりや時短勤務制度を活用など、各企業・事業所が子育てしやすい環境整備に取り組んでいる状況が分かる大変素晴らしい取組です。より多くの方にこの取組を知ってもらいたい。特に、就職を控えた高校生や大学生に見てもらい、将来の子育てを見据えながら就職先に長野県の企業を選んでいただきたいと感じました。

そのためのツールとして、高校生、大学生などの求職者に、社員の子育て応援宣言のチラシを配付してみたいでしょうか。また、今の若者をターゲットに、企業の子育て応援の内容を動画で配信してみたいでしょうか。産業労働部長に御所見を伺います。

次に、子供の意見を少子化・人口減少対策の施策に生かす取組について伺います。

子育て支援を行う上で、現場の声を聞き、ニーズに合った施策を行うことが大変重要になると考えます。そのために、多くの自治体では、保護者にアンケート調査を行っていますが、これからの子育て支援を「こどもまんなか」に考えるなら、子供の声を聞き、その声をヒントに子育て政策に反映させていく取組も必要ではないかと考えます。

長野県においては、昨年、県内の小学校5年生から高校3年生を対象に、こども・若者モニター事業として、こどもの居場所づくりと長野県の暮らしについてアンケート調査を実施しました。真摯に子供の声に耳を傾ける大変素晴らしい取組だと思います。私もアンケート結果を

拝見させていただき、子供が自分の居場所や長野県の暮らしについてどのように思っているのか、率直な意見や傾向性が大変参考になりました。

今回のアンケート結果をどのように分析し、人口減少対策、子育て支援に生かしていく予定でしょうか。また、ワークショップ形式など、対面式で子供と意見交換を行う機会をつくってみてはいかがでしょうか。こども若者局長に御所見を伺います。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君） 私には2点御質問をいただきました。

初めに、男性の育児休業取得促進の取組についてでございます。

夫婦での家事や育児の負担を分担し、共働き・共育てを進めるためには、短時間勤務やテレワーク、時差勤務なども活用し、やはり柔軟な働き方ができることが大変重要でございます。

県では、仕事と家庭の両立につながる働き方の普及を図るため、職場環境改善アドバイザーの企業訪問によります多様な働き方制度の導入の働きかけなどをはじめ、昨年度からは、育休取得促進に関する情報を一元化した特設サイト「長野県は育児休業取得を応援します！」を開設いたしまして、県内企業の好事例の紹介や国の助成金等の支援制度などを広く発信しております。

さらに、今年度は、パパ育休応援奨励金及びパパ育休公表奨励金の申請受付を来月から行うとともに、育休取得促進の体制整備に向けた企業への伴走支援の実施や、事業主、労働者向けの育休取得啓発セミナーの開催も行っていますが、こうした取組の中で、育休取得のメリットにつましましてもしっかり周知していきたいと考えております。

今後とも、職場環境改善の支援、男性の育児休業取得の支援を通じまして、共働き・共育てが当たり前の社会となるよう取り組んでまいります。

次に、社員の子育て応援宣言に係る周知でございます。

社員の子育て応援宣言は、多くの企業に取り組んでいただただけでなく、将来を担う求職者にも企業の取組を知ってもらうことが大変重要でございます。これまでのチラシを活用しての取組は、職場環境改善アドバイザーの企業訪問など、どちらかといいますと企業向けのものであったところでございます。

また一方で、大学生に向けては、ポータルサイト「シューカツNAGANO」やSNS等により就職活動に関する様々な情報を発信しております。その中では、社員の子育て応援宣言を紹介した働きやすい職場環境の実現に関するトピックス記事を掲載したり、「ながのけん社員応援企業のさいと」のリンクを設定し、社員の子育て応援宣言の制度や登録企業についても周知しているところでございます。

高校生、大学生等の世代は、いわゆるデジタルネイティブの世代でございます。貴重な御提

案も踏まえながら、将来世代向けの動画配信も含め、より効果的な周知方法を検討し、取組につなげてまいります。

以上でございます。

〔県民文化部こども若者局長高橋寿明君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（高橋寿明君） 私には2問御質問をいただきました。順次お答えします。

まず、男性の家事・育児参画のためのセミナー等の開催についてのお尋ねです。

女性・若者から選ばれる県づくりを進めていくためには、固定的性別役割分担意識の払拭が大きな課題でありまして、共働き・共育てを推進するために、家事・育児の負担が女性に偏りがちな現状を改め、男性の家事・育児参加を進めることが重要であると認識しております。

県としては、これまでも、子育て中の父親向け料理教室を企業と連携して開催するほか、子供の成長段階に応じた様々な育児情報を盛り込んだ「ながのパパ手帳」を製作し、市町村を通じて配付するなど、男性の家事・育児参加への支援として様々な取組を実施してきたところがあります。

また、県内の各市町村におきましても、出産前後のパパママ教室などで、沐浴やおむつ交換の仕方をはじめ、男性向けとして、洗濯、アイロンがけの仕方、料理教室、妊婦体験、子供との触れ合い方などのセミナー等が数多く開催されているものと承知しております。

今後も、先進的な取組事例を市町村等に共有するなど、男性の家事・育児参加のための取組を全県に広げ、共働き・共育てが当たり前の社会の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、こども・若者モニター事業や意見交換の実施についてお答えいたします。

令和5年4月に施行されましたこども基本法におきまして、子供、若者の意見表明の機会の確保、子供の意見尊重が基本理念として掲げられています。こうした基本理念を踏まえ、県では、これまで以上に子供・若者の意見を施策に反映させていくことが重要と考えまして、昨年度から新たにこども・若者モニター事業を実施し、18歳未満の子供を対象として、子供の居場所と長野県の暮らしをテーマに2回アンケート調査を行いました。

昨年度の調査の中で、例えば、長野県の暮らしやすさについての質問に対しましては、「自然環境に恵まれている」や「地元の食べ物がおいしい」は9割以上の高評価があった一方で、「進学先の選択肢が多い」「公共交通機関が便利」につきましては3割程度の低評価であったといった結果が得られたところであります。

今年度も、引き続きこども・若者モニター事業の中でアンケート調査や意見交換を2回ずつ予定しているほか、人口減少対策を進めるための戦略策定に向けて意見交換を行ってまいります。こうした調査や意見交換を通じて、子供、若者からの様々な提案や意見を丁寧にお聞きし、

人口減少対策や子育て支援をはじめ様々な施策づくりに反映させていきたいと考えております。
以上でございます。

〔４番勝山秀夫君登壇〕

○４番（勝山秀夫君）社員の子育て応援宣言の動画の配信は、若者に見ていただけるようにぜひ取り組んでいただきたいと思います。

公明党は、男性の育休取得率を、2025年に50%、2030年には85%の達成を目指しています。男性の育休取得率や家事・育児の参加が進み、子育てしやすい家庭環境の実現、また、子供、母親、父親、家族全体の子育てに関する幸福感が向上することにより少子化対策に結果が出ることを期待して、質問を終わります。

○副議長（続木幹夫君）この際、15分間休憩いたします。

午後２時18分休憩

午後２時34分開議

○議長（山岸喜昭君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて発言を許します。

大井岳夫議員。

〔19番大井岳夫君登壇〕

○19番（大井岳夫君）自民党県議団、大井岳夫です。通告に従いまして順次質問いたします。

初めに、若者支援について質問します。

自民党県議団政務調査会にて、３月、県内若手経営者と意見交換の場を持ちました。県内各地より約70人に御参加いただき、「今、求められる少子化・人口減少対策とは」をテーマにグループディスカッションを行いました。

開催した背景には、今、若者がどのようなことに問題意識を感じ、どのような支援を最も必要としているか、生の声を聞きたいとの思いがありました。そして、必要としている支援が、これまで県が行ってきた若者支援策とギャップが生じているのであれば、それを埋めるべく意見を集約し、政策提言にまでつなげていきたいとの趣旨で開催したものであります。

意見の集約、分類に関係各位のお力を借りる中で、今回は私から質問させていただきます。

いただいた御意見、御要望は、大きく次の三つに集約されます。１として、少子化・人口減少対策。２として、後継者、事業承継、人材確保対策。３として、賃上げ、物価高対策であり、主な声を紹介しながら順次質問をしていきます。

まず、少子化・人口減少対策については、結婚や出産、子育てのネックになっているのは、コストや負担、子育てに自信がないといった不安であるため、まずは不安や子育てへのネガ

ティブなイメージを払拭する対策に取り組むべき等の声が上がりました。これらを受けて、どのような取組を講じていくか、こども若者局長に伺います。

次に、後継者、事業承継、人材確保については、今や外国人労働者抜きに産業は成り立たないが、一方、派遣契約が断続的に切れて使い捨てのようになり、外国人にとって長野県の魅力が薄れていないか懸念している。多様性を受容できる社会を長野県が先頭に立って構築していくべき。育休を推進したいが、労働力不足で、現場仕事の男性は特に育休の取得が難しい等の声が上がりました。既に、先日の竹内県議の一般質問を含め、取り上げられた内容でありますので、ここでは対応を求めることにとどめたいと思います。

ほかには、サラリーマン志向の若者が多いことも若者が都会に流出する要因の一つと考えられる。起業意識を醸成する教育や、地元企業に目を向け、地域を知る、言わば県内に残ってもらうような教育に力を入れるべきとの声が上がりました。これらの声を受け、どのような対策を講じているか、教育長に伺います。

次に、賃上げ、物価高については、少子化傾向を反転させるためには、子供を持つことに経済的なインセンティブを与えるような策を講じないと実現できない。一方で、従業員への賃上げを実現させたいが、何千万円ものコスト増になり経営を圧迫する。一度上げると元に戻せないのではないかとといった不安の声。賃上げにインセンティブを与える施策を県においても考えてほしい等の声が上がりました。これらの声を受けて、産業労働部長の所見を伺います。

若手経営者との意見交換を経て、抜本的な若者支援体制を構築し、若者が望む支援策をスピード感を持って講じていかねばならないと再認識したところであります。少子高齢化、人材不足は、県内の企業の経営に直結する最重要課題の一つです。

これまで、企業によっては、財団を設立し、奨学金制度による学生支援などの取組はありますが、今こそ県がリーダーシップを取り、広く県内企業から出資を募り、若者が望む支援策をダイレクトに展開する信州若者支援ファンドのような仕組み、体制を構築できないか、提案いたします。

ここで言う若者には、子供も含みます。例えば、小学生が特定のスポーツや学問を習得したい場合に、金銭的な理由で諦めることのないようチャレンジを後押しする。また、企業連合主体で若者向けの婚活支援策などを展開すれば、参加企業従業員の理解が得やすく、ニーズに合致した効果的な支援が期待できます。また、企業にとっては、ブランドイメージ向上、将来のマーケット維持、自社の雇用にもつながっていくと考えますが、知事の所見を伺います。

これからの若者が求める若者支援を実現するためには、若者の声を定期的に聞き、政策に生かしていく場をつくることが重要と考えますが、知事の所見を伺います。

〔県民文化部こども若者局長高橋寿明君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（高橋寿明君）私には子育てなどへのネガティブなイメージや不安を払拭するための取組についてのお尋ねをいただきました。

議員からお話がありましたとおり、結婚、出産、子育てに関してネガティブな情報が広まっており、若者が結婚、子育てに夢や希望を持ちにくい状況となっていることは全国的な課題でもあります。本県としても大変憂慮すべき事態であると認識しております。

こうした若者が、結婚、出産、子育てに関する正しい知識を持ち、子育てのよさ、楽しさ、また、社会全体で支えられていることを実感し、安心して将来を考えられるようにしていくことが重要と考えております。

まず、結婚、子育てのよい面を知ってもらうことで若者が前向きな気持ちになれるようにすることは極めて重要であると考えております。大学生、社会人向けのライフデザインセミナーにおいて、結婚や子育てを経験した方から、子育てのよさ、楽しさを語ってもらうことや、県のポータルサイト「チアフルながの」等で子供の成長を感じたときの幸福感などの子育てに関するポジティブな情報を発信すること。また、子育ての中にある大変さや楽しさを親しみや面白さを持って発信するための子育て川柳を募集することなどの取組を県で行っておりますが、市町村や企業、産業界に対しても、子育てのよさや楽しさなどを様々な場面で伝えてもらうよう働きかけてまいりたいと考えております。

その一方で、多様な主体が連携し、これまで以上に社会全体で若者に寄り添い、子育てを支えていく機運を高めていくことで若者の不安をなくしていくことも重要であると考えております。

そうした社会全体の機運を醸成するため、「いい育児の日」を中心にした子育てイベントの開催、子育て家庭優待パスポートの協賛店舗の拡大やこどもまんなか応援サポーター宣言の呼びかけなどによりまして、行政、地域、企業、NPO等が連携し、社会全体で子育てを応援する取組を推進してまいります。

あわせて、今後開催を予定している若者との意見交換の際にも、社会全体で若い世代を応援しているというメッセージを伝えるとともに、御意見を伺いたいと考えております。

こうした取組を通じて、様々な主体を巻き込みながら、長野県で子供を育てたいと考える若者の希望を実現できるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）起業意識の醸成と地域に目を向ける教育についてのお尋ねでございます。

起業意識を醸成する教育としては、生徒が直接企業を訪問する機会を設け、自ら起業した経

営者から長野県で起業した理由ややりがい、失敗談などを聞き、起業への具体的な道筋がイメージできるような取組を行っております。生徒からは、まずはやってみることが次の第一歩になると思った。失敗を恐れず挑戦することの大切さを知ったなどの感想が寄せられたところでございます。

また、地元企業に目を向け、地域を知る教育としては、地域で生き生きと働く人の姿や思いに触れる職場体験学習を実施するとともに、地元企業での就労体験を学校の授業として認めるデュアルシステムを高校で導入するなど、地元企業と連携した取組を行っております。生徒からは、世界につながる企業が身近にあることを知り、誇りに思ったなどの感想が寄せられました。

さらに、中学生が地元企業を知る機会として、実際の仕事内容や現場で働く人の声を直接聞くことができるイベントを地元市町村と企業とが共同で開催している地域も出てきております。このように、学校が地元企業と連携し、子供たちが地域を知り、地域に目を向け、自らの将来を考えるような学びを今後も積極的に進めてまいりたいと考えております。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には若い世代の賃上げについてのお尋ねでございます。

子供を育てることへの希望を持ちながらも、所得や雇用への不安等により将来展望を描けない状況に陥っていることから、若い世代の所得向上は大変重要と考えております。

このため、県では、これまでも、経済団体や労働団体などとともに「価格転嫁と賃上げを促し地域経済の活性化に取り組む共同宣言」を発出し、この宣言の具体化に向けて、SDGs推進企業登録制度の登録要件にパートナーシップ構築宣言を追加したほか、賃上げを行い、生産性向上に資する設備投資に取り組む事業者への補助支援など、若い世代の賃上げにつながる生産性向上と価格転嫁支援に取り組んでいるところでございます。

この急激な少子化は、消費需要の減少や担い手不足など、産業界にとっても大きな危機でございます。今後、女性、若手経営者や労働者の皆様とこの危機感を共有しながら、年内に取りまとめる人口戦略に向けた意見交換等を重ね、官民を挙げたさらなる対応策の検討を進めてまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には若者支援に関連して2点御質問を頂戴いたしました。

まず、若者が望む支援策をダイレクトに展開する仕組みの検討という御質問でございます。

若い人たちが夢や希望を持って暮らしていくことができる地域社会をつくっていくことは、これからの長野県にとって極めて大事なことだというふうに考えております。ほかの地域でも

民間主導で御質問のようなファンドがつくられているということも承知をしております。この人口減少社会において、若い世代がその希望を実現していけるように社会全体でサポートしていくのは大変私も重要なことだと思います。

そうしたことから、今後、人口減少対策のための県民会議を設立していきたいというふうに思っています。これは、長野県全体でこの人口減少に向き合っていこうということで取り組んでいくわけですが、その中でも、この若い人たちの夢の実現は大きなテーマになるというふうに思います。

そうした観点で、今後、この県民会議に御参加いただく産業界の皆様方にも、私どもの問題意識やほかの地域の動向を共有させていただき、共に今後の在り方を検討していきたいというふうに思います。

続いて、若者の声を定期的に聞き、政策に生かしていく場をつくることが重要ではないかという御質問であります。

今回、人口戦略を策定するに当たりまして、H O P E 2050という対話の場の設定をはじめ、様々な場面で若い皆様方の意見をお伺いする機会をつくってきております。そうした中で私が感じておりますことは、やはり60歳を超えている私と、20代、30代、あるいはもっと若い世代の皆さんとでは、価値観、物の見方が大分違うのではないかというふうに思っています。

働き方も、私のときは、最初に入った組織で働き続けるのが当たり前という感覚でありましたけれども、今の若い人たちは、ほとんどそういう感覚はないというふうに思っていますし、多様性に対する受け止めも、我々世代と比べるとかなりオープンな形になってきているというふうに受け止めております。そうしたことを考えれば、これからの未来社会をどうしていくかということについて、若い皆さんの意見をもっと反映していくことが極めて重要だというふうに思っています。

一方で、若い人たちとお話をする、社会的課題には問題意識を持っている方が多いのですが、それが必ずしも政治や行政の取組とつながっていない。これは、我々政治家の責任でもあるのではないかと思いますけれども、我々は、政治、行政というものをもっと身近に感じてもらえるように、また、自分たちが発言したり行動すれば社会は変わるのだという思いを持っていただけるようにしていかなければいけないというふうに思っています。

今年度、新たに若者交流促進事業をスタートします。若い人たちの交流の場づくりについて、若い人たち自らで在り方を考えて準備を進めてもらおうというふうに思っています。若者の皆さんの意見をしっかり受け止めて政策を策定していくことは大変重要だと思いますので、具体的な仕組みをどうしていくのか。毎回いろいろな方の意見を聞いてやっていくのがいいのか、一定程度固定的なメンバー、若者の代表から意見を聞いて政策をつくっていくのがいいのか

か。いろいろなやり方があると思いますので、どういう形がいいのか検討していきたいと思います。いずれにしても、若い人たちの声を県政に生かす仕組みづくりについては今後しっかり検討していきたいと考えております。

以上です。

〔19番大井岳夫君登壇〕

○19番（大井岳夫君）県内の民間企業と意見交換をしてみると、人口減少・少子高齢化対策については行政任せにしておけばいいという感覚は全く持っておらず、自分たちも積極的に声を上げて、自分たちもその若者支援のプレーヤーの一人となって応援していきたいのだ、そんな思いを酌み取ることができました。

さきに申し上げました仮称でありますけれども、信州若者支援ファンドのような仕組みの構築に向けても研究をしていただきつつ、これまでも、知事は、県のリーダーとして多くの地域へ行かれまして、住民の皆様との意見交換に努めてこられたところでありますけれども、これからは、特に若い皆様へ目を向けていただいて、対話の場、意見交換の場を持っていただきたいということを要望しまして、次の質問に移ります。

次に、国民スポーツ大会について質問します。

昨日も佐藤議員が国スポに関連する質問をされましたが、3巡目の国スポ開催をめぐる議論において、財政面における負担の大きさをはじめ、ネガティブな要素ばかりがクローズアップされることに疑問を抱いています。

競技によっては、これまで、天皇杯、皇后杯という高みを目指す過程で得られた強化費により競技力が向上し、それは競技を続けるモチベーションにつながり、将来は指導者となることで競技の裾野を広げていくという好循環も国体の開催によって生まれています。人によってはありますが、スポーツは生きがいであり、自己実現や健康維持の手段であり、夢や感動を与え、明日への活力となり、地域活性化にも貢献します。

いささか大きな話になってしまいましたが、ここでは、国民スポーツ大会の前身である国民体育大会は、選手の強化においてどのような役割を果たしてきたと考えるか、観光スポーツ部長に伺います。

次は、知事に質問します。

日本スポーツ協会が設置する有識者会議において、3巡目の国民スポーツ大会の見直しの議論が行われることへの受け止めを伺います。

また、当県で2028年に開催される信州やまなみ国スポへの影響を懸念する声も聞かれます。既に県内各地において準備が進められる中、3巡目開催をめぐる議論を注視しつつも、これまでの構想どおりに開催されるべきと考えますが、知事の所見を伺います。

次に、スポーツ振興、スポーツと観光の連携について質問します。

日本中学校体育連盟は、全国中学校体育大会、全中について、3年後の2027年度から相撲など9競技を取りやめると発表しました。取りやめの理由は、少子化や教員の負担軽減を理由とするものですが、本県で盛んな相撲やスキー、スケート競技などについても、部活動設置率が低いという理由で子供たちの夢を失わせる決定となったことを残念に思います。

ちなみに、相撲競技における全中のチャンピオンは、中学生横綱という称号が得られます。その称号を得られる機会を失うという決定は、選手の競技に取り組むモチベーションをも左右し、指導者の立場からも、選手育成方針の根底を揺るがしかねないものであり、大変な危機感を抱いています。そこで、県として、全中競技の在り方と今後の中学生の活躍の場をどのように確保していくか、伺います。

自らが取り組んできた競技を生徒へ指導したいと考える教員は少なくありませんが、赴任地や競技によりその思いがかなわないことがあります。思いを持った教員や、教員を目指す学生等が県外に流出することがないように、自らが取り組んだ競技を指導できる環境を整えていただきたいが、所見を伺います。

中学校部活動の地域移行に伴い、競技人口の少ないスポーツなどは、活動拠点までの移動距離が長くなるなどの負担増が懸念されます。中学校部活動の地域移行が競技から離れるきっかけにならないよう、どのような施策を講じていくか。以上3点を教育長に伺います。

本年4月の組織改編により、観光スポーツ部が発足しました。スポーツと観光の連携推進によって、地域資源の可能性がさらに引き出され、活性化につながっていくことを期待しています。

今回の質問で焦点を当てたのは、高地トレーニング拠点です。県内における標高1,300メートルを超える高地トレーニング拠点は、小諸市の高峰高原、東御市の湯の丸高原、上田市の菅平高原、立科町、長和町、茅野市にまたがる蓼科白樺高原、諏訪市の霧ヶ峰、富士見町の富士見高原、須坂市の峰の原高原と7か所あり、うち東信エリアには4拠点が集中。佐久市の陸上競技場などと連携を図りつつ、首都圏からのアクセスが良好な優位性を生かし、夏はラグビー、陸上競技、サッカー、冬はスキーなど、多くの合宿を受け入れています。そこで、高地トレーニング場や合宿地としての受入れ実績と他県との比較について伺います。

高地トレーニングの拠点同士が連携し、面として機能することで、ブランドや魅力がさらに向上し、受皿を広げることにつながると考えます。拠点同士の連携構築に果たす県の役割は大きいと考えますが、どのように取り組んでいくか、伺います。

スポーツと観光が連携し、例えば、信州に観光で来られた方が、高原エリアや諏訪湖をはじめとした湖、または溪流において、スポーツやアクティビティーなどで体を動かして健康に

なって帰るということも考えられます。観光の中にどのようにスポーツや合宿を位置づけ、推進していくか。以上3点を観光スポーツ部長に伺います。

最後に、災害への備えについて質問します。

元旦に発生しました能登半島地震を受け、本県からも多くの自治体職員、様々な業界団体の皆様、そしてボランティアの皆様が被災地に入られているところでありますけれども、先月の同僚議員らとの七尾市におけるボランティア活動などを通じまして、改めて防災への思いを強くしました。

そこで、3点質問します。

災害発生時は、公助のみならず民間のボランティアの力を生かすことが重要です。県内の民間団体「日本笑顔プロジェクト」では、企業の協力を得て、水不要のバイオトイレやドラム缶風呂などを試作開発して被災地で支援したり、地域の防災力向上を目的として住民向けにミニショベルなどの重機講習を実施したりしています。私も、先月、実際に体験し、資格を取得してきたところです。地域防災力の強化を図るため、こうした民間ボランティアの防災に資する取組を支援していくべきと考えますが、いかがでしょうか。危機管理部長に伺います。

防災意識の高まりを受け、4月に補助額を引き上げた耐震改修補助事業の申請件数は、4月、5月の2か月間で前年同期の1.6倍に上りました。一方で、当県の住宅耐震化率は2018年時点で82.5%と、国平均の87%を下回っています。

そこで、この現状と課題をどう捉え、2025年における住宅耐震化率92%という目標達成に向けてどのように取り組んでいくか。また、耐震化が遅れている南信州や木曽エリアに対する重点的な取組が必要と考えますが、建設部長の所見を伺います。

令和元年台風災害を受け、千曲川に接している佐久市の桜井地区において、31ヘクタールにわたる遊水地計画が打ち出されています。これまで、説明会等を通じて意見交換がなされていますが、地域住民の声の一つに、田んぼダムが十分に機能すれば遊水地の規模を縮小できるのではないかとといったものもあります。

田んぼダムをめぐっては、現在、長野市、千曲市、伊那市の一部で実証実験が行われています。その実験を経て、特定地域の田んぼダムが十分機能した際は、下流域の河川のピーク水量をこの程度下げる効果があるなどの定量的な成果ができるだけ早く得られることを期待します。

そこで、流域治水において田んぼダムの取組も大いに期待されているところでありますが、県ではどのように進めていくか、農政部長に伺います。

〔観光スポーツ部長加藤浩君登壇〕

○観光スポーツ部長（加藤浩君）私には4点の御質問がございました。

まず、国民スポーツ大会に関しまして、選手強化において国体が果たしてきた役割について

の御質問でございました。

国体ですけれども、都道府県対抗で行われてきたということでございます。本県を代表して参加する選手がよい成績を収められるよう、県では、県内の競技団体が行うジュニアの世代を中心とした選手の発掘、育成、強化や競技の普及、指導者養成などの取組に対しまして支援を行ってきたところでございます。これらの取組を通じまして、例えば、本県ではスキー、スケートなどの冬季競技は全国のトップクラスの競技力を維持するなど、選手の強化に国体が果たしてきた役割は非常に大きいものがあると考えております。

また、本県出身選手の中には、国体に本県代表として出場した後、日本代表としてオリンピックなど世界の舞台に羽ばたいた選手も多くおります。国体に向けた選手強化は、日本における競技力向上の一翼を担う役割も果たしてきたと考えております。

次に、スポーツ振興、スポーツと観光の連携ということにつきまして、まず、高地トレーニング、合宿地の実績と、他県との比較に関しての御質問がございました。

本県内では、令和4年度には約22万人のスポーツ合宿を受け入れておりますけれども、その中で、身体的な機能向上が期待できる高地トレーニングは、一般的には標高1,300メートル程度から効果があるということでございまして、山岳高原を多く抱える県内には、そうしたエリアが7か所該当するという状況でございます。

こうした県内の高地トレーニングの受入れの実績といたしましては、例えば、上田市の菅平高原では令和4年度で約8万人、東御市のGMOアスリートパーク湯の丸では令和5年度で約1万8,000人の利用があると承知しております。

一方、他県の状況といたしましては、全国のナショナルトレーニングセンターのうち高地トレーニング場として指定されている山形県と岐阜県のエリアを見ますと、令和5年度の利用者は山形県のエリアで約4万8,000人、岐阜県のエリアで約2万人という状況でございまして、こうした状況を踏まえますと、本県の高地トレーニングの適地としての地位は確立しているものというふうに考えております。

次に、高地トレーニング拠点の連携についてでございます。

本県の高地トレーニングエリアでございますけれども、大都市圏からのアクセスに恵まれていることに加えまして、陸上、ラグビー、サッカー、水泳など幅広い競技に対応が可能な施設が多いという状況でございます。

こうした優位性を生かしまして、県では、銀座NAGANOに配置いたしました誘致推進員によります合宿誘致活動の展開や、長野県合宿ガイドを活用して営業活動などに取り組んでおりまして、その結果、多くのアスリートの方に利用されているという状況でございます。

その上で、受入れ可能な競技種目や標高差といった県内の高地トレーニングエリアごとの特

徴を生かして連携を図ることで受皿が広がり、より多くの受入れが可能になるというふうに考えております。

2028年には本県において国民スポーツ大会が開催されるということも見据え、高地トレーニングの機能がさらに発揮できるよう、自治体、観光、スポーツ団体などにより構成されます長野県スポーツコミッションの活動を通じまして、各地域の実情の把握、地域間連携の促進、情報発信などに取り組んでまいります。

最後に、スポーツと観光についてでございました。

スポーツには、体力の向上や健康増進にとどまらず、感動を与え、人と人をつなげるなど、多面的な力がございます。こうした力や価値をさらに高め、活用し、交流人口の拡大を図ることで、観光にも大きな役割を果たすと考えています。

県としては、これまで、サイクル、トレッキング、登山、スキーといったアウトドアスポーツを重要な観光資源として位置づけ、「Go Nature. Go Nagano.」というキャッチフレーズの下、長野県ならではのアウトドアカルチャーを発信するとともに、サイクルトレインや、カヌーなどの水上アクティビティー機器の導入を支援するなど、コンテンツの充実にも取り組んできたところでございます。

また、プロスポーツチームや競技団体との連携、トレーニングキャンプやスポーツ合宿の誘致、プロスポーツ観戦の機会を活用した周遊観光の促進、こうしたものに取り組んでまいりたいと思っております、スポーツと観光の連携による施策をしっかりと推進してまいります。

私からは以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には、国民スポーツ大会に関連して、3巡目の国民スポーツ大会の見直しの議論が行われることへの受け止めと、信州やまなみ国スポへの影響を懸念する声も聞かれる中での所見という御質問でございます。

まず、3巡目の国スポの在り方につきましては、これまでも、日本スポーツ協会において時代の変化に適応した大会となるよう見直しの検討が行われてきているところであります。今後は、日本スポーツ協会において有識者会議を設置して、幅広い観点から検討が進められることというふうに承知しております。

一方、全国知事会におきましては、私が本部長を務めております国民運動本部を中心にこの見直しについて取り組んでいくこととしております。全国の知事の考え方、課題認識、方向感、こうしたものを把握しながら、知事会としての意見をこの有識者会議にも反映していきたいというふうに考えております。

先日も、全国知事会長の村井宮城県知事と一緒に日本スポーツ協会の遠藤会長と懇談させて

いただき、問題意識の共有を図っているところであります。引き続き関係者の皆様方と問題意識を共有しながら、持続可能な大会となるよう取り組んでいきたいと考えております。

それから、信州やまなみ国スポへの影響を懸念する声ということですが、昨日も御答弁申し上げましたように、私どもは、4年後に控えた信州やまなみ国スポ・全障スポが多くの方々の心に残るすばらしい大会になるように、また、大会を契機に、スポーツを通じた元気な長野県づくりが実現するように全力で取り組んでいきたいというふうに考えております。

今後、この国スポの見直しが行われていくわけでありますけれども、基本的には3巡目の国スポからの対応が念頭に置かれたものということであり、かつ、内容も未定であります。信州やまなみ国スポの開催については、こちらも具体的な競技会の運営、式典の企画、選手等参加者の宿泊、輸送等の確保、こうした検討はまだこれからの段階でございます。したがって、今後の見直し、検討の中で、本県においても取り入れることが望ましく、かつ、取り入れることが可能なものについては、必要な対応をする場合もあり得るというふうに思っています。ただ、そうした場合には、私ども準備委員会、そして、将来的には実行委員会にしていくわけでありますけれども、こうした皆さんをはじめ関係者の皆さんと十分相談をしながら、この大会がよりよい大会になるように対応していきたいと考えております。

以上です。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 3点御質問をいただきました。

まず、全国中学校体育大会の縮小に伴う競技の在り方と中学生の活動の場の確保についてでございます。

先日、日本中学校体育連盟が令和9年度以降の競技開催を、現在の夏季16、冬季4から、夏季11へ縮小すると公表いたしました。これを受け、全中大会において縮減の対象となった9競技の中央競技団体のうち、水泳、体操、相撲など六つの競技団体は、当該団体が主催する既存の全国規模の大会との一本化等の検討をはじめ、残る三つの競技団体についても中学生年代の大会の在り方について協議を進めていくものと聞いております。

また、長野県中学校体育連盟では、日本中体連の決定を受け、今後できる限り速やかに競技団体や県教委などの関係者から成るプロジェクト委員会を立ち上げ、対象となった9競技の9年度以降の県大会、北信越大会の在り方について、交流大会とすることなども視野に検討を始めると承知しております。

県教育委員会といたしましても、対象競技開催の可否にとどまらず、競技力を高めたいと切望する子供や、自分らしくスポーツを楽しみたいと願う子供たちの気持ちに寄り添いながら、中学生期の子供たちの活躍の場、発表の場としての役割を担ってきた大会の今後の在り方がど

うあるべきか、広い視野を持ちながら考えてまいりたいと考えております。

続きまして、教員や教員を目指す学生等が指導できる環境整備についてでございます。

令和5年1月に中学校部活動の地域クラブ活動への移行に向けて県教委が中学校の教員を対象に行った調査では、休日の指導を希望する、もしくは条件によって希望するとした者が合わせて4割程度おりました。このことから、自分自身の経験を踏まえ、指導力を発揮したいと願う教員が一定程度存在すると承知しております。

現在、県教委では、まずは休日について中学校部活動の地域クラブ活動への移行に向けた取組を進めておりますが、地域クラブが継続的、安定的な活動となる方策の一つとして、教員が兼職兼業により指導者となる場合は、週末に教員が居住する地域において指導することが望ましいとの考えを示しているところでございます。

こうしたことも含め、県教育委員会としては、議員の御指摘のように、思いを持った教員や教員を目指す学生等が県外に流出することを防ぐことは重要な課題であると認識をしておりますので、意欲ある教員等が活躍できる環境の整備を研究してまいり所存でございます。

3点目の競技人口の少ないスポーツなどへの対策についてでございます。

中学校部活動の地域クラブ活動への移行に向け、県教育委員会では、まずは休日の活動について現在行っている活動を保障することを目指し、その上で、新たな競技等について、生徒のニーズに応じ段階的に拡充していくことが望ましいと考えておりますが、議員御指摘のとおり、現実的に既に競技人口の少ないスポーツや地域の競技人口が減少しつつある競技団体においては、活動場所までの移動手段などの点において課題が生じることは承知しております。

この点について、現在国の実証事業に複数市町村の広域連携で取り組んでいる地域では、スクールバスやタクシー、公共交通機関の利用、あるいは保護者による乗り合いの協力など、考えられる様々な方法を模索しながら、どの方法が最も合理的かつ効果的か、その検証を進めております。

また、県外の先進事例で申し上げますと、例えば、北海道の自治体の中には、参集範囲が広範囲にわたる競技について、移動負担の軽減を図るため、ICTを活用した遠隔指導体制の構築なども視野に、実証、検証を行っている事例もあると承知しております。本県においても研究を進めてまいりたいと思っております。

地域移行の取組により、中学生期のスポーツ・文化芸術活動が後退することがあるとすれば本末転倒であり、県教育委員会としては、地域スポーツを推進する観光スポーツ部との連携協力の下、まずはこうした先行事例の状況を確認しながら、競技人口の少ないスポーツ活動の中学生期における方向性を市町村及び市町村教育委員会と共に考えてまいります。

〔危機管理監兼危機管理部長前沢直隆君登壇〕

○危機管理監兼危機管理部長（前沢直隆君）私には、災害の備えに関連しまして、民間ボランティアへの活動支援についてお問合せをいただきました。

民間のボランティアの皆様には、今回の令和6年能登半島地震でも、避難所運営、在宅避難者の状況把握、重機を活用した宅地や生活道路の瓦礫撤去等、本当に様々な活動に従事していただいております、被災地の応急対策、復旧・復興の大きな力となっていると考えております。

長野県においても、一たび災害が発生した場合には、行政と民間ボランティアの皆様、そして社会福祉協議会が緊密に連携して活動することが不可欠だというふうに考えておりますので、例えば、団体が行う重機講習などへ県職員も参加したり、団体のキーパーソンの方と意見交換をするというようなこともしておりますし、キッチンカーなどでは、事業者とのディスカッションを企画するとか、ネットワークづくりのお手伝いをするというようなこともしております。

さらには、年に1回、県の総合防災訓練がございますけれども、そういったところに関係団体の方々に参加をいただいて、一緒に訓練をして手順を確認するというようなこともしております。

そういったことで、平時から顔の見える関係をつくっているということでございますが、同時に、実際の活動経費に対しても助成制度がございます、支援を実施しているところでございます。

引き続き、地域防災力の強化に向けまして、民間ボランティアの皆様がよりよい形で災害からの復旧・復興に携われるよう、より一層連携を深めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君）私には住宅耐震化の課題と取組について質問をいただきました。

県内の住宅の耐震化率は、住宅・土地統計調査に基づいて推計しており、平成30年の空き家を除いた住宅総数は80万6,000戸、そのうち耐震性がないと推計される住宅は14万900戸で、耐震化率は82.5%となり、全国平均の87%を下回っております。

県の耐震改修促進計画（第Ⅲ期）では、2025年（令和7年）の耐震化率の目標を92%と定めており、この目標達成のためには、毎年1万戸程度の新築、建て替えがあることを前提に、年約2,000戸の耐震化を継続する必要があると考えております。

県民の皆様に耐震化を進めていただくためには、まず、お住まいの耐震性能を専門家により確認していただくことが必要になります。その際、改修内容や概算費用についてお伝えしているところですが、なかなか耐震改修につながっていない現状もあります。

こうした状況を踏まえ、まず、耐震診断を無料で行っていることや、補助金の拡充により耐震化費用が大幅に軽減できることを周知してまいりたいと考えております。盆や正月など家族が集まる時期に合わせ集中的な情報発信を行うことで、耐震化に対する意識の向上を図ってまいります。

耐震化が遅れているエリアについては、耐震化に従事する市町村職員や建築士などの専門家が不足していることにより耐震化が進んでいない実情もあるため、この課題解決に向けて市町村と協働、協力して協議を進め、耐震対策の強化を検討してまいります。

以上です。

〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長（小林茂樹君）私には田んぼダムについて御質問をいただきました。

田んぼダムは、水田にかん水する時期において、耕作者の理解と協力を前提に、田んぼに降った雨を一時的に貯留し、排水路への流出を緩やかにする取組であり、水路や河川のピーク流量を抑える効果が期待されております。

農政部では、田んぼダムの取組や効果検証を希望する地域に対して取組の手法や先進事例の情報を提供するなど、技術的助言を中心に支援しているところでございます。今後とも、河川管理者と協力して、安全な地域づくりに向けた取組を進めてまいります。

以上でございます。

〔19番大井岳夫君登壇〕

○19番（大井岳夫君）それぞれ答弁をいただきました。

高地トレーニングに対する答弁でありますけれども、本県の高地トレーニングとしての地位というのは確立されているのだ、そんな答弁でありました。

より首都圏から近いという優位性もPRしていただいて、さらにアクセスを向上していただきまして、そして、拠点拠点でより強みとしている競技や環境があるわけですので、その強みを補完し合って、そして高め合うことによりまして、他県の追随を許さない確たる地位をさらに構築していただきたいと思います。

そして、同僚議員も取り上げられました能登半島地震の被災地支援についてであります、各種団体から専門的な立場で様々な支援をいただいております。これは要望ですが、早い段階で、その業界団体の皆様が一堂に会するような場をぜひつくっていただきまして、その活動から得られた経験や知見、そして教訓を持ち寄り、共有していただき、本県の防災に生かしていただくような場を、熱いうちにつくっていただきたい。そして、本県の防災力向上につなげていただきたいと願いまして、私の一切の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君）お諮りいたします。本日はこの程度で延会にいたしたいと思いますが、

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

次会は、明28日午前10時に再開して、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑並びに決算特別委員会の設置等を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後3時21分延会

令和 6 年 6 月 28 日

長野県議会（定例会）会議録

第 5 号

令和 6 年 6 月

第434回長野県議会(定例会)会議録 (第5号)

令和 6 年 6 月 28 日 (水曜日)

出席議員 (56名)

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	30 番	大 畑 俊 隆
5 番	グ レ ー ト 無 茶	31 番	寺 沢 功 希
6 番	奥 村 健 仁	32 番	共 田 武 史
7 番	青 木 崇	33 番	高 島 陽 子
8 番	垣 内 将 邦	34 番	荒 井 武 志
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 幹 夫
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 川 博 司
12 番	小 林 君 男	38 番	両 角 友 成
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 水 純 子
14 番	加 藤 康 治	40 番	小 池 久 長
15 番	小 林 あ や	41 番	酒 井 茂
16 番	清 水 正 康	42 番	堀 内 孝 人
17 番	向 山 賢 悟	43 番	依 田 明 善
18 番	山 田 英 喜	44 番	山 岸 喜 昭
19 番	大 井 岳 夫	45 番	小 林 東 一 郎
20 番	丸 茂 岳 人	47 番	毛 利 栄 子
21 番	花 岡 賢 一	48 番	和 田 明 子
22 番	望 月 義 寿	49 番	宮 澤 敏 文
23 番	山 口 典 久	50 番	丸 山 栄 一
24 番	藤 岡 義 英	51 番	小 池 清
25 番	川 上 信 彦	52 番	宮 本 衡 司
26 番	百 瀬 智 之	53 番	西 沢 正 隆

54 番 風 間 辰 一
55 番 佐々木 祥 二

56 番 萩 原 清
57 番 服 部 宏 昭

説明のため出席した者

知 事 阿 部 守 一
副 知 事 関 昇 一 郎
危機管理監兼危機管理部長 前 沢 直 隆
企画振興部長 清 水 裕 之
企画振興部交通政策局長 小 林 真 人
総 務 部 長 渡 辺 高 秀
県民文化部長 直 江 崇
県民文化部こども若者局長 高 橋 寿 明
健康福祉部長 笹 渕 美 香
環 境 部 長 諏 訪 孝 治
産 業 政 策 監 山 田 明 子
産 業 労 働 部 長 田 中 達 也
産 業 労 働 部 営 業 局 長 合 津 俊 雄

観光スポーツ部長 加 藤 浩
農 政 部 長 小 林 茂 樹
林 務 部 長 須 藤 俊 一
建 設 部 長 新 田 恭 士
建設部リニア整備推進局長 室 賀 荘 一 郎
会計管理者兼会計局長 尾 島 信 久
公営企業管理者企業局長事務取扱 吉 沢 正
財 政 課 長 新 納 範 久
教 育 長 武 田 育 夫
教 育 次 長 米 沢 一 馬
教 育 次 長 曾根原 好 彦
警 察 本 部 長 鈴 木 達 也
警 務 部 長 小野田 博 通
監 査 委 員 増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 宮 原 渉
議 事 課 長 矢 島 武
議事課企画幹兼課長補佐 山 本 千 鶴 子
議事課委員会係長 風 間 真 楠

議事課担当係長 萩 原 晴 香
総務課庶務係長 矢 島 修 治
総 務 課 主 査 池 田 光
総 務 課 主 任 東 方 啓 太

令和 6 年 6 月 28 日（金曜日）議事日程

午前10時開議

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

決算特別委員会の設置等

請願取下げの件（日程追加）

議員提出議案及び委員会提出議案（日程追加）

本日の会議に付した事件等

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

決算特別委員会の設置等

請願・陳情提出報告、委員会付託

請願取下げの件

議員提出議案及び委員会提出議案

午前10時開議

○議長（山岸喜昭君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑並びに決算特別委員会の設置等であります。

●行政事務一般に関する質問及び知事提出議案

○議長（山岸喜昭君）次に、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案を議題といたします。

順次発言を許します。

最初に、青木崇議員。

〔7 番青木崇君登壇〕

○7 番（青木崇君）皆様、おはようございます。松本市・東筑摩郡区選出、自民党県議団の青木崇です。今回の質問では、ここ最近火山性地震が増加している上高地焼岳の火山防災対策と、東京一極集中の是正、そして、信州教育の未来とインクルーシブ社会の実現、計 3 件について質問させていただきます。

初めに、長野県の火山防災対策について御質問いたします。

岐阜県との県境に位置する焼岳。その情景や、上高地から日帰りで登れるということもありまして、多くの登山初心者、外国人観光客に人気の山となっています。しかし、最近では、山

頂付近を震源とする火山性地震が多発しており、現在、噴火警戒レベルは1を維持しているものの、気象庁からは臨時火山解説情報が連日発出されている状況にあります。

松本市は焼岳への登山を控えるよう呼びかけているものの、今月22日の調査では、午前中3時間だけで120人以上が入山しており、今後一層の登山客の増加が見込まれることから、登山者の利便性、安全啓発のためにも、松本市営焼岳小屋の営業を、29日から、宿泊は受け付けず、再開する方針を示しています。

昨日までの10日間で火山性地震は計67回発生しており、長期的に山頂付近の緩やかな膨張を示す変化が観測されています。今後、さらに火山活動が活発化する場合には、噴火警戒レベルの引上げが検討されることとなります。

昨年の上高地来訪者は125万人と、ここ10年で最多を記録する伸びとなっていますが、万一大規模噴火が発生し、噴火警戒レベル3となったときには、唯一のアクセス道路となる県道上高地公園線の通行が規制され、上高地が孤立してしまうこととなります。昨今の火山活動の状況を踏まえ、地元関係者の間では、登山者や上高地来訪者の安全確保、情報伝達、災害時の避難体制の実効性について不安視する声が高まっています。

私たちの記憶に新しい10年前に発生した御嶽山噴火災害を受け、県では、この災害を風化させることなく、将来にわたり火山防災への意識を高め、噴火による犠牲者を二度と出さないため、御嶽山が噴火した9月27日を信州火山防災の日と決めました。

今年度は、元気象庁地震火山部長を務められた土井恵治氏を4月付で火山対策総合アドバイザーに委嘱するなど、県として火山防災に力を入れているところでありますが、今般の焼岳の状況を踏まえ、次の2点について質問いたします。

まず、国は、改正活火山法の施行に伴い、火山の調査研究の司令塔を担う組織として、4月に火山調査研究推進本部を設置しています。県として今年度新たに危機管理部に設置した火山対策総合アドバイザーにつきまして、県独自のアドバイザーを設置した狙いやそこに期待する役割について伺います。

次に、焼岳の火山性地震の増加により、火山活動の状況が毎日報じられています。地元では、シェルター整備など、登山者の迅速な避難確保対策を求める声が上がっていますが、焼岳の火山防災対策について伺います。

また、大きな噴火が起こった場合には、地域が孤立する可能性もあります。地域住民等への孤立対策をどのように講じているのか。焼岳は岐阜県との境にある山であり、広域的な対応を求められることとなりますが、両県の連携体制も含め、取組状況をお伺いします。以上2点を前沢危機管理部長にお伺いします。

続きまして、2件目であります。東京一極集中の是正と地方創生について伺います。

連日報道にて七夕決戦として報じられているのが、日本の首都における東京都知事選挙です。現在も論陣を張られている各候補の公約を見てみますと、第1子からの保育料無償化や子育て世帯の家賃補助など、子育て世代からすると大変魅力的で充実した子育て支援メニューが並んでいます。東京都では、既に所得制限なしの月額5,000円の給付金が実施されており、その国家予算並みの圧倒的な財政力を後ろ盾に、若年人口や子育て世代はますます引き寄せられていくことになりそうです。

先日発表された全国の出生率は、1.20。出生数は国の想定よりも11年も早く減少しており、我が国の少子化・人口減少は想定を超える速さで深刻化しています。その大きな要因とされているのが、出生率0.99となった東京に出産世代の中心となる20～30歳の女性を中心とする若年世代がまるでブラックホールのように吸い込まれていく、そういった状況にあります。

こうした事態を打開しようと2015年から始まった地方創生戦略では、当初、2020年までには地方と東京圏の転出転入を均衡させ、東京圏への転入超過をゼロにするとの目標設定を掲げていました。しかし、2014年から2023年までの10年間で、地方から東京圏への転入者は、超過している人数で約113万5,000人という状況にあり、いまだその東京圏への転出超過の解消が図られる見通しは立っていません。

今回の都知事選候補者の1人である元安芸高田市市長の石丸伸二氏は、その主張の中で、東京過密の解消、東京分散ということを主張されていました。

私は、このテーマに興味を持ちまして、市長当時の会見動画などを見てみたのですが、安芸高田市は、先般発表された人口戦略会議レポートによる消滅可能性都市の一つに位置づけられており、10年前の同レポート時から引き続き該当しているとのことでした。地方自治体の首長を経験された立場として、各施策を展開しても好転しないこの人口動態に対し、東京側からアプローチすると考えるに至ったのではないかと個人的に推察したところであります。

私の地元、松本地域で子育てをする世代の皆さんとお話をすると、東京は給付金がもらえて保育環境もよく、ジェンダーや育児に対する理解があり、障がいのある子の支援環境も充実している。長野県はどうかという声を率直な思いとしてよくお聞きします。

長野県の出生率も、過去最低となる1.34を記録し、若者、特に女性の県外流出が課題とされていますが、今までの取組の延長線上には、この少子化・人口減少が反転する未来はなく、これまでの社会の当たり前からの早期の転換を求められていると感じます。

前定例会の質問の際にも、信州の人口減少に対する知事のお考えをお伺いしたところですが、これから地方として何に取り組むべきなのか、そして、国に何を求めていくべきなのか、地方創生10年を節目に見つめ直す必要性を改めて感じているところです。

そこで、次の2点についてお伺いします。

地方創生戦略の取組が始まって10年目を迎える中、地方自治を重んじる知事におかれましては、10年間の地方創生の取組をどのように検証され、また、解消していない東京一極集中をどのように捉えていらっしゃるでしょうか。また、今後地方創生にどのように取り組むか、お伺いします。

また、人口減少・少子化に歯止めをかけるためには、若者、特に若年女性の定着が鍵であると指摘されています。さらなる施策の転換が求められる中、現在各集会で聴取している女性・若者の声の受け止めと、女性や若者にとって魅力的な地域になるための今後の施策の方向性についてお伺いします。以上2点について阿部知事にお伺いいたします。

これに関連して、若い世代の方々からお聞きすることの一つに、熊本県内で開所し、既に第2工場、第3工場の建設の話題も出ている半導体企業、T S M Cのような成長産業の県内への立地の可能性についてお話をお聞きします。

台湾企業であるT S M Cの進出による九州経済圏への経済波及効果について、九州経済調査協会の調査によりますと、2030年までの10年間でその経済効果はおよそ20兆円になると試算されているところです。

近年、世界的なA I分野の成長に伴い、半導体工場やデータセンターの建設が急増しており、この動きは、日本のこれからの経済成長を支える新たな基幹産業となっていくことが期待されています。半導体の需要が急増しているのは、A Iチップの需要が旺盛であり、供給が追いつかない、そういった背景があるからです。

半導体拠点やデータセンターの建設ラッシュが日本国内に広がっている中、豊富な水資源や松本空港を有する長野県におけるこの企業立地の可能性について関心の声が寄せられています。

そこで、以下についてお聞きします。

魅力ある雇用環境を創出することも、若者の定着に当たって重要となります。他県で成果を上げている半導体産業誘致の事例は、交通の便や松本空港の存在、豊富な水資源などといった視点から、長野県にも実現の可能性があると考えますが、本県の強みを生かした成長産業誘致についての見解を田中産業労働部長にお伺いいたします。

続きまして、3件目、信州教育の未来とインクルーシブ社会の実現についてお伺いします。

私ごとではありますが、1年前、当選してすぐの6月定例会一般質問の際に、私には2人の子供がいて、できればもう1人本当は欲しいが、そのための不安や環境は厳しいものがあるというような趣旨をこの壇上で発言したところでございますけれども、そのもう1人が先日生まれまして、私も3児の父となることになりました。（発言する者あり）ありがとうございます。

子育て、教育の経済的負担はまだまだ厳しいですけれども、これから政府や行政の負担軽減

策が拡充されていくのではないかと、そういった希望が見えてくると、子供を産んでみようという気持ちが後押しされるのだなということを私も実感しているところであります。

今定例会では、竹内議員、勝山議員から男性の育休取得の推進について質問がございましたので、私も、率先して男性側の育休を取得するためにはどうしたらいいのかということをもたえていきたいと思っているところであります。

自分に子供が生まれてから、子供の教育に対する関心が一層高まりました。多様で不確実な今の時代に、学力向上とともに、偏差値だけではない、この不確実な時代をどうやったら幸せに豊かに生きていけるのかということが重要だということを改めて感じています。

教育経済学の観点からは、いわゆる5教科の科目への投資よりも、課外活動などを通じた体育や音楽などの分野に早期に力を入れていくことで子供の非認知能力の向上が図られ、教科科目の学力向上にもつながっていくというお話をお聞きしました。そして、この非認知能力や自己肯定感を育むために、自然体験、野外教育を充実することが重要だと言われて久しいところです。自然豊かな信州の強みを生かすべく、県としてかねてより取り組まれてきた若者支援、信州やまほいく認定制度などは、その理念にのっとったものだったと承知をしています。

ここで、若い世代が住む地域を選ぶ際のポイントとなるものに、身近に質の高い公立学校があるかどうかという視点があるという話をお聞きしました。これが今の若い世代にとって暮らしのコストを下げるポイントの一つとして紹介されておりまして、ほかには、1人1台の車が不要となるような公共交通が充実しているかなども挙げられています。経済的負担軽減という視点からも、この公教育が地方で魅力的になること、これは強烈的な子育て支援、少子化対策になると思っています。

また、先日の県民文化健康福祉委員会の視察では、医師確保について医師の方々と意見交換をする機会がありましたが、そこでも、子供を育てる働き盛りの医師が定住する地域を選ぶ際、そこに質の高い教育環境があるかどうかがとても気になるという話がありました。人口減少社会における人材確保の観点からも、教育環境整備は投資すべき重要な視点であると改めて認識させられたところです。

この4月より着任されました武田教育長は、初めての義務教育課程出身の教育長であり、通知表がなく総合学習を重視する伊那小学校など、県内でも先進的な教育に取り組まれてきた各学校の校長先生を歴任された経験があるとお聞きしています。

不登校や支援の必要な子供が増える中、時代の要請に応じた質の高い教育を子供に受けさせたい、こういった願いは子供を持つ親なら誰もが願うことなのだと思います。今を生きる子供の思いや子育て世代の声に応えられる信州教育を、ぜひ武田教育長のこれまでの御経験を基に全県で実現していただきたいと思います。

そこで、次の２点について伺います。

まず、教育環境は定住を決める際の重要なポイントであり、長野県として魅力的な質の高い公教育の環境整備が求められていますが、長野県ではどのような教育を受けられる未来を描いていくのか、信州教育への思いを武田教育長にお伺いします。

そして、自然環境豊かな長野県において、自然教育、野外教育は長野県教育の大きな強みになると考えます。小中学校現場で長く教育に携わった教育長自身の御経験を踏まえ、自然教育、野外教育に対する思いと今後の展望について、こちらも武田教育長にお伺いします。

そして、私が信州の先進的風土から子供と子育て世代に訴求できている観点の一つが、子供を取り巻く環境としての包摂社会、いわゆるインクルーシブ社会の実現であります。インクルーシブというのは、日本語で包み込むような、包摂的という意味です。英語で除外、エクスクルーードの対義語でありますインクルード、含めるが語源でありまして、誰も排除しない社会を目指す考え方となります。

その社会の実現に向けまして昨今注目されているのが、インクルーシブ公園というものです。私もこの公園の存在を昨年初めて認知したばかりなのですが、このインクルーシブ公園というのは、障がいのある人もない人も誰でも遊ぶことができる遊具や園路が整備された公園のことを指します。

例えば、敷地内に段差がなく、車椅子やベビーカーが移動しやすい工夫がなされていたり、遊具の高さを抑えることで体が不自由な子供でもけがの心配がないなど、一般的な公園で遊びづらい子供への配慮が施されていることが特徴です。

パブリックスペース関連のベンチや公園遊具のメーカーである株式会社コトブキの調査によりますと、子供全体の１割以上が、車椅子の利用や筋力の状況、けがのリスクなどから、通常の公園では思うように遊べていない傾向が見られたといえます。

欧米ではこういったインクルーシブな公園づくりが広がっているのですが、日本では2020年３月に国内で初めてのインクルーシブ公園が東京都世田谷区の都立公園で誕生しまして、その後、この４年間で全国各地に急速に広がっています。

今年度、安曇野市では、このインクルーシブ遊具を設置する予算が計上されており、それに先立って、先日、安曇野市内でインクルーシブ遊具の体験会が開催されていまして、２人の子供と一緒に行ってまいりました。遊具に私も初めて触れたのですが、鮮やかな色遣いの遊具が並び、それぞれの目線が低く、危険箇所にゴムが使用されているなど、親としても安心して安全に遊ばせられるような対応がなされていまして。五感を刺激するような仕掛けも多くあったことで知的体験もさせられる、そんな工夫もあったということを記憶しております。

会場には、障がいのある子供とその保護者の方もいらっしゃって、実際に遊具を体験されて

いました。その保護者の方にお話をお聞きしましたが、これまで、他人の目が気になるということもあり、公園には行けないものだと思っていたとおっしゃっていました。こういう遊具が導入されるというきっかけがあると、公園に行く心理的ハードルが下がるという話をされていたのがとても印象的でした。

このインクルーシブ公園という概念を日本で最初に提案されたのが、東京の都議会議員の龍円都議であります。2017年、都議会で提案した際にも、公園に障がいのある人が来るということを想定していなかったということがあり、障がいを持つ当事者やその保護者においても、公園は遊べないものという思い込みがあって、そういった声すらなかなか上がっていなかったという実態があったようです。

公園設置に当たりまして、障がいのあるお子さんや当事者も巻き込んだワークショップを開催することを通し、遊具の維持管理や運営を地域で考えたことで、皆さんが巻き込まれた状態でインクルーシブ社会を考え、実現する、そういったことに至るという効果があったということでした。龍円都議も、単なるインクルーシブ公園や遊具の導入というものを目的としているわけではなく、それによる包摂的社会の実現が目的なのだとすることを力説されておりました。

そんな第一人者である龍円都議に聞いてみますと、今、長野県の取組に注目されているという話をされていて驚きました。それが、長野県で取り組まれてきた信州ユニバーサルツーリズムであります。県内の自然アクティビティを障がいのある人にも体験してもらえるようにする、そういった取組で、専門のインストラクターを県として養成しています。親が同行せずとも障がいのある子供に自然体験をさせてもらえるということに感銘を受け、都議会でも信州のこの取組を先行事例として取り上げられていました。

県内には、既に諏訪市、大町市などに遊具の設置事例があり、安曇野市はインクルーシブ遊具を年度内に設置する予定ですが、市単独予算で実施するとしています。長野県立の公園では設置事例はない状況です。

このインクルーシブ遊具というのは、国内での事例が新しいものですから、1基当たりの費用が高額になるという状況がございまして、東京都は、遊具普及のため、遊具設置に当たり設置費用の2分の1を区市町村に補助する制度を創設しているとのことでした。県議会議事録を私が検索した限りでは、過去に取り上げられたことがない概念であり、新しい考え方にはなるのですが、これからの社会に必要な環境であると考えするため、ぜひ県として普及に取り組んでいただきたいと思います。

そこで、今回は次の2点についてお伺いします。

先ほど取り上げた信州ユニバーサルツーリズムについて、障がいのある方にとって野外アクティビティには自然のバリアが伴うものですが、先行事例として注目されている本事業の成

果と今後の展望についての見解を加藤観光スポーツ部長にお伺いします。

そして、障がいの有無にかかわらず誰もが一緒に遊べるインクルーシブ公園について、自治体では単独で遊具設置を進めている現状がありますが、インクルーシブ公園の普及や市町村への支援についての所見を新田建設部長にお伺いします。

以上、質問とさせていただきます。

〔危機管理監兼危機管理部長前沢直隆君登壇〕

○危機管理監兼危機管理部長（前沢直隆君）私には火山防災対策について二つお問合せをいただきました。

まず、火山対策総合アドバイザーの設置の狙い、役割でございます。

今回の火山対策総合アドバイザーの設置は、御嶽山噴火災害から10年の節目に、火山に関する専門的知見のある人材を迎え、本県の火山防災対策のより一層の向上に取り組むことを狙いとしております。

アドバイザーには、研究者や専門機関と行政、地元住民との橋渡し役として関係機関との連携促進を図っていただくとともに、火山活動の状況に応じた県の対応への助言、防災訓練の企画立案への協力、各火山防災協議会の取組への支援等、県全体の火山防災対策の強化・充実への御助力も期待するところでございます。

実際に、6月7日以降、焼岳に関しては、気象庁から、今後の活動の推移によっては噴火警戒レベルを引き上げる可能性があるということで臨時の解説情報が発表されておるわけであり、その一歩手前の段階の解説情報が6月2日に発表されましたけれども、同アドバイザーとはその時点から情報共有いたしまして、私どもと長野地方気象台との打合せにも参加をいただいているところでございます。

次に、焼岳の火山防災対策でございますけれども、長野県、岐阜県双方の自治体、地元の町内会、火山防災関係機関から成る焼岳火山防災協議会において、火山活動の状況に応じた対応などを避難計画として取りまとめ、日頃から連携して取り組んでいるところでございます。この計画では、焼岳における気象庁等の監視・観測体制、災害の危険が高まった場合の住民等への情報伝達体制、火山活動の状況に応じた避難行動などが定められておりまして、毎年内容を見直した上で、地元関係者も参加した形で情報伝達訓練などを行っているところでございます。実際に、6月に臨時の火山解説情報が発表された際には、本計画に基づきまして、地元への情報提供や登山者への呼びかけを実施したところでございます。

さらに、万が一孤立した場合に備えまして、令和4年度に松本市と地元の町会によりまして上高地孤立対策マニュアルが作成されております。このマニュアルに基づいて地元で行われた図上訓練に県も参加させていただいて、対応の確認や関係機関との連携強化を図っているところ

ろでございます。

なお、登山者の避難確保対策についてですけれども、その協議会の場においても、シェルターなど安全確保施設の在り方に関する勉強会が行われているところでございまして、地元の御意見も伺いながら、噴火時の迅速な安全確保を図るための必要な対策について引き続き研究を続けてまいりたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、御嶽山噴火災害を教訓に、全国に先駆けて信州火山防災の日を制定した長野県としましては、焼岳はもとより県内全ての火山について、火山防災対策がさらに一層浸透しますように、継続的にこれからも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には東京一極集中の是正と地方創生に関連して2点大きく御質問をいただきました。

まず、10年間の地方創生の取組をどう検証し、東京一極集中をどう捉えているのか。また、今後地方創生にどう取り組むのかという御質問であります。

本県における地方創生については、例えば、信州回帰プロジェクトによる人口の社会増の達成、信州地域デザインセンター、UDC信州によるまちづくり支援体制の強化、さらには、創業支援拠点、信州スタートアップステーションの2か所での開設など、地方創生の動きの中で様々な取組を行い、一定の成果を上げてきたと思っています。しかしながら、本県としても、また全国においても、まだまだ解決すべき課題がたくさん残っているという状況だというふうに思っています。

特に、例えば中山間地域の持続可能な地域づくりをどうしていくのかといった課題、また、先日合計特殊出生率が1.20という大変ショッキングな数字が発表されましたが、まさに少子化への対応ということについては、10年前よりもむしろ悪化している状況だと考えております。

また、御指摘いただいた東京一極集中は、コロナ禍のときには人口の地方分散化が少し進むかと思いましたが、コロナが収まるとまた元のとおりの状況になっており、東京一極集中の問題についても依然として継続している状況だというふうに考えています。

そういう中で、東京一極集中については、私としては人口減少社会の中で解決すべき最も大きな課題の一つではないかというふうに思っております。なぜならば、東京都以外の道府県、市町村が一生懸命努力をしても、あまりにも東京の引力が強過ぎる。あまりにも行政機能や経済、産業の機能が東京に集中している。高等教育機関も東京に集中している。地方の努力で東京への人の流れを食い止めるというのはなかなか難しいと。であれば、これは、国土全体をど

うするのか、東京の在り方をどう考えるのか、まさに国民的な議論が行われなければならないものというふうに強く考えています。

そういう観点で、私も全国知事会の国民運動本部長をさせていただき、経団連等でも講演させていただいていますけれども、この人口減少の問題の表裏の課題として、この東京一極集中の問題についてもお話をさせていただいているところでございます。企業の分散化や税源の偏在是正、こうした点については、やはり国全体でしっかり議論をして方向づけをしていただく必要があると思いますので、この点について引き続き国にも強く求めていく必要があると考えております。

今後の地方創生にどう取り組むかということですが、まさに今我々が全力で取り組んでおります人口減少に向けた戦略とほぼ方向性、軌を一にした課題でありますので、多くの皆様方と意見交換する中で、しっかりした人口戦略を取りまとめて、その具現化に向けて全力を挙げていきたいというふうに考えております。

続いて、女性・若者の声の受け止め、そして、女性・若者にとって魅力的な地域になるための今後の政策の方向性という御質問であります。

私も、そして各部局、地域振興局も、H O P E 2050をはじめ、若い人たちとさまざまな場面で対話を始めているところであります。

私がこれまで対話をさせていただいた中で多く出てきているテーマが幾つかあります。一つは、働き方の問題であります。これは、結婚、出産、子育てと働くことを両立させるという観点からも、また、自分らしい働き方をするという観点からも、多くの方がこの働き方に着目されていると思っています。例えば、週休3日にしていつてはどうか、あるいは働く場所を自分で選べるようにしてはどうか。こうした御意見も出てきておりますので、まさにこの働き方は一つ大きなポイントだというふうに思います。

また、先ほどの東京一極集中とも関係いたしますけれども、長野県においては、娯楽や遊ぶ場所が乏しいのではないかという御意見や、公共交通をはじめとして移動が不便だという声も強く出されています。この娯楽施設を我々行政が主体的に設置するということはこれまで行ってきていませんが、こうした問題意識をしっかり受け止めてまちづくり、地域づくりをしていかなければいけないというふうに思っています。

また、地域の寛容性という観点で、自由な生き方をもっと認めてもらいたい。しがらみに縛られたくない。男女の固定的役割分担意識が強過ぎることを何とかしてくれ。こういった思いをお持ちの若い人たちが多いというふうに考えております。

こうした意見を踏まえ、今後どうしていくかは、これからしっかり取りまとめていきたいと思います。先ほども申し上げたように、まず、働き方をどうするか。これは、少子化の問題に

も直結する話でありますので、この点は経済界、労働界と問題意識をしっかりと共有して、関係の皆様方の行動を我々からも促していかなければいけないのではないかというふうに思っています。

また、移動や楽しめる場所が少ないといったことについては、民間の皆様方のお力もお借りしながら、市町村と共にどういう町をつくっていくのかということを、我々県としてもしっかり方向づけしていかなければいけないのではないかというふうに思います。

また、若い人たちや女性も生きやすい、暮らしやすい、寛容度の高い地域社会を県民の皆様方と共にどうつくるか。これは、いろいろな分野での取組が必要になってくると思いますので、今後総合的な対策を講じていかなければいけないというふうに思っています。

そのためには、我々県行政の役割、力点の置き方をこれまでとは変えていく必要があると思いますし、これまで掲げております「対話と共創」の共創の部分、共に政策を具現化していく、共にあるべき社会を目指していく、この点をしっかりと重視しながら、多くの皆様方と共に取り組むを進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には長野県の強みを生かした成長産業誘致についてのお尋ねでございます。

魅力ある雇用環境を創出するため、長野県の強みを生かした成長産業誘致に取り組むことは、本県においても大変重要であると考えております。

議員の御質問にもありましたように、他県の立地事例には、例えば豊富な水資源や半導体関連の企業集積、比較的低廉な電力の供給など、幾つかの利点があったものと承知しております。

これは、本県においても、豊かな水資源や半導体分野も含めた高度な技術力を有した企業の集積地帯があり、加えて、首都圏、中京圏への良好な交通アクセスや、高い就業率と低い離職率に裏打ちされた勤勉な県民性、そして、信州やまほいくをはじめとした子育て環境、暮らしの豊かさといった他に比して優れた点を有しているものと考えております。

あわせて、全国トップレベルの助成率で支援しますＩＣＴ産業立地助成金や、環境に優しい先進的な企業の集積を図る産業投資応援助成金などの支援策もあるところでございます。

このような強みを生かし、半導体産業はもとより、産業振興プランの中で今後の発展が期待できます健康・医療、環境・エネルギー、ＩＴといった成長産業の分野に対して、市町村等と連携し、地域特性を踏まえながら企業誘致を推進してまいります。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 私には2点御質問をいただきました。

1点目の信州教育への思いについてでございます。

一つには、子供が子供らしく子供の時を謳歌する、一人一人違うことが尊重され、一人一人の個性が輝いているということでございます。

二つは、それぞれの地域において、学校と地域との協働の下、その地ならではの教育が行われているということでもあります。

三つは、教員は、子供を中心とし、子供を尊重した教育をそれぞれのやり方で実現しようと挑戦しているということでございます。

このように、県内の至るところで、子供も地域も教員も、それぞれのよさや個性が光る教育の百花繚乱とも言える信州教育でありたいと願っております。

信州教育の歴史も、まさにこのようであったと考えております。移住・定住される方々にとっても、県内の至るところに特色ある学校があり、多くの選択肢がある長野県でありたいと考えているところでございます。

2点目の自然教育、野外教育に対する思いと今後の展望についてという御質問でございます。

大正期から昭和初期、長野師範附属小学校の教師たちは、子供が最も心行く場は郊外であるとし、子供たちの学びの場を教室の外としました。この考え方は、長野県の教師たちに今でも影響しています。長野県においては、郊外の学校行事が重視されてきたのもその表れであると思います。

議員御指摘のとおり、長野県の豊かな自然や豊富な文化資源は、長野県教育の強みであると思います。教室の中で身につけた知識や技能が生きて働く力になるためには、自然体験や社会体験が不可欠であると考えております。また、教室の学習では自分のよさを発揮できない子も、野外では輝く場面を私は数多く見てまいりました。子供たちが自分らしさを発揮し、一人一人の子供のウェルビーイングを実現するためにも、本県の豊かな自然環境を生かし、信州やまほいくから始まる長野県ならではの教育を今後一層充実してまいります。

〔観光スポーツ部長加藤浩君登壇〕

○観光スポーツ部長（加藤浩君） 私には信州ユニバーサルツーリズムの成果と今後についての御質問でございます。

本県では、バリアフリー化が難しい自然豊かな山岳高原の観光地におきまして、年齢や障がいの有無にかかわらず、安心して楽しんでいただけるよう、全国に先駆けて令和2年度から旅行をサポートできる人材の育成や機器の導入支援などに取り組んできたところでございます。

これまでに、信州大学と連携した講座を開催し、86名の専門人材を育成したほか、アウトドア用の車椅子など専門機器の6地域への導入を支援しており、これによりまして、ユニバーサ

ルツーリズムに対応した自然に触れ合えるプログラムが県内12の地域で19コース提供されているところでございます。

また、令和3年度からは、教育委員会と連携しまして、県内の小中特別支援学校におきまして、支援が必要な児童生徒と共に自然体験活動を行うインクルーシブ野外教育を推進しているところでもございます。

今後も、信州ユニバーサルツーリズムがさらに広がりますよう、産学官の連携によりまして、まだ取り組まれていない地域におけるセミナーの開催、SNSを活用した取組事例の発信、県観光機構などと連携した学習旅行の誘致、こうしたものに取り組んでまいりたいと思います。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君）ただいまインクルーシブ公園の普及や市町村への支援についてのお尋ねをいただきました。

議員御指摘のように、障がいの有無などにかかわらず、全ての子供たちが楽しく遊べるように工夫を凝らしたインクルーシブ公園の普及は重要な取組であると認識しております。県内でも、大町市、諏訪市、伊那市などで公園へのインクルーシブ遊具の設置が行われており、安曇野市も今年度設置を予定していると承知しております。今後、県が管理する公園においても、利用者の声などをお聞きしながら、インクルーシブ遊具の導入に限らず、遊具までの移動性の向上、園路の段差解消などの取組を進めてまいります。

また、市町村に対しては、このインクルーシブ遊具の周知を図るほか、公園の施設整備に対する交付金制度の活用、先進事例における課題や留意点の共有、管理運営の体制づくり、さらには多様性の理解や共生社会づくりの推進の観点からも、関係部局と連携し、様々な支援をしてまいりたいと考えております。

今後、障がいのある子供たちを含め、全ての子供たちにとって楽しめる公園が県内各地に広がることを目指し、市町村と連携して積極的にインクルーシブ公園の普及に取り組んでまいります。

以上です。

〔7番青木崇君登壇〕

○7番（青木崇君）ただいまそれぞれの方面から答弁をいただきまして、今後の展望やこれからの在り方についてのお話をお聞きすることができました。

私も、この地方創生、また、信州の教育の未来について、この1年間、県議会議員として活動する中で、大変自分事として感じるようになりまして、私自身、子供を持つ親として、どのような形がいいのかということをこれからもお話ししていけたらいいなというふうに感じているところでございます。

先ほど、知事の答弁の中で、エンタメや娯楽、楽しさという部分についての意見があるということだったのですが、私も、市議会議員を務めていたとき、同世代の人たちに話を聞くと、このエンタメ施設、娯楽施設の必要性がやはり一番多く聞く意見だなということを感じていました。今までは、それは信州にはあまりなじまない観点なのではないかと私は捉えてしまっていたところがあったのですけれども、今、こういった時代になりまして、そういった部分についてもしっかり見ていかなければいけないのだということを今改めて感じているところでございます。

また、最後に、インクルーシブ公園について積極的に進めていただけるというお話がありましたけれども、概念自体はまだまだ新しいものとなっておりますが、県としても取り組んでいかなければならないテーマであると思います。

東京都や福岡市では、各自治体がインクルーシブ公園を導入するに当たって、その課題や問題点になるようなところについてガイドラインを作成し、普及を図っているということでございました。このガイドラインを確認いただきながら、長野県としても各市町村の推進に対して支援できるような体制をぜひ取っていただきたいと思います。まだまだ広がり始めたばかりのもので、今後、財政的な部分での支援も検討できないか、ぜひ研究を重ねていただければと思います。

それぞれ御答弁をいただきましたけれども、私も県政発展に寄与できるよう協力してまいりたいと思いますし、私自身も率先してこの少子化対策に取り組んでいきたいとお伝え申し上げまして、私の質問の一切を終結したいと思います。ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君）次に、林和明議員。

〔3番林和明君登壇〕

○3番（林和明君）上田・小県地域選出の改革信州の林です。通告に従って順次質問をさせていただきます。

私も県民の1人として感じておりますが、日頃多くの県民からお聞きする、物価高で生活が苦しい、そんな県民の思いを代弁するために最初にお聞きしたいのは、物価高対策です。世界的な紛争や円安など、要因は多数あれど、食料品や日用品等各種必需品の値上がりが続き、物価高に応じた賃上げの実施を促すという話があっても、中小企業の原材料費の上昇による価格転嫁や賃金の上昇は依然厳しい状況にあるというのが実情です。

先日、連合長野では、948円という長野県の最低賃金引上げに向けた要請書を長野労働局に提出しました。現在の最低賃金の全国平均は1,004円であり、長野県は平均を下回っていることから、最低賃金の高い1,113円の東京都等へ県内の働き手が流出しかねないと感じます。こういった動きからも、実効性のある賃上げを実現するために、国の施策に先んじて、県民の生

活を守るため、県が率先して物価高対策を行うことが急務と感じます。

まず最初にお聞きしますが、物価高に応じた賃上げの状況について把握をしているか、また、それに対する県の支援について田中産業労働部長に伺います。

続いてお聞きします。県内の企業では、利益を削ってでも、社員を守るため、人材の確保、人材の流出を防ぐため、賃上げの企業努力をされているわけですが、公定価格が定められた医療機関や福祉施設では、現在の急激な物価高に対応するための余力がほとんどないのが実情だと思います。

言うまでもなく、医療機関や福祉施設は社会になくてはならないものであり、そういった施設やそこで働く福祉・医療従事者を守る責務があります。報酬改定を待たずに、物価高に連動した仕組みなど、柔軟な仕組みを検討する必要があると感じ、ここでお聞きしますが、県では、医療機関や福祉施設への物価高騰対策として、長野県社会福祉施設等価格高騰対策支援金の支給を行ってきたが、今後県として従業員の報酬の向上につながるような施策を考えられないか。笹渕健康福祉部長にお聞きします。

次の質問に移ります。

あらゆる物の値段が上がっているこの物価高の状況で、県民の最大の関心時はやはりガソリン高ではないでしょうか。私の地元、上田市でも、今年2月に消費喚起応援事業としてスマートフォンアプリを使用したガソリンも対象となる割引が行われ、ガソリンスタンドが含まれるその他小売業の分類中、7,136万円の消費があったという実績があり、ガソリン価格に関する関心の高さがうかがわれます。

これまで、ガソリン高に関する質問は委員会や一般質問で何度も取り上げられているわけですが、いまだに、連日のテレビニュース、新聞報道等で、長野県のガソリン価格が全国最高値である、高止まりが続いているとの報道が続き、自家用車による移動に頼ることが多い長野県民の不満として、県政、県議会が対応を怠っているのではないかと、日々県民から厳しい指摘をいただきます。

もちろん、私からも県の取組や議会でのガソリン高に対応する検討状況を原因から説明しているわけですが、県政においてのガソリン高に対する取組状況を県民に周知すべきと感じ、今回質問をいたします。

ここでお聞きしますが、長野県のガソリン価格が高止まりしており、その要因の一つとして、中山間地を多く抱える県内の給油所の経営環境の厳しさが挙げられるが、給油所の経営合理化のため、県ではどのような取組を行っているか。また、国に対しても働きかけをしていくべきと考えるが、いかがか。田中産業労働部長に伺います。

次の質問に移ります。ガソリン高に関する話題を挙げると、ガソリン高対策は温室効果ガス

の排出量を削減する取組と逆行するという見解もあることから、県はいかにして温室効果ガスの排出量を削減できるかという質問を行いたいと思います。

長野県では、森林吸収によるCO₂除去として、国内における地球温暖化対策のための排出量削減・吸収量認証制度であるJ-クレジット制度への関心が高まっているところでありますが、先行して東京都や埼玉県では排出権取引制度が実施されています。

排出権取引制度は、CO₂を大量に排出する大規模な事業所を対象として削減目標を設定し、目標達成に努めていただく制度で、自らの削減により目標を達成できない場合は、排出権取引により他事業所の削減量を売買し、目標達成に充てることができるという制度で、CO₂削減意識につながるものと、新たな市場創設につながる可能性があります。

長野県も、他都県の事例を参考にしながら、今後の国の動向を注視し、積極的に導入を促すよう検討を進めていただくよう、ここでお聞きしますが、温室効果ガスの排出量を削減するため、国では企業間でCO₂排出量の過不足を取引できる排出量取引制度を2026年からの本格実施に向けて準備を進めているが、県では、県内各企業に対してどのような温室効果ガスの排出量を抑制させる取組を行っているか。諏訪環境部長に伺います。

次の質問に移ります。

オレオレ詐欺などの各種特殊詐欺は、被害額、認知件数ともにいまだ多く、近年では、電子マネーを購入させる方法など、詐欺の方法も巧妙になっていることから、被害に遭う方が絶えません。

県警でも、盛んに犯罪傾向やその対策について周知啓発を行っていただいていると思います。ここで、その対策状況を改めて確認するためにお聞きしたいのですが、特殊詐欺及びSNS型投資詐欺、ロマンス詐欺の発生傾向や対策、周知啓発の状況について伺います。

また、近年では、電話以外にも、パソコン、スマートフォンの普及から、高齢世代に限らず、若年世代にまで幅広い世代がインターネット、SNSを通じて犯罪に巻き込まれるケースが増えていると感じます。そういった状況や対策を確認するために、ここでお聞きしますが、闇バイトやSNSやネット上の犯罪に対する対策について伺います。

最後に、最近、企業やJAXAなどへのサイバー攻撃が頻発し、サービスが中断される事案、情報が流出する事件が多発しています。以前にも年金機構のサイバー攻撃から始まり、官公庁へのサイバー攻撃が続いたことがありましたが、先ほどの質問にも挙げたインターネット上の犯罪が多いことから、現在の犯罪は、情報技術に関する知識、県警側にもそういった技術と人員の確保が必要と考えます。

ここでお聞きしますが、サイバー犯罪に関わる対応人員の確保・養成について鈴木警察本部長に、以上3点、伺います。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君） 私には2点御質問をいただきました。

初めに、物価高に応じた賃上げの状況と支援についてでございます。

県内の民間労働組合を対象に調査した令和6年春季賃上げの平均妥結額と平均賃上げ率第2報ですけれども、前年同期を大幅に上回りまして、金額でいいますと2,383円の増加、率では0.85ポイントの増加となっており、平均妥結額は平成5年以来となる9,000円台となっているところでございます。

一方で、いわゆる実質賃金指数は、令和3年9月に99.6と100を下回って以来、直近の公表値であります令和6年3月には95.7まで下降しております。こうしたことから、物価の上昇に賃金の伸びが追いついていない状況と承知しているところでございます。このため、昨年策定しました長野県総合経済対策の下、物価高対策や賃上げにつながる施策に取り組んでいるところでございまして、具体的には、賃上げを行い、生産性向上に資する設備投資に取り組む事業者への補助支援や、SDGs推進企業登録制度の登録要件にパートナーシップ構築宣言を追加したところでございます。

さらに、今年度は、長野県よろず支援拠点に価格転嫁サポートチームを新設したほか、来月には労務費等を適切に転嫁するための価格交渉について学ぶセミナーの開催や、エネルギーコストの算出や省エネ設備等の導入効果をシミュレーションできるエネルギーコスト削減促進ツールの提供を開始しております。加えて、診断から導入支援に至るまで一貫した支援体制を構築し、県内事業者のデジタル化を支援し、生産性向上につなげてまいります。

引き続き物価高騰下においても継続的な賃上げを実現できる経済構造への転換を図り、県内企業の稼ぐ力の向上に向けた取組を進めてまいります。

次に、ガソリン価格高騰への対応についてでございます。

昨年、県内価格の要因分析を行いました。中山間地が多く、1店舗当たりの販売量が少なく、必要なコストを価格に転嫁せざるを得ない状況があることなどが高値の一因ともなっております。

この結果を踏まえまして、令和5年11月補正予算に給油所経営合理化支援事業を計上いたしまして、今月には県内4か所でセミナーを開催し、全国の好事例を紹介するなど、経営合理化に向けた意識啓発を行い、また、来月からは、経営を圧迫しております灯油配達業務の効率化に向けてスマートオイルセンサー整備の補助を開始する予定となっております。

また、この高値の対策には、県単独での対応が困難なことから、地域間格差の是正やガソリンスタンドの経営合理化支援等の対策を講じるよう、国に対して継続的に要望しているところでございます。

ガソリンスタンドは、地域防災における役割も含め、燃料供給拠点として地域に欠かすことのできない重要な生活インフラでもございます。今後も、持続可能な運営体制の構築に向けて、経営合理化につながる取組を進めてまいります。

以上でございます。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には医療機関や福祉施設従業員の報酬向上についてお尋ねがございました。

県では、物価高騰下においても医療機関や福祉施設等が安定的なサービス提供を継続できるよう、国の交付金を活用し、令和4、5年度の2年間にわたって社会福祉施設等価格高騰対策支援金による経営継続支援を行ってまいりました。

また、介護職員、障害福祉職員及び看護補助者の処遇改善については、本年6月からの報酬引上げに先立ち、2月から5月分についても、国補正予算の活用により前倒しで支援する補助制度を創設し、一定の対応を行ってきたところでございます。

これらの経営継続支援や処遇改善支援などの対応は、本来、公定価格を定めている国において、診療報酬や介護報酬等の適時適切な改定により行われるべきものであり、県では、これまでも国に対応を要望してまいりました。

加えて、今月、今回の報酬改定後も経営に必要な経費になお不足が生じた場合には、臨時的な診療報酬等の改定や補助制度の創設を講じるよう改めて要望しており、今後も引き続き物価高騰の状況等を注視しつつ、安定的な医療・福祉サービスが提供されるよう適切に対応してまいります。

以上でございます。

〔環境部長諏訪孝治君登壇〕

○環境部長（諏訪孝治君）県内事業者の温室効果ガス排出量削減に向けた県の取組についてのお尋ねでございます。

国際的にサプライチェーン全体で脱炭素化を目指す動きが広まる中、事業者自らがエネルギー使用状況を見える化し、温室効果ガス排出量の削減につなげていくことが重要でございます。このため、県では、長野県地球温暖化対策条例に基づき、大規模排出事業者に対し、自ら排出量の削減目標等を定めた事業活動温暖化対策計画の提出を義務づけ、排出量削減を促しているところでございます。

直近で把握できる2020年度の産業・業務部門の排出量の実績を見ますと、計画書制度の運用を開始した前年度の2013年度と比較して約26%減少しており、この制度が一定の寄与をしているものと考えているところでございます。

また、提出義務のない中小規模排出事業者についても任意で参加いただけるよう制度の周知を図っており、来年度からは、計画書の提出を県の入札参加資格における加点対象とする予定でございます。

このほか、無料の省エネ診断やエネルギーコスト削減促進ツールの提供、製品・サービスのライフサイクル全体における排出量の可視化、工程改善など、事業者のニーズに応じた支援を他部局と連携して進めているところでございます。

今後もゼロカーボン戦略に掲げる2030年度温室効果ガス6割削減を実現すべく、事業者の排出削減に向けて鋭意取り組んでまいります。

〔警察本部長鈴木達也君登壇〕

○警察本部長（鈴木達也君） 特殊詐欺等の対策について3点御質問をいただきました。

まず、1点目の特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の発生傾向や対策等についてお答えします。

電話でお金詐欺、いわゆる特殊詐欺の被害は、本年5月末で、件数にして102件、金額にして約3億2,900万円の被害が発生しており、このほか、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害につきましては、本年5月末で、件数にして65件、金額にして約8億2,300万円と、電話でお金詐欺、SNS型投資ロマンス詐欺、いずれも前年同期に比べ件数、金額とも増加しております。

電話でお金詐欺における犯人からのアプローチ方法は、固定電話、携帯電話への架電、メールの送信等がありますが、これに対応、接続することなく遮断することが最も有効な対策であると認識しており、県民が犯人からの電話を受けないために、AIを活用した特殊詐欺対策機器の設置、常時留守番電話設定、ナンバー・ディスプレイ、ナンバー・リクエストの推奨、普及促進、国際電話不取扱受付センターへの申込推奨等の電話対策の働きかけを推進しています。

また、金融機関、コンビニエンスストア等関係機関との協働による水際対策を徹底しており、5月末現在で、208件、約4,300万円の被害を阻止していただいております。また、高齢者を対象とした防犯講話等により抵抗力の強化を図っております。

SNS型投資・ロマンス詐欺については、SNSやインターネット上の広告や情報へ自らアクセスした後、相手とやり取りを重ねていく中で被害に遭っているなど、第三者が介入しづらく、従来の対策による阻止が困難であるため、広報啓発によりこれら手口を具体的に周知することが重要だと認識しております。

警察では、これまで、証券会社や金融機関等と連携した啓発活動を実施したほか、池上彰氏を起用した動画の制作など、訴求効果を高めるための広報啓発を実施しておりますが、今後も手口周知のための幅広い情報発信に努めてまいります。

なお、電話でお金詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺の被害が極めて深刻な状況にあること

から、現在、組織の総力を挙げ、県民に被害防止を働きかける緊急対策を展開しており、引き続き各種対策を推進してまいります。

2点目の闇バイトなどSNSやネット上の犯罪に対する対策についてお答えします。

近年、SNSやキャッシュレス決済の普及等が進む中、これらの技術を悪用した詐欺等の手口が急激に巧妙化、多様化し、それによって引き起こされる被害が加速的に拡大しているほか、フィッシングによるインターネットバンキングに係る不正送金被害や中小企業におけるランサムウェアによる被害が発生しており、サイバー空間をめぐる脅威は極めて深刻な情勢が続いております。

御指摘のいわゆる闇バイトにつきましては、SNS上で実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事件が広域で発生しており、これらの事件では、高額バイトや即日即金などの文言を用いた募集に応じて安易にアルバイト感覚で犯罪に加担してしまうなど、依然として深刻な状況であります。

県警察においては、こうした犯罪実行者募集情報に誘引され、特殊詐欺等に加担した被疑者を検挙しているほか、実行犯を生まないための対策を講じるなど、緊急に取り組むべき課題として認識しております。

これらの情勢を踏まえ、警察では、インターネット上に流通する違法情報や有害情報を排除するため、民間に事業を委託し、AI検索システムを導入した有害情報等の情報収集とサイト管理者等への削除依頼等の対策を図っているほか、県警察では、今年度の組織改正により、サイバー空間をめぐる脅威に的確に対処するため、サイバー捜査課の体制を強化し、不正アクセス事案など、巧妙化、多様化するサイバー事案に対する取締りを強力に推進するとともに、被害防止対策として、中小企業に対する防犯講話や防犯診断、関係機関・団体と連携した啓発活動、県警のホームページやSNSを活用した情報発信等に取り組んでいるところであります。

今後とも、社会変化のスピードに立ち遅れることなく、積極的な取締りはもとより、引き続き官民一体となった被害の未然防止対策を一層推進してまいります。

3点目でございます。サイバー犯罪に関わる対応人員の確保・養成についてお答えします。

県警察では、即戦力となり得るサイバー人材を確保するため、令和2年度までに、中途採用、特別採用により、民間事業者等での勤務経験を有するなど専門的知識・技術を有する5名を採用し、現在は情報処理に係る資格保有者への資格加点制度を設けた採用募集活動等により、引き続き優秀なサイバー人材の確保に努めているところであります。

また、県警察では、サイバー部門の体制を強化するとともに、サイバー事案への対処能力を強化するため、サイバー犯罪や情報通信技術に関する知識、技能を有する職員の人材育成目標を定め、計画的な人材育成を推進しております。

具体的には、レベルに応じた３段階のサイバー事案対処能力検定、特別研修生を指定した計画的な教養の実施、他部門の若手捜査員を一定期間サイバー部門に集約した研修派遣制度等のほか、サイバー部門の捜査員をより先進的かつ専門的な知見を有する警視庁や民間事業者等へ派遣するなど、サイバー人材の育成を図っております。

県警察としては、サイバー空間の脅威に対処するため、引き続き優秀なサイバー人材を確保するとともに、効果的な教養等によつて的確に人材を育成し、県民生活に影響を及ぼすサイバー事案の取締りと被害防止対策に向け、邁進してまいります。

以上でございます。

〔３番林和明君登壇〕

○３番（林和明君）それぞれ答弁をいただきました。

物価高対策、賃上げについては、一般企業や医療機関、福祉施設で実質的な賃上げが行われるよう引き続き県として促していただきたいことと、ガソリン価格の高止まり対策においては、やはり県民が実感できる実効性のある対策を行っていただくとともに、引き続き国に強く促していただきたいと思います。

温室効果ガス排出量削減においても、企業への排出量削減の促しを引き続き行っていくとともに、国で検討されている排出量取引制度を注視していただいて、県でも乗り遅れることのないような制度設計をお願いしたいと思います。

特殊詐欺対策についてもそれぞれ御答弁をいただきました。近年ではさらに巧妙化している特殊詐欺の手法やサイバー犯罪に関する技術取得についても県警としての対応をお願いしていきたいと思います。

以上で質問の一切を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君）次に、加藤康治議員。

〔14番加藤康治君登壇〕

○14番（加藤康治君）初めに、聴覚補助機器の積極的な活用について伺います。

高齢化に伴い、難聴の方も増加しています。難聴は、認知症の危険因子の一つと言われております。また、難聴になると、人や社会とのコミュニケーションを避けがちになり、その後、社会的に孤立する可能性も懸念されます。

一般社団法人日本補聴器工業会が2022年度に行った調査によると、日本の難聴者は人口の10%に上り、自覚のない方も含めると、65歳以上の２人に１人に難聴の可能性があると考えられています。一方で、機器が高額なことなどを理由に、補聴器保有率が難聴者の15%程度にとどまっているとされています。

一般的に、補聴器と呼ばれるものは、収集した音を増幅する気導補聴器や頭蓋骨を伝わる骨

導聴力を活用する骨導補聴器が用いられてきました。近年、これらの補聴器に加え、耳の軟骨を振動させて音を伝える軟骨伝導の技術を用いたイヤホンが開発されました。この聴覚補聴機器は、従来の気導や骨導補聴器では十分な補聴効果が得られない方や、着用そのものが難しい方に対する新たな選択肢となっています。また、補聴器に比べ、比較的安価で購入できます。認知症の予防とともに、高齢者の積極的な社会参画を実現するため、聴覚補助機器等の活用を促進する必要があると考えます。

年齢を重ねることにより心と体の動きが弱くなる状態であるフレイルの一つに、ヒアリングフレイルがあります。ヒアリングフレイルとは、2018年に新しく示された概念で、加齢に伴う聴覚機能の低下により、コミュニケーションの困難さや日常生活の質の低下が見られる体の衰えです。

県では、フレイルを予防し、健康寿命の延伸を目指すための取組を行っていますが、聞き取る機能の衰えであるヒアリングフレイルについても、フレイル予防に加え、早期発見や予防につなげる取組などを行うべきと考えるが、いかがか。伺います。

また、耳が聞こえにくい高齢者や難聴者と円滑にコミュニケーションを取れる社会の構築を目指し、まずは行政等の公的窓口などに軟骨伝導イヤホンなどの聴覚補助機器の配備を推進すべきと考えるが、いかがか。以上を健康福祉部長に伺います。

次に、ギャンブル等依存症への対応について伺います。

ギャンブル等依存症が日本でも社会問題になっています。厚生労働省が2021年に発表した推計によると、国内でパチンコや競馬などの依存症が疑われる人は2.2%となっています。多額の借金を抱え、周りに迷惑をかけてもやめられないギャンブル等依存症は、人格の問題や意志の弱さが原因であるとの誤解がありますが、WHOが認定している精神疾患です。依存症治療は医療保険の適用対象となっており、依存症患者を適切な治療や支援につなげることが重要と考えます。

5月14日から20日までをギャンブル等依存症問題啓発週間と定めていますが、先月、全国ギャンブル依存症家族の会長野が主催する特別セミナーに参加しました。医療の立場からのお話や、当事者、御家族からの体験談をお聞きし、終了後には御家族とも意見交換をさせていただきました。その中で寄せられた御意見を踏まえ、何点かお伺いいたします。

まず、ギャンブル等依存症に対する誤解と偏見があり、依存症が病気であることが浸透していないと思われます。依存症の理解が進むよう、県としてさらなる周知をすべきと考えるが、どのように取り組んでいくか、伺います。また、ギャンブル依存が今後若年化していくことが考えられるため、予防教育などの対策も重要と考えるが、いかがか。伺います。

さらに、依存症で苦しんでいる当事者や御家族に対する支援が重要と考えます。自助グルー

プへの支援や御家族への相談窓口の周知、家族の会へのつながりを推進すべきと考えるが、いかがか。以上を健康福祉部長に伺います。

ギャンブル等依存症に陥る原因の一つに、オンラインカジノがあります。オンラインカジノは、スマートフォンやパソコンなどを通じてインターネットで行うギャンブルです。オンラインカジノは、日本国内では賭博として刑法で禁止されています。客としてオンラインカジノに参加し、金銭を賭ければ、たとえ海外で運営されていても、国内で利用すれば違法行為となります。

しかし、オンラインカジノの国内での利用が違法であることがあまり知られていません。オンラインカジノがゲーム感覚で若者の間で急速に広がり、依存症に陥りやすく、借金が一気に増える傾向があることを踏まえると、オンラインカジノが違法であることの啓発を推進すべきと考えます。オンラインカジノの国内利用が違法であることについて、啓発の現状と今後の取組を警察本部長に伺います。

次に、健康寿命延伸に向けた取組について伺います。

少子化が進む中、人口減少対策への対応が重要であり、その一つとして、県民の皆様が年齢を重ねても生き生きと活躍していただける社会を築くことが重要と考えます。

公明党県議団では、4月に大分県の健康寿命延伸の取組について調査しました。大分県では、平成28年の健康寿命の都道府県別順位が大きく下がったことを契機に、取組を強化しました。具体的には、健康寿命日本一おおい創造会議をプラットフォームとして、健康アプリを活用した運動の促進や塩分控えめで野菜たっぷりの食事の普及、事業所ぐるみで健康づくりの取組を行うなど、官民一体となった様々な取組を推進しています。

このうち、健康アプリ「おおいた歩得」は、日常のウォーキングや健診などによって健康ポイントが付与され、ポイントが貯まると大分県内の協力店で特典が受けられるアプリです。無理せず楽しみながら生活習慣の改善につながる環境づくりによる県民の健康寿命の延伸を目的としており、本年3月時点でのアプリのダウンロード数が9万以上となっています。

全国トップレベルの健康長寿県である本県においても、健康寿命延伸の取組をさらに進めるべきと考えます。本県における健康寿命延伸に向けた取組として、県では、関係団体と事業所の健康づくりプロジェクト委員会を立ち上げ、働き世代の運動定着を目的とした信州ウォーキング大賞を実施していますが、さらに踏み込んで、若者から高齢者までに対象を広げ、個人でも参加できる健康ポイント事業を新たに行うべきと考えるが、いかがか。健康福祉部長に伺います。

最後に、带状疱疹ワクチン接種費用の助成について伺います。

私は、昨年9月議会で、带状疱疹ワクチン接種費用の助成について、带状疱疹の発症抑制に

より、医療費の軽減が期待でき、県民の健康や生活の質も保たれることから、ワクチンの定期接種化が実現するまでの間、市町村と連携して接種費用の助成を行うことを提案させていただきました。知事からは、予防接種の実施主体である市町村の意向もよく確認しながら、財政運営の持続可能性を維持する視点も持ちながら検討していきたいとの答弁がありました。その後、県内でも市町村による助成が進み、本年5月現在で18市町村まで拡大しています。

また、厚生労働省では、带状疱疹ワクチンの接種費用を公費で補助する定期接種化に向けた検討を進めてきましたが、先週、ワクチンの有効性や安全性が確認され、費用対効果についても期待できるとして、ワクチンを定期接種に含める方針が了承されました。今後、接種の対象年齢などについて議論した上で正式に決定されます。

国による定期接種化の見通しがついてきたことを踏まえ、定期接種化されるまでの間、市町村と連携して带状疱疹ワクチン接種費用の助成を行うべきと考えるが、いかがか。改めて知事にお伺いいたします。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には6点お尋ねがございました。

初めに、ヒアリングフレイルの取組についてでございます。

ヒアリングフレイルとは、聞き取る機能の衰えという意味であり、放置すると日常生活の質が低下するとされております。また、認知症の方の中には、聴力が低下した方も多く、耳の聞こえを維持することは重要であると考えております。

このため、県としては、現状のフレイル対策と同様に、市町村等と連携して、耳の聞こえに変化を感じたら早めに医療機関で聴力検査を受けるよう、健康イベント等を通じて啓発してまいります。

次に、公的窓口への聴覚補助機器等の配備についてでございます。

聞こえに課題を抱える方の社会参加等を促進するため、コミュニケーションを取りやすい環境づくりは重要と認識しており、県では、筆談や相談室への案内など、それぞれの場面や状況に応じた対応を心がけております。

議員御提案の行政機関の窓口における軟骨伝導イヤホン等の聴覚補助機器の配備につきましては、聞こえづらさの緩和を期待できますが、年齢とともに有病率が高くなる加齢性難聴の方などでは聞き取りにくさが解消されない場合も考えられます。県としましては、今後、当事者の御意見や先行導入している自治体の状況等をお聞きしながら導入の必要性について検討してまいります。

三つ目に、ギャンブル等依存症の理解促進のための取組についてでございます。

ギャンブル等依存症とは、ギャンブル等に関連する行為をやめたくてもやめられず、社会生

活にまで支障を来す状態のことです。意志の強さ、弱さに関係なく、脳のブレーキに当たる部分が働かなくなり、欲求をコントロールできなくなってしまう病気です。

現在、県の精神保健福祉センターでは、当事者やその家族、医師を対象とした研修会やウェブサイトによる情報発信を行っているところでございます。加えて、毎年5月14日からのギャンブル等依存症問題啓発週間に合わせて、各保健福祉事務所や市町村、医療機関、商業施設等で啓発ポスターの掲示等を行っております。

ギャンブル等依存症は、ギャンブル等を行う人であれば誰でも陥る可能性があることから、今後は、SNS等の媒体を活用して正しい理解の促進に努めるとともに、本年3月に策定した長野県依存症対策推進計画に基づき、これまで行ってきたアルコール依存症対策に加え、薬物やギャンブル等依存症についても対策を強化してまいります。

四つ目に、若年層に対する予防教育などの対策についてでございます。

スマホやタブレットの普及により、若年層に対するオンラインでのギャンブル行為への入り口が広がっている現状があると認識しております。

国は、若年層への予防教育として、平成30年に高等学校指導要領を改訂し、新たに精神疾患の一つとしてギャンブル等依存症についての学びを必須化しており、これに従い、県内の高校生もギャンブル等依存症の予防教育を受けているところでございます。

県としては、青少年期からギャンブル等依存症について学び、その予防策を社会全体で実施していくことが重要と考えており、引き続き、教育委員会をはじめ、様々な関係団体と連携協力しながらギャンブル等依存症対策の取組を進めてまいります。

五つ目に、依存症に苦しむ当事者や御家族に対する支援についてでございます。

ギャンブル等依存症から回復し、再発を予防していくためには、当事者への適切な治療に加え、依存症患者を孤立させない環境を整えることや、依存症という病気を正しく理解し、社会全体で立ち向かうことが必要であり、御家族への支援も非常に重要でございます。県では、自助グループ活動への財政的支援を行うとともに、精神保健福祉センターや県内各保健所で相談対応を行っており、相談者の希望に応じて自助グループの紹介をしております。

今後も、当事者や御家族を依存症支援に適切につなげられるよう、SNSや精神保健福祉センターへのホームページ等を活用した相談窓口の周知や、自助グループへの参加の働きかけ等に取り組んでまいります。

最後に、健康ポイント事業の実施についてでございます。

県では、2018年度に市町村や保険者等で構成する健康ポイント制度研究会を設置し、制度の在り方や県と市町村の役割等について検討を行いました。研究会では、当時の調査において約4割の市町村が既に健康ポイント事業を実施または実施する予定と回答したことを受け、この

事業は住民に身近な市町村がそれぞれの健康課題や地域ニーズに応じて取り組むことが効果的とし、県はその取組の後方支援を担うと整理がされたところでございます。

この整理を踏まえ、県では、市町村に対し、健康課題の抽出に資する健診データの提供や助言を行うほか、健康ポイント事業をまちづくりや地域振興の観点で取り組む市町村にあっては、地域発元気づくり支援金で支援してきたケースもございます。その後の調査では、県内市町村の7割以上がポイント等の特典を付与する事業を行っており、その多くが幅広い世代を対象とするなど、取組市町村は確実に増加しております。

今後も、未実施の市町村については、御希望に応じて優良事例の横展開や助言等の支援を行うほか、市町村や保険者と連携した健康づくりの取組を通して健康寿命の延伸を図ってまいります。

以上でございます。

〔警察本部長鈴木達也君登壇〕

○警察本部長（鈴木達也君）オンラインカジノに関する啓発の現状と今後の取組について御質問をいただきました。

オンラインカジノは、ネットワーク上に開設されたカジノサイトに接続して行われるギャンブルであり、パソコンやスマートフォンで、24時間365日、いつでもどこからでもこのサイトに接続しギャンブルができる環境にあることから、若年層を中心にゲーム感覚で急速に広がっており、アクセス数の大幅な増加及びこれに伴う依存症の問題が強く指摘されているものと承知しております。

刑法の賭博罪はオンラインカジノであっても成立し、県内においても、令和4年に2件、2名の検挙事例があるところです。また、御指摘のとおり、海外で運営されているオンラインカジノに日本国内から接続して賭博を行うことは、たとえ海外で合法なものであっても犯罪となります。

警察では、これらの点を踏まえて、日本国内でカジノサイトに接続し賭博を行うことが犯罪であることを周知するため、県警ホームページ、Xへの掲載や、ポスターを公共機関などに掲示するなど、注意喚起を図っております。また、大学生等の若年層に対し、オンラインカジノの仕組みや違法性、依存の危険性等の啓発を行ってきているところであります。

今後も違法性の周知を図るとともに、関係機関や教育機関と連携しながらさらなる啓発活動を推進してまいります。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には带状疱疹ワクチン接種費用の助成を市町村と連携して行うべきと考えるがいかにかという御質問でございます。

带状疱疹は、高齢人口の増加に伴い患者の増加も予測されており、その後、その後遺症によるＱＯＬの低下も懸念されるところでございます。こうしたことから、本年５月の関東地方知事会議におきましては、本県から提案させていただき、带状疱疹等の早期の定期接種化を国に要望することを決定したところであり、国に対して関東知事会として要望しているところでございます。

また、議員御指摘のとおり、今月２０日に開催されました厚生労働省の予防接種に係る小委員会におきましては、带状疱疹ワクチンの定期接種化について科学的に妥当という判断が示されたところであります。しかしながら、接種対象年齢や使用ワクチンの種類など詳細の議論はこれから行われるということで、まだまだ未確定な部分が多いというふうに理解しております。

一方、本県では、県内市町村の御意向を確認させていただいておりますが、一定の助成事業の実施の希望はあるものの、長期にわたる財政負担が想定されることに対する懸念の声もございます。御質問にありましたように、今回助成を行うとすれば、市町村と共同で取り組むことが不可欠だというふうに考えております。そのため、このワクチン接種費用の助成については、まずは国に対して早期の定期接種化の実現を求めていくとともに、国の動向を把握しつつ、県・市町村財政の持続可能性を念頭に置きながら引き続き検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

〔１４番加藤康治君登壇〕

○１４番（加藤康治君）知事から御答弁いただきました带状疱疹ですが、５０歳以上の３人に１人がかかると言われています。発疹が収まった後も神経痛に悩まされている方がいらっしゃいます。医療費の軽減効果、そして県民の健康を保つ観点からも、ワクチン接種費用の助成が大変重要になると考えます。県による助成を前向きに御検討いただきますようお願いいたします。一切の質問といたします。ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君）この際、午後１時まで休憩いたします。

午前１１時３３分休憩

午後１時開議

○副議長（続木幹夫君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

望月義寿議員。

〔２２番望月義寿君登壇〕

○２２番（望月義寿君）改革信州、望月義寿でございます。通告に従い質問いたします。

最初に、有害鳥獣対策について質問いたします。

近年、有害鳥獣の被害が増加の一途をたどっております。イノシシによる被害では、田畑の収穫物を台なしにされたり、市街地に出没すると、人身被害の懸念から子供たちの登下校に見守りが必要となったり、休校などの対応が必要になります。鹿の食害は、農作物だけでなく、林業にも多大な被害が生じ、せっかく主伐・再造林を進めていく途上の本県林産業振興にも悪影響を及ぼし、しかも生息域が北上しております。

そこへ来て、熊の出没まで当たり前になってきました。このところ連日熊が出没したとのニュースが流れ、人的被害すら生じています。国も手をこまねているわけではなく、農林水産省は、鳥獣被害防止特措法に基づき、市町村に被害防止計画に基づく捕獲、防護柵の設置といった実践的活動を担う鳥獣被害対策実施隊を設置することができるようにし、技術講習の免除、狩猟税の軽減、公務災害の適用、ライフル銃の所持許可の特例といった隊員になる猟友会員への優遇措置や、市町村に対しては、活動経費に対する特別交付税措置を行うなどの制度をつくり、令和5年4月30日現在の設置市町村数は1,246自治体になります。

環境省は、鳥獣保護管理法に基づき、認定鳥獣捕獲等事業者制度をつくり、本県においても、昨日の御答弁のとおり、9事業者が活動中です。令和6年4月16日には、熊も指定管理鳥獣へ指定し、熊対策を行う際に交付金の形で国から一定の支援が受けられるように検討されていると聞いています。

本県や市町村においても、それら制度を活用するだけでなく、上乘せ補助により有害鳥獣対策に当たっており、猟友会員の待遇改善、狩猟免許取得支援、狩猟者の技術向上を目指すハンターデビュー支援事業の拡充、出動手当や捕獲補助金の増額等々御対応いただいておりますが、猟友会員の高齢化や地域ごとの偏りも心配されるところです。いざというときに対応してくれる方がいてこそその対策です。本県のハンター確保の取組状況について須藤林務部長に伺います。

また、有害鳥獣対策には、動物の生態に精通し、捕獲の観点だけでなく、農作物被害予防に対する助言を行える専門家の存在が必要と考えますが、現状の本県のお取組について須藤林務部長に御所見を伺います。

〔林務部長須藤俊一君登壇〕

○林務部長（須藤俊一君）私には2点質問を頂戴いたしました。

まず、有害鳥獣対策に係る人材の確保についてでございます。

県では、狩猟免許の取得に必要な講習会や試験を令和3年度から拡充し、県内10地区において、土日を含めた年4回、延べ17会場において実施しており、平日に仕事をしている方なども、より取得しやすい環境を整えております。また、狩猟免許を取ったものの実際の狩猟活動を行っていない方々などを対象に、ハンターデビュー支援事業を実施しております。わなの

設置方法や巻狩りといった狩猟技術を実技を通して習得いただく実践的な内容の講習会を開催しております。

さらに、今年度から、狩猟免許の取得を考えている方々を対象とした狩猟の魅力を伝える講座を新たに増やし、捕獲者の裾野の拡大にも取り組んでまいります。そのほか、県内各地の猟友会でも独自に狩猟者を確保するためのイベントや展示活動を行っていただいております。県としても、猟友会と連携し、狩猟者の確保育成に取り組んでまいります。

次に、有害鳥獣対策に係る専門家の助言等についてでございます。

県では、野生鳥獣の生態や被害対策に精通した研究者などをクマ対策員や広域鳥獣保護管理員として依頼し、市町村及び地域の住民の皆様には野生鳥獣の被害対策に関する助言や普及啓発を行っております。具体的には、クマ対策員につきましては、現在ツキノワグマの出没地で市町村と連携して実施している集中点検の指導をしていただいております。実際に現場で熊の侵入路や餌となる木の実などの有無を点検するとともに、そうした木の実の除去や隠れ場所となるやぶの刈り払いなどの助言を行っていただいております。

広域鳥獣保護管理員には、熊以外の被害を対象として、効果的な防護柵の設置方法や有効な捕獲方法などについて市町村や地域住民に対し助言や指導を行っていただいております。また、県では、林業総合センターや環境保全研究所の研究員、農政部農業技術課の専門技術員などで構成する野生鳥獣被害対策支援チームを設置して、市町村への被害防除計画の策定指導や各種研修会の講師、被害集落での実地指導等を行っております。

県といたしましては、市町村担当者を対象とした研修会におきまして専門家による取組と成果を周知するとともに、市町村の要望に応じて専門家を派遣することで、市町村が効果的な被害対策を行えるよう支援をしてまいります。

以上でございます。

〔22番望月義寿君登壇〕

○22番（望月義寿君）昨今の熊の出没や人身被害は今までの想定をはるかに超えた状況だと思わざるを得ません。北海道奈井江町の猟友会は、町から提示された日当8,500円、発砲した場合は1万300円にあきれば、ヒグマ相手に命がけで出動するのにこの金額では請けられないと、出動を辞退することになってしまいました。

本県内においては、猟友会の皆さんと良好な関係を築けており、御対応いただいておりますが、これまでの対策や新たに始めた対策を駆使しつつも、事ここに至っては、有償ボランティアである猟友会の皆さんの善意と責任感に頼るだけでなく、行政の立場として、狩猟免許を持つ有害鳥獣対策専門職員を配置して、県内全域において対応すべき時期が来ていると考えます。猟友会と両輪となる、ボランティアではない公務員としての専門職員の配置を検討するよう要

望し、次の質問に移ります。

次に、高齢ドライバーの運転免許更新について質問いたします。

運転免許更新時、更新期間満了日に70歳以上だと運転指導と座学から成る高齢者講習が、75歳以上だと記憶力や判断力を測定する認知機能検査が必要となりました。制度導入時は、対応が間に合わず、受講待ちの期間が長過ぎて、免許更新前までに講習、検査が受けられない事態が生じたとのことでした。教習所でも講習、検査が受けられるように御対応いただいた現在、受講待ち期間は短くなっていると認識しておりますが、高齢者ドライバーも増加しており、受講待ちの期間はどうしても生じてしまいます。

県内における受講待ち日数の状況について伺います。また、今後、高齢ドライバーが増加した際に、受講待ち期間の長期化が心配されますが、見通しについて鈴木警察本部長に伺います。

本県は、広い県土を持ち、南北に長い特徴があります。どうしても講習を実施する施設から遠隔地に居住している方もいらっしゃいます。高齢者ドライバーの中には、日頃近場にしか行かないが、免許がなくては生活ができないため、更新が必要。だが、遠隔地まで講習や免許の更新に行くには大変だと感じる方もいらっしゃいます。難しい問題ではありますが、そのような方々に対してどのような対応を行っておられるか、鈴木警察本部長に伺います。

〔警察本部長鈴木達也君登壇〕

○警察本部長（鈴木達也君）私には2点御質問をいただきました。

初めに、高齢者講習の受講待ち日数につきましてお答えいたします。

高齢者講習の受講待ちにつきましては、令和3年12月末の時点では県下平均約76日となっておりますが、令和4年5月13日の改正道路交通法の施行により、それまで同じ日に実施することができなかった認知機能検査と高齢者講習が1日で実施できることとなったほか、指定自動車教習所における講習に関する規定を整備する等の対応を行った結果、令和6年4月末現在で県下平均約20日となりました。これは、全国平均の31.5日より短いことになっております。

今後の見通しにつきましては、高齢者講習の受講対象者の推移を見守りつつ、県下の指定自動車教習所と連携を取りながら適切に対応してまいります。

続きまして、高齢者講習を実施する施設についてお答えいたします。

高齢者講習につきましては、警察本部の北信運転免許センターと中南信運転免許センターのほか、指定自動車教習所においても講習を実施しているところでございます。この指定自動車教習所は、北から南まで県下に27か所ございますので、県下全域で受講ができる体制が整えられているというふうに考えております。

〔22番望月義寿君登壇〕

○22番（望月義寿君）現在、待ち日数が20日ほどということで、御対応いただいていることに

感謝申し上げます。

埼玉県は、人口が多いということもありまして、埼玉県警として高齢者専用の講習施設を設置したという報道がありました。現在、県内において御対応いただいているわけですが、これから高齢者の方が増えることも見込まれますので、きめ細かく、また、県民の皆さんが困らないようにしっかりと先々を見据えた上で御対応いただくようお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

○副議長（続木幹夫君）次に、百瀬智之議員。

〔26番百瀬智之君登壇〕

○26番（百瀬智之君）町なかのにぎわい創出について、今回は人の移動、交通を軸にお尋ねしてまいります。

ちょうど1年前の一般質問で東南アジアが急成長を遂げているという話をしましたが、難しい話をせずとも、空港に降りてもわっとした独特の蒸し暑い空気に包まれた直後、それを実感することになります。

思い起こすのは、20代半ばの頃、弟が海外赴任していたので、弟に会いにカンボジアと隣のタイに行きました。当時は、カンボジアはもちろんのこと、タイも相当に物価が安くて、食費などに関しては驚くほどお金がかからなかったことを覚えています。

代わりに気を遣ったのが、移動に関してでした。これは、今でも、そして、東南アジアに限ったことではありませんが、まず空港に降りてイミグレーションを済ませた途端にタクシーの客引きが声をかけてきます。ぼったくりなどのトラブル、犯罪に巻き込まれないよう、できるだけタクシーは使わず公共交通を利用しようとする、都市部はまだしも郊外まで足を延ばすことができません。それに、弟や宿泊先とのやり取りはどうしたものか、そんなことを考えるだけでおっくうで、途上国を旅するのはやむを得ない場合に限り、当時はそんな思いがどこにもあったと思います。

あれから十数年を経て、リープフロッグ、すなわち既存インフラが未整備であったがゆえに、技術やサービスが爆発的に加速し、先進国をカエル跳びするように追い抜くという現象が起こり、それは一トラベラーの視点からも明らかに感じるようになりました。

例えば、この間、私が海外で使うようになったアプリの一つにワッツアップというものがあります。機能的には日本でいうところのLINEに近いのですが、LINEは誰かとつながろうとすると友達申請やIDが求められるのに対して、こちらは相手の電話番号さえ分かればオーケー。日本を出国する前にEメールなどで電話番号をやり取りしておけば、メッセージのやり取りも通信電話も現地でタイムリーに連絡を取り合えます。

国際電話のかけ方や料金の高さにどぎまぎしていたかつての姿はどこへやら。何かしらのア

クシデントでホテルに到着するのが遅れる、予約したレストランをキャンセルしたい、そんなやり取りを海外でも自前の携帯で簡単にすることができるようになりました。

そしてもう一つ、私が使うメジャーなアプリに、Grabがあります。これも、既に東南アジアではごく当たり前のインフラになっていて、企業としてはフードデリバリーなどを手広く事業展開していますが、本日のテーマで言えば、タクシー配車アプリ、ライドシェアに関わるものになってきます。このGrabは、先発のウーバーを東南アジアから撤退させたほど企業として破竹の勢いで急成長し、私の感覚では地方都市にまでかなり広がってきています。使い方については、もし私が町のどこかで配車を希望するような場面が出てきた場合、携帯からアプリを開き、目的地を設定すると、料金プランと何人乗りの車を希望かというようなメニューが幾つか出てくるので、希望するボタンを押せば、大体は5分もかからず乗車に至ります。

つまり、目的地までの料金は乗車前に決まっています、あらかじめ登録したクレジットカードなどから引き落とされるだけなので、運転手が遠回りして料金を上乗せしているのではないとか、渋滞に巻き込まれて現金が足りなくなるのではないとか、見知らぬ土地でもそういう心配が一切なく、加えて、ドライバーは完全登録制なので、いつ誰が誰の車でどの経路でサービスを利用したかという記録が全て残るため、犯罪率が飛躍的に改善されるようになりました。それでも不安だとなれば乗らなければいいだけの話ですから、かつて私たちが抱いていた多くの不安を、Grabはテクノロジーの力で10年もかからずほぼ解消してみせたわけです。

あらかじめ行き先が決まっているので、車内での会計も要らなければ運転手との会話も不要です。ただ、面白いのは、旅の土産だと思って会話すると、結構な割合で「あしたは何をする予定なんだ」というようなことを聞かれます。要は、あしたも快適なサービスを提供するから俺の車を使ってくれというセールストークで、実際いなすのが面倒くさいと思うことは多いのですが、裏を返せば、それだけ商売熱心に食欲に仕事に向き合う姿勢を見てとれます。若者の多さを反映してか、ドライバーも若い人が実に多くて、そういった若者たちがたくましく血気盛んに明日の仕事を競い合う姿は、日本が忘れてしまった光景ではないでしょうか。

そこで、今回初めにお尋ねすることは、インバウンドに関してです。

例えば、訪日客が温泉地など駅から比較的遠い場所にある宿に泊まろうとして、ひとまず最寄り駅に着いたものの、何らかの用事やアクシデントが発生した場合、どのような連絡手段を用いて宿泊施設とコンタクトを取るのでしょうか。

また、別の事例として、よく首都圏や名古屋方面から松本駅に降り立った旅行客が、松本市や安曇野市に宿泊せず、そのまま白馬方面へスキーをしに行ってしまうというようなことが言われます。これを受けて、仮に気骨ある松本の旅館が白馬に負けないアクティビティーやフィールドワークを自社で企画し、宿泊につなげていこうとした場合、訪日客の移動範囲が広

がることに伴って、滞在時の密なコミュニケーションツールが課題としてより顕在化してくるはずです。ワッツアップのようなアプリが普及していない日本において、宿泊施設はインバウンド客とどのようにタイムリーな連絡を取ろうとしているのか、現状把握と課題認識を観光スポーツ部長に御提示いただきます。

続いて、クラブに関連して何点か。

まず、4月に軽井沢で始まった日本版ライドシェアの取組に関する県の見解をいただきます。また、タクシー不足については、不足の現状、ドライバー確保の見通し、先月開催された連絡調整会議の成果とともに、夏の繁忙期に向けて県の新たな施策はあるか、御開示ください。

また、個人的には、松本の市街地でも最近はタクシーを取りづらくなっていると感じますが、そのあたりの認識も含めて、以上交通政策局長に見解を求めます。

そして、最後に、そういった政策を当面進めていただくにしても、情報収集をする範囲が狭過ぎやしないか、あるいは、県当局の当事者意識が欠如していないかという点について触れたいと思います。

折しも、昨年は、コロナ明けに伴い、県議会でも海外調査が再開されました。部局のほうもしっかり海外調査を進めていただいているのでしょうか。本会議では、たまに知事から海外の事例紹介をしていただくことがあります。部長答弁でそういうことを聞く機会はほとんどありません。それゆえか、海外調査が全体的に不足しているようにも感じられますが、実際のところはどうか。知事の認識と今後の方向性を伺います。

わけてもライドシェアは国民の関心が高く、国がやるからやるというだけでは済まされない政策課題です。昨日も、局長からは、関係者の話を聞いていく趣旨の答弁があったわけですが、こういう協議会や聞き取り調査がされるほか、声なき声や反対利益、つまり、本日私が前段でお話ししたような圧倒的な利便性、潜在的なニーズ、さらには若者の雇用というような要素はどこで酌み取られていくのでしょうか。酌み取るのが難しいがゆえに、一層実体験と当事者意識を持つことが重要だというふうに思いますし、東南アジアくらいなら、週末を利用した2泊3日、LCCを利用すればフライトも数万円で済みますから、公費を使わずとも旅行がてらの調査でライドシェアは十分体験ができます。要は、そういうリアルな体験を部局で共有し、県は施策に反映しようとしているのか、知事にお伺いし、総括的観点からは、規制緩和が進まない日本経済にあって、交通政策については最近どのようなことを感じておられるか、知事の所感を伺って、今回の一切の質問といたします。

〔観光スポーツ部長加藤浩君登壇〕

○観光スポーツ部長（加藤浩君）町なかのにぎわい創出につきまして私には2点質問がございました。

まず、インバウンド旅行客のチェックインに関する御質問でございます。

現状でございますけれども、長野県インバウンド推進協議会などを通じて状況を確認しましたところ、県内の宿泊施設におきましては、インバウンドのお客様からの申込みは、多くはOTAと言われているインターネット上で宿泊予約を行うことができる旅行会社を利用しているということでした。

また、こうしたお客様と宿泊施設の連絡でございますけれども、主に電話やメールにより行われているということでございまして、宿泊までの移動は、予約をした際に入手した情報などによりスマートフォンの地図アプリを活用している場合が多いのではないかということでございます。

次に、旅行客のニーズの把握とサービスの提供方法についての御質問でございました。

こちら関係者に確認しましたところ、多くは業界団体からの情報や、過去に宿泊されたお客様の傾向などでニーズをつかみまして、それらを反映させたサービスを自社のホームページやSNSなどを通じてPRするという一方で、お客様の満足度の向上とリピーターの獲得につなげていきたいということでした。

今後、さらにインバウンドのお客様を本県に誘客するためには、宿泊施設とお客様との円滑なコミュニケーションはとても大切だというふうに考えております。県といたしましても、長野県インバウンド推進協議会をはじめとする関係団体と連携して、業務に有益なツールの活用など、有識者を招いてセミナーを開催すること、あるいは先進事例を共有することなどによりまして受入れ環境が向上するように支援してまいります。

〔企画振興部交通政策局長小林真人君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（小林真人君）私にはタクシー不足の問題に関しまして4点ほど御質問を頂戴しました。

まず、軽井沢町の日本版ライドシェアの取組に対する見解についてのお尋ねでございます。

軽井沢町においては、昨年、とりわけ夏の観光シーズンにタクシー不足が生じていたことから、その解消に向けた対策について、軽井沢町をはじめ、地元のタクシー協会、タクシー事業者、商工観光団体などで検討が進められたと承知しているところでございます。

今年3月、タクシー事業者の運行管理による日本版ライドシェアの制度が創設されたことから、軽井沢町では国へ申出を行い、大都市圏以外では初めてとなります日本版ライドシェアを開始したところであり、私も、事前に軽井沢町が主催しましたタクシー供給強化プロジェクト対策会議や当日のライドシェア出発式に参加したところでございます。

軽井沢町は、地元タクシー事業者と連携し、自ら地域のタクシー供給の状況を調査し、そのデータに基づいて所要の手続きを行い、観光需要の高まるゴールデンウィーク前に日本版ライド

シェアの導入を実現させたものであり、その御努力に敬意を表するものでございます。この軽井沢の取組が県内の他のタクシー不足に悩む地域のモデルとなることを期待するところでございます。

次に、タクシー不足の現状、ドライバー確保の見通しと連絡調整会議の成果についてでございます。

県内におけるタクシー不足の状況について、県タクシー協会からは、タクシーの供給が観光需要の回復に追いつかず、特に観光地を中心にタクシー不足が顕在化しているとの報告を受けております。

その主な要因は、ドライバー不足によるもので、コロナ禍前の平成31年3月と令和6年3月とで比較しますと、775人、約23%減少しているということでございます。直近のドライバー数は、処遇改善が図られたことなどにより一定の回復が見られるものの、なお厳しい見通しであると聞いております。

先般、本県が開催しました長野県タクシー供給不足対策連絡調整会議においては、日本版ライドシェアや、運用が改善されました自家用有償旅客運送の制度的枠組みや、軽井沢町における国への申請手続の詳細、実際に車両に搭載されている表示設備やアプリシステムの紹介、町で創設しました補助制度の内容、営業区域内外におけますタクシー会社間の応援など、タクシー業界における取組などの情報につきまして市町村や事業者、労働組合関係者、利用者などと共有したところでございます。

タクシー不足に悩む市町村や事業者にとって、こうした制度的枠組みや軽井沢町での先導的事例などの情報は大変に有益な情報であると考えており、これにより、今後、県内でも必要な地域において日本版ライドシェアや自家用有償旅客運送などの導入に向けた検討が促進されるものと考えているところでございます。

次に、夏の繁忙期に向けた観光地の足の確保に係る県の施策についてでございます。

県としましては、今夏の観光シーズンに向け、引き続きドライバーの採用活動に対する支援や二種免許取得費用への支援など、ドライバー確保に向けた取組を行ってまいります。また、先ほど申し上げました連絡調整会議の成果も踏まえまして、県タクシー協会と連携し、市町村や各地域のタクシー事業者の詳細なデータの収集分析を働きかけ、タクシー不足が懸念される場合には、営業区域内外の事業者相互の応援や、日本版ライドシェア、自家用有償旅客運送の導入等を強力に促してまいります。

次に、タクシー不足によるにぎわい創出への影響についてでございます。

タクシー事業者からの聞き取り、さらには私の実体験からも、長野市や松本市などの都市部の市街地では、金曜日の深夜帯など特定の曜日、時間帯でタクシーが不足し、長時間のタク

シー待ちが発生している状況があると言えらると思います。こうしたタクシーの不足が、限られた曜日、時間帯ではあるものの、町なかのにぎわい創出に少なからず影響を与えている可能性もあると考へております。

タクシーをはじめとします公共交通で、行きたいときに行きたい場所に自由にお出かけができる環境を整備することが、人と人との交流を生み、結果として町なかのにぎわい創出にもつながってくるものと考えているところでございます。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には3点質問を頂戴いたしました。

まず、職員の海外視察に関する現状認識と今後の方向性という御質問であります。

全体として、職員の海外研修や海外視察は非常に少ない状況だというふうに思っています。やはりもっともっと海外の事例に学ぶべきではないか。百聞は一見にしかずであります。

先ほど御質問にもありましたように、アプリや交通システムがどうなっているかということは、日本国内にしかない人間と年中海外に行っている方とでは今や相当意識が開いてしまっているのではないかというふうに思っています。

そうしたことから、海外での調査研究を行う職員を支援する制度を平成27年につくりました。この制度で、これまで延べ15人派遣させていただいて、例えばタイのインバウンド戦略、イタリアの火山防災対策と地域振興策の両立、フィンランドの福祉サービス制度、オーストリアの景観政策、こうしたことについて学んでもらい、そして、関連部局へその人材を配置することでこの研修成果を役立ててきているところであります。

しかしながら、コロナ禍の間は全くそうした活動が行えなかったという状況でありまして、再び昨年度から同様の仕組みを始めていますが、正直に申し上げて、とても十分な制度とは言えないというふうに私としては思っております。これからどんどん世の中が変化していきます。その中で、日本が先頭を走っている分野もあれば、例えばDXの分野等は、率直に言っていささか後塵を拝しているというふうに感じていますので、そういうことを考えると、海外の先進的な施策にももっともっと目を向けていくということが必要だというふうに考えています。

また、職員の人材育成、能力開発という観点、さらには、これから県職員もほかの分野と獲得競争になってくると思いますので、県職員になったらどんな研修があるのか、どんなキャリアを積めるのか、こうしたことをしっかり示すことができなければ優秀な人材は来なくなってしまうというふうに思っています。そうした観点も含めて、海外視察、海外派遣、海外研修の在り方をより効果的なものとなるようにしっかり検討していきたいというふうに思っています。

続いて、交通政策に関連した海外視察の実施状況と施策への反映という御質問であります。

残念ながら、交通については、先ほどの制度等ではこれまで研修、研究を行ってきておりません。担当課では、研究機関の調査報告書や知見を有する専門家からのヒアリングなどで先進事例を学んで対応してきているところでもあります。これは、予算面でももっと配慮しなければいけないと思いますし、職員の皆さんにもそうしたモチベーションをもっと持ってもらえるような働き方の改革が必要だというふうに思っています。

そうした中で、昨年11月に私はヨーロッパを訪問しましたが、その際、ヨーロッパに行って交通の問題について何も見聞しないのはいかなものかという思いから、ドイツのヘッセン州を訪問させていただき、ヘッセン州における運輸連合の在り方や交通運賃政策の在り方などについて意見交換をさせていただいたところでもあります。引き続き交通やまちづくり、それに関連する脱炭素社会の実現、こうした部分については海外に学ぶべきことがたくさんあると考えておりますので、今後とも、海外の実情をどう把握して我々の政策に生かしていくのかということについてしっかり意を用いて具体的な対策を考えていきたいというふうに思います。

最後に、地域の公共交通リ・デザイン実現会議の構成員として参加した立場として、日本全体の交通政策についてどういうことを感じているかという御質問を頂戴しました。

交通政策は、非常に大きな転換期に来ているというふうに率直に受け止めています。また、この動きは、我が国だけでなく、まさに世界でも交通をどうするかということが大きな課題になってきているというふうに受け止めています。

先般、全仏地域圏連合会の会長のキャロル・デルガさん、日本の全国知事会長に該当する方ですが、日本にお越しになられたときに、全国知事会を代表して対応させていただきました。先方のリクエストは、日本の交通政策について話を伺いたいというものでありました。基本的に、フランスの場合は、鉄道については国が経営をしているけれども、日本の場合は国が経営していないと。公費もあまり入っていないのにどうして経営できているのだと、そういう問題意識でのお話でございました。

今、フランス、ヨーロッパはかなり公費が入っている中で、先ほどのドイツのヘッセン州も同様でありましたが、どうももう少し公費負担を減らせないかという議論になっているようです。我が国は、これまで、鉄道事業者、交通事業者の独立採算で取り組んできたが、これまで以上にもっと公費を入れていかないと支えられないのではないかと、現状の立ち位置が相当違っていますので、ベクトルの方向性も大分違っているのかなというふうに受け止めています。

長野県の場合は、社会的共通資本という概念を取り入れているんな政策を考えているわけですが、まさに公共交通の部分は社会的共通資本の最たるものだというふうに考えております。そうしたことを考えれば、今市場原理で経営されている部分にどうやって公費を投入す

るのか。官と民、行政と企業との役割分担をどうしていくのか。

また、公共交通については、統合的な司令塔機能を果たす組織が残念ながら日本にはない。国土交通省が許認可権を持っていますけれども、それは基本的に許認可権を行使しているだけで、地域の公共交通体系をどうするかということに対して必ずしも明確な責任を持っていないというふうに思います。

そうしたことを考えれば、公共交通のマネジメントはどうあるべきなのか。鉄道、バス、タクシー、それぞれの交通事業者がそれぞれに運営・運行しているわけでありまして、当然のことながらそうしたものが連携してシナジー効果を発揮し、本当の意味での地域交通体系が出来上がってくると思います。そういうことを考えると、やはりこの交通の司令塔機能が我が国においては決定的に欠如しているのではないかというふうに考えます。

こうした問題意識は、リ・デザイン会議の中でも申し上げてきたところではありますが、長野県においても、地域公共交通計画を策定して具体的な取組のフェーズに入ってきましたので、今申し上げたような問題意識を持ちながら、交通事業者の皆様方と共に地域公共交通が未来に向けて発展するように取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（続木幹夫君）次に、埋橋茂人議員。

〔35番埋橋茂人君登壇〕

○35番（埋橋茂人君）改革信州の埋橋茂人です。1年ぶりに一般質問をさせていただきます。

一つ目、増田レポートと地方創生についてです。

2013年12月から2014年7月にかけて公表されたいわゆる第1次増田レポートは、衝撃的なものでした。中央公論誌で3回、間に2014年5月公表の日本創成会議、この創成は創って成ると書く創成ですが、人口減少問題検討分科会の「成長を続ける21世紀のために「ストップ少子化・地方元気戦略」」が入りました。無論、これが全体のベースになっています。とりわけ、消滅可能性都市として、全国で896の市町村、福島県を除きますが、名指しされました。長野県でも2市32町村が挙げられました。

岩手県知事や総務大臣を歴任し地方自治に精通した増田寛也氏のレポートは、各界に多大な衝撃を与えました。特に、自治体関係者やJAグループには、怒り、戸惑い、諦めなど様々な反応がありました。私も、増田寛也編著、中公新書「地方消滅」と増田・小泉対談などを読んで大変なショックを受けました。

このレポートに対応するものが、2014年11月に成立したまち・ひと・しごと創生法、これは創って生まれると書きます。以下、創生法と言います。レポートと創生法制定の間の短さ、創成会議と創生法等、事前に周到に準備されたシナリオだったと今さらながら思います。壊死と

か、消滅とか、全ての町村は救えないなどの厳しくかつ身も蓋もない言葉を用いて、言わばショックドクトリンの手法で、人口減少、なにかんづく地方の危機を訴えたものでした。

そして、これが国の地方創生戦略のベースとなり、地方版総合戦略の策定が努力義務化され、長野県でも総合計画としてしあわせ信州創造プランが策定され、現在同プラン3.0が執行中です。

本年4月24日、人口戦略会議が発表した令和6年・地方自治体「持続可能性」分析レポート、以下2次レポートと言いますが、また大きな反響を呼んでいます。25日に奥村県議が詳細に触れられていますので、全国の数字の部分は略します。長野県内においても、2市24町村が消滅可能性自治体に該当しており、1次レポートから13町村が脱却した一方で、5町村が新たに該当になりました。自立持続可能となっているのは原村と南箕輪村の2村のみです。

論拠となるデータ、一つに出産可能な女性の数、二つにその女性の偏在の取り方など、多くの批判があり、私も1次レポートに反論する複数の著作を読みました。しかし、残念ながら、現実には地方の人口減少と東京一極集中はコロナ禍を経ても加速し、増田レポートの提起した大きな流れは変わっていないと言わざるを得ません。

そこで、質問いたします。まち・ひと・しごと創生法は、課題解決を地方に委ねる一方で、自治体の計画を国が査定し、採否を決定しました。竹下内閣のいわゆるふるさと創生一億円事業や鳩山内閣の一括交付金と比べ、地方自治体の自主性が損なわれたと思うが、いかがでしょうか。

二つ。第1次増田レポートでは、選択と集中の考えの下で、若者に魅力ある地域拠点都市を中核としたコンパクトな拠点と、ネットワークによって形成される新たな集積構造を構築することを目指して投資と施策を集中することを提言しました。しあわせ信州創造プラン3.0とこの1次レポートとの関連性、相違点をどのように捉えているか。以上2点、阿部知事に伺います。

三つ目です。地方創生における県内の成功事例はございますか。また、課題とその対応策について清水企画振興部長に伺います。

四つ目。地方創生の目玉政策の一つであるふるさと納税については、自治体の活性化や税収確保に役立っているとの評価のある一方で、自治体同士のバナナのたたき売りとの批判があります。2025年10月からポイントを付与するサイトを通じての寄附金を禁止すると6月25日に総務省が発表しました。

「ガチなが」を含めた本県で実施しているふるさと信州寄付金制度の現状と課題、今後の方針について、渡辺総務部長に伺います。

五つ目。高校卒業生の県外流出比率が高い本県において、県内大学の充実策が望まれている

す。1次レポート以降に新設した長野県立大学、公立化した長野大学及び諏訪東京理科大学の効果と課題、今後の取組について、若者の県内定着の観点から直江県民文化部長に伺います。

続いて、産業労働の関係です。今日の新聞で、綿半が飯田本店をかなり強化するという方針が示されておりました。歓迎すべきことだというふうに思います。

このように、県内への研究機関等の誘致の状況と課題、今後の取組について田中産業労働部長に伺います。

本年4月に人口戦略会議が発表した2次レポートの令和6年・地方自治体「持続可能性」分析レポートに対する見解と対応策について阿部知事に伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には3点御質問を頂戴いたしました。

まず、まち・ひと・しごと創生法に基づく取組で地方自治体の自主性が損なわれたと思うが、いかがかという御質問であります。

御質問にありましたふるさと創生一億円事業は、私も担当係長として携わっていたということはこの場でもお話ししたとおりでありますけれども、あのときはかなり思い切って地方の自由度を高めよう。使い方について批判が出て、それは地域の主体的な取組だということで、国としてはコメントをしないということでもかなり徹底的にやりました。

ただ、その後の国と地方は、あまり思い切った関係にはなっていない状況でありまして、この地方創生の取組だけが取り立てて地方自治体の自主性を損なっているものというふうには必ずしも受け止めていません。むしろ、交付金を活用して、県としても次世代モビリティの社会実装に向けた支援や、農産物輸出の拡大、沖縄との交流、こうしたプロジェクトを進めることができてきているというふうに思います。

ただ、今の国と地方の関係は、例えば交付金や補助金をもらうときは国の担当者とやり取りをして、県の職員の負担は結構重くなっているということもありますし、お金を頂く立場でありますので、国と地方は対等・協力とは言いながらも、どうしても国に採択してもらえように工夫していかなければいけないということで、そもそも今の国と地方の関係性の在り方の改善こそが取り組むべき大きな課題ではないかというふうに思っています。

続いて、第1次増田レポートとしあわせ信州創造プラン3.0との関連性、相違点という御質問であります。

改めて当時の「ストップ少子化・地方元気戦略」を見返してみたわけではありますが、確かに今回の消滅可能性自治体の発表と同じように、インパクトを出して世論喚起をするという観点で、それに対する反発、反論がかなり出たのではないかというふうに思います。ただ、中身を読むと、そんなにおかしな方向で書いているわけではないというふうに思います。大き

な方向性は必ずしも違っていないのではないかと思います。

例えば、コンパクトな拠点とネットワークの形成への投資と施策の集中ということについて今回改めて読み直しますと、例えば、地域を守るとりでとなる小さな拠点、周辺集落を結ぶデマンドバスの充実、こうしたことにも言及されているところでありまして、これは我々としても重要な視点ではないかというふうに受け止めているところでもあります。

いずれにしても、人口減少は非常に大きな課題でありますので、市町村とも問題意識を共有してしっかり対応していかなければいけないと思っています。

もう一点、今回の「令和6年・地方自治体「持続可能性」分析レポート」に対する見解と対応策ということではありますが、例えば、私は全国過疎地域連盟の会長をさせていただいておりますので、過疎連盟の理事会等でも、市町村長の皆様方からはかなり厳しい批判をいただき、私も人口戦略会議のメンバーとして真摯に受け止めざるを得ないということでお話を伺っているところでもあります。

私としては、会見の場でも申し上げたところでもありますけれども、これは、一つのデータとして参考にすべきものということで、消滅可能性というレッテルを貼られている、貼られていないということで一喜一憂する必要は全くないというふうに思っています。

今回の発表自体が、人口減少に歯止めがかからないのは市町村の努力不足、地域の努力不足といったような誤ったメッセージになりかねないということを私としてはかねてから危惧していたところでございます。ただ、この人口減少の問題で、地方の在り方、とりわけ市町村の在り方をこれからどうするのかしっかりと考えなければいけない状況だということは、これは多くの皆様方が共通認識としてお持ちだろうというふうに思います。そういう意味では、レポートの細部にこだわるのではなくて、大きな方向感、課題認識、しっかりとそうしたものを持ちながら取り組んでいくということが重要だというふうに考えております。

この場でも申し上げましたように、私ども長野県としても、市町村長の皆様方の問題意識を丁寧にお伺いしていきたいというふうに考えております。その上で、行政体制の在り方も含めて、今後の人口減少社会に市町村と共にどう取り組んでいくのか、どう向き合っていくのか、そういったことを共に考え、実行していきたいというふうに考えております。

以上です。

〔企画振興部長清水裕之君登壇〕

○企画振興部長（清水裕之君） 私には地方創生の成功事例や課題と対応策についてお尋ねがありました。

地方創生の取組が本格的に始まって10年。県内自治体においては、国の財政支援なども活用しながら、自らの創意工夫の下、様々な取組が意欲的に実施されてきました。

県内の事例といたしまして、例えば、都市部から定住した外部人材が移住コーディネーターとして地域住民と協働しながら、ソフト、ハード両面での移住施策を展開し、過疎自治体でありながら年間での人口増を実現した事例ですとか、ドローンやMaaS等のデジタル技術を活用しながら医療、交通、買物などでの課題解決を目指すスマートシティを推進している事例、あるいは、小学校の廃校舎の活用による複合施設を拠点として新規ビジネスの創出や大都市圏企業との連携に取り組んでいる事例など、成果を上げている取組が県内でも様々見られるところであります。

しかしながら、こうした取組にもかかわらず、依然として東京一極集中の流れに歯止めがかからない状況は課題であると認識しており、国土政策として国において責任を持って取り組んでいただくよう求めてまいります。地方としても、国の対応を待つばかりでなく、人口減少下においても持続可能な地域づくりを推進していくことが重要であると考えております。このため、各自治体がそれぞれの強みや個性を発揮し、都会には決してまねできない新たな価値を提供するオンリーワンの地域づくりに取り組めるよう、県としても輝く農山村地域創造プロジェクトをはじめとする様々な支援策を講じながら、市町村との連携協力の下、地方創生の取組を推進してまいります。

以上です。

〔総務部長渡辺高秀君登壇〕

○総務部長（渡辺高秀君）私にはふるさと信州寄付金制度の現状と課題、今後の方針についてのお尋ねでございます。

本県の令和5年度ふるさと納税の実績は、7万4,805件、10億8,972万4,460円。この全国順位の公表はこれからでございますが、令和4年度では、金額ベースで全国2位となっております。これまでも上位をキープしているところでございます。

一方、創設以降、これは全国的な課題でもございますが、返礼品やポイント等の特典により寄附先を選ぶ傾向が顕著になっております。集客力のある大手サイトへの委託料や返礼品代等の経費が大きくなることにより、自治体が住民サービスに充てるための金額が減少していることが課題でございます。

本県におきましては、こうした課題に対して以前より問題意識を持ち、全国に先駆け、令和5年4月に県直営共創型のふるさと納税受付サイト「ガチなが」を開設いたしました。返礼品を伴わない形で寄附を募集いたしました開設初年度の5年度は、1億円を超える寄附をいただいたところでございます。この寄附額だけでも、全国の中位の都道府県の寄附額に相当するものでございます。

今後、まずはこの「ガチなが」への寄附を拡大するべく、魅力ある募集事業の発掘や県外へ

のPRの強化などに全庁を挙げて取り組むほか、従来からのふるさと納税につきましても、これまで制度の趣旨に沿うよう寄附募集の適正化を国に提案してきたところであり、先ほど議員からもお話がございましたが、先般国から示されました見直し方針等も踏まえ、財源確保や県産品PR等の観点から適切な募集に努めてまいります。

以上でございます。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君）私には県立大学及び公立化した県内大学の効果と課題、今後の取組について御質問をいただきました。

平成30年4月に開学いたしました長野県立大学は、県内高校生の新たな受皿となりました。1年次全寮制、全員参加の海外プログラム、英語集中教育などの特徴ある学びは、県内大学への進学希望者に魅力ある選択肢を提供することとなりまして、県内入学者割合は令和6年度で51.8%と、近年増加傾向となっております。

また、令和5年度卒業生の県内就職率は、県内出身学生においては74.1%であり、県外出身学生を含めても45.9%となるなど、若者の県内定着にも寄与しているものと考えております。

公立化された長野大学及び諏訪東京理科大学においては、公立化以前と比較して入学志願倍率が大幅に上昇した一方、県内入学者率と県内就職率は低下しており、これは近年公立化されました全国の他の大学と同様の傾向でございます。

人口減少が続く本県におきまして、若者の県外流出を食い止め、県内定着を図るためには、進学、就職といった各局面において長野県を選んでもらうことが課題であると考えておりまして、高校や大学と連携して取り組むことが重要と認識しております。

このため、高校生に向けては、県内大学等の魅力をまとめた「信州で学ぼうガイドブック」の配付や動画の配信等により、県内大学への進学が選択肢となるようしっかりと情報を発信してまいります。

大学生に対しては、県内の経済4団体、大学、短大及び県が連携して実施しております産学官連携インターンシップ事業の充実などによりまして、県内企業や地域の魅力を伝えることとしております。県立大学でも、今年度が初年度となります第2期中期計画において同様の取組を位置づけたところでございます。

これらの取組を通して、高校生の県内大学への進学と大学生の県内就職の観点から、引き続き若者の県内定着を推進してまいります。

以上でございます。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には研究機関等の誘致についてお尋ねをいただきました。

研究所の立地は、高度人材の集積や関連する企業の新規立地が期待できることから、積極的に誘致を推進していきたい分野でございます。このため、県の産業投資応援助成金制度で、研究所の立地に当たっては、他の施設よりも高い助成率、例えば他の施設で４％から６％のところ、研究所の場合は１４％から１６％。また、助成限度額では、他の施設では５億円のところ、研究所の場合は６億円に設定するなど、これらをインセンティブとして働きかけているところでございます。本助成金を活用して建設された研究所は、直近１０年間で９件となっております。

また、６月に公表されました工場立地動向調査結果では、２０１４年から２０２３年までの間で研究所の建設を目的に土地を取得した件数は５件で、全国１０位となっております。研究所立地に至った背景等をお聞きしますと、本社や既存工場との近接性などが理由となっている例が大変多いことから、今後は県内に工場を持つ県外企業との意見交換や情報共有を密にして、さらなる研究所誘致を進めてまいります。

以上でございます。

〔３５番埋橋茂人君登壇〕

○３５番（埋橋茂人君）農業関係で２点伺います。

食料・農業・農村基本法、以下、新基本法と申しますが、２５年ぶりに改定されました。多くの議員が触れられております。

この中で、四つメインがありますけれども、既に基本になる三つの部分は県条例に盛りられています。２５年間基本のところをいじらなかった結果、地方に頑張っていただいたというふうに思っているところであります。

今回は、それに加えて、食料安全保障が強調されています。小麦、大豆、飼料作物の海外依存からの脱却や肥料の国産化、安定供給が盛り込まれています。また、従来は市場の価格形成に委ねていたものを、生産・流通コストを反映した価格形成を促すための枠組みづくりにまで踏み込んでいます。

そこで、これから全て農政部長に伺います。

新基本法において食料安全保障の確保が規定されましたが、それによる長野県農業への影響と課題、今後の取組について伺います。

温暖化対策について伺います。

温暖化が急速に進み、異常気象が日常化した今、二酸化炭素削減は急務ですが、それを待っているのみでは現実的に対応は困難です。県は、農業の温暖化に対して適切な対応を取ってきており、農業者やＪＡから評価も高く、感謝するところです。

最も大きなハード面の対策は、野菜花き試験場を従前の標高の低い場所から標高の比較的高い塩尻市に移転したことです。それにより、試験場で研究、栽培できる品目が大幅に増え、大

きな貢献をしています。多額の予算を伴った英断に敬意を表する次第です。

また、技術面では、暑さに強い米の風さやか、果樹、リンゴのシナノリップ、野菜、耐暑性レタス等の品種開発に努め、長野県農業の維持拡大に大きく貢献されています。

また、猛暑で他産地の米の一等米比率が大幅に下がる中で、全国でトップクラスを維持しています。これは、信州の気候条件によるものだけではありません。20年以上前に夏の最高気温が35度を度々上回るようになりました。稲刈りの適期の判定が従来の積算温度だけでは刈り遅れてしまうとの指摘が農家やＪＡから度々上がりました。試験場から、翌年の稲刈りに間に合うように、新しい指針、帯緑色もみ歩合、すなわち、まだ少し青い未熟粒が残っているときに刈り取るべきとの指導方針が出されました。画期的な新指針でした。平成13年のことです。この指針で稲の刈り遅れによる品質低下を回避できるようになりました。地道な研究が実を結んだものです。

そこで伺います。

今後さらに進んでいく温暖化に対する農業分野における県の対応について伺います。

また、温暖化に対する米、果樹、野菜ごとの課題と解決策について伺います。

長野県は、標高差、緯度、水系、土質など多様な栽培条件がございます。これに対応した県の試験研究は市町村やＪＡグループも含めて必要と考えますが、いかがでしょうか。お伺いたします。

〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長（小林茂樹君）私には４点御質問をいただきました。

まず、食料・農業・農村基本法の改正による本県農業への影響と課題、今後の方針についての御質問をいただきました。

食料安全保障の確保については、一義的には国において仕組みを構築すべきものと考えております。

本県は、園芸品目を中心とした総合供給産地であることから、長野県農業の持続性を高め、安定した生産により、国内の食料供給を支えることが食料安全保障の確保に貢献するものと考えております。

また、食料の合理的な価格形成は重要な課題であって、適正な価格転嫁のための環境整備について本県の実態に即した実効性のある制度となるよう国に要望しているところでございます。

長野県の主力品目である野菜や果物は、需要と供給のバランスによって価格が決定されており、生産コストを適正に価格転嫁する仕組みの構築は容易ではありませんが、国において法制化を検討しており、県としてもその動向を注視しているところでございます。

さらに、全国的に評価の高い主食の米については、高品質で安定的な生産を進めるとともに、

多くを輸入に依存している小麦や大豆も、生産性や品質の向上を図り、県内産への置き換えを進めてまいります。

次に、温暖化に対する県の対応について御質問をいただきました。

県では、試験研究の主要テーマの一つに温暖化への対応を位置づけ、高温条件下における影響評価を行いながら品種や技術の開発に取り組んでいるところでございます。

特に、温暖化の影響を回避する技術として、具体的には、リンゴの日焼け防止対策技術、ブドウの着色を安定させる技術、水稻の水管理や移植時期等を組み合わせた安定生産技術などは、早期に技術開発を目指すプロジェクト研究に位置づけて開発し、実用化したところでございます。

また、品種開発には一般的に10年以上の長期間を要しますが、例えば着色に関わるDNAマーカーを利用し、有望な個体を効率的に選抜するなど開発期間の短縮に努めています。

さらには、かんきつ類など新たな品目の検討等も含め、温暖化の課題に対する技術開発とその普及をスピード感をもって進めてまいります。

次に、各品目の課題と解決策についての御質問をいただきました。

近年の温暖化により、水稻では米の白濁や割れによる品質低下、未熟粒の増加による収量減、果樹では着色の不良、果肉の軟化や日焼けによる品質低下、野菜ではレタスの結球不良やトマトの日焼け果の発生などの影響が顕在化するとともに、病害虫の発生パターンが変化しており、これらへの対応は喫緊の課題となっております。

こうした課題の解決に向け、水稻の開発では、高温に強い有望な系統を二つに絞り込むところまで進んでおり、2年以内に品種登録申請を行えるよう取り組んでいるところでございます。また、リンゴについては、着色が優れ、主要病害の黒星病に強い2品種の登録を目指しているほか、収穫時期の異なるその他有望な5系統の育成を進めております。

さらに、レタスについては、苗を低温で管理することにより結球不良を減少させる技術開発に向けた試験研究を行っており、その効果を検証しているところでございます。

次に、多様な栽培条件に対応した県の試験研究についての御質問です。

県が行っている試験研究では、標高300メートルから1,000メートルに分布する県の試験場等に加え、生産者等の協力を得ながら、土壌や気象条件などが異なる実証圃を県下各地に設定して栽培技術の開発等を行っております。

また、県の試験研究機関が、部局の枠を超え、気象変動の将来予測を可視化し、それに基づく影響評価と対応策の試験研究を連携して進めているところでございます。

新たな品種や技術の評価などは、産地への適応性が重要であり、とりわけ温暖化対応技術は多様な条件下での検証が必要となることから、JAグループなどの御協力もいただきながら

オール信州での試験研究に取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長（続木幹夫君）次に、小林あや議員。

〔15番小林あや君登壇〕

○15番（小林あや君）小林あやです。

本県はインバウンドの需要が順調に高まりを見せていましたが、新型コロナウイルスの爆発的な感染が発生してからは、外国人旅行客が大きく減少しました。このところ、円安の動きを受けて回復に転じてきていますが、インバウンドのもたらす経済効果は大きく、外国人旅行客は、日本らしい景観に魅力を感じて、秘境を訪れたり、日本でしか得られない非日常的な体験を求める傾向があります。移動時間の短縮も重要な一方で、コンテンツ重視のインバウンド回復に向けた環境整備が重要になってきます。

そこで、外国人旅行客にとって分かりやすい情報の発信や魅力的なコンテンツの開発は非常に大切な要素となると考えられます。特に、素晴らしい観光資源がありながらなかなか集客につながらなかった地域も、外国人旅行客が好むようなコンテンツの開発及び情報発信が功を奏せば、日に日に多くの観光客のにぎわいが期待できますが、取組についての現状と課題を観光スポーツ部長に伺います。

アルピコ交通上高地線の例を挙げると、これまで、通勤・通学時間帯以外は乗客がぼつりぼつりと見える程度でしたが、上高地が外国人旅行客でにぎわうようになって以来、今では座る場所がない日も見られるようになりました。

このように、一度観光地としての情報に火がつけば、連日多くの外国人旅行客が地域公共交通を使ってその観光地を訪れるようになることが分かります。ここから、インバウンドの力によって民間の交通事業者を存続させる可能性を見いだすことができます。

そのためには、地理に不慣れな場所こそ安心して移動できる交通手段と情報提供が不可欠です。交通面で、外国人が迷わず目的地に到着することができるような分かりやすい情報の発信や利用しやすい環境についてどのように整備していくのか、交通政策局長に伺います。

外国人旅行客は、様々な母国語を持つにもかかわらず、最低限の英語のやり取りに慣れている方が多く、会話もスタンダードな速さです。一方、県民の外国語に対する親近感決して高いとは言えず、苦手意識を持つ方も多いのが現状です。また、外国人とコミュニケーションを図ることの文化面・経済面等における効果や影響についてもまだまだ浸透していないのではないかと感じる場面に遭遇することが多くあります。

しかし、これからの日本社会は、国際的な視点なしには発展を考えることができないほど海外とのやり取りがますます重要になっていきます。

そこで、例えば学生のフィールドワークとして外国人旅行者と話す機会があれば、県内の小中高校生が実用的な英語を学ぶことができる場になると考えられます。また、観光協会等と連携するなどして安定的な学習機会の確保、実践へと具体的につなげていくことも可能だと考えられます。

そこで、教育長に、学校教育としての外国語教育の意義、現状と課題について伺います。また、外国人旅行者と関わる機会は、生きた英語に触れ、活用する場になると思いますが、併せて見解を伺います。

海外では、外国語を話せる人材とそうでない人材との所得格差が広がっている現状が見受けられます。インバウンド回復を目指す長野県に求められる環境として、県民の海外への意識変容や異文化理解、外国人との共生、文化面・経済面での連携や交流など、国際的な感覚を養いながら世界に向けて自分たちの強みをアピールしていけるような新たな取組が必要になってきていると感じています。

本県には、外国人講師が所属するJETプログラムがありますが、地域とうまく溶け込めず、孤独を抱えるメンバーもいると聞いています。例えば、国際交流に関心の高い日本人に地域とのつなぎ役となってもらうメンター制度があれば、JETメンバーが地域に溶け込むことができ、県民の国際理解の促進が期待できます。国際社会を見据えた本県の取組や方向性について知事に見解を伺います。

〔観光スポーツ部長加藤浩君登壇〕

○観光スポーツ部長（加藤浩君）私にはインバウンドの活用につきまして分かりやすい情報発信や魅力的なコンテンツ開発に関する御質問でございます。

まず、情報発信についてでございますけれども、長野県を旅の目的地に選んでいただくためには、旅行計画を立てる段階での情報発信が重要でございますので、長野県公式観光サイト「G o N A G A N O」では、多言語によりまして、県内六つのエリアごとの観光情報を提供しております。

また、県の観光機構におきましては、英語圏と中国語圏のスタッフを配置しておりまして、SNSでの発信にも力を入れており、県内の観光地の風景や伝統文化、食などの画像を配信しておりまして、インスタグラムは自治体観光系のアカウントの中では全国2位の16万フォロワーを獲得しております。

次に、魅力的なコンテンツの開発でございますけれども、県内には多くの観光資源がありますが、立地条件、情報発信などの課題から、旅行会社が商品として取り扱いにくい状況もあると考えております。

こうした課題を解決するために、今年度、県観光機構では、ナガノ・トラベル・オペレー

ション・センターとして旅行商品の企画から販売までを一貫して行う体制を整えましたことから、新たな地域や文化などの資源を掘り起こし、コンテンツとして商品化に取り組むこととしておりますので、県といたしましても支援してまいります。

〔企画振興部交通政策局長小林真人君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（小林真人君）外国人観光客に対する公共交通の情報発信や利用しやすい環境整備についてのお尋ねを頂戴しました。

議員御提案のとおり、インバウンド需要によって民間事業者が現在不採算である路線を維持することができる、こうした可能性も十分あると考えておりまして、こうした面からも、外国人の方々に対する分かりやすい情報発信や利用しやすい環境整備が大変重要であると考えております。

交通事業者におきましては、これまでも多言語による表記や車内アナウンス等に取り組んできており、さらに、今般策定しました地域公共交通計画においては、公共交通の利便性の向上を図るため、バス路線の情報をインターネットで検索できる環境整備、キャッシュレス決済の導入などの施策を盛り込んでいるところでございます。

インターネットによる検索環境については、現在、県内バス路線の約7割で検索が可能となっております、これらを活用して市町村のコミュニティバスを利用する外国人の方々もいると聞いているところでございます。

キャッシュレス決済の導入については、交通モードにかかわらず、円滑に目的地まで移動できる決済環境の整備をしっかり推進してまいりたいと考えております。

こうした取組は、外国人観光客だけではなく、全ての利用者の利便性向上につながるものもあり、今後も引き続き交通事業者と共に積極的に進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）外国人旅行客と児童生徒の関わる機会についてのお尋ねでございます。

令和5年度全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査において、学校の授業以外で日常的に英語を使う機会が十分ありましたかという質問があり、この質問に対して、長野県の小学生、中学生は全国平均より低い状況にございました。外国語教育の意義はコミュニケーション力をつけることにありますが、長野県の子供たちは生きた英語に触れる機会が少ないことが課題であると考えております。

観光庁の宿泊旅行統計調査によると、県内の外国人延べ宿泊者数は、令和4年から令和5年にかけ約8倍に伸びていることから、議員御指摘のとおり、外国人旅行客と英語でコミュニ

ケーションを取る機会の増加が期待できるものと思います。

県内には、外国人旅行者とコミュニケーション活動に既に取り組んでいる学校もございますので、好事例を広げるとともに、宿泊業者や観光協会との連携についても研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私にはJETプログラム活用と県民の国際理解に係る取組や方向性について御質問をいただきました。

人口減少下においては、寛容性の高い多様性を尊重する社会をつくっていかねばいけません。そのためには、多文化共生社会をどうつくるかということが大きなテーマだというふうに思っております。

そうした中で、このJETプログラムの参加者に活躍していただく、あるいはJETプログラムの参加者をしっかり応援していくということは大変重要な視点だというふうに思っております。

県としては、このJET参加者の皆様方の視点や発信力などのポテンシャルを最大限活用していこうという考え方から、今年度、現役のJET参加者と国内外にいらっしゃる経験者が集って交流するネットワークを新たに立ち上げたところでございます。

まず、JET参加者が地域に溶け込めるよう、日本語教室、文化体験イベント等を行っていききたいというふうに思っておりますし、また、JET参加者の皆さんに活躍していただく観点で、例えば、観光名所を巡って外国人目線で地域に対する助言や発信を行っていただく、また、県主催のイベントに参加していただいて県民の皆様方と交流をしていただく、こうしたことを行っていききたいというふうに思っています。

また、今後、私が海外に行く際にも、現地にJET経験者がいらっしゃるようなところでは交流をさせていただいて、現地においてもJETOBとして長野県の魅力を発信していただくことに御協力をいただきたいというふうに思っています。

今後とも、JET参加者のネットワークを十分に生かしながら、地域における国際交流に関心の高い方々、JETプログラム参加者以外の外国人の皆様方、こうした方々が交流・連携することができる機会を増やしていきたいというふうに思っております。こうしたことを通じて多文化共生社会の実現に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔15番小林あや君登壇〕

○15番（小林あや君）先日、長期休暇のうち2か月間を日本で過ごすというフランスのエンジ

ニアの男女と話す機会がありました。日本人はとても親切でにこにこしていて、楽しく滞在できているとお聞きし、大変うれしく思いました。日本人の親切さや笑顔は国際的な価値があるのかもしれません。皆さん、笑顔を忘れていませんか。外国人から得られる情報を貴重な社会資源と捉え、施策に生かしていただきたいと期待します。

知事の議案説明にもありましたが、長野県は新たに観光振興税（仮称）の導入を検討しています。以下、観光振興税と申します。同じく導入を検討中の他自治体において、ビジネスの宿泊者は目的外なのではないか、使途をどこまで広げるのか、課税額をどうするのかなど、様々な角度から議論がされているようです。

観光振興税については、県内で検討している自治体や、事例は少ないものの他県での前例もあります。それぞれ基盤や規模が異なるため、まさに自主性が求められる分野となりますが、当県ならではの観光振興税の導入を考えた場合、使い道や県として目指すビジョンをどう考えているのでしょうか。

また、税の導入に向けて使途を分かりやすく説明していく必要があると思いますが、徴収者、納税者の理解をどのように得ていくのでしょうか。

税収の一定割合が市町村に交付されていくこととなりますが、これは宿泊施設が集積している市町村から徴収された財源が他の地域へ配分される仕組みとなるため、納得が得られるようにしていく必要があります。独自に課税を検討している市町村も含め、市町村とどのように調整し、合意形成を図っていくのでしょうか。以上、観光スポーツ部長にお伺いします。

この税の導入は、地方が自ら財源を確保し、創意工夫を凝らした政策立案を進める観点から、地方分権改革と密接なつながりがあります。かねてより、知事は、これを推進するお立場から、様々な場で提唱されていると認識しています。依然として国の過剰な関与が続いている状態であることに、知事ならではのもどかしい思いがあるのだらうと推察しております。

そこで、国と地方公共団体とのバランスのよい関係性について、現状と課題を併せて知事に伺います。

地方分権は、地方自治につながります。自治事務の割合を指標とする見方もあり、都道府県は市町村に比べ自治事務の割合が低いことから、分権改革を唱える声が専門家の中からも上がっています。

地方分権の推進により、自分たちで考え、自分たちの意思決定で動ける範囲が広がることで、より大きな収穫を望めると考えられる一方で、地方分権を担う職員の企画力やマネジメント力等を養成することが必要となります。近年の働き方改革も相まって、職員の数に限られる中で、専門性を高めるなど、地方自治を担う職員の人材育成にどのように取り組むのか、総務部長に伺います。

〔観光スポーツ部長加藤浩君登壇〕

○観光スポーツ部長（加藤浩君）私には観光振興税（仮称）について2点御質問がございました。

まず、使途やビジョンと徴収者などからの理解を得る方法についてという御質問でございます。

先般、観光振興審議会からの答申を踏まえまして、県では、まずは宿泊行為への課税について検討を進めることとしたところでございます。

この税を財源とした主な使途でございますけれども、答申で示された施策の方向性を踏まえ、長野県らしい観光コンテンツの充実といたしまして自然公園の整備、それから、観光客の受入れ環境の整備といたしまして観光M a a Sの実装や交通手段の確保、利便性の向上、さらには、観光振興体制の充実といたしまして広域DMOの機能強化などの重点的な推進を検討しているところでございます。

また、税収の一定割合を市町村に交付金として交付し、税の趣旨に沿った事業に活用いただくことも考えているところでございます。こうした取組にこの税を活用することで、本県の観光が目指す世界水準の山岳高原観光地を実現したいというふうに考えております。

この税の導入の趣旨を特別徴収義務者や納税者に御理解いただくためには、税を導入した効果を実感していただくことが重要と考えております。今後、目指す姿や使途などをまずは制度の骨子として取りまとめた上で、議会の皆様をはじめ、市町村や事業者などにもお示しし、意見交換やパブリックコメントにより関係する皆様から御理解をいただけるよう取り組んでまいります。

次に、市町村との調整、合意形成についての御質問でございました。

審議会の答申におきまして、市町村との丁寧な調整を求められております。県としても、この税の導入に当たりましては、市町村との連携、調整はとても大切だと考えているところでございまして、先月21日に開催されました県と市町村との協議の場におきまして既に意見交換を行ったところでございます。

また、特に、独自に同様の課税を検討している市町村とは、具体的な使途のほか、財源の規模や制度設計のイメージをお伺いし、県の考えを共有しながら調整や合意形成を進めていく必要があると思っております。そのため、現在、関係する市町村の考え方をお聞きしているところでございまして、今後それらを整理して意見交換を行ってまいります。

また、他の市町村につきましても、市長会、町村会での会議や県と市町村との協議の場などの機会を捉えまして十分な意思疎通を図りまして、全体として皆様の理解が得られるよう努めてまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には国と地方公共団体のバランスのよい関係性についての現状と課題という御質問をいただきました。

我が国の行政システムは、国がかなり多くの権限を持ち、法令の規定が地方公共団体の条例や規則に優先されてしまうということでもありますし、法令の過剰過密ということも言われていますが、我々地方公共団体が担っているかなり細かい分野まで国がルールを決めているという現状があります。まさに集権的であり、また、福祉であったり、産業政策であったり、国も地方公共団体も同じような仕事をしているという意味では、融合型と言えらると思います。

加えて、多くの仕事を地方公共団体が行っているわけでもありますけれども、そのための財源については、かなりの部分が国税で徴収され、補助金あるいは交付税という形で財源移転がされているということでもありますので、こうした意味で、権限的にも財政的にも集権型の仕組みだと言って差し支えないのではないかというふうに思います。

機関委任事務の廃止等によって国と地方の関係性は対等・協力という形にはなっていますが、今申し上げたような実情がありますので、地方公共団体が自由にいろいろなことができる。国のほうばかり向くのではなく、住民のほうを向いて、住民の思いに寄り添った仕事が自由にできるという状況とは現状はかなり違っているのではないかと考えています。

ただ、もとより国においても行うべき仕事というのは当然あるわけでありまして、例えば子供医療費の助成、これはもうナショナルミニマムと言って差し支えない制度だと思います。どこの都道府県、市町村でも国の補助金を入れない単独事業として行っているわけですから、そろそろ国が統一的な制度をつくってはどうかというふうに考えています。

また、長野県は海なし県でありますので、本県を流れる河川は長野県だけでは完結しておりません。河川整備は上下流一帯で計画的に行っていくことが重要でありますので、一部県管理の1級河川の区間がありますが、こうしたものはむしろ国が一元的に管理することが望ましいのではないかと考えております。

国は、本来国が行うべきことにもっと集中していただき、細かなところは地方に関与せず、もっと任せていただく。財源保障機能、財政調整機能を有している地方交付税は一定程度今後とも維持されなければいけないというふうに私は思っておりますが、補助金等をもっと簡素化していく。あるいは、本来の地方の一般財源や地方税に振り替えていく。こうしたことが必要ではないかというふうに考えております。

そういう意味では、今の集権・融合型のシステムから、本当の意味での分権型への改革を進めていくことが必要だというふうに考えております。このことが、ひいては全国民、それぞれ

の地域に暮らす皆様方のウェルビーイング、幸せの向上に確実に繋がっていくというふうに考えております。

以上です。

〔総務部長渡辺高秀君登壇〕

○総務部長（渡辺高秀君）私には、専門性を高めるなど職員の育成にどう取り組むのかというお尋ねをいただいております。

長野県職員育成基本方針では、目指すべき職員像を、外部環境の変化を自ら分析し、自律的に行動する職員とし、研修等により能力開発を支援しております。具体的には、新規採用時から基礎的能力である共感力、政策力、発信力の取得を目的とした研修を実施しつつ、業務に応じた専門研修や大学院への就学、専門資格の取得への支援などにより、職務や役割に応じて実務能力や専門性が高められるよう取り組んでいるところでございます。

本年度は、かえるプロジェクトから職員の専門性向上に向けた人事制度改革に関する提案もあったところでございます。政策立案能力の向上だけでなく、職員の主体的な学びや生産性の高い働き方につながるよう、専門性を高める異動や育成などについて制度設計を進めております。

加えて、課室長・係長向け研修において、マネジメント力の向上等のカリキュラムを充実したほか、若手職員向けには、モチベーションや主体性向上のため、業務への向き合い方を捉え直すジョブクラフティングという手法を用いた新たな研修を行うこととしたところです。

今後も、職員が高い志や情熱、やりがいを持って活躍できるよう、多様な成長機会の提供に努め、高度な政策課題に対応できる職員、組織づくりを進めてまいります。

以上でございます。

〔15番小林あや君登壇〕

○15番（小林あや君）税収は宿泊実績ですので、宿泊施設の集積する自治体が元気を失うと、県内自治体への配分額も減ってしまいます。この税収が増えることが県内各地の観光振興につながる仕組みなので、県をはじめ、県内各自治体が、財源となる宿泊施設の集積する自治体に対し、さらに誘客、集客につながるよう応援、連携できる機運の醸成が図られていくことを願っていますし、同時に、県内各地の様々なすばらしい資源が外部評価機関からより多く評価を得るなど、信州全体のブランド力向上へのつながりを願っております。

地方分権について、経験に基づく知事の深い思いをお聞きいたしました。職員のモチベーションは何よりも原動力になると考えますので、今後の人材育成に期待したいと思います。

近年、本県において豪雨災害が増え、危機管理対策が急務となっています。災害発生時にいて、中山間地などはラジオの電波が入らず、住民にとって身近な災害情報の確保が困難な状

況があります。また、これらの地域では高齢化が進み、スマートフォンなどデジタル機器の活用には抵抗を感じる住民が多いのも現状です。ラジオの電波が入りにくい地域における災害時の情報発信についてどのように取り組んでいるのか、危機管理部長にお伺いします。

I C T機器に不慣れな方がいざというときに災害情報に接することができるよう、ふだんから講習等のサポートが必要と考えますが、企画振興部長に取組状況を伺います。

〔危機管理監兼危機管理部長前沢直隆君登壇〕

○危機管理監兼危機管理部長（前沢直隆君）中山間地における災害情報の提供について御質問いただきました。

災害時には、県民の生命、財産を守るため、これは、中山間地など地理的条件にかかわらずでございますが、正確な災害情報を迅速に届けて、確実に住民の方の避難につなげていくということが大事だと考えております。そのため、ラジオを含めた多様な媒体での情報提供、情報伝達手段の多重化が極めて重要だというふうに考えています。

災害情報は、まずは市町村が整備する防災行政無線により提供するほか、地域によっては防災行政無線を屋内受信できる機器を全戸に設置するとか、コミュニティFMやケーブルテレビ網の活用、地域に一斉配信するエリアメールの導入など、多様な媒体を活用し、情報が確実に伝わるよう、現在取り組んでいるところでございます。

さらに、近年、民間の放送事業者が、中山間地のようなラジオ難聴地域の対策として、中継局を介して山間部への発信が可能なワイドFM放送を導入して情報発信の強化を図っている例もあると承知しているところでございます。

県としては、こうした民間事業者の取組も広く県民に周知するとともに、市町村に対して情報発信手段の多重化、多様化を働きかけるなど、災害時に県民に必要な情報が確実に届くよう努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔企画振興部長清水裕之君登壇〕

○企画振興部長（清水裕之君）私にはI C T機器に不慣れな方へのサポートについてお尋ねをいただきました。

スマートフォンなどの身近なI C T機器は、日々の暮らしを便利にすることに加え、災害時には迅速な情報収集や家族との安否確認などに役立つものであり、その活用にあたっての不安を解消することが重要であると認識しております。

現在、I C T機器に比較的なじみの薄い高齢者の方々を対象とするスマートフォンの講習会が、大手の携帯電話事業者や地域の各種団体等により、国の補助事業を活用して実施されているところです。

これに加えて、県では、令和5年度から、これまで携帯ショップがないなどの理由で講習会が実施されていない地域におきまして、誰一人取り残されないデジタル活用支援推進事業を開始しております。初年度である昨年度は、県内12町村で合計185回、延べ1,482人の方に行行政手続等でのスマートフォンの利用方法について助言、相談対応等を行いました。

この講習会では、信州防災アプリのインストールや使い方の説明も組み込んでおり、参加者のアンケートによると、非常に満足または満足と回答した方が85%と非常に高い評価をいただいております。

I C T機器に不慣れな方が災害時に取り残されないという観点からも、引き続き高齢者の方々をはじめ、多くの県民の皆様がデジタルの活用について学んでいただける環境づくりに努めてまいります。

以上です。

〔15番小林あや君登壇〕

○15番（小林あや君）高齢者に対しては、小さい字が見えづらい、身体機能の低下により指先が思うように動かない、判断に時間を要するといった特徴を踏まえた対策が必要と考えます。

県民の命を守るために、情報発信の工夫と伴走型のサポートをお願いし、私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（続木幹夫君）この際、15分間休憩いたします。

午後2時44分休憩

午後3時開議

○議長（山岸喜昭君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて発言を許します。

清水正康議員。

〔16番清水正康君登壇〕

○16番（清水正康君）まず、中山間地の農地を守る農業振興策について質問いたします。

現在、農業従事者は減り、高齢化率は70%を超える厳しい状況ではありますが、10ヘクタール以上の規模の経営体は増加の兆しがあり、みどりの食料システム戦略でいう農業の生産力向上と持続性については、一部では果たすことができるのではと考えます。

しかし、中山間地が多い県内には、生産性の向上を図ることができない農地も多々あり、このような農地は、地権者の手を離れ荒廃化しないようにという使命感から、地域の方々が担っていることが多いのが実情です。県内に耕作できない農地が爆発的に増える未来はすぐそこにあると考えます。

そこで2点、小林農政部長に質問いたします。

生産性の向上を図ることができない県内農地の状況について所見を伺います。

また、高齢化率を考慮すると、今後担い手が急激に減り、このままでは中山間地の農地を守ることは不可能と考えますが、今後の農業振興策について伺います。

続いて、水力発電の拡大について質問いたします。

2050年ゼロカーボンの実現に向けて昨年11月に策定されたゼロカーボン戦略ロードマップには、再生可能エネルギーの生産量の目標を設定しております。長野県の豊かな資源である水をさらに活用すべきと考えますが、ロードマップの2030年度の目標では、水力発電は太陽光やバイオマス発電などの伸び率に比べて鈍化しており、割合は16%減の55%となっております。

そこで、質問いたします。

農業用水を利用した小水力発電については、公共事業である農業農村整備事業で建設した施設が現在15か所稼働し、民間の事業者では28か所が稼働していると聞いております。民間の力もさらに活用し、小水力発電を増やすべきと考えますが、今後の取組について小林農政部長に伺います。

また、企業局における水力発電については、令和7年度までの着手分を含め36か所とする計画になっておりますけれども、この後の予定について吉沢公営企業管理者に伺います。

〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長（小林茂樹君）私には3点御質問をいただきました。

まず、生産性向上が困難な県内農地の現状についてお尋ねをいただきました。

県内で農業が営まれている面積の約15%を占める地理的条件の厳しい山間地の農地では、平地の農地に比べて生産性の向上が難しいこともあり、自給的農業を中心に比較的手間のかからない米やそばなどが多く生産されております。県内耕地面積のうち約13%が荒廃農地となっており、農業者の高齢化の進行や担い手の減少により今後の拡大が懸念されているところでございます。

中山間地の農地で耕作されることは、水源の涵養や、防災・減災機能など多面的な機能の維持とともに、里山や棚田などが織りなす固有の景観を貴重な地域資源として次の世代に引き継いでいく観点からも重要であると認識しております。

次に、中山間地の農地を守る農業振興策についてのお尋ねです。

現在、市町村では、地域計画の策定に向け、各地域における農業の将来像を描く話し合いが行われております。まずはこの中で将来のありたい姿を明確にした上で必要な取組を進めていくことが重要と考えています。

その上で、中山間地域の農地と人々の暮らしを維持していくためには、小規模な農家等が耕

作を続けられる環境を整備するとともに、地域内外の多様な人材を呼び込み協働していくことが必要と考えております。

このため、県では、小規模農家等に対して、共同で利用する機械等の整備、狭隘な農地でも活用できるスマート農業技術や軽量作物等の導入を支援するとともに、直接支払事業等を活用して、農地や水路の維持管理等の活動支援を行っているところでございます。

また、例えば、生坂村で展開されているように、地域外から移住された方が農業を行いつつ、農閑期には他の仕事に従事するなど、年間を通じて地域の一員として活躍できる環境の整備も重要です。

引き続き、半農半Xなど農ある暮らしの推進と併せた移住の促進、農村RMOの形成支援などにより、豊かな自然環境、美しい景観を持つ中山間の農地を守る取組を進めてまいります。

次に、農業用水を利用した小水力発電についてのお尋ねです。

民間事業者による発電施設は、現在稼働中の28か所のほかに、2か所での計画を把握しております。県では、民間事業者の参入を促すため、発電候補地の調査結果をホームページで公表しているほか、農業用水を管理する土地改良区に対して事例の紹介を行うことにより、マッチングを進めているところでございます。

小水力発電は、ゼロカーボンに貢献するとともに、売電の収益は土地改良区の運営にも寄与することから、今後とも民間事業者の力も活用しながら取組を拡大してまいります。

以上でございます。

〔公営企業管理者吉沢正君登壇〕

○公営企業管理者（吉沢正君） 企業局における水力発電の予定についてお答えします。

現在、令和7年度までを計画期間とする長野県公営企業経営戦略に基づき、新規電源開発に取り組んでいるところです。

平成30年度からは、関係部局や市町村と連携した新規電源開発地点発掘プロジェクトにより開発を加速化し、令和元年度に16か所だった発電施設は、建設部からの移管分を含め、3年度には23か所に、さらに、今年6月には、佐久地域で初となる県営発電所2か所が運転を開始し、合計25か所になりました。

現在建設設計中の施設が受託分を含め5か所、加えて、今年度は開発計画の事業性評価や候補地点の流量観測を10か所程度予定しており、こうした取組により、令和7年度に着手ベースで36か所とすることを目標としています。これら施設の稼働により、ゼロカーボン戦略ロードマップの2030年までの水力発電の増加目標4.5万キロワットのうち1万キロワット程度を賄える見込みであることから、まずは計画した事業を着実に進めてまいりたいと考えています。

その後については、令和8年度からを計画期間とする次期経営戦略を策定する中で検討する

こととなりますが、新規の建設に加え、再生可能エネルギーの実質的な増加につながる既存施設の出力増強、多様な主体の参画を促す市町村や民間企業等への技術支援・技術連携などによりまして、本県の水の恵みを生かした水力発電を推進し、2050ゼロカーボンの実現に貢献できるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

〔16番清水正康君登壇〕

○16番（清水正康君）中山間地の農地を守る農業振興策ということで御答弁いただきました。

問題意識は共有していると確認できました。今、様々な支援策についてお話しいただきましたけれども、高齢化は、思った以上にすぐに進むのではないかと、そのように思っております。

現在の国の方針では、耕作できない農地があちこちに生まれてしまう。そういった部分にもっと危機感を持っていただきまして、国で担えない部分は県で担う。ぜひ現場等のお声をいただきながら担っていただければというふうに思います。

水力発電の拡大についてですけれども、引き続き農政部も企業局も拡大するというので、力強い答弁をいただいたと受け取りました。新規もあれば、今あるものを増強して発電容量を増やすといった話もあったと思うのですけれども、いま一度市町村とも協力しながら適地を調査して、民間の力もさらに借りて、それぞれの事案に県も積極的に介入、調整をして、水力発電がさらに増えるようお願いしたい、そのように思います。

続きまして、人口減少緩和策、子育て支援策について質問をしたいと思います。

国、県、市町村において、様々な人口減少緩和策、子育て支援策が、右肩上がりのように予算をつけて行われておりますが、投資に対して結果が伴わない、そういった状況が続いております。しかし、未来への投資としては必須でありますので、行政としては、施策の検証をし、効果的な支出をすべきと考えます。

そこで、2点質問いたします。

初日に川上議員も質問をしておりましたが、補正予算に計上されている人口減少対策緊急広報事業についてであります。

人口減少が進む中、子供を産み、育てたいと考える若者の希望の実現を後押しするため、長野県で子育てをする魅力や支援策を発信するとありますが、本県における子育てをする魅力とは何でしょうか。川上議員への答弁には、子育てがウェルビーイングにつながることを発信するといった趣旨の話がありましたが、子育てをする魅力とは何を指すのでしょうか。

また、支援策を発信するということは、他都道府県と比較することにつながり、支援策合戦、つまりばらまき合戦を誘発し、好ましいとは思っておりませんが、こういったイメージを持って発信するのか、清水企画振興部長に伺います。

保育料や子供の医療費の補助について、本年度から県が一定の負担をすることで、市町村の子育て支援策の拡充につながることを期待する旨の説明が2定でありました。

しかしながら、効果的な子育て支援策や人口減少緩和策が分からず困惑する市町村や、単なるばらまきと感じたり、効果に疑問を持ちつつも、近隣と差が生じないように施策を実行する市町村もあります。

これまで、県や市町村で様々な施策が行われておりますけれども、県の目指す目標に近づいているとの実感は乏しいと考えます。特に、県民希望出生率1.61の実現は遠いと感じます。現状を踏まえての所見を阿部知事に伺います。

〔企画振興部長清水裕之君登壇〕

○企画振興部長（清水裕之君）私には人口減少対策緊急広報事業で発信する子育ての魅力や発信のイメージについてというお尋ねでございます。

本事業は、県内の若年層や子育て家庭をターゲットとして、県が既に取り組んでおります子育て家庭応援プランをはじめとする様々な子育て支援策を周知することや、子育ての魅力をウェブ広告等を積極的に活用してプッシュ型で発信することを考えているものです。

子育ての魅力につきましては、行政だけでなく、企業や地域、団体等の様々な主体が、子供・子育てに優しい社会づくりに向けて県全体として取り組んでいる中で、若い世代が出会い、結婚をし、家庭を持ち、そして子育てを通じてウェルビーイングを実現していくことにあるというふうに考えております。

こうした考えの下、特に若い世代を対象といたしまして、家族を持つことへの前向きな気持ちや安心感が醸成されるような、そうしたイメージを持って発信してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）人口減少の緩和に向けて、特に県民希望出生率の実現に向けての現状の所見ということで御質問をいただきました。

この人口減少問題は、非常に様々な要因があるわけでありますので、例えば、企業誘致をして雇用を増やすというような単純な政策とは違って、御指摘のとおり、かなりしっかりとした分析をしながら効果的な政策を講じていくことが必要だというふうに思っております。

そういう観点で振り返ると、私が知事になる前の2009年の本県の合計特殊出生率は1.43でありました。その後、2019年までの間、一時1.5台まで上昇しましたが、その後、コロナ禍に入り、2020年、2021年、2022年と減少し、そして、2023年、激減して1.34ということで、この間の推移を見ると、例えば、県の政策、施策が全く効果を発揮していないとまでは言い切れない

のではないかというふうに思っております。

ただ、一方で、出生数自体は、合計特殊出生率とは異なり、一貫して2007年以降減少しています。合計特殊出生率が横ばいの時期があったにもかかわらず出生率が減っているというのは、女性の数が減っているということだからであります。

そういうことを考えますと、一つには、子育てしやすい環境をどうつくるかということがこれから必要であるというふうに思っています。もう一つは、若者世代が県外に流出していくことをどうやって食い止めていくのかということをしつかりとデータに基づきながら考えていかなければいけないというふうに思っています。

まず、前者については、婚姻数の増減を見てみますと、令和元年からコロナの初年度の令和2年に激減しています。婚姻数は対前年度12.6%マイナスということで、それ以前の婚姻数については、先ほど合計特殊出生率を申し上げたように、そこまで激減していません。プラスになる年もあればマイナスになる年もあるという感じでありましたが、令和2年以降激減しています。これは、コロナで出会いが少なくなったと推測されますが、よく分析をしていかなければいけないというふうに思います。

出生率が減っていく要因としては、婚姻数が減っているということが確実な要因として言えると思いますので、ここに対する対策をまずしっかりやっていかなければいけないと思います。そういう意味では、若者の出会いの支援や結婚支援が重要ではないかと思っています。

それからもう一点、若い世代が流出しているという部分について、これはかなり問題意識を持って取り組んでいかなければいけないと思います。先ほども、まちづくりや娯楽、遊べる場が欲しいという若者の声を御紹介いたしましたけれども、そうしたニーズを若い世代が持っているということを我々行政もしっかり受け止めながら、どういう地域、町にしていくのかということを考えていかなければいけないというふうに思っています。

一方で、これは国全体の構造的な問題であります。長野県だけが出生数が減っているわけではなく、日本全体が減っているわけでありますので、まさにこれは東京一極集中の問題や日本の社会の構造的な問題、働き方の問題、社会のありよう、こうしたところにも深く根差している問題であると思います。

我々としては、こうした問題、今までも、働き方、男女共同参画、こうした取組を進めてきましたけれども、まだまだ十分ではないというふうに思っております。産業界、様々な団体、県民の皆様方と問題意識と方向感を共有して、これまで以上に踏み込んだ政策を講じていかなければいけないと思いますし、政策だけでなく、お一人お一人の県民の意識が変わっていく、社会のありようが変わっていく、こうしたところまでつながっていかないと、この問題にはなかなか対応し切れないというふうに思っています。

長野県は、ほかの県とかなり違いまして、広く県民の皆様方と対話をし、戦略の策定、その後の実行も県民会議をつくって取り組んでいきたいというふうに思っています。この人口減少対策は、県民のウェルビーイングの向上とほぼイコールと言っても差し支えない大きなテーマでありますので、これからも愚直に県民の皆様方の幸せの実現に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

[16番清水正康君登壇]

○16番（清水正康君） まず、人口減少対策緊急広報事業について説明をいただきました。

もう少し魅力という部分を具体的に答弁いただければと思ったのですが、民間などの取組も含めて、しっかりと若い世代に前向きな安心感を与えられるような発信をしていきたいということです。今、子育ては大変なこと、お金がかかることというイメージが植えついております。先日の大井議員の質問でも、ネガティブ情報を払拭するといった話がありましたが、ぜひこういった部分をしっかり行っていただきたい、そのように思います。

知事にも御答弁をいただきました。様々な要因があって分析が必要という話でありました。再質問の通告はしておりませんが、施策のほうもしっかり行っていきたいと、こういう言葉がありましたので、少し所感を述べさせていただきたいと思います。

本日まで、合計特殊出生率や人口戦略会議の消滅可能性自治体などの質問から、少子化対策、人口減少緩和策、子育て支援策など様々な支援策について話がありました。こういった施策の分析は難しいとのことですが、民間からいうと、お金をかけて事業をしているのであれば、きちっとPDCAでチェックをしていく、そういったことが必要です。これは難しいということで解決してしまっているのではないのか、そのように思います。

評価は難しいのですが、この子育て支援策は、クローズアップしますと、以前よりもかなり進んでいるというふうに僕は捉えております。もちろん、まだまだ女性、男性で差があるのは事実ですし、困っている家庭にはさらに手厚くといった面も必要ですが、保育料、子供の医療費、高校授業料、児童手当、最近は、通学補助、ランドセルの配付を行っているところもあります。学校給食費の無償化、家を建てると一定期間は固定資産税無料、育休の認知度などなど、自治体によって差はありますが、以前に比べれば子育て支援策は格段に進んでいる。私も子育て世代ですが、とても感じております。

周りの親も同じ感想を持っておりますし、少し上の先輩からはうらやましいと言われます。にもかかわらず、子供は増えない。知事も青木議員への答弁でおっしゃっていましたが、10年前よりも悪化していると、そのような話でした。

子供は減っています。なぜか。出生率を上げる施策と子育ての支援策、これは別物なのでは

ないかというふうに思っております。もちろん、出産前後からの支援が厚いことは不安の払拭につながりますので、全くの別物ではありませんが、施策では目的は別と考えたほうがいいのではないかと、そのように思っております。各種アンケートで経済的不安は上位になりますが、ネガティブのイメージもありますし、設問立てを分ければ結果が変わるのではないかと、そのようにも考えます。

そんな考えの下、成果の出ないこれまでの支援策について知事の所見を伺っております。子育て支援策はもちろん充実してほしいのですが、未来のために出生率を上げていくという施策にもっともっと力を入れるべきではないか、そのように考えております。

先ほどもありましたが、県は、政策評価で、出生率が上がらないという部分、婚姻率、そういった部分に言及しております。内閣府の男女共同参画局のアンケートで、理想の出会いと実際という部分で差異のある項目などもあります。こういった分析を生かして、ネガティブな部分を払拭し、狙いどころに重点的に集中する、そういったことを強く要望したいと思います。

これで私の一般質問を閉じたいと思います。ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君）以上で行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑は終局いたしました。

○議長（山岸喜昭君）お諮りいたします。第26号「公安委員会委員の選任について」及び第27号「教育委員会委員の選任について」は、それぞれ会議規則第44条の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ委員会審査を省略することに決定いたしました。

本件それぞれに対して討論の通告がありませんので、本件を一括して採決いたします。

本件それぞれ、原案どおり同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ原案どおり同意することに決定いたしました。

●知事提出議案委員会付託

○議長（山岸喜昭君）次に、残余の知事提出議案をそれぞれ所管の委員会に付託いたします。

各委員会におかれては、慎重審議の上、速やかに議長の手元まで審査報告書を提出願います。付託一覧表は後刻お手元に配付いたします。

●決算特別委員会の設置並びに同委員会に令和５年度長野県一般会計及び令和５年度長野県特別会計の決算状況に関する事項並びに令和５年度長野県総合リハビリテーション事業会計、令和５年度長野県流域下水道事業会計、令和５年度長野県電気事業会計及び令和５年度長野県水道事業会計の決算状況に関する事項付託

○議長（山岸喜昭君）次に、決算特別委員会の設置並びに同委員会に「令和５年度長野県一般会計及び令和５年度長野県特別会計の決算状況に関する事項」並びに「令和５年度長野県総合リハビリテーション事業会計、令和５年度長野県流域下水道事業会計、令和５年度長野県電気事業会計及び令和５年度長野県水道事業会計の決算状況に関する事項」付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。本件については、12人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、調査することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本件は、12人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、調査することに決定いたしました。

●決算特別委員会委員、同委員長及び同副委員長の選任

○議長（山岸喜昭君）次に、ただいま設置されました決算特別委員会の委員、同委員長及び同副委員長選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。決算特別委員会の委員にお手元に配付いたしました名簿のと通りの議員を指名するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の委員に名簿のと通りの議員を選任することに決定いたしました。

〔議案等の部「４ 決算特別委員会委員名簿」参照〕

○議長（山岸喜昭君）次に、お諮りいたします。ただいま選任されました決算特別委員会の委員中、委員長に清水正康議員を、副委員長に山田英喜議員を指名するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の委員長に清水正康議員を、副委員長に山田英喜議員を選任することに決定いたしました。

●請願・陳情提出報告、委員会付託

○議長（山岸喜昭君）次に、去る２月定例会後、県議会に対して請願及び陳情の提出がありましたので、報告いたします。

〔職員朗読、議案等の部「５ 請願・陳情文書表」参照〕

○議長（山岸喜昭君）以上であります。

ただいま報告いたしました請願及び陳情を、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

各委員会におかれては、慎重審議の上、速やかに議長の手元まで審査報告書を提出願います。
請願・陳情文書表は後刻お手元に配付いたします。

●請願取下げの件

○議長（山岸喜昭君）次に、お手元に配付いたしましたとおり、請願の取下願がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

ただいま報告いたしました請願取下げの件を本日の日程に追加いたします。

本件を議題といたします。

お諮りいたします。本件については、願い出のとおり取下げを許可するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本件は願い出のとおり取下げを許可することに決定いたしました。

〔議案等の部「６ 請願取下願」参照〕

●議員提出議案及び委員会提出議案の報告

○議長（山岸喜昭君）次に、議員及び議会運営委員長から議案の提出がありましたので、報告いたします。

〔職員朗読〕

議第１号

安全・安心な山岳観光の一層の推進を求める意見書案提出書

令和６年６月２７日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

提 出 者

風 間 辰 一			
賛 成 者			
小 林 東一郎	服 部 宏 昭	萩 原 清	
佐々木 祥 二	西 沢 正 隆	宮 本 衡 司	
小 池 清	丸 山 栄 一	依 田 明 善	
堀 内 孝 人	酒 井 茂	共 田 武 史	
寺 沢 功 希	大 畑 俊 隆	宮 下 克 彦	
竹 内 正 美	丸 茂 岳 人	大 井 岳 夫	
山 田 英 喜	向 山 賢 悟	早 川 大 地	
垣 内 将 邦	青 木 崇	荒 井 武 志	
高 島 陽 子	埋 橋 茂 人	中 川 博 司	
花 岡 賢 一	望 月 義 寿	佐 藤 千 枝	
丸 山 寿 子	竹 村 直 子	小 林 陽 子	
林 和 明	小 山 仁 志	小 池 久 長	
百 瀬 智 之	清 水 正 康	小 林 あ や	
奥 村 健 仁	グレート無茶	清 水 純 子	
川 上 信 彦	加 藤 康 治	勝 野 智 行	
勝 山 秀 夫	毛 利 栄 子	和 田 明 子	
両 角 友 成	山 口 典 久	藤 岡 義 英	
宮 澤 敏 文	小 林 君 男		

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第2号

リニア中央新幹線の一刻も早い開業の実現を求める意見

書案提出書

令和6年6月27日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

提 出 者

風 間 辰 一

賛 成 者

小 山 仁 志 服 部 宏 昭 萩 原 清

佐々木 祥 二 西 沢 正 隆 宮 本 衡 司

小	池	清	丸	山	栄	一	依	田	明	善
堀	内	孝	酒	井	茂		共	田	武	史
寺	沢	功	大	畑	俊	隆	宮	下	克	彦
丸	茂	岳	竹	内	正	美	大	井	岳	夫
山	田	英	向	山	賢	悟	早	川	大	地
垣	内	将	青	木	崇		小	池	久	長
百	瀬	智	清	水	正	康	小	林	あ	や
奥	村	健	グ	レ	ー	ト	無	茶	清	水
川	上	信	勝	野	智	行	加	藤	康	治
勝	山	秀	宮	澤	敏	文				

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第3号

刑事訴訟法の改正によるえん罪被害者の速やかな救済を
求める意見書案提出書

令和6年6月27日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

提 出 者

風 間 辰 一

賛 成 者

小	林	東一郎	服	部	宏	昭	萩	原	清
佐	々	木	西	沢	正	隆	宮	本	衡
小	池	清	丸	山	栄	一	依	田	明
堀	内	孝	酒	井	茂		共	田	武
寺	沢	功	大	畑	俊	隆	宮	下	克
竹	内	正	丸	茂	岳	人	大	井	岳
山	田	英	向	山	賢	悟	早	川	大
垣	内	将	青	木	崇		荒	井	武
高	島	陽	埋	橋	茂	人	中	川	博
花	岡	賢	望	月	義	寿	佐	藤	千
丸	山	寿	竹	村	直	子	小	林	陽
林		和	小	山	仁	志	小	池	久

百瀬智之	清水正康	小林あや
奥村健仁	グレート無茶	清水純子
川上信彦	加藤康治	勝野智行
勝山秀夫	毛利栄子	和田明子
両角友成	山口典久	藤岡義英
宮澤敏文	小林君男	

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第4号

国土強靱化の強力かつ計画的な推進を求める意見書案提出書

令和6年6月27日

長野県議会議長 山岸喜昭様

提出者

風間辰一

賛成者

小林東一郎	服部宏昭	萩原清
佐々木祥二	西沢正隆	宮本衡司
小池清	丸山栄一	依田明善
堀内孝人	酒井茂	共田武史
寺沢功希	大畑俊隆	宮下克彦
竹内正美	丸茂岳人	大井岳夫
山田英喜	向山賢悟	早川大地
垣内将邦	青木崇	荒井武志
高島陽子	埋橋茂人	中川博司
花岡賢一	望月義寿	佐藤千枝
丸山寿子	竹村直子	小林陽子
林和明	小山仁志	小池久長
百瀬智之	清水正康	小林あや
奥村健仁	グレート無茶	清水純子
川上信彦	加藤康治	勝野智行
勝山秀夫	毛利栄子	和田明子

両 角 友 成 山 口 典 久 藤 岡 義 英
宮 澤 敏 文 小 林 君 男

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第5号

地方財政の充実・強化を求める意見書案提出書

令和6年6月27日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

提 出 者

小 林 東一郎

賛 成 者

風 間 辰 一	服 部 宏 昭	萩 原 清
佐々木 祥 二	西 沢 正 隆	宮 本 衡 司
小 池 清	丸 山 栄 一	依 田 明 善
堀 内 孝 人	酒 井 茂	共 田 武 史
寺 沢 功 希	大 畑 俊 隆	宮 下 克 彦
竹 内 正 美	丸 茂 岳 人	大 井 岳 夫
山 田 英 喜	向 山 賢 悟	早 川 大 地
垣 内 将 邦	青 木 崇	荒 井 武 志
高 島 陽 子	埋 橋 茂 人	中 川 博 司
花 岡 賢 一	望 月 義 寿	佐 藤 千 枝
丸 山 寿 子	竹 村 直 子	小 林 陽 子
林 和 明	小 山 仁 志	小 池 久 長
百 瀬 智 之	清 水 正 康	小 林 あ や
奥 村 健 仁	グレート無茶	清 水 純 子
川 上 信 彦	加 藤 康 治	勝 野 智 行
勝 山 秀 夫	毛 利 栄 子	和 田 明 子
両 角 友 成	山 口 典 久	藤 岡 義 英
宮 澤 敏 文	小 林 君 男	

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第6号

義務教育の更なる充実を求める意見書案提出書

令和6年6月27日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

提 出 者

小 林 東一郎

賛 成 者

風 間 辰 一	服 部 宏 昭	萩 原 清
佐々木 祥 二	西 沢 正 隆	宮 本 衡 司
小 池 清	丸 山 栄 一	依 田 明 善
堀 内 孝 人	酒 井 茂	共 田 武 史
寺 沢 功 希	大 畑 俊 隆	宮 下 克 彦
竹 内 正 美	丸 茂 岳 人	大 井 岳 夫
山 田 英 喜	向 山 賢 悟	早 川 大 地
垣 内 将 邦	青 木 崇	荒 井 武 志
高 島 陽 子	埋 橋 茂 人	中 川 博 司
花 岡 賢 一	望 月 義 寿	佐 藤 千 枝
丸 山 寿 子	竹 村 直 子	小 林 陽 子
林 和 明	小 山 仁 志	小 池 久 長
百 瀬 智 之	清 水 正 康	小 林 あ や
奥 村 健 仁	グレート無茶	清 水 純 子
川 上 信 彦	加 藤 康 治	勝 野 智 行
勝 山 秀 夫	毛 利 栄 子	和 田 明 子
両 角 友 成	山 口 典 久	藤 岡 義 英
宮 澤 敏 文	小 林 君 男	

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第7号

女子差別撤廃条約選択議定書の批准に向けた速やかな検討を
求める意見書案提出書

令和6年6月27日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

提 出 者

風 間 辰 一	小 林 東一郎		
賛 成 者			
小 山 仁 志	服 部 宏 昭	萩 原 清	
佐々木 祥 二	西 沢 正 隆	宮 本 衡 司	
小 池 清	丸 山 栄 一	依 田 明 善	
堀 内 孝 人	酒 井 茂	共 田 武 史	
寺 沢 功 希	大 畑 俊 隆	宮 下 克 彦	
竹 内 正 美	丸 茂 岳 人	大 井 岳 夫	
山 田 英 喜	向 山 賢 悟	早 川 大 地	
垣 内 将 邦	青 木 崇	荒 井 武 志	
高 島 陽 子	埋 橋 茂 人	中 川 博 司	
花 岡 賢 一	望 月 義 寿	佐 藤 千 枝	
丸 山 寿 子	竹 村 直 子	小 林 陽 子	
林 和 明	小 池 久 長	百 瀬 智 之	
清 水 正 康	小 林 あ や	奥 村 健 仁	
グレート無茶	清 水 純 子	川 上 信 彦	
加 藤 康 治	勝 野 智 行	勝 山 秀 夫	
毛 利 栄 子	和 田 明 子	両 角 友 成	
山 口 典 久	藤 岡 義 英	宮 澤 敏 文	
小 林 君 男			

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第8号

健康保険証の廃止の延期を求める意見書案提出書

令和6年6月27日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

提 出 者

小 林 東一郎

賛 成 者

毛 利 栄 子	荒 井 武 志	高 島 陽 子
埋 橋 茂 人	中 川 博 司	花 岡 賢 一
望 月 義 寿	佐 藤 千 枝	丸 山 寿 子

竹 村 直 子 小 林 陽 子 林 和 明
和 田 明 子 両 角 友 成 山 口 典 久
藤 岡 義 英 小 林 君 男

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第9号

地域におけるこども誰でも通園制度（仮称）の充実等を
求める意見書案提出書

令和6年6月27日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

提 出 者

清 水 純 子

賛 成 者

風 間 辰 一	服 部 宏 昭	萩 原 清
佐々木 祥 二	西 沢 正 隆	宮 本 衡 司
小 池 清	丸 山 栄 一	依 田 明 善
堀 内 孝 人	酒 井 茂	共 田 武 史
寺 沢 功 希	大 畑 俊 隆	宮 下 克 彦
竹 内 正 美	丸 茂 岳 人	大 井 岳 夫
山 田 英 喜	向 山 賢 悟	早 川 大 地
垣 内 将 邦	青 木 崇	小 林 東 一 郎
荒 井 武 志	高 島 陽 子	埋 橋 茂 人
中 川 博 司	花 岡 賢 一	望 月 義 寿
佐 藤 千 枝	丸 山 寿 子	竹 村 直 子
小 林 陽 子	林 和 明	小 山 仁 志
小 池 久 長	百 瀬 智 之	清 水 正 康
小 林 あ や	奥 村 健 仁	グレート無茶
川 上 信 彦	加 藤 康 治	勝 野 智 行
勝 山 秀 夫	宮 澤 敏 文	

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第10号

教員の処遇の抜本的な見直しを求める意見書案提出書

令和6年6月27日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

提 出 者

毛 利 栄 子

賛 成 者

小 林 東一郎 荒 井 武 志 高 島 陽 子

埋 橋 茂 人 中 川 博 司 花 岡 賢 一

望 月 義 寿 佐 藤 千 枝 丸 山 寿 子

竹 村 直 子 小 林 陽 子 林 和 明

和 田 明 子 両 角 友 成 山 口 典 久

藤 岡 義 英 小 林 君 男

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第11号

国の地方公共団体に対する補充的な指示に関する地方自治法の条項の廃止を求める意見書案提出書

令和6年6月27日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

提 出 者

毛 利 栄 子 和 田 明 子

賛 成 者

小 林 君 男 両 角 友 成 山 口 典 久

藤 岡 義 英

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

議第12号

国の地方公共団体に対する指示権の慎重かつ適切な行使を求める意見書案提出書

令和6年6月27日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

提 出 者

風 間 辰 一	小 林 東一郎		
賛 成 者			
小 山 仁 志	服 部 宏 昭	萩 原 清	
佐々木 祥 二	西 沢 正 隆	宮 本 衡 司	
小 池 清	丸 山 栄 一	依 田 明 善	
堀 内 孝 人	酒 井 茂	共 田 武 史	
寺 沢 功 希	大 畑 俊 隆	宮 下 克 彦	
竹 内 正 美	丸 茂 岳 人	大 井 岳 夫	
山 田 英 喜	向 山 賢 悟	早 川 大 地	
垣 内 将 邦	青 木 崇	荒 井 武 志	
高 島 陽 子	埋 橋 茂 人	中 川 博 司	
花 岡 賢 一	望 月 義 寿	佐 藤 千 枝	
丸 山 寿 子	竹 村 直 子	小 林 陽 子	
林 和 明	小 池 久 長	百 瀬 智 之	
清 水 正 康	小 林 あ や	奥 村 健 仁	
グレート無茶	清 水 純 子	川 上 信 彦	
加 藤 康 治	勝 野 智 行	勝 山 秀 夫	
宮 澤 敏 文			

長野県議会会議規則第23条第1項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

〔議案等の部「1 議案 (2)議員提出議案」参照〕

委第1号

長野県議会委員会条例の一部を改正する条例案提出書

令和6年6月27日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

提 出 者

議会運営委員長 共 田 武 史

地方自治法第109条第6項及び長野県議会会議規則第23条第2項の規定により、議案を別紙のとおり提出します。

〔議案等の部「1 議案 (3)委員会提出議案」参照〕

○議長（山岸喜昭君）以上であります。

ただいま報告いたしました議員提出議案及び委員会提出議案を本日の日程に追加いたします。

●議員提出議案

○議長（山岸喜昭君）最初に、議第1号「安全・安心な山岳観光の一層の推進を求める意見書案」、議第3号「刑事訴訟法の改正によるえん罪被害者の速やかな救済を求める意見書案」、議第4号「国土強靱化の強力かつ計画的な推進を求める意見書案」、議第5号「地方財政の充実・強化を求める意見書案」、議第6号「義務教育の更なる充実を求める意見書案」及び議第7号「女子差別撤廃条約選択議定書の批准に向けた速やかな検討を求める意見書案」を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本案については、それぞれ会議規則第44条の規定により提出者の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ提出者の説明及び委員会審査を省略することに決定いたしました。

本案それぞれに対して質疑及び討論の通告がありませんので、本案を一括して採決いたします。

本案それぞれ、原案どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ原案どおり可決されました。

●議員提出議案

○議長（山岸喜昭君）次に、議第2号「リニア中央新幹線の一刻も早い開業の実現を求める意見書案」を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第44条の規定により提出者の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は提出者の説明及び委員会審査を省略することに決定いたしました。

本案に対して質疑及び討論の通告がありませんので、本案を採決いたします。

本案、原案どおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山岸喜昭君）起立多数。よって、本案は原案どおり可決されました。

●議員提出議案

○議長（山岸喜昭君）次に、議第8号「健康保険証の廃止の延期を求める意見書案」を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第44条の規定により提出者の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は提出者の説明及び委員会審査を省略することに決定いたしました。

本案に対して質疑及び討論の通告がありませんので、本案を採決いたします。

本案、原案どおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山岸喜昭君）起立少数。よって、本案は否決されました。

●議員提出議案

○議長（山岸喜昭君）次に、議第9号「地域におけるこども誰でも通園制度（仮称）の充実等を求める意見書案」を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第44条の規定により提出者の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は提出者の説明及び委員会審査を省略することに決定いたしました。

本案に対して質疑及び討論の通告がありませんので、本案を採決いたします。

本案、原案どおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山岸喜昭君）起立多数。よって、本案は原案どおり可決されました。

●議員提出議案

○議長（山岸喜昭君）次に、議第10号「教員の処遇の抜本的な見直しを求める意見書案」を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第44条の規定により提出者の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は提出者の説明及び委員会審査を省略することに決定いたしました。

本案に対して質疑及び討論の通告がありませんので、本案を採決いたします。

本案、原案どおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山岸喜昭君）起立少数。よって、本案は否決されました。

●議員提出議案

○議長（山岸喜昭君）次に、議第11号「国の地方公共団体に対する補足的な指示に関する地方自治法の条項の廃止を求める意見書案」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

和田明子議員。

〔48番和田明子君登壇〕

○48番（和田明子君）日本共産党県議団、和田明子です。議第11号「国の地方公共団体に対する補足的な指示に関する地方自治法の条項の廃止を求める意見書案」の提案説明をさせていただきます。

さきの国会において、地方自治法の一部を改正する法律が成立しました。大規模災害、感染症の蔓延等の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、または発生するおそれがある場合に、個別法に規定がなくても国が地方公共団体に対し必要な指示ができるとする、いわゆる指示権が特例として創設されました。

地方自治は、日本国憲法において保障されております。国と地方の関係について定めている地方自治法は、2000年に施行された地方分権一括法において、国との上下・主従から対等・協力へと改められました。地方公共団体は、住民に身近な行政を自主的かつ総合的に担うとされております。地方自治法の一部を改正し、国に指示権の行使が可能になることは、これまでの国と地方の関係にゆがみをもたらすのではないかと危惧しております。

今回の改定は、影響を及ぼす事態の範囲が極めて曖昧であること、政府の判断で恣意的な運用が可能であること等の問題が指摘されております。

なぜ今地方自治法の改正なのか。審議を経ても、立法事実がはっきりしていません。衆参の審議では、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態は何かということに対して、政府は、想定を超える事態なのだから現時点で想定し得るものはないこと。国がどのような事態に指示権を行使するか何度質問されても具体例を示すことができないこと。つまりは、白紙委任せよという

状態です。

新設された特例関与の仕組みが強力な権力的関与として働くことが明らかになり、事務処理の調整の指示は都道府県に法的義務として実行を迫り、代執行さえも可能とされます。国が直接調整の指示を行うことがあると総務相が明言したことは、地方分権、地方自治の本旨を真っ向から否定するもので、容認できません。

政府が存立危機事態を含む事態対処法や安保3文書に基づく特定利用空港・港湾への指示権適用について除外するものではないとしていることは、米国の戦争に自治体を動員するために使われる危険性もあり、看過できません。

審議の結果、指示権を行使した場合の国会への事後報告が義務づけられ、自治体との事前協議を国に求める附帯決議はあるものの、いずれも歯止めになる保証はありません。

よって、地方自治法の本旨及び地方分権の趣旨に鑑み、国の恣意的な介入を防ぐため、国の地方公共団体に対する補充的な指示に関する地方自治法の条項を廃止するよう強く求めるものです。

以上、意見書の提案説明とさせていただきます。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。
○議長（山岸喜昭君）以上であります。

お諮りいたします。本案については、会議規則第44条の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は委員会審査を省略することに決定いたしました。

本案に対して質疑及び討論の通告がありませんので、本案を採決いたします。

本案、原案どおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山岸喜昭君）起立少数。よって、本案は否決されました。

●議員提出議案

○議長（山岸喜昭君）次に、議第12号「国の地方公共団体に対する指示権の慎重かつ適切な行使を求める意見書案」を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第44条の規定により提出者の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は提出者の説明及び委員会審査を

省略することに決定いたしました。

本案に対して質疑及び討論の通告がありませんので、本案を採決いたします。

本案、原案どおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山岸喜昭君）起立多数。よって、本案は原案どおり可決されました。

●委員会提出議案

○議長（山岸喜昭君）次に、委第1号「長野県議会委員会条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第44条の規定により提出者の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は提出者の説明を省略することに決定いたしました。

本案に対して質疑及び討論の通告がありませんので、本案を採決いたします。

本案、原案どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（山岸喜昭君）次会は、来る7月5日午後1時に再開して、各委員長の報告案件を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時43分散会

令和 6 年 7 月 5 日

長野県議会（定例会）会議録

第 6 号

令和 6 年 6 月

第434回長野県議会(定例会)会議録 (第6号)

令和 6 年 7 月 5 日 (金曜日)

出席議員 (56名)

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	30 番	大 畑 俊 隆
5 番	グ レ ー ト 無 茶	31 番	寺 沢 功 希
6 番	奥 村 健 仁	32 番	共 田 武 史
7 番	青 木 崇	33 番	高 島 陽 子
8 番	垣 内 将 邦	34 番	荒 井 武 志
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 幹 夫
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 川 博 司
12 番	小 林 君 男	38 番	両 角 友 成
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 水 純 子
14 番	加 藤 康 治	40 番	小 池 久 長
15 番	小 林 あ や	41 番	酒 井 茂
16 番	清 水 正 康	42 番	堀 内 孝 人
17 番	向 山 賢 悟	43 番	依 田 明 善
18 番	山 田 英 喜	44 番	山 岸 喜 昭
19 番	大 井 岳 夫	45 番	小 林 東 一 郎
20 番	丸 茂 岳 人	47 番	毛 利 栄 子
21 番	花 岡 賢 一	48 番	和 田 明 子
22 番	望 月 義 寿	49 番	宮 澤 敏 文
23 番	山 口 典 久	50 番	丸 山 栄 一
24 番	藤 岡 義 英	51 番	小 池 清
25 番	川 上 信 彦	52 番	宮 本 衡 司
26 番	百 瀬 智 之	53 番	西 沢 正 隆

54 番	風 間 辰 一	56 番	萩 原 清
55 番	佐々木 祥 二	57 番	服 部 宏 昭

説明のため出席した者

知 事	阿 部 守 一	林 務 部 長	須 藤 俊 一
副 知 事	関 昇 一 郎	建 設 部 長	新 田 恭 士
危機管理監兼危機管理部長	前 沢 直 隆	会計管理者兼会計局長	尾 島 信 久
企画振興部長	清 水 裕 之	公営企業管理者企業局長事務取扱	吉 沢 正
総 務 部 長	渡 辺 高 秀	財 政 課 長	新 納 範 久
県民文化部長	直 江 崇	教 育 長	武 田 育 夫
健康福祉部長	笹 渕 美 香	教 育 次 長	米 沢 一 馬
環 境 部 長	諏 訪 孝 治	教 育 次 長	曾根原 好 彦
産 業 政 策 監	山 田 明 子	警 察 本 部 長	鈴 木 達 也
産業労働部長	田 中 達 也	警 務 部 長	小野田 博 通
観光スポーツ部長	加 藤 浩	監 査 委 員	増 田 隆 志
農 政 部 長	小 林 茂 樹		

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	宮 原 涉	議事課担当係長	萩 原 晴 香
議 事 課 長	矢 島 武	総 務 課 主 任	東 方 啓 太
議事課企画幹兼課長補佐	山 本 千 鶴 子		

令和 6 年 7 月 5 日（金曜日）議事日程

午後 1 時開議

各委員長の報告案件

受付締切り後提出された陳情（日程追加）

本日の会議に付した事件等

新任理事者の紹介

各委員長の報告案件

受付締切り後提出された陳情

午後 1 時開議

○議長（山岸喜昭君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、各委員長の報告案件についてであります。

●新任理事者の紹介

○議長（山岸喜昭君）次に、新任の県理事者を紹介いたします。

島宏幸教育委員会委員。

〔教育委員会委員島宏幸君登壇〕

○教育委員会委員（島宏幸君）去る 6 月 28 日に教育委員会委員に任命されました島宏幸と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

●委員会審査報告書提出報告

○議長（山岸喜昭君）次に、お手元に配付いたしましたとおり、各委員長から委員会審査報告書の提出がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

〔議案等の部「7 委員会審査報告書」参照〕

●各委員長の報告

○議長（山岸喜昭君）各委員長の報告案件を一括して議題といたします。

最初に、県民文化健康福祉委員長の報告を求めます。

小山仁志委員長。

〔27 番小山仁志君登壇〕

○27番（小山仁志君）県民文化健康福祉委員会に付託されました議案及び請願、陳情に対する審査の経過と結果について御報告申し上げます。

知事提出議案につきましては、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり可決または承認すべきものと決定し、請願、陳情につきましては書面で御報告申し上げたとおり決定いたしました。

なお、審査の過程におきまして議論されました主な事項について申し上げます。

初めに、県民文化部関係であります。

委員からは、里親委託の推進に関する取組や子育てに希望を持てる情報発信の在り方について質問が出されました。

県民文化部からは、里親制度に関して、今年度から新たに設置された里親支援センターや児童相談所等の取組により制度の周知に努めていくこと、子育てに係る情報発信については、若者が結婚や子育てについて前向きな気持ちになることが重要であるとの認識の下、当事者である若者と社会全体に対して働きかけを行ってまいりたいとの答弁がありました。

また、待機児童ゼロに向けた保育士確保の取組や、長野県立美術館に関して、幅広い方々に利用していただくために必要となる取組などについても議論が交わされたところであります。

次に、健康福祉部関係であります。

委員からは、県内の病院の経営状況や医療機関における働き方改革、医療人材の確保について質問が出されました。

健康福祉部からは、病院の経営状況については、医療法人が開設する病院等の経営情報の報告などにより把握していくこと、また、4月以降の医療機関における働き方改革では、県としても今後医療機関の状況把握をしていくことや、医療人材の確保については、医学生修学資金等貸与制度などの既存の取組を行いつつ、第8次長野県保健医療計画に基づき着実に取組を進めていくとの答弁がありました。

このほか、HPV、ヒトパピローマウイルスワクチンに関して、接種機会を逃した方を対象に実施するキャッチアップ接種の啓発や、まもなく西駒郷に完成する強度行動障がい者専用棟の役割、子供の福祉医療費助成の拡大について質問がなされるなど、様々な議論が交わされたところであります。

以上をもちまして委員長の報告といたします。

○議長（山岸喜昭君）委員長の報告に対して質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）質疑を終局いたします。

委員長の報告中、第1号の予算案、報第1号の専決処分報告を除き、他の案件につき討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本案を一括して採決いたします。

本案それぞれ、委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ委員長の報告どおり決定いたしました。

○議長（山岸喜昭君）次に、産業観光企業委員長の報告を求めます。

宮下克彦委員長。

〔29番宮下克彦君登壇〕

○29番（宮下克彦君）産業観光企業委員会に付託されました議案及び請願、陳情に対する審査の経過と結果について御報告申し上げます。

知事提出議案につきましては、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり可決または承認すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程におきまして議論されました主な事項について申し上げます。

最初に、産業労働部関係であります。

産業労働部からは、人手不足が深刻となる中、人口減少社会に対応するための女性・若者から選ばれる産業づくりが重要となっていることから、県内企業の賃上げや女性・若者が働きやすい職場環境の整備を進めるとともに、足元の物価高騰への対策として、省エネ設備の導入による収益構造の改善や適切な価格転嫁の促進などに引き続き取り組んでいくとの説明がありました。

委員からは、男性育休取得促進に関して、代替要員の確保が困難である小規模事業者や多様な働き方に配慮した事業展開を求める意見が出されました。

また、過疎地における給油所事業者への支援の状況、多角的な視点による伝統的工芸品産業の振興、下請取引に関する相談しやすい環境づくりなどについて様々な意見や質問が出されました。

次に、観光スポーツ部関係であります。

観光スポーツ部からは、大阪・関西万博の開催を契機とした関西方面へのプロモーション強化のほか、観光とスポーツの連携による新たな事業の構築、スポーツの持つ力の多面的活用に向けた第3次スポーツ推進計画の改定などについての説明がありました。

委員からは、大阪・関西万博への催事出展計画について、長野県の強みを生かした訴求性の高い出展メニューの構築を求める意見が出されたほか、国スポ・全障スポの開催に向けた準備状況などに関して様々な意見や質問が出されました。

このほか、長野県観光機構等を対象とした包括外部監査による指摘事項への対応状況をたずねるとともに、信州割SPECIALに関する不適切事案の発覚を受けて、支援金事業等の不正防止につながる確認体制の強化などを求めました。

また、観光振興財源の検討に当たっても、関係者の納得を得るための丁寧な説明を求めました。

次に、企業局関係であります。

企業局からは、2050ゼロカーボンの達成に向けた新規電源開発の今後の展望や、企業局発電所からの自己託送に加えた再エネ供給により、県庁舎電気を100%地消地産化する取組を全国で初めて実現したことについての説明がありました。

委員からは、市町村などと連携した電源開発の状況、水道の耐震化・老朽化対策や広域化の検討状況、水素エネルギーの利活用などについて様々な意見や質問が出されたところであります。

以上をもちまして委員長の報告といたします。

○議長（山岸喜昭君）委員長の報告に対して質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）質疑を終局いたします。

委員長の報告中、第1号の予算案、報第1号の専決処分報告を除き、他の案件につき討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本件を採決いたします。

本件、委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告どおり決定いたしました。

○議長（山岸喜昭君）次に、農政林務委員長の報告を求めます。

中川博司委員長。

〔37番中川博司君登壇〕

○37番（中川博司君）農政林務委員会に付託されました議案及び陳情に対する審査の経過と結果について御報告申し上げます。

知事提出議案につきましては、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり可決または承認すべきものと決定し、陳情につきましては書面で御報告申し上げたとおり決定いたしました。

なお、審査の過程におきまして議論されました主な事項について申し上げます。

初めに、農政部関係についてであります。

委員からは、国際情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まり等を受け、一部改正された食料・農業・農村基本法に係る県の対応について質問がありました。

農政部からは、園芸品目を中心に稼げる農業を展開するとともに、食料自給率の向上にも資する米・麦・大豆の生産を強化するなど、第4期長野県食と農業農村振興計画を着実に進めていくとの答弁がありました。

このほか、地域計画の策定状況や農業人材の確保・育成、スマート農業技術の導入支援などについて議論が交わされたところであります。

次に、林務部関係であります。

委員からは、主伐・再造林について県としてどのように推進していくか質問が出されました。

林務部からは、多様な働き方の推進などにより林業就業者を確保していくほか、県産材の流通体制の構築や需要の拡大等に取り組んでいくとの答弁がありました。

また、北アルプス森林組合から補助金返還等支払計画及び事業経営計画の見直しに係る申入れがあったことについて委員から質問があり、林務部からは、今後速やかに不明な点を確認し、明らかになったところで改めて報告する旨の答弁がありました。

このほか、ツキノワグマや松くい虫被害対策、信州F・POWERプロジェクトの状況など様々な議論が交わされたところであります。

以上をもちまして委員長の報告といたします。

○議長（山岸喜昭君）委員長の報告に対して質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）質疑を終局いたします。

委員長の報告中、報第1号の専決処分報告を除き、他の案件につき討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本件を一括して採決いたします。

本件それぞれ、委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ委員長の報告どおり決定いたしました。

○議長（山岸喜昭君）次に、危機管理建設委員長の報告を求めます。

大畑俊隆委員長。

〔30番大畑俊隆君登壇〕

○30番（大畑俊隆君）危機管理建設委員会に付託されました議案及び請願、陳情に対する審査

の経過と結果について御報告申し上げます。

知事提出議案につきましては、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり可決または承認すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程におきまして議論されました主な事項について申し上げます。

初めに、建設部関係であります。

委員からは、道路上の事故に係る損害賠償が多いことを受け、道路舗装の補修について質問がありました。

建設部からは、道路リフレッシュプランの予算を活用して道路の良好な状態を維持していくほか、新技術を活用した道路パトロールを実施するなど効率的な舗装の点検に取り組んでいくとの答弁がありました。

これに対し、委員からは、長野県は観光立県であるとともに、移住者を呼び込むためにも安心・安全な道路になるよう求める発言がありました。

また、委員から、建設業では人手不足が深刻になっているが、県ではどのような担い手確保の取組をしているかとの質問がありました。

建設部からは、建設業界と連携して、小中高校生に対するキャリア教育等のほか、移住希望者への説明や大学生への企業説明会などを行うとともに、建設系学科高校生の学びの場の拡充についても授業へのアプローチを行うなど、さらなる人材確保の取組を進めていくとの答弁がありました。

このほか、住宅に係る耐震改修の取組やＩＣＴ工事に対する支援など様々な議論が交わされたところであります。

次に、危機管理部関係であります。

委員からは、令和６年能登半島地震で多くの家屋が倒壊したことを受け、地震保険について質問がありました。

危機管理部からは、地震保険は家屋倒壊後の生活を再建するために必要であることから、これから住宅の購入を考えている方に向けた情報を発信するなど、保険会社と連携して加入促進に取り組んでいくとの答弁がありました。

このほか、きめ細やかな避難所運営をするため、女性の防災担当職員の確保や、消防団員の負担軽減につながる資機材の更新についてなど様々な議論が活発に行われました。

以上をもちまして委員長の報告といたします。

○議長（山岸喜昭君） 委員長の報告に対して質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君） 質疑を終局いたします。

委員長の報告中、第1号の予算案、報第1号の専決処分報告を除き、他の案件につき討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本件を一括して採決いたします。

本件それぞれ、委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ委員長の報告どおり決定いたしました。

○議長（山岸喜昭君）次に、環境文教委員長の報告を求めます。

花岡賢一委員長。

〔21番花岡賢一君登壇〕

○21番（花岡賢一君）環境文教委員会に付託されました議案及び請願、陳情に対する審査の経過と結果について御報告申し上げます。

知事提出議案につきましては、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり可決または承認すべきものと決定し、請願、陳情につきましては書面で御報告申し上げたとおり決定いたしました。

なお、審査の過程におきまして議論されました主な事項について申し上げます。

初めに、教育委員会関係であります。

委員からは、増加する不登校児童生徒への支援について、学校における教育にとらわれない学びの多様化も含め、市町村教育委員会へのより積極的な関与を求める意見がありました。

これに対し、教育委員会からは、子供たち一人一人に適した学びの場や様々な学びの方法とともに研究し、取り組んでいくとの答弁がありました。

また、成果を挙げているLINE相談窓口のさらなる拡充を求める意見に対し、引き続き相談員等の確保に努めていくとの答弁があったほか、信州教育の信頼回復の途上で教職員の処分件数が増加している現状について、委員から、非違行為の根絶に向けた実効性のある取組をただすなど様々な議論がありました。

次に、環境部関係であります。

ゼロカーボン社会の実現に向け、委員からは、産業や農業をはじめ全ての分野において環境という視点が不可欠であり、部局を超えて取組を進めるべきであるとの意見や進捗状況の検証を行い、スピード感をもって施策を実行することが必要との意見がありました。

環境部からは、引き続き長野県ゼロカーボン戦略推進本部会議において、本部長である知事の下、全部局を挙げて実現に向け邁進していくとともに、ロードマップの進捗管理を行い、より効果的に施策を進めていくとの答弁がありました。

このほか、効果の高い省エネ家電切換え緊急支援事業のより積極的な周知や、下水汚泥肥料の実用化に向けた取組に対する高い評価と期待など様々な意見が出されたところであります。

以上をもちまして委員長の報告といたします。

○議長（山岸喜昭君）委員長の報告に対して質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）質疑を終局いたします。

委員長の報告中、第1号の予算案、報第1号の専決処分報告を除き、他の案件につき討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本件を一括して採決いたします。

本件それぞれ、委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ委員長の報告どおり決定いたしました。

○議長（山岸喜昭君）次に、総務企画警察委員長の報告を求めます。

寺沢功希委員長。

〔31番寺沢功希君登壇〕

○31番（寺沢功希君）総務企画警察委員会に付託されました議案及び請願、陳情に対する審査の経過と結果について御報告申し上げます。

知事提出議案につきましては、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり可決または承認すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程におきまして議論されました主な事項について申し上げます。

初めに、警察本部関係であります。

委員からは、手軽な移動手段として急速に普及が進む一方で違反や事故の増加が懸念されている電動キックボードや電動スーツケース等の対策について質問が出されました。

警察本部からは、新しいモビリティに対応するため、この春、新たに自転車・小型モビリティ対策係を設置したところであり、県内の販売事業者に対して、購入者に対する十分な交通安全教育の実施について指導を行っていくとの答弁がありました。

次に、総務部、企画振興部関係であります。

総務部からは、県警本部庁舎の建設候補地については、長野合同庁舎北側駐車場周辺を軸に検討を進めていくとの説明がありました。

委員からは、活用が予想される民有地の地権者との円滑な協議を求める意見や、県警本部庁

舎建設候補地を含む県庁周辺の整備方針の策定に向けては、関係者の意見を多角的に聞いてほしいなどの意見が出されました。

また、委員からは、県内への移住を促進する観点から、空き家の流通促進策について質問が出されました。

企画振興部からは、所有者の心理的抵抗感等から流通に至らない空き家が県内には数多く存在すると考えられるところであり、こうした空き家の流通を促進するため、空き家バンクの運営等に御協力をいただいている宅建業協会との連携を一層進めるとともに、空き家活用専門人材の育成にも取り組んでいくとの説明がありました。

このほか、ふるさと納税や長野県地域公共交通計画等についても様々な意見が出されたところでもあります。

以上をもちまして委員長の報告といたします。

○議長（山岸喜昭君）委員長の報告に対して質疑がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）質疑を終局いたします。

委員長の報告中、第1号の予算案、報第1号の専決処分報告を除き、他の案件につき討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本案を一括して採決いたします。

本案それぞれ、委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ委員長の報告どおり決定いたしました。

○議長（山岸喜昭君）次に、各委員長の報告中、第1号「令和6年度長野県一般会計補正予算案」及び報第1号「令和5年度長野県一般会計補正予算の専決処分報告」につき一括して討論をいたします。

討論の通告がありませんので、本案を一括して採決いたします。

本案それぞれ、各委員長の報告はいずれも原案可決または原案承認であります。本案それぞれ、各委員長の報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本案はそれぞれ各委員長の報告どおり可決または承認されました。

●閉会中継続審査及び調査の申し出

○議長（山岸喜昭君）次に、各委員長から、目下委員会において審査及び調査中の事件につき、会議規則第100条の規定により閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

●受付締切り後の陳情提出報告、閉会中継続審査

○議長（山岸喜昭君）次に、お手元に配付いたしましたとおり、受付締切り後、陳情の提出がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

ただいま報告いたしました陳情を本日の日程に追加いたします。

本件を議題といたします。

お諮りいたします。本陳情につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により所管の委員会に対し閉会中継続審査に付したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岸喜昭君）御異議なしと認めます。よって、本陳情は閉会中継続審査に付することに決定いたしました。

〔議案等の部「8 受付締切後提出された陳情」参照〕

○議長（山岸喜昭君）以上で今定例会における案件を全部議了いたしました。

知事から挨拶があります。

阿部知事。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）本定例会に提出いたしました議案につきまして、それぞれ慎重審議をいただいた上、御議決を賜り、誠にありがとうございました。

審議に際しまして議員各位から様々な御意見等を頂戴いたしました。今後の県政運営に当たりまして十分参考とさせていただきたいと考えております。

議員各位におかれましては、今後とも、御自愛の上、県勢発展のためなお一層御活躍されますことを御祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君）以上で本定例会を閉会いたします。

午後 1 時27分閉会

議 案 等 の 部

議 案 等 の 部 目 次

1 議 案

(1) 知事提出議案

(令和6年6月20日上程・令和6年7月5日可決)

第 1 号	令和6年度長野県一般会計補正予算(第1号)案	1
第 2 号	住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案	7
第 3 号	長野県県税条例の一部を改正する条例案	9
第 4 号	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例案	13
第 5 号	幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案	14
第 6 号	知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案	15
第 7 号	国民健康保険事業費納付金の算定の基準等に関する条例の一部を改正する条例案	16
第 8 号	知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例案	17
第 9 号	県庁災害対策用発電設備工事請負契約の締結について	19
第 10 号	県民文化会館舞台機構改修工事請負契約の締結について	20
第 11 号	児童保護措置事務に係る損害賠償について	21
第 12 号	水道管の漏水事故に係る損害賠償について	23
第 13 号	県営かんがい排水事業菅平地区菅平小水力発電施設建設工事変更委託契約の締結について	25
第 14 号	一般国道141号道路改築工事(海尻)委託契約の締結について	26
第 15 号	一般国道418号道路改築工事(天竜川橋2工区)請負契約の締結について	27
第 16 号	一般国道141号道路改築工事(平原大橋)変更請負契約の締結について	28
第 17 号	一般県道市ノ沢山吹停車場線道路改築工事(新万年橋2	

	工区) 変更請負契約の締結について……………	29
第 18 号	一般県道上飯田線道路改築工事 (共和) 変更委託契約の 締結について……………	30
第 19 号	一般県道上松南木曾線道路改築工事 (読書ダムから戸場 1 号トンネル) 変更請負契約の締結について……………	31
第 20 号	一級河川諏訪湖河川改修工事 (釜口水門) 請負契約の締 結について……………	32
第 21 号	一級河川求女川河川改修工事 (鉄道交差部整備) 変更委 託契約の締結について……………	33
第 22 号	一級河川千曲川災害復旧助成工事 (百合居橋) 変更請負 契約の締結について……………	34
第 23 号	一級河川千曲川災害復旧助成工事 (箕作から月岡 1 工 区) 変更請負契約の締結について……………	35
第 24 号	一級河川千曲川災害復旧助成工事 (箕作から月岡 2 工 区) 変更請負契約の締結について……………	36
第 25 号	令和 2 年公共土木施設災害復旧工事 (足瀬 3 工区) 変更 請負契約の締結について……………	37
報第 1 号	令和 5 年度長野県一般会計補正予算 (第 7 号) の専決処 分報告……………	40
報第 2 号	長野県県税条例の一部を改正する条例の専決処分報告……………	49

(令和 6 年 6 月 20 日上程)

報第 3 号	県有地隣接地の事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	55
報第 4 号	交通事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	57
報第 5 号	交通事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	59
報第 6 号	交通事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	61
報第 7 号	交通事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	63
報第 8 号	交通事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	65
報第 9 号	道路上の事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	67
報第 10 号	県有地の事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	71
報第 11 号	道路上の事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	73
報第 12 号	訴えの提起の専決処分報告……………	77

報第13号	訴えの提起の専決処分報告……………	79
報第14号	交通事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	81
報第15号	交通事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	83
報第16号	交通事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	85
報第17号	特別支援学校敷地内の事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	87
報第18号	令和5年度長野県一般会計予算の繰越しについて報告……………	89
報第19号	令和5年度長野県流域下水道事業会計予算の繰越しについて報告……………	102
報第20号	令和5年度長野県電気事業会計予算の繰越しについて報告……………	103
報第21号	令和5年度長野県水道事業会計予算の繰越しについて報告……………	104

(令和6年6月25日上程・令和6年6月28日可決)

第26号	公安委員会委員の選任について……………	38
第27号	教育委員会委員の選任について……………	39

(2) 議員提出議案

(令和6年6月28日上程・同日可決)

議第1号	安全・安心な山岳観光の一層の推進を求める意見書 (案) ……………	105
議第2号	リニア中央新幹線の一刻も早い開業の実現を求める意見書(案) ……………	106
議第3号	刑事訴訟法の改正によるえん罪被害者の速やかな救済を求める意見書(案) ……………	107
議第4号	国土強靱化の強力かつ計画的な推進を求める意見書(案) ……………	108
議第5号	地方財政の充実・強化を求める意見書(案) ……………	109
議第6号	義務教育の更なる充実を求める意見書(案) ……………	110
議第7号	女子差別撤廃条約選択議定書の批准に向けた速やかな検討を求める意見書(案) ……………	111

議第9号	地域におけるこども誰でも通園制度（仮称）の充実等を求める意見書（案）	113
議第12号	国の地方公共団体に対する指示権の慎重かつ適切な行使を求める意見書（案）	116
（令和6年6月28日上程・同日否決）		
議第8号	健康保険証の廃止の延期を求める意見書（案）	112
議第10号	教員の処遇の抜本的な見直しを求める意見書（案）	114
議第11号	国の地方公共団体に対する補充的な指示に関する地方自治法の条項の廃止を求める意見書（案）	115
（3）委員会提出議案		
（令和6年6月28日上程・同日可決）		
委第1号	長野県議会委員会条例の一部を改正する条例（案）	117
2 諸般の報告		
（令和6年6月20日報告）		
	説明のため議会へ出席を要求した者の氏名	118
	長野県地域公共交通計画の策定について	119
	第3期信州保健医療総合計画の策定について	120
	第9期長野県高齢者プランの策定について	121
	長野県障がい者プラン2024（長野県障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画）の策定について	122
	令和5年度における長野県の歯科口腔保健に関する施策の実施状況について	123
	持続可能な脱炭素社会づくりに関する施策の実施状況について	124
	長野県伝統的工芸品産業振興施策の実施状況について	125
	令和5年度行政監査の結果に関する報告について	126
	現金出納検査結果	127
3 発言通告者一覧表		
		131

4	決算特別委員会委員名簿	132
5	請願・陳情文書表	133
6	請願取下願	137
7	委員会審査報告書	
	県民文化健康福祉委員会	138
	産業観光企業委員会	144
	農政林務委員会	147
	危機管理建設委員会	151
	環境文教委員会	155
	総務企画警察委員会	161
	決算特別委員会	164
8	受付締切後提出された陳情	165

安全・安心な山岳観光の一層の推進を
求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
国 土 交 通 大 臣
環 境 大 臣
デ ジ タ ル 大 臣

あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

コロナ禍を経て、密を避けられるアクティビティ及び新たな旅行スタイルへの関心の拡大により、地域の特色ある自然環境を生かした旅行ニーズが高まっており、本県では山岳観光の振興に向け、国内外に向けた観光プロモーションの展開、登山ガイドの登録等により、更なる誘客を目指している。

安全・安心な山岳観光の実現に向けては、登山道及び遊歩道といった環境の整備が不可欠であり、その主な担い手は地方公共団体及び山小屋等の民間団体となっているが、地域によっては登山道の維持・管理主体が不明確で、地形的条件の厳しい山岳地域における継続的・安定的な環境整備には課題が多い。

また、山岳における観光客の増加に伴い、山岳遭難の発生件数は過去最多を更新しており、その多くは準備・計画不足が原因となっていることから、登山者の安全確保に向けた注意喚起及び啓発活動等の強化に加え、登山届の提出等における利便性向上のため、デジタル技術を活用した全国一律の仕組みづくりが求められている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、安全・安心な山岳観光の一層の推進を図るため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 山岳環境の整備に向け、国、地方公共団体及び民間団体といった関係者の一層の連携強化を図りつつ、持続可能な管理のための財源を確保すること。
- 2 山岳における安全確保のために、国による国内外に向けた注意喚起及び自治体における啓発活動への支援を強化し、アプリでの登山届作成・提出をはじめとするデジタル技術を活用した全国一律の仕組みづくりを行うこと。

議 第 2 号

リニア中央新幹線の一刻も早い開業の実現を
求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
国 土 交 通 大 臣
あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

首都圏等との移動時間を大幅に短縮し、地域振興の起爆剤として期待されるリニア中央新幹線について、東海旅客鉄道株式会社（ＪＲ東海）が品川・名古屋間の令和９年の開業を断念したことを受け、沿線自治体のまちづくり等への影響が懸念されている。

開業時期が未定の中、産業・観光面では、長野県駅（仮称）建設予定地の自治体が開発を進める駅前広場等の計画変更を迫られ、企業誘致活動もできず、民間事業者においては、観光需要を当て込んだ設備を活用できない期間が長引く事案も発生している。生活環境面では、工事車両が生活圏で頻繁に行き交うことが騒音、振動及び交通安全上の問題として指摘されており、また、水資源への影響等、住民の不安が長期化することも懸念される。

リニア中央新幹線の開業効果を高めるためには、開業時期の明示及び工事に起因する生活環境問題に速やかな対応をするとともに、工期の遅れでまちづくりに影響が出ている自治体への支援、さらに、長野県駅を拠点とした二次交通に対する支援が求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、リニア中央新幹線の一刻も早い開業実現に向け、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 品川・名古屋間の静岡工区について、関係自治体等の理解を得ながら早期着手を図り、速やかに具体的な開業時期を示すこと。
- 2 騒音・振動、水資源等、生活環境に対する問題が発生した際には、速やかな情報提供及び原因究明並びに応急・恒久的対策を講ずるとともに、必要に応じて自治体等との仲介役を務めるなど、問題解決に積極的に関わること。
- 3 ＪＲ東海と共に、駅周辺のまちづくり事業への支援・協力等、地域振興に資する取組を積極的に講ずること。
- 4 新技術の交通手段への技術的・財政的支援及びＪＲ飯田線の活用等の二次交通を充実させる取組を積極的に支援すること。

刑事訴訟法の改正によるえん罪被害者の
速やかな救済を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
法 務 大 臣
あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

無実であるにもかかわらず有罪とされる、いわゆるえん罪については、刑事訴訟法に基づく裁判のやり直し（以下「再審」という。）により救済が図られているが、再審手続の進め方については、法令において詳細に定められていないため、裁判所の広範な裁量に委ねられており、審理の適正さ及び公平性が損なわれかねない状況となっている。

再審の請求は、無罪を言い渡すべき明らかな証拠を新たに発見した場合等に認められるため、とりわけ、捜査機関等の手元にある証拠の開示が重要となるが、その取扱いについても明文規定が存在していないことから、事件によって証拠開示の範囲に差が生じるほか、捜査機関により適切に証拠が保存されずに証拠開示の実効性が担保されないなどの懸念がある。

また、再審開始の決定がなされると、その後は公判において有罪又は無罪の立証が行われ、再審における最終的な判決が下されることになるが、検察官が再審開始の決定に対して不服申立てを行い、速やかに公判への移行ができない事例も相次いでおり、再審手続が更に長期化する傾向がある。

よって、本県議会は、国会及び政府において、えん罪被害者を速やかに救済するために、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 刑事訴訟法における再審手続について、証拠開示に関する規定を設けること。
- 2 再審手続における証拠開示の実効性を担保するため、証拠の適切な保存に関する規定を設けること。
- 3 刑事訴訟法の改正に当たっては、再審手続における、検察官による不服申立ての在り方についても検討すること。

国土強靱化の強力かつ計画的な推進
を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣 あ て
国 土 交 通 大 臣
国土強靱化担当大臣
内閣府特命担当大臣（防災）

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

近年、我が国における自然災害が激甚化・頻発化しており、本年1月に発生した能登半島地震では、人的被害及び住家被害に加え、電気・水道等の生活インフラにも甚大な被害が生じたことから、防災・減災に向けた国土強靱化の推進は、これまで以上に重要な課題となっている。

現在、国においては、令和7年度までを期間とする「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により、自治体とともに国土強靱化の取組を推進している。また、昨年6月の「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」の改正において、国土強靱化に関し実施すべき施策の内容及び目標を定めた「国土強靱化実施中期計画」を政府において策定することが新たに規定された。

今後も、国と自治体が一体となり、将来にわたって切れ目なく国土強靱化に取り組んでいくためには、現在の5か年加速化対策における計画的な事業の実施はもとより、5か年加速化対策終了後の取組に必要な予算・財源の十分な確保に向け、国土強靱化実施中期計画の早期策定が求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、我が国の自然災害の発生状況を踏まえ、国民の命と財産を守る防災・減災対策を継続的・安定的に実施するため、国土強靱化実施中期計画を早期に策定し、当初予算から必要な予算・財源について通常予算とは別枠で確保するなど、国土強靱化の取組を強力かつ計画的に推進するよう強く要請する。

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 あ て
総 務 大 臣
財 務 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

地方公共団体は、子育て支援・医療・介護等の社会保障の充実、人口減少対策及び防災・減災事業の実施に加え、物価高騰への対応、脱炭素の推進等、担うべき役割が増大しており、これに必要な財政措置が課題となっている。

これらの多様なニーズに対応し、行政サービスの質を確保するためには、政府が地方公共団体の行政需要を的確に把握し、これに見合う地方交付税等の一般財源総額を確保することが不可欠である。

このような中、今年度の一般財源総額は前年度を上回る額が確保されたものの、地方公共団体においては、頻発化する大規模災害への対応、D Xの推進等の喫緊の課題並びにこれらに対応する人材の育成・確保に向けた財政運営がより一層求められている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、地方公共団体がその担うべき役割を確実に果たすため、地方財政全体の安定確保に向けて、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 一般財源総額の確保に当たっては、社会保障、人口減少対策、防災・減災対策、D Xの推進等の地方公共団体の行政需要を的確に把握し、反映させるとともに、人材の育成・確保に向けて、人件費の充実を図ること。
- 2 地方交付税による財源保障機能及び財源調整機能の強化を図るとともに、特例的な措置である臨時財政対策債に頼らない自律的な地方財政の確立に引き続き取り組むこと。
- 3 地域間の税源偏在性を是正するための抜本的な解決策を協議すること。
- 4 地方財政計画における地方創生推進費については、持続可能な地域社会の維持・発展のために継続・拡充すること。

義務教育の更なる充実を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 あ て
財 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

国は、教育の機会均等とその水準の維持向上を目的とした義務教育費国庫負担制度により教職員給与費の一部を負担するとともに、小学校における35人学級を計画的に整備することで少人数教育を推進している。

一方、現在の学校現場では、様々な要因・背景により不登校となる児童生徒への適切な支援や、障害のある児童生徒の特性に応じたきめ細やかな指導等、教職員において個々の事情を踏まえた丁寧な対応が求められている。

教職員が、悩みや困難を抱える児童生徒に寄り添って課題の解決を図りながら、十分な教材研究や授業準備を通じて豊かな学びを保障していくためには、安定した財源の下に必要な教職員を確保するとともに、児童生徒一人ひとりと向き合うことのできる環境の整備が不可欠である。

よって、本県議会は、国会及び政府において、全ての児童生徒に行き届いた質の高い教育を実現するため、義務教育費国庫負担制度を引き続き堅持するとともに、少人数学級を一層推進するなど、義務教育の更なる充実を図るよう強く要請する。

女子差別撤廃条約選択議定書の批准に向けた
速やかな検討を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
法 務 大 臣 あ て
外 務 大 臣
女 性 活 躍 担 当 大 臣
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

女子差別撤廃条約選択議定書は、女性に対するあらゆる差別の撤廃を基本理念とする女子差別撤廃条約の実効性を高めるため、平成11年の国連総会において採択されたが、条約の締約国である日本は、選択議定書を批准していない。

選択議定書を批准した国々においては、条約によって保障された権利の侵害に関して、女性の個人・団体からの申し出に基づき、国連の女子差別撤廃委員会が当事国等に意見や勧告を行う権限を認める個人通報制度が適用されることから、女性の権利に関する司法判断に国際基準が反映されやすくなる。

個人通報制度の適用に当たっては、国内の司法制度・立法政策との関連での問題の有無、実施体制等に関して検討すべき課題があるが、政府の第5次男女共同参画基本計画には、ジェンダー平等に向けた強力な取組及び法制度・慣行を含めた見直しが必要であることが明記されたところであり、撤廃委員会による次回の日本報告審議が本年10月に迫る中、選択議定書の批准に向けて、議論の加速化が求められている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、女性の権利及び自由の侵害を防止するための効果的な行動を実行する決意の下、女子差別撤廃条約選択議定書の批准に向けた速やかな検討を行うよう強く要請する。

健康保険証の廃止の延期を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣 あ て
厚 生 労 働 大 臣
デ ジ タ ル 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

いわゆる「マイナ保険証」は、患者の服用する薬剤や診療データを活用したより良い医療の提供等を目指し、本人の申請に基づいて、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる仕組みであり、政府は、マイナンバーカードに登録されたデータ等の総点検を終え、本年12月2日をもって健康保険証を廃止し、マイナ保険証への移行を進めることを決定した。

しかしながら、マイナ保険証の運用をめぐるのは、情報の誤登録等により、10割負担の医療費が請求される事態のほか、医療機関の窓口でのトラブル等が続いており、高齢者等の申請手続に困難を抱える人及び認証端末の操作方法等に不安を覚える方も多い。

マイナンバー制度は、デジタル社会の基盤となるものであり、その信頼性の確保は極めて重要な課題であることから、マイナ保険証に関連するトラブル等の防止対策及び移行に対する支援のほか、その仕組み及び利点に関する丁寧な説明等を通じて国民の不安を払拭することで、マイナ保険証への円滑な移行を図る必要がある。

よって、本県議会は、国会及び政府において、誰一人取り残されない社会のデジタル化を推進するため、マイナ保険証に関連した誤登録等を防止する措置の強化、高齢者等に対する申請手続への支援等の施策を講ずることにより、その安定的な運用に向けた万全の体制が整うまでの間は、健康保険証の廃止を延期するよう強く要請する。

地域におけるこども誰でも通園制度（仮称）
の充実等を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣 あ て
厚 生 労 働 大 臣
こども家庭庁長官
内閣府特命担当大臣（こども政策）

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

こども誰でも通園制度（仮称）は、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな給付制度であり、令和8年度に全自治体で実施するため、法制度化に向けた準備が進められている。

現在は、各自治体で試行的事業が実施されているが、子育て世帯の保護者は孤立感及び不安感を抱えていることも多く、こうした孤立した育児に悩む家庭への支援としても期待が高まっている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、育児及び多様なライフスタイルの両立に向け、こども誰でも通園制度（仮称）の充実を図るとともに、地域の実情に合わせた速やかな導入を促進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 認可保育所等の実施事業所が不足する地域においては、制度の導入促進を図るためにも、職員配置及び設備基準を満たすための財政的措置を含む支援策を講ずること。
- 2 制度の導入に併せて、保育士が不足している現状を踏まえ、保育士の労働条件の改善や、地域における保育人材の確保体制の充実・強化に向けた対応を検討すること。
- 3 全国の自治体で実施する給付制度であることを前提に、乳幼児数及び地理的特性によって利用時間のニーズにばらつきが生じることが想定されることから、利用時間の在り方について検討すること。
- 4 地域における他の子育て支援サービスも含めて、潜在的待機児童の解消も視野に入れた重層的な見守り機能が発揮されるような制度設計とすること。

教員の処遇の抜本的な見直しを求める
意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 あ て
財 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

近年、教員の長時間労働に対する不安を背景に、公立学校の教員採用試験の志願者が全国的に減少する中、国が、昨年4月に公表した教員勤務実態調査では、公立小中学校の教員における平日1日当たりの在校等時間はおよそ11時間であり、学校現場での長時間労働が続いている状況にあることから、教員のなり手不足の深刻化が懸念される。

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下「給特法」という。）では、給与月額の4％を教職調整額として一律に支給するが、時間外勤務手当は支給しないこととされており、この仕組みが、労働時間の把握及び管理に対する意識の希薄化を招き、教員の長時間労働が常態化する要因になっているとも言われている。

こうした中、国は、給特法の改正による教職調整額の引上げを視野に、教員確保のための方策について検討を進めているが、常態化する長時間労働を是正し、なり手不足を解消して学校現場の教員を増員するためには、時間外勤務手当の支給をはじめとする現在の給与体系の抜本的な見直しを通じて、教員の処遇改善を図ることが必要不可欠である。

よって、本県議会は、国会及び政府において、学校現場を持続可能で魅力ある職場とし、将来にわたって学校教育を担う人材を確保するため、教員の処遇を抜本的に見直すよう強く要請する。

国の地方公共団体に対する補充的な指示
に関する地方自治法の条項の廃止を求め
る意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

我が国における地方自治は、日本国憲法において保障されており、その仕組みや国と地方との関係については地方自治法で定められている。また、平成12年に施行された地方分権一括法において、国との関係が上下・主従から対等・協力へと改められる中で、地方公共団体は住民に身近な行政を自主的かつ総合的に担うこととされた。

こうした中、地方自治法の一部を改正する法律が今年19日に可決・成立し、大規模災害、感染症のまん延等の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある際に、個別法に規定がなく指示が出せない場合でも、国が地方公共団体に対し「補充的な指示」ができるとする条項が特例として創設された。

しかしながら、今回の法改正では、指示が出される事態の類型及び判断基準が明確にされておらず、国の関与を最大限抑制すべき自治事務にまで指示することが可能になるなど、憲法で保障された地方自治の本旨や国との対等な関係を侵害する内容であることから、断じて容認することはできない。

よって、本県議会は、国会及び政府において、地方自治の本旨及び地方分権の趣旨に鑑み、地方自治法に基づく国の恣意的な介入を防ぐため、国の地方公共団体に対する補充的な指示に関する地方自治法の条項を廃止するよう強く要請する。

国の地方公共団体に対する指示権の慎重
かつ適切な行使を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

今月19日、地方自治法の一部を改正する法律が可決・成立し、大規模災害、感染症のまん延等の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に、個別法に規定がなくても国が地方公共団体に対し必要な指示ができるとする、いわゆる「指示権」が特例として創設された。

現在、国による指示は、平成12年に施行された地方分権一括法において、個別法の規定に基づく場合及び法定受託事務の違法状態を是正する場合に限定されており、地方公共団体との関係を対等・協力とする原則の中で、国の関与は必要最小限にとどめられている。

今回の法改正では、国と地方公共団体の対等な関係は維持し、国が指示権を行使する際は、事前に対象となる地方公共団体の意見の聴取に努めるといった附帯決議も付されたことから、地方公共団体の実情を適切に踏まえた運用が求められている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、地方公共団体の自主的・自立的な運営を担保するため、附帯決議を踏まえ、地方公共団体との協議・調整を十分に行うなど、国の地方公共団体に対する指示権を慎重かつ適切に行使するよう強く要請する。

委 第 1 号

長野県議会委員会条例の一部を改正する 条例（案）

長野県議会委員会条例（昭和35年長野県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中ケを削り、コをケとし、同条第5号に次のように加える。

ウ 収用委員会に関する事項

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の長野県議会委員会条例の規定に基づいて設置されている総務企画警察委員会の委員長、副委員長及び委員並びに危機管理建設委員会の委員長、副委員長及び委員は、この条例による改正後の長野県議会委員会条例の規定に基づいて設置された総務企画警察委員会の委員長、副委員長及び委員並びに危機管理建設委員会の委員長、副委員長及び委員に選任されたものとみなす。

（提案理由）

長野県組織規則の一部改正に伴い、常任委員会の所管事項の改正を行うため。

全 議 員 様

長野県議会議長 山 岸 喜 昭

令和6年6月定例会において説明のため
議会へ出席を要求した者の氏名について

議会へ出席を要求した者の氏名は、下記のとおりです。

記

知 事	阿 部 守 一
副 知 事	関 昇 一 郎
危機管理監兼危機管理部長	前 沢 直 隆
企 画 振 興 部 長	清 水 裕 之
企画振興部交通政策局長	小 林 真 人
(6月25日から6月28日までの会議)	
総 務 部 長	渡 辺 高 秀
県 民 文 化 部 長	直 江 崇
県民文化部こども若者局長	高 橋 寿 明
(6月25日から6月28日までの会議)	
健 康 福 祉 部 長	笹 渕 美 香
環 境 部 長	諏 訪 孝 治
産 業 政 策 監	山 田 明 子
産 業 労 働 部 長	田 中 達 也
産業労働部営業局長	合 津 俊 雄
(6月25日から6月28日までの会議)	
観 光 ス ポ ー ツ 部 長	加 藤 浩
農 政 部 長	小 林 茂 樹
林 務 部 長	須 藤 俊 一
建 設 部 長	新 田 恭 士
建設部リニア整備推進局長	室 賀 莊 一 郎
(6月25日から6月28日までの会議)	
会 計 管 理 者 兼 会 計 局 長	尾 島 信 久
公 営 企 業 管 理 者	吉 沢 正
公 企 業 局 長 事 務 取 扱	
財 政 課 長	新 納 範 久
教 育 長	武 田 育 夫
教 育 次 長	米 沢 一 馬
教 育 次 長	曾 根 原 好 彦
警 察 本 部 長	鈴 木 達 也
警 務 部 長	小 野 田 博 通
監 査 委 員	増 田 隆 志

(写)

6 交第31号
令和 6 年(2024 年) 6 月13日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

長野県知事 阿 部 守 一

長野県地域公共交通計画の策定について（報告）

長野県地域公共交通計画を策定したので、長野県基本計画の議決等に関する条例（平成17年条例第50号）第3条第1項の規定により報告します。

（別冊は掲載を省略する）

(写)

6 健福政第59号
令和6年（2024年）6月12日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

長野県知事 阿 部 守 一

第3期信州保健医療総合計画の策定について（報告）

標記計画を策定したので、長野県基本計画の議決等に関する条例第3条第1項により報告します。

（別冊は掲載を省略する）

(写)

6 介第254号
令和6年(2024年)6月7日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

長野県知事 阿 部 守 一

第9期長野県高齢者プランの策定について(報告)

標記計画を策定したので、長野県基本計画の議決等に関する条例第3条第1項により報告します。

(別冊は掲載を省略する)

(写)

6 障第 217 号
令和 6 年（2024 年）5 月 30 日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

長野県知事 阿 部 守 一

長野県障がい者プラン2024（長野県障害者計画・第 7 期障害福祉計画・
第 3 期障害児福祉計画）の策定について（報告）

標記計画を策定したので、長野県基本計画の議決等に関する条例第 3 条第 1 項
により報告します。

（別冊は掲載を省略する）

(写)

6 健増第91号
令和 6 年(2024年) 6 月11日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

長野県知事 阿 部 守 一

令和 5 年度における長野県の歯科口腔保健に関する施策の
実施状況について（報告）

長野県歯科口腔保健推進条例（平成22年条例第28号）第14条の規定により、県
が講じた歯及び口腔の健康づくりに関する施策の実施状況を報告します。

（別冊は掲載を省略する）

(写)

5環政第285号
令和6年(2024年)3月29日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

長野県知事 阿 部 守 一

持続可能な脱炭素社会づくりに関する施策の実施状況について(報告)

長野県脱炭素社会づくり条例(令和2年条例第39号)第15条の規定により、2022年度(令和4年度)において県が講じた標記施策の実施状況につきまして、下記報告書のとおり報告いたします。

記

送付部数

長野県ゼロカーボン戦略に係る2022(令和4)年度 進捗と成果報告書【概要】	1部
長野県ゼロカーボン戦略に係る2022(令和4)年度 進捗と成果報告書	1部

(別冊は掲載を省略する)

(写)

6 産技第103号
令和 6 年(2024年) 6 月13日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

長野県知事 阿 部 守 一

長野県伝統的工芸品産業振興施策の実施状況について（報告）

長野県の美しい伝統的工芸品を未来につなぐ条例（令和 5 年条例第15号）第15条の規定により、令和 5 年度に県が講じた伝統的工芸品産業振興に関する施策の実施状況を報告します。

（別冊は掲載を省略する）

(写)

6 監査第15号
令和 6 年(2024 年) 6 月10日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

長野県監査委員	増	田	隆	志
同	青	木	孝	子
同	柄	澤	千	恵子
同	依	田	明	善

令和 5 年度行政監査の結果に関する報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 199 条第 2 項の規定による監査を行ったので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

（別紙は掲載を省略する）

(写)

6 監査第 4 号
令和 6 年(2024年) 4 月12日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

長野県監査委員 増 田 隆 志

現金出納検査の結果について

令和 6 年 3 月28日に実施したこのことについて、地方自治法（昭和22年法律第 67号）第235条の 2 第 3 項の規定及び長野県監査委員監査基準により、下記のとおり提出します。

記

1 会計局所管関係

令和 6 年 2 月29日現在の令和 5 年度 2 月分の一般会計及び公債費ほか10特別会計並びに美術品取得基金の収支は別紙 1 のとおりで、現金預金現在高は、指定金融機関から提出された歳計現金在高表及びつり銭用現金保管残高報告書の合計額と照合した結果、過誤のないことを確認した。

なお、現金保管高は、16機関で885,000円であった。

2 企業局所管関係

令和 6 年 2 月29日現在の電気事業会計及び水道事業会計の合計残高試算表は別紙 2 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

3 環境部所管関係

令和 6 年 2 月29日現在の流域下水道事業会計の合計残高試算表は別紙 3 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

4 健康福祉部所管関係

令和 6 年 2 月29日現在の総合リハビリテーション事業会計の合計残高試算表は別紙 4 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

(写)

6 監査第 4－2 号
令和 6 年(2024年) 5 月14日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

長野県監査委員 増 田 隆 志

現金出納検査の結果について

令和 6 年 4 月30日に実施したこのことについて、地方自治法（昭和22年法律第 67号）第235条の 2 第 3 項の規定及び長野県監査委員監査基準により、下記のとおり提出します。

記

1 会計局所管関係

令和 6 年 3 月31日現在の令和 5 年度 3 月分の一般会計及び公債費ほか10特別会計並びに美術品取得基金の収支は別紙 1 のとおりで、現金預金現在高は、指定金融機関から提出された歳計現金在高表及びつり銭用現金保管残高報告書の合計額と照合した結果、過誤のないことを確認した。

なお、現金保管高は、16機関で885,000円であった。

(写)

6 監査第 4－3 号
令和 6 年(2024年) 6 月14日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

長野県監査委員 増 田 隆 志

現金出納検査の結果について

令和 6 年 5 月28日に実施したこのことについて、地方自治法（昭和22年法律第 67号）第235条の 2 第 3 項の規定及び長野県監査委員監査基準により、下記のとおり提出します。

記

1 会計局所管関係

令和 6 年 4 月30日現在の令和 5 年度 4 月分（期外分）の一般会計及び公債費ほか10特別会計及び令和 6 年度 4 月分の一般会計及び公債費ほか10特別会計並びに美術品取得基金の収支は別紙 1 及び別紙 2 のとおりで、現金預金現在高は、指定金融機関から提出された歳計現金在高表及びつり銭用現金保管残高報告書の合計額と照合した結果、過誤のないことを確認した。

なお、現金保管高は、16機関で 885,000 円であった。

2 企業局所管関係

(1) 令和 5 年度 3 月分

令和 6 年 3 月31日現在の電気事業会計及び水道事業会計の合計残高試算表は別紙 3 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

(2) 令和 6 年度 4 月分

令和 6 年 4 月30日現在の電気事業会計及び水道事業会計の合計残高試算表は別紙 4 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

3 環境部所管関係

(1) 令和 5 年度 3 月分

令和 6 年 3 月31日現在の流域下水道事業会計の合計残高試算表は別紙 5 の

とおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

(2) 令和6年度4月分

令和6年4月30日現在の流域下水道事業会計の合計残高試算表は別紙6のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

4 健康福祉部所管関係

(1) 令和5年度3月分

令和6年3月31日現在の総合リハビリテーション事業会計の合計残高試算表は別紙7のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

(2) 令和6年度4月分

令和6年4月30日現在の総合リハビリテーション事業会計の合計残高試算表は別紙8のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

発言通告者一覧表（一般質問・質疑）

= 6・6定例会 =

発言順位	氏 名	所属党派・議席	発言割当時間	発言の要旨
1	西 沢 正 隆	(自民党・53)	22分	県政一般について
2	小 林 東一郎	(改革信・45)	15分	県政一般について
3	奥 村 健 仁	(新政団・6)	10分	県政一般について
4	寺 沢 功 希	(自民党・31)	22分	県政一般について
5	竹 村 直 子	(改革信・1)	10分	県政一般について
6	山 口 典 久	(共産党・23)	14分	県政一般について
7	川 上 信 彦	(公明党・25)	13分	県政一般について
8	中 川 博 司	(改革信・37)	12分	県政一般について
9	小 林 陽 子	(改革信・2)	11分	県政一般について
10	佐 藤 千 枝	(改革信・10)	10分	県政一般について
11	丸 山 寿 子	(改革信・11)	11分	県政一般について
12	竹 内 正 美	(自民党・28)	22分	県政一般について
13	向 山 賢 悟	(自民党・17)	22分	県政一般について
14	勝 野 智 行	(公明党・13)	10分	県政一般について
15	両 角 友 成	(共産党・38)	14分	県政一般について
16	毛 利 栄 子	(共産党・47)	15分	県政一般について
17	グレート無茶	(新政団・5)	10分	県政一般について
18	早 川 大 地	(自民党・9)	22分	県政一般について
19	小 林 君 男	(無所属・12)	8分	県政一般について
20	垣 内 将 邦	(自民党・8)	22分	県政一般について
21	小 山 仁 志	(新政団・27)	10分	県政一般について
22	勝 山 秀 夫	(公明党・4)	10分	県政一般について
23	大 井 岳 夫	(自民党・19)	22分	県政一般について
24	青 木 崇	(自民党・7)	22分	県政一般について
25	林 和 明	(改革信・3)	11分	県政一般について
26	加 藤 康 治	(公明党・14)	10分	県政一般について
27	望 月 義 寿	(改革信・22)	9分	県政一般について
28	百 瀬 智 之	(新政団・26)	9分	県政一般について
29	埋 橋 茂 人	(改革信・35)	10分	県政一般について
30	小 林 あ や	(新政団・15)	9分	県政一般について
31	清 水 正 康	(新政団・16)	9分	県政一般について

特 別 委 員 会 委 員 名 簿
(6・6定例会) (順 序 不 同)

委員会名	定数	委 員			
		自 民 党	改 革 信	新 政 団	公 明 党
決算特別	12	山 田 英 喜	埋 橋 茂 人	清 水 正 康	勝 山 秀 夫
		丸 山 栄 一	望 月 義 寿		
		堀 内 孝 人	小 林 陽 子		
		大 畑 俊 隆			
		向 山 賢 悟			
		青 木 崇			
					和 田 明 子

県民文化健康福祉委員会審査報告書

令和6年7月3日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

県民文化健康福祉委員長 小 山 仁 志

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 県民文化健康福祉委員会

第 1 号 令和 6 年度長野県一般会計補正予算（第 1 号）案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 3 款 民 生 費

第 4 款 衛 生 費

第 4 号 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例案

第 5 号 幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案

第 6 号 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

第 7 号 国民健康保険事業費納付金の算定の基準等に関する条例の一部を改正する条例案

第 8 号 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例案

第 11 号 児童保護措置事務に係る損害賠償について

報第 1 号 令和 5 年度長野県一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分報告中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 3 款 民 生 費

第 4 款 衛 生 費

県民文化健康福祉委員会請願審査報告書

令和6年7月3日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

県民文化健康福祉委員長 小 山 仁 志

次の請願は、下記の理由により、不採択とすべきものと決定しました。

請第 10号 健康保険証の廃止の延期を求める意見書提出について

記

不採択の理由

議第8号「健康保険証の廃止の延期を求める意見書案」が否決されているため。

県民文化健康福祉委員会陳情審査報告書

令和6年7月3日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

県民文化健康福祉委員長 小 山 仁 志

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

- 陳第 237号 地域少子化対策重点推進交付金結婚新生活支援事業の制度・運用の見直しについて
- 陳第 238号 児童福祉施設における子育て短期支援事業の利用のための制度等の見直しについて
- 陳第 241号 民生委員・児童委員制度の在り方及び負担軽減について
- 陳第 243号 新生児マススクリーニング検査に関する実証事業の実施について
- 陳第 245号 行政処分等に伴う自立支援給付費等負担金の返還に係る制度の見直しについて
- 陳第 246号 障害者相談支援事業の社会福祉事業としての位置づけについて

閉 会 中 継 続 審 査 及 び 調 査 申 出 書

令和6年7月3日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

県民文化健康福祉委員長 小 山 仁 志

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

- 請第 9号 沖縄戦戦没者の遺骨混入土砂を埋立てに使用しないことを求める意見書提出について

- 陳第 5号 妊婦歯科健康診査及び成人歯周病検診における県内市町村間相互乗入れ制度の整備について
- 陳第 7号 福祉医療費給付事業窓口無料化の障がい者への拡大について
- 陳第 34号 木曽郡の医療充実に向けての支援について
- 陳第 37号 保育士確保の一体的・広域的な取組みについて
- 陳第 42号 埋蔵文化財（出土品）の保管について
- 陳第 45号 重症心身障がい児（者）及び医療的ケアが必要な障がい児（者）への支援体制の拡充について
- 陳第 54号 子ども医療費完全無料化について
- 陳第 120号 不妊治療に関する支援の強化について
- 陳第 122号 国民健康保険料（税）の軽減拡大について
- 陳第 123号 長野県福祉医療費制度の拡大について
- 陳第 144号 発達障がい児（者）の支援体制の強化及び保育制度・児童福祉制度等の充実について
- 陳第 178号 発達障がい児（者）の支援体制の強化及び保育制度・児童福祉制度等の充実について
- 陳第 232号 育休退園制度廃止を求めることについて
- 陳第 239号 精神障がい者の福祉医療費給付事業における県補助の対象範囲拡大について

- 陳第 240号 障がい者の福祉医療費給付事業における県補助の対象範囲拡大について
- 陳第 242号 在宅酸素等電子医療機器利用者に対する非常用電源設置等助成について
- 陳第 244号 妊婦一般健康診査の結果提供体制の整備について
- 陳第 247号 医療的ケア児等総合支援事業の補助金交付対象の拡充について
- 陳第 248号 長野県地域福祉総合助成金交付事業における心身障がい児（者）タイムケア事業の基準額の見直しについて

- (1) 県民生活及び芸術文化について
- (2) 次世代育成支援について
- (3) 私学振興対策について
- (4) 社会福祉の充実について
- (5) 医療対策について
- (6) 公衆衛生対策について

2 継続審査及び調査を必要とする理由
なお慎重に審査及び調査を要するため。

産 業 観 光 企 業 委 員 会 審 査 報 告 書

令和6年7月3日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

産業観光企業委員長 宮 下 克 彦

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 産業観光企業委員会

第 1 号 令和 6 年度長野県一般会計補正予算（第 1 号）案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 8 款 商 工 費

第 12 号 水道管の漏水事故に係る損害賠償について

報第 1 号 令和 5 年度長野県一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分報告中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 5 款 労 働 費

第 8 款 商 工 費

閉 会 中 継 続 審 査 及 び 調 査 申 出 書

令和6年7月3日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

産業観光企業委員長 宮 下 克 彦

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

請第 4号 最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書
提出について

陳第 230号 社会教育施設の充実について

陳第 231号 社会教育施設の充実について

- (1) 商業及び工業の振興について
- (2) 雇用、人材育成について
- (3) 労働対策について
- (4) 観光の振興について
- (5) スポーツの振興について
- (6) 公営企業の管理運営について

2 継続審査及び調査を必要とする理由

なお慎重に審査及び調査を要するため。

農 政 林 務 委 員 会 審 査 報 告 書

令和6年7月3日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

農政林務委員長 中 川 博 司

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 農政林務委員会

第 13 号 県営かんがい排水事業菅平地区菅平小水力発電施設建設工事変更委託契約の締結について

報第 1 号 令和 5 年度長野県一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分報告中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 7 款 農林水産業費

農政林務委員会陳情審査報告書

令和6年7月3日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

農政林務委員長 中 川 博 司

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

- 陳第 250号 農畜産物の適正な価格形成実現に向けた取組みについて
- 陳第 251号 酒造好適米の数量確保に向けた制度運用の検討及び生産
の支援について
- 陳第 252号 長野県産そばの更なるブランド化に向けた取組みについ
て
- 陳第 253号 利用権設定等促進事業の廃止に伴う農地中間管理事業へ
の円滑な移行に対する支援について
- 陳第 254号 公共施設や建築物一般における木材の利用促進について
- 陳第 255号 鳥獣被害防止総合対策交付金（捕獲補助金）の増額要望
について
- 陳第 256号 ツキノワグマの捕獲対策と支援の拡充について
- 陳第 260号 農業農村整備の推進について

閉 会 中 継 続 調 査 申 出 書

令和6年7月3日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

農政林務委員長 中 川 博 司

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

- (1) 農業及び水産業の振興対策について
- (2) 農業・農村の活性化対策について
- (3) 林業の振興対策について
- (4) 林業・山村の活性化対策について
- (5) 森林整備について
- (6) 農林業の災害対策について

2 継続調査を必要とする理由

なお慎重に調査を要するため。

危機管理建設委員会審査報告書

令和6年7月3日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

危機管理建設委員長 大 畑 俊 隆

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 危機管理建設委員会

第 1 号 令和 6 年度長野県一般会計補正予算（第 1 号）案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 2 款 総 務 費

第 6 項 防災費

第 7 項 災害救助費

第 9 款 土 木 費

第 14 号 一般国道141号道路改築工事（海尻）委託契約の締結について

第 15 号 一般国道418号道路改築工事（天竜川橋 2 工区）請負契約の締結について

第 16 号 一般国道141号道路改築工事（平原大橋）変更請負契約の締結について

第 17 号 一般県道市ノ沢山吹停車場線道路改築工事（新万年橋 2 工区）変更請負契約の締結について

第 18 号 一般県道上飯田線道路改築工事（共和）変更委託契約の締結について

第 19 号 一般県道上松南木曽線道路改築工事（読書ダムから戸場 1 号トンネル）変更請負契約の締結について

第 20 号 一級河川諏訪湖河川改修工事（釜口水門）請負契約の締結について

第 21 号 一級河川求女川河川改修工事（鉄道交差部整備）変更委託契約の締結について

第 22 号 一級河川千曲川災害復旧助成工事（百合居橋）変更請負契約の締結について

第 23 号 一級河川千曲川災害復旧助成工事（箕作から月岡 1 工区）変更請負契約の締結について

第 24 号 一級河川千曲川災害復旧助成工事（箕作から月岡 2 工区）変更請負契約の締結について

第 25 号 令和 2 年公共土木施設災害復旧工事（足瀬 3 工区）変更請負契約の締結について

報第 1 号 令和 5 年度長野県一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分報告中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 2 款 総 務 費

第 6 項 防災費

第 9 款 土 木 費

第 12 款 災害復旧費

閉会中継続審査及び調査申出書

令和6年7月3日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

危機管理建設委員長 大 畑 俊 隆

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

- 請第 5号 千曲大橋（長野市長沼・須坂市豊洲間）県道建設の早期事業化について
- 陳第 16号 景観計画策定に要する経費に対する補助制度の創設について
- 陳第 18号 長野県住宅新築資金等貸付助成事業費補助金に係る補助対象項目の復活について
- 陳第 19号 都市計画基礎調査に係る県からの委託料の増額について
- 陳第 50号 準中型車両以上及び特殊車両免許取得費用に係る補助制度の創設について
- 陳第 221号 県内有料道路の料金回収所のキャッシュレス化について
- 陳第 257号 被災建築物応急危険度判定士養成講習会受講資格要件の拡充について
- 陳第 258号 既存木造住宅耐震改修工事費の補助対象範囲の拡充について
- 陳第 259号 住宅・建築物の耐震改修工事に対する県の補助制度の拡充について

- (1) 危機管理対策について
- (2) 災害対策の調整について
- (3) 道路整備事業について
- (4) 河川・砂防等治水事業について
- (5) 高速自動車国道関連公共土木施設の整備について
- (6) 高速鉄道網の整備について
- (7) 都市計画事業について

- (8) 住宅及び建築行政について
- (9) 災害対策について

2 継続審査及び調査を必要とする理由
なお慎重に審査及び調査を要するため。

環 境 文 教 委 員 会 審 査 報 告 書

令和6年7月3日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

環境文教委員長 花 岡 賢 一

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 環境文教委員会

第 1 号 令和 6 年度長野県一般会計補正予算（第 1 号）案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 6 款 環 境 費

第 11 款 教 育 費

第 2 条 債務負担行為の補正

報第 1 号 令和 5 年度長野県一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分報告中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 6 款 環 境 費

第 11 款 教 育 費

環 境 文 教 委 員 会 請 願 審 査 報 告 書

令和6年7月3日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

環境文教委員長 花 岡 賢 一

次の請願は、採択すべきものと決定しました。

請第 8 号 さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保
と義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書
提出について

環 境 文 教 委 員 会 陳 情 審 査 報 告 書

令和6年7月3日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

環境文教委員長 花 岡 賢 一

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

陳第 249号 国の循環型社会形成推進交付金による市町村への財政支援について

閉会中継続審査及び調査申出書

令和6年7月3日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

環境文教委員長 花 岡 賢 一

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

- 陳第 21号 生徒会等役員選任において、生活困難世帯の生徒に対し、負担軽減を求めることについて
- 陳第 40号 代替講師不足への柔軟な対応について
- 陳第 52号 公立高校が魅力的で特色ある学校づくりを進めるとともに、一人でも多くの生徒が希望する進路を実現できるための支援を求めることについて
- 陳第 63号 専科教員の配置および教育体制の支援強化について
- 陳第 64号 学校司書配置のための県費支援事業の創設について
- 陳第 65号 運動部活動の地域移行に係る支援について
- 陳第 66号 県内町村の学校給食無償化のための財政支援について
- 陳第 67号 学級編制に関することについて
- 陳第 93号 木曽谷の教育振興について
- 陳第 95号 特別支援教育の支援充実について
- 陳第 96号 木曽の児童生徒が教育的不利にならないための対応について
- 陳第 97号 木曽郡の実情に合わせた魅力ある高校づくりについて
- 陳第 98号 中学校部活動の地域移行のあり方について
- 陳第 99号 教員業務支援員の配置について
- 陳第 124号 児童生徒に寄り添った教育環境の充実について
- 陳第 125号 義務教育における教育環境の充実について
- 陳第 127号 県立高校一人1台タブレット端末の公費導入を求めることについて
- 陳第 137号 教育環境の整備について
- 陳第 171号 教育環境の整備について
- 陳第 201号 高校募集定員・高校再編・高校入試制度改革について

- 陳第 202号 特別支援教育の充実について
陳第 203号 へき地手当支給率の改善について
陳第 204号 教職員数の増員について
陳第 205号 学校における働き方改革について
陳第 208号 30人規模学級の継続について
陳第 209号 日本語指導・外国籍等児童生徒支援指導の充実について
陳第 210号 不適応・不登校児童生徒への支援充実について
陳第 211号 養護教諭に対する代替措置について
陳第 212号 教育予算の確保について
陳第 233号 登校支援に係る加配教員の配置拡充について
陳第 234号 欠員対策のための教員配置事業におけるサポートに入る
教員の増員について
陳第 235号 市町村教育委員会主催の県費教職員を対象とする研修に
要する費用について
陳第 236号 スクールソーシャルワーカーの拡充について

- (1) 環境の保全対策について
- (2) 廃棄物対策について
- (3) 学力の向上について
- (4) 児童・生徒の健全育成について
- (5) 中等教育の改善充実について
- (6) 教育環境の整備充実について
- (7) 人権教育及び特別支援教育の充実について
- (8) 生涯学習の振興について
- (9) 教育機関の運営について

2 継続審査及び調査を必要とする理由

なお慎重に審査及び調査を要するため。

総務企画警察委員会審査報告書

令和6年7月4日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

総務企画警察委員長 寺 沢 功 希

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 総務企画警察委員会

第 1 号 令和 6 年度長野県一般会計補正予算（第 1 号）案中

第 1 条 歳入歳出予算の補正中

歳 入 全 部

歳 出

第 2 款 総 務 費

第 1 項 総務管理費

第 2 項 企画費

第 10 款 警 察 費

第 14 款 諸 支 出 金

第 3 条 地方債の補正

第 2 号 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案

第 3 号 長野県県税条例の一部を改正する条例案

第 9 号 県庁災害対策用発電設備工事請負契約の締結について

第 10 号 県民文化会館舞台機構改修工事請負契約の締結について

報第 1 号 令和 5 年度長野県一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分報告中

第 1 条 歳入歳出予算の補正中

歳 入 全 部

歳 出

第 2 款 総 務 費

第 1 項 総務管理費

第 2 項 企画費

第 4 項 市町村振興費

第 10 款 警 察 費

第 13 款 公 債 費

第 14 款 諸 支 出 金

第 2 条 地方債の補正

報第 2 号 長野県県税条例の一部を改正する条例の専決処分報告

閉会中継続審査及び調査申出書

令和6年7月4日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

総務企画警察委員長 寺 沢 功 希

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

請第 7号 日本国憲法の理念を生かし、イスラエル・パレスチナ紛争の即時停戦、人道支援の徹底、早期の平和的解決に全力を尽くすことを求める意見書提出について

陳第 1号 一般家庭で使用する除雪機の購入に対する補助制度について

陳第 200号 住宅除雪支援事業の拡充について

陳第 217号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書提出について

陳第 220号 バス等公共交通における支援策、固定資産税の減免措置及び免税軽油制度の継続について

- (1) 県行政の総合的な企画調整について
- (2) 県財政事情について
- (3) 行政組織・機構及び県有財産の管理について
- (4) 市町村行財政について
- (5) 国際交流について
- (6) 警察施設及び装備の整備について
- (7) 防犯及び少年非行防止対策について
- (8) 交通指導取締り対策及び交通安全施設の整備について

2 継続審査及び調査を必要とする理由

なお慎重に審査及び調査を要するため。

閉 会 中 継 続 調 査 申 出 書

令和 6 年 6 月 28 日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

決算特別委員長 清 水 正 康

当委員会は、下記の事件を閉会中も継続して調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

- (1) 令和 5 年度長野県一般会計及び令和 5 年度長野県特別会計の決算状況に関する事項
- (2) 令和 5 年度長野県総合リハビリテーション事業会計、令和 5 年度長野県流域下水道事業会計、令和 5 年度長野県電気事業会計及び令和 5 年度長野県水道事業会計の決算状況に関する事項

2 継続調査を必要とする理由

なお慎重に調査を要するため。